



平成29年 第1回定例会

会 議 録

(平成29年3月3日～3月28日)

枕 崎 市 議 会

平成 29 年
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 26 日間 (3 月 3 日～3 月 28 日)

2 会期日程

| 月 日 (曜) | 区 分 | 時 間 | 内 容 |
|--------------|-----|--------|---|
| 3 月 3 日 (金) | 本会議 | 前 9:30 | 1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第27号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第28号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会 |
| 3 月 4 日 (土) | 休 会 | | |
| 3 月 5 日 (日) | 休 会 | | |
| 3 月 6 日 (月) | 本会議 | 前 9:30 | 1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会 |
| 3 月 7 日 (火) | 本会議 | 前 9:30 | 1 開 議 2 一般質問(1名) 3 散 会 |
| | | 後 1:7 | 1 産業厚生委員会 |
| 3 月 8 日 (水) | 休 会 | 委員会 | 前 9:25 1 総務文教委員会 |
| 3 月 9 日 (木) | 休 会 | 委員会 | 前 9:22 1 予算特別委員会(補正) |
| 3 月 10 日 (金) | 休 会 | 委員会 | 前 9:25 1 予算特別委員会(当初) |
| 3 月 11 日 (土) | 休 会 | | |

| | | | | |
|----------|-----|-----|--------|---|
| 3月12日(日) | 休 会 | | | |
| 3月13日(月) | 休 会 | 委員会 | 前 9:24 | 1 予算特別委員会(当初) |
| 3月14日(火) | 休 会 | 委員会 | 後 1:6 | 1 予算特別委員会(当初) |
| 3月15日(水) | 休 会 | 委員会 | 前 9:23 | 1 予算特別委員会(当初) |
| 3月16日(木) | 休 会 | | | |
| 3月17日(金) | 休 会 | 委員会 | 前 9:26 | 1 議会運営委員会 |
| 3月18日(土) | 休 会 | | | |
| 3月19日(日) | 休 会 | | | |
| 3月20日(月) | 休 会 | | | |
| 3月21日(火) | 休 会 | | | |
| 3月22日(水) | 本会議 | | 前 9:30 | 1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号-第12号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第13号-第17号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 選挙管理委員及び同補充員の選挙について 12 散 会 |
| 3月23日(木) | 休 会 | | | |
| 3月24日(金) | 休 会 | 委員会 | 前 9:23 | 1 議会運営委員会 |
| 3月25日(土) | 休 会 | | | |
| 3月26日(日) | 休 会 | | | |

| | | | | |
|----------|-----|-----|------------------|---|
| 3月27日(月) | 休 会 | | | |
| 3月28日(火) | 本会議 | 委員会 | 前 8:27 前 9:30 | 1 議会運営委員会 1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 国保運営健全化・健康増進対策 特別委員会の設置について 9 閉 会 |

本 会 議 第 1 日

(平成29年3月3日)

平成29年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成29年3月3日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件 名 | 付託 委員会 |
|----------|----------|--|-----------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期について | |
| 3 | | 諸般の報告 | |
| 4 | 1 | 平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号） | 予 特 |
| 5 | 2 | 平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） | 〃 |
| 6 | 3 | 平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 〃 |
| 7 | 4 | 平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号） | 〃 |
| 8 | 5 | 平成29年度枕崎市一般会計予算 | 〃 |
| 9 | 6 | 平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計予算 | 〃 |
| 10 | 7 | 平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算 | 〃 |
| 11 | 8 | 平成29年度枕崎市介護保険特別会計予算 | 〃 |
| 12 | 9 | 平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算 | 〃 |
| 13 | 10 | 平成29年度枕崎市立病院事業会計予算 | 〃 |
| 14 | 11 | 平成29年度枕崎市水道事業会計予算 | 〃 |
| 15 | 12 | 枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総 文 |
| 16 | 13 | 枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 17 | 14 | 枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |

| | | | |
|----|----|---|----|
| 18 | 15 | 枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 19 | 16 | 枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 20 | 17 | 枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 21 | 18 | 枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | 産厚 |
| 22 | 19 | 枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 23 | 20 | 枕崎市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について | 産厚 |
| 24 | 21 | 公の施設の指定管理者の指定について | 〃 |
| 25 | 22 | 公の施設の指定管理者の指定について | 〃 |
| 26 | 23 | 市道の廃止について | 〃 |
| 27 | 25 | 専決処分の承認を求めることについて | 予特 |
| 28 | 24 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 菌 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長
東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成29年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番依積田義信議員、9番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月28日までの26日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年11月、12月及び平成29年1月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成28年11月及び平成29年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成29年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成28年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第27号までの24件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成29年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年以来、これまで多くの方々の御協力のもと、枕崎漁港における冷凍コンテナ取扱施設の整備に向けて取り組んできましたが、昨年、地元国会議員の方々の力添えを得て、鹿児島県知事や水産庁幹部の皆さんに枕崎漁港の現状を訴えたことにより、明るい兆しが見え始めたところです。今後も、国や県など関係機関と連携しながら計画を進めます。

次に、地方創生関連施策について申し上げます。

平成27年度に策定しました枕崎市地方創生総合戦略に基づき、本市独自の地方創生を推進していくため、新年度におきましては、地域連携型の交付金対象事業である香港における鹿児島県南部観光物流推進事業のほか、新規雇用創出就労環境改善事業補助、移住・交流推進支援事業など、17の総合戦略事業を実施します。

これらの事業は、財源の一つとしてふるさと応援寄附金を原資とするふるさと応援基金を活用することとしておりますが、このふるさと応援寄附金については、寄附金を財源として実施する

事業の見直し等を含めた枕崎市ふるさと応援寄附条例の改正案を本議会に提案するとともに、さらなる地元産品の掘り起こしによる返礼品の一層の充実を図り、寄附金総額の増大を目指します。

次に、公共施設の整備については、枕崎市公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を含めた老朽化施設の整備や除却を実施し、過疎債等の活用を図りながら計画的かつ適正な管理を行うほか、庁舎本館1階トイレについては、障害者や高齢者、子供連れの方々に配慮した改修を行います。

また、民間木造住宅の耐震診断及び改修の費用に対する助成など安全な住環境づくり支援、未就学児へのインフルエンザ予防接種の費用の助成など子育て支援にも取り組んでいくこととしております。

このほか、本年4月に5周年を迎える稚内市との友好都市盟約について、両市市民が互いに訪問し合う相互訪問事業、鹿児島水産高校の実習船「薩摩青雲丸」の稚内港入港、同校と北海道稚内高校との交流などの友好都市盟約5周年事業を実施し、また、小・中・高校生の継続的な相互派遣交流事業の実施に向けた検討及び協議を行います。

続いて、ただいまの説明内容との重複を避け、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など、施策の主なものについて説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づき岩戸団地等の長寿命化工事を実施するとともに、潟山団地の建設に着手します。

市内の空き家の有効活用と定住促進を目的として、枕崎市空家バンク制度創設及び枕崎市空家等対策基本計画の作成に向けて取り組みます。

水道事業については、老朽管の改良事業等や片平山配水池の老朽化に伴う耐震調査を実施するほか、安定した水供給を行っていくための事業計画「水道ビジョン」を策定いたします。

公共下水道事業については、立神北町の面的整備や終末処理場及び松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施するほか、管渠・マンホールの長寿命化にも取り組みます。

事業場の適切な排水処理の指導強化に努めるとともに、公共下水道区域外の浄化槽設置を積極的に推進します。

また、市内の河川環境対策や地域の環境保全に取り組む公民館・市民グループの活動を助成するなど、地域環境の保全活動や環境教育の啓発に努めます。

市内各地で大量発生したヤンバルトサカヤスデ等不快害虫対策については、引き続き蔓延防止と駆除対策に努めます。

新広域ごみ処理施設建設に向け、関係自治体と引き続き協議を行います。

また、ごみの分別を徹底し、再資源化やごみの減量化に市民と一体となって取り組むとともに、ごみの不法投棄撲滅に取り組みます。

平田潟下流排水機場は、樋門のゲートを自動による開閉方式に更新し、豪雨・台風・高潮等の災害に備えます。

河川改修の総合流域防災事業は、引き続き中洲川の改修工事を実施します。

災害発生時における初動体制の充実を図るため、庁舎の非常用発電設備工事を行うとともに、防災行政無線のデジタル化に伴う実施設計を行います。

消防業務については、高規格救急車の更新や救急救命士及び救急隊員の資質の向上を図るとともに、地域防災力の中核である消防団の設備並びに装備の充実・強化を進めます。

都市公園については、総合体育館などの老朽化した施設の改修とともに、水尻公園の駐車場等の整備を行います。

消費者行政においては、消費生活に関するトラブルに対応するため、高度な専門知識の習得に

努め、相談体制の強化を図るとともに、出前講座の開催や広報啓発を通じ、近年、被害が多発する特殊詐欺等、消費者トラブルの未然防止に努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

高齢者や子供などの要援護者はもとより、すべての市民が住みなれた地域でさらに安全に、また安心して暮らせるよう、市内の事業者・団体等の協力を得ながら、地域における見守り活動の充実・強化に努めます。

次に、「快適でコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

国道225号峯尾峠の改良については、引き続き用地買収と一部改良工事を実施します。

防災・安全交付金事業、過疎債事業等により、まくらざき保育園前の交差点改良事業や老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を引き続き実施するとともに、新年度から台場通線道路改良工事の測量設計委託を実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検を行うとともに、松之尾橋の補修工事を実施します。立神通線道路改築工事については、引き続き用地買収と道路改築工事を実施します。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

枕崎漁港については、水産物輸出入拠点漁港の機能として、水深9メートル岸壁の延伸整備に加えて、水産物の国際コンテナ貨物の受け入れや積み出しが可能なコンテナ取扱施設の整備について、関係機関と連携しながら計画を進めます。

農業については、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。

新年度は、多面的支払交付金などの日本型直接支払制度の実施区域を拡大し、引き続き農地の有効利用や荒廃防止、農道及び水路の保管理体制の構築を推進するとともに、農村地域の活性化を支援します。

また、守るべき農地を明らかにする取り組みとして、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地銀行や農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地の減少を図ります。

農業生産基盤の向上に向けて、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良及び広域農道の保全対策事業を引き続き実施します。

畜産業については、家畜ふん尿処理施設の整備を実施するとともに、家畜防疫の強化と環境問題の改善を図るため、畜産農家へ一層の指導に努めます。

農作物への鳥獣被害については、野生鳥獣の増加により深刻化・広域化してきているため、猟友会等の関係機関と連携し、一層の被害の軽減に努めます。

また、妙見センター敷地内に水洗トイレを新設し、運動広場利用者の利便性を高めます。

商工振興対策として、商店等新規出店支援事業補助制度、商工振興資金利子補給制度などさまざまな施策を展開し、商工会議所や通り会連合会等と連携して魅力ある商店街づくりに努めます。

雇用就業環境対策として、若者等の定着につながる労働条件の改善や福利厚生の実施、女性就労者の環境改善を目的として、従業員の職場環境改善施設整備や就労環境向上事業を行うなど、積極的に就労改善に取り組む市内企業に対し、その支援を行います。

観光振興については、火之神公園の景観整備や駅舎前広場におけるにぎわい創出、市内周遊観光などの施策を新年度においても着実に推進するとともに、地場産業・観光PR動画等を効果的に活用し、本市の魅力を発信しながら、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

また、外国人観光客への対応についても、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会で取り組む香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づいて、受け入れ態勢等の充実を図ることにより、さらなる誘客促進を目指します。

本市への移住・交流については、関東・関西で開催される移住・交流フェアへ参加し、情報提供を行います。また、お試し居住用の住宅を確保し、本市での暮らしを体験してもらうことにより、移住促進を図ります。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

健康まくらぎ21の基本方針に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図るため、脳卒中对策と健診等受診率向上を重点施策とし、各分野の施策を着実に推進します。

国民健康保険事業については、国民健康保険財政健全化行動計画に基づき、着実な財政健全化を図ります。また、平成30年度の制度改革への対応については、国や県の動向を注視しつつ、適切かつ着実に進めます。

市立病院については、医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスの提供に努めるとともに、病児保育事業の施設運営を引き続き実施します。

子供を安心して生み育てられる環境づくりとして、産婦人科における助産師の確保に要する費用の一部を助成する制度を創設します。

児童福祉においては、新年度から子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する2つの園について、円滑な運営が図られるよう必要な支援を実施します。

障害者福祉においては、第4期障害福祉計画の実績等を踏まえ、更に障害者が安心して地域で暮らせる環境づくりに向け、次期障害者福祉計画を策定します。

高齢者福祉においては、平成28年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、平成30年度からスタートする第7期老人福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

また、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業やてげてげ広場事業のさらなる普及促進を図るとともに、在宅医療・介護連携推進事業や新たに実施する介護予防・日常生活支援総合事業などに取り組み、高齢者等が住みなれた地域で安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりにさらに努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育については、研究指定を受けている学校が、学力や豊かな心等についての成果を公開発表します。さらに、教職員を対象とした授業力ブラッシュアップセミナーを開催し、先進校視察の成果発表や、市立図書館についても、耐震化対策と外壁改修に取り組みます。

次に、「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

世帯数の減少や……。

失礼しました。先を急ぐあまり、ちょっと飛ばしてしまいました。8ページのまだ前半部分です。

学校施設については、引き続き施設・設備の補修及び教育環境の質的向上を計画的に図ります。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求にこたえとともに、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるために、家庭教育への支援や、青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実を図るとともに、地域の子供は地域で育てるという意識の高揚を図り、地域の連帯感や地域の教育力を高めることに努めます。

スポーツの振興については、国体に向けた施設の整備や各種大会の誘致に努めます。また、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通した明るく豊かな生活の構築に努めます。

南溟館については、総合的な改修に向けて取り組みます。

また、市立図書館についても、耐震化対策と外壁改修に取り組みます。

次に、「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

世帯数の減少や高齢化等に伴い、自治機能の維持が懸念される自治公民館に対する自治公民館

再編推進事業を引き続き実施します。

県から、市内の特定非営利活動法人の設立認証や届出処理等に関する権限の移譲を受け、新年度から本市の窓口で事務取扱を開始し、特定非営利活動法人の利便性の向上と連携強化を図ります。

地域おこし協力隊については、新年度に1名増員し、ふるさと応援寄附の返礼品となる地域の特産品掘り起しや、交流人口の増加対策案の検討、試行を行うとともに、既存隊員と協力しながら市民との協働によるさらなる地域おこしに取り組みます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係11件、条例9件、公の施設の指定管理者の指定について2件、市道の廃止について1件、人事案件1件、専決処分の承認を求めることについて1件の計25件であります。このうち、人事案件を除く24件について説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,190万円を追加し、予算総額を115億0,980万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、社会保障・税番号制度関係費ほか11事業の追加と経済対策臨時福祉給付金給付事業などの変更によるものです。

地方債の補正は、小災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか12事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,610万円を減額し、予算総額を45億1,716万4,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、徴税费、高額療養費並びに償還金及び還付加算金の増額と、総務管理費、療養諸費及び共同事業拠出金の減額であります。

以上の財源として、療養給付費等交付金、共同事業交付金、繰入金及び広域化等支援基金貸付金の増並びに国民健康保険税、国庫支出金、県支出金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算総額を7億7,999万6,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成29年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、処理施設管理費の需用費の減及び委託料の増並びに下水道整備費の報償費の増であります。

以上の財源として、受益者負担金及び繰越金の増並びに一般会計繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第4号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び一日平均患者数を補正し、収益的収入においては、入院収益等の減に伴い、医業収益を6,062万8,000円減額し、負担金の増に伴い、医業外収益を8,055万3,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い、附帯事業収益を17万4,000円追加し、収益的支出においては、経費及び減価償却費の減に伴い、医業費用を2,931万5,000円減額し、支払利息及び手数料の減に伴い、医業外費用を182万9,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を426万6,000円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を1,224万1,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する2,830万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第5号平成29年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「人とまちの安心・健康」を目標に掲げ、「入るを量りて出づるを制す」を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、重点的に推進する施策に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は104億0,500万円となり、前年度当初予算額に対し2.3%の減となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、障害者自立支援給付費の増などで扶助費が増となったものの、人件費や公債費が減となったことから、対前年度比2.1%減の60億1,855万5,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、市営住宅潟山団地の建替事業の影響で補助事業費が増となったものの、市役所本館の耐震補強工事及び外壁改修工事や、土地開発公社用地である臨空工業団地の土地取得が完了したことにより単独事業費が減になったことなどから、対前年度比13.1%減の11億9,033万9,000円となっています。

その他の経費は、前年度比2.1%増の31億9,610万6,000円となっていますが、これは、ふるさと応援寄附金が増となった影響で積立金などが増となったことに加え、繰入金も増となったことによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比1.4%増の21億7,170万7,000円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比2.1%減の32億7,000万円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、対前年度比260.3%増の1億9,085万3,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、ふるさと応援基金などからの繰り入れで、対前年度比5.5%減の3億2,145万4,000円を計上しています。

市債は、市役所本館の耐震補強工事及び外壁改修工事の終了の影響などにより、対前年度比4.7%減の10億3,629万9,000円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第6号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は44億1,625万6,000円で、前年度当初予算に対し2.0%の減となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などがあります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第7号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。新年度の予算総額は3億3,194万1,000円で、前年度当初予算に対し1.9%の増となります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第8号平成29年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は24億9,694万6,000円で、前年度当初予算に対し5.3%の増となります。歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などです。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金及び県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は8億9,443万5,000円で、前年度当初予算に対し1.9%の増となります。

主な事業としては、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場及び松之尾ポンプ場の改築更新事業、終末処理場の長寿命化計画策定などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成29年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万6,790人、外来で1万5,240人、1日平均患者数を入院で46人、外来で60人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億0,984万9,000円、支出額を7億2,608万2,000円とし、差し引き1億1,623万3,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を4,117万4,000円とし、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第11号平成29年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,600戸、年間総給水量を276万3,000立方メートル、1日平均給水量を7,570立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業及び片平山配水池の老朽化に伴う耐震調査等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億5,472万9,000円、支出額を4億4,613万円とし、税抜き後で128万2,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を3,197万5,000円、支出額を2億1,010万5,000円とし、差し引き1億7,813万円の不足額は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第12号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、本市の厳しい財政状況を考慮し、引き続き職務の級が6級以上である職員の平成29年度における給料月額を減額しようとするものです。

次の議案第13号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等にかんがみ、国家公務員に準じて、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得を可能とすること及び介護時間制度の新設等の措置を講ずるため、関係条例の整備をしようとするものです。

次の議案第14号枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の

制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、企業職員の扶養手当の支給対象を改めるため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第15号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、第6次枕崎市総合振興計画の内容に即したものとするため、所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第16号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正により、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長並びに消費税率引き上げの実施時期の変更に伴う法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第17号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、戸籍事項の証明について、法律の規定に基づき条例で定めるところにより無料とする場合を包括的に規定するため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第18号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年度における保険料率の特例を定めようとするものです。

次の議案第19号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じ、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第20号枕崎市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるほか、関係条例の整備等をしようとするものです。

次の議案第21号及び議案第22号の2件につきましては、枕崎福祉作業所及び片平山児童センターの指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第23号の市道の廃止につきましては、既存の1路線を廃止することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第25号専決処分の承認を求めることにつきましては、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成28年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分　休憩

午前10時25分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員　私は、提案されましたたくさんの議案の中から、予算関係につきまして基本的なことを3点ほど質疑をしたいと思います。

第1点は、議案第1号28年度の一般会計補正の中ですね、被災農業者向け経営体育成支援

事業、この事業が1,100万ほど減額補正になっております。これは、台風16号関係のですね、支援事業として、さきの12月議会で2,135万4,000円、事業費が計上されたんですね。1,100万の減額となりますと、半分以上が減額されたわけですね。この理由を説明いただきたいと思います。

それから、2点目が議案第2号平成28年度国保会計補正（第5号）なんですが、国保会計の28年度の最終補正ということで、28年度分の赤字、この赤字解消をどうするかという対策が出てくるんですけども、1億8,000万円は法定外の繰り入れを一般会計からすると。そうなりますと、これまでの過年度の累計額と合算いたしますと、おおよそ7億8,000万円、一般会計から持ってくるということになるわけでありまして。特に今回は、この1億8,000万円でも足りずにですね、県の広域化等支援基金の貸付金をお願いするという予算になっております。そこで、まず県の広域化等支援基金は、平成の大合併で合併市町村が国保運営をスムーズにするために設けられた基金でありますけれども、この基金自体はいつまで利用できるのかですね。そして、一番重要なことかと思うんですが、この8,000万円の償還財源、いつ、どういう財源を充当して返済をするのかお答えいただきたいと思います。

3点目は、議案第5号平成29年度一般会計当初予算の中で、本市の一番大きな歳入財源であります地方交付税が対前年比7,000万円減額されております。28年度から32年度までの財政計画では、計画上は対28年度に比べてですね、29年度は3,000万円ぐらい増加する計画になってるんですね。この7,000万円の交付税の減、この理由を説明いただきたいと思います。

○川崎満農政課長 ただいまの1番目の経営体育成支援対策事業の減額の理由ということですので、説明いたします。

主な理由といたしましては、事業の申込者より要望をとってしたわけですが、その方々の中で辞退者がおりました。それによる減によるもの、それともう一つ主な理由といたしましては、各要望を受け付けた後に事業の審査を行ったわけですが、この中で事業の基準を満たさなかったものがありまして、これによる減が主な理由でございます。

○田中義文健康課長 2点目の、県の広域化等支援基金貸付金の借りに係る御質問についてお答えいたします。

まず、広域化等支援基金貸付金がいつまで利用できるのかという御質問に対しましては、県の担当者の説明によりますと、30年度から制度改革によりまして、これは県の安定化基金のほうに移っていきますので、29年度まで利用できるというふうに聞いております。

もう一点が、広域化等基金貸付金の借りに係る返済方法についてですけども、この制度は、今年度お借りいたしますと、2年後の30年度から返済が始まりまして、30年度から5年均等の返済というふうになっております。もちろん無利子でございます。返済財源につきましては、今年度の概算前期高齢者交付金の2年後の精算追加交付金などを充てたいというふうに考えております。現在、前期高齢者交付金の追加交付金の見込額を試算しておりますが、概算の算定数値を実績に置きかえて試算したところ、約1億2,000万円程度の追加交付が見込まれるところでございます。以上でございます。

○佐藤祐司財政課長 29年度当初予算における普通交付税の推計でございますが、国のほうから推計方法が示されておりますので、その推計方法に基づいて推計をしたものでございます。

具体的に申しますと、個別算定経費につきましては、28年度の算定結果に対しまして0.5%の増として推計をして、包括算定経費については4.0%の減として推計するものとしております。そして、基準財政収入額につきましては、28年度の税目ごとの算定結果に地方財政計画における伸び率を乗じて推計をした結果でございます。

本市独自の理由といたしまして、大きいものとしては、各団体で推計する公債費の交付税措置分におきまして、災害対策に係る自然災害防止事業債や財源対策債などの算入が約1億円減少する見込みとなっております。その結果、一般会計の歳出においても、公債費につきましては大幅

に減額をしているところがございます。以上です。

○13番立石幸徳議員 1番目と3番目の点についてはですね、また後もって予算委員会で掘り下げたいと思うんですが、この2番目の国保関係の県の貸付金、ただいま前期高齢者交付金の財源をですね、充てたいということで説明をいただいたんですけども、この前期高齢者交付金の概算それから実績について、実は28年度に大きな見通しの誤りを犯したわけですね。国保財政の健全化行動計画で、28年度は大体1億2,000万ぐらいの収支の赤字を見込んでいたんですけども、もうその倍以上の3億円近い赤字になってきた。それは、28年度当初の説明のときにあったように、前期高齢者交付金の概算、実績の見込みの誤りから、そういった食い違いが起きたわけです。

ですから、にわかにはですね、後年度、その前期高齢者交付金が1億2,000万ぐらい追加交付されるというのを私は信じがたいんで、さらにお尋ねをしますが、実際、今言われた概算分と実績分の具体的な数字は幾らに計算式ではなっておられるんですか。

そして、この前期高齢者交付金は、当然ながら30年度以降の都道府県化、つまり制度改革では、この交付金はどういうふうに取り扱いはなっていくんですかね。お答えいただきたいと思えます。

○田中義文健康課長 先ほど申し上げましたように、あくまでも現段階でこの前期高齢者交付金というものは本市の実績見込みだけでは算定できるものではなく、最終的には全国の前期高齢者の加入率が算定基礎の重要な項目になってまいりますので、先ほど説明をいたしましたのは、あくまでも今年度の、28年度の概算の数値が、社会診療報酬支払基金が示す数値がそのままであった場合に対しまして、本市の概算見込み額を現在の実績見込み額に置きかえた場合の措置でございます。

先ほど申し上げましたように、その前期高齢者交付金の概算交付金と精算の比較をいたしますと、約1億2,800万程度と現在試算しているところがございます。このもとになるのはですね、大きく診療報酬支払基金のほうで概算見込みを出しておりますのと、本市の実績が大きく異なっているのは前期高齢者の給付費でありまして、支払基金のほうでは14億0,590万円程度を概算として見込んでおりますが、実際の今の本市の実績をもとにした28年度実績見込みでは15億5,000万程度ということで、約1億4,500万程度の開きが出るのではないかとということでもありますので、それに対して、このように追加交付が出るのではないかとというふうに考えているところです。

30年度以降のですね、この前期高齢者交付金の取り扱いにつきましては、今の国の制度改革の見込みでは、これはもう県レベルに移行することになりますので、前期高齢者交付金そのものは市町村では発生しないということになります。この追加交付については、それぞれ市町村ごとに精算はされる見込みであるということでは言われているところがございます。以上です。

○13番立石幸徳議員 最後の質疑になりますのでね、この前期高齢者交付金については、いわゆる後期高齢者医療保険制度がスタートして、本市の場合ですね、この前期高齢者交付金は非常に今までいろんな手違い、間違い、見通しの誤り、発生してきている交付金であるだけにですね、慎重にお尋ねをさせていただいているんですよ。

今、説明があったようにですね、これを確定するには、あくまでもそのときの全国の状況というのがまた発生するわけですので、ただいま現在のところでは、間違いなくこういうふうに追加交付されると断言できるものではないわけですね。この点についてはですね、私はもう既に資料要求もしておりますので、その資料をもとに掘り下げますが、最低限8,000万円以上の財源は保障できると、こういうふうに確認してよろしいんですか。

○田中義文健康課長 ただいま議員がおっしゃるとおり、この前期高齢者交付金につきましては、最終的には全国の前期高齢者の加入率が大きな要素となってまいりますから、先ほど申し上げました前期高齢者交付金の概算交付に対して精算追加交付があるのではないかと見込みを立て

○下山忠志水産商工課長 枕崎のかつおぶしの原魚である冷凍カツオにつきましては、これまで海外まき網漁業に伴う水揚げでの調達、それからインドネシア等の輸入コンテナによる調達、そういうところで調達してきておりました。インドネシア等の輸入カツオはそのままでございますけれども、海外まき網漁業の今後の見通しといいますと、現在指定されている海外まき網船は日本で35隻おります。その中で、海外に船籍を移している漁船が四、五隻ございます。そうした中、中西部太平洋におきましてはVDS方式の入漁料になっておまして、大変厳しく値上がりしてきております。そうしますと、必然的に大きな外国船に負けてきますので、外地に船籍を移して、そこで運搬船による転載で持ってくるのが外国に勝てる戦略じゃないかと考えております。しかしながら、この転載による運搬船というのが老朽化を迎えております。そうしますと、老朽化を迎えていると、この運搬船というのは大型化しておまして、カツオを運搬する運搬船は、今後、建造は難しいだろうと。マグロを運搬する大型船は大型化して行って、さらに建造される見込みだと。そうしたことにより、運搬船が縮小されていきますと、コンテナ船に移行すると。そうしますと、必然的に中西部太平洋から持ってくる海まきのカツオは、冷凍コンテナに将来的に移行してくるだろうと。そうすることによって、枕崎にコンテナ取扱施設を整備することで安定供給につながっていくというふうなことで考えております。

○加藤省三市民生活課参事 文書により、どのような効果があるかということでございますけれども、具体的にですね、事業所の水質調査を実施いたしまして、その結果をですね、文書で送付いたしまして、その事業者ですね、改善策等とかいろいろ指導勧告を行っていきながら水質の浄化に努めてまいりたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、水産商工課長についてですね、もう一点、今後、私も入漁料などがずっと高くなってくると思うんですよ。そうした場合、やっぱり本市のほうでも助成していると思うんですけど、本市の財政にも影響してくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなっていくのかですね。

それと、下水処理についてなんですけど、これまでどのような効果が出てきたのかなんですね。今までも文書により強化策をやってきたと言ってるんですよ。ところが、その強化策によって下水処理、接続した業者とかですね、どのぐらいおるのか。また、浄化槽設置を区域外ですよ、公共下水道区域外において浄化槽を設置した業者、これは私は少ないと聞いているんですけど、どのぐらいになってるのかですね、お願いします。

○下山忠志水産商工課長 本市における200海里対策費につきましては、遠洋カツオ一本釣り船の入漁料の補助をしております。遠洋カツオ一本釣り漁船につきましては、従来どおりの、VDS方式ではなくて、水揚げ金額に対する幾らというふうな算定をされております。そうした中で、2国間協議の中では、その価格というのは従来どおりの価格で推移しておりますので、海外まき網船の入漁料は上がってきておりますけれども、一本釣りについては従来どおりでございますので、今のところ影響はないというふうなことで考えております。

○依積田寿博下水道課長 公共下水道区域内にあります水産加工場関係についてでございますけれども、現在、操業工場が39件ございまして、そのうち31工場が接続で、未接続が8となっておりますけれども、その間、関係機関と未接続工場に推進接続のお願い等に行きまして、今年度におきまして、現在、3次区域立神地区が1件、3月末までに接続する予定となっております。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私は、施政方針について数点ちょっとお伺いいたします。

まず、昨年度、空き家調査も行われておりますけど、今回、枕崎市空き家対策基本計画に取りかかるという、そういう方針ということですので、この空き家調査の結果がこの計画にどのように反映されるのか、これが1点。

これも昨年度からの継続事業になってますけど、国道225号用地買収の、もう昨年度から施政方針演説に取り上げてありますけど、その買収の状況ですよ。

そして3点目が、新規事業ということで雇用就業環境対策、この内容はどのような内容なのか。

それと、これも昨年度からの継続になっておりますけど、教育問題の授業力ブラッシュアップ事業、これは昨年度に比べて予算額が半分ぐらい程度に削減されていますが、その削減になった理由というか根拠、またその事業をやって、教育に対しての効果はどのような結果になったのか。

それともう1点、これも昨年度からの継続ということで、自治公民館再編事業、これの進捗状況はどのようになっているのかというのをとりあえずお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 最初のお尋ねでございます。

今年度行っております空き家調査の結果が、基本計画のほうにどのように反映されるのかというお尋ねでございます。

現在、空き家の各戸調査を行いまして、これで利活用が可能であると思われる空き家、この分布、それから数というのがすべて上がってくるようになっております。それとあわせまして、いわゆる危険空き家と思われるものも専門の業者の方々が見て、分布、数というのがもう一度再確認されるということでございます。この基本計画の中には、利活用が可能な空き家というものをどのように今後活用していくのかというふうな基本的な計画を検討、策定していきたいというところが一つ。それと、危険空き家につきましては、もう既に撤去についての助成等の制度がしかれておりますので、これの今後の申請等の見通しについて立っていくというふうなかたちでの活用がされていくというふうなところでございます。

○依積田清文建設課長 国道225号の峯尾峠の改良についてでございますが、これにつきまして、本年度工事をする部分の用地買収は既に終わっております、工事につきましても、既にもう発注されているところでございます。

工事部分につきましては、モーターよりちょっとまだ川辺側なんですけど、そこに横断の水路がありまして、その水路を先行するというので既に発注済みでございます。

○下山忠志水産商工課長 枕崎新規雇用創出就労環境改善事業について説明いたします。

この事業につきましては、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の就労環境改善に資するため、積極的に就労改善に取り組む市内事業者に対して補助金を交付するものであります。

補助対象者の事業者は、本市内に本社及び事業所を有し、労働保険及び社会保険加入事業者で補助金交付要綱施行日以後に就業時年齢35歳未満の者を1名以上正規雇用した者であって、現況の就労環境を改善しようとするものであります。

補助対象事業につきましては、ハード事業といたしまして、男女別に区分した従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室や休憩所等の福利厚生施設整備事業、就業管理システムまたはタイムレコーダー等の労働時間短縮のための設備導入事業、喫煙室または分煙もしくは排煙施設等の職場環境改善のための設備導入事業、そしてソフト事業といたしましては、制服及び作業着の支給または貸与等の就労環境向上事業というふうなかたちにしております。

○木之下浩一学校教育課長 授業力ブラッシュアップ事業についての減の理由とそれから効果ということでございますが、この授業力ブラッシュアップ事業についての予算は、減ではなく増になっております。昨年度まで小学校は12万だったものが24万に、中学校も12万だったものが24万にということで増になっております。

新学習指導の改訂案が発表されましたことから、来年度に向けてさらに教職員の活用力を高めるための研修を深めていきたいと考えております。

○豊留信一生涯学習課長 自治公民館再編推進事業についての進捗状況ということでございますが、この事業につきましては、年度当初から広報紙等で市民の皆様に周知をしまして、また自治公民館長が集まる市公連の総会でありまして、各校区公連の会合等で周知を図ってきておりま

す。実際、現在のところ、公民館からは事業へのお話はないところでございます。

このようなことから、教育委員会のほうでは公民館再編についての御意見を伺うための意向調査をことし3月初旬にですね、一部の自治公民館に対して行うこととしております。

今後も広報紙等によりまして、市民への周知を図っていくとともに、再編に関しての意向を伺う取り組みを進めていくことといたしております。以上です。

○8番 禰占通男議員 3番目に質疑しました雇用就業環境対策、今、課長からいろいろ内容をお伺いしましたが、これについて本市は労働条件として労働組合を設置、そういう環境にある職場というのは相当少ないですね。そういった給料以外、都会であれば給料を上げるのも大事ですけど、就業関係、今、テレビ等でもある大企業の就業時間、残業が多くなって、結局は自死にまで追い詰められたという、ちょっと今途絶えていますけど、そういう労働条件というのが賃金以上に私は必要だと思うんですよ。

それで、本市の、枕崎市というのは自営業がほとんど、ほとんどというか6割以上だと思うんですけど、そういうところはほとんど労働組合とは全然関係ないところが多いです。それと、1社では無理であれば、同業者同士の組合的な労働組合というのも設立というのは可能だと思うんですよ。

やはり、賃金プラス労働条件という、これはもう人口もどんどんどんどん減っていく、そして若者は市外にとられていく、そういった中で、やはり今こういう事業を立ち上げてくれることは、私は本当にうれしいです。

それで、そういうことも踏まえて、そういう労働組合なりそういう条件まで行政が携わっていただければ私はありがたいと思います。それについて、お考えをお伺いいたします。

それと、あと一つまた追加なんですけど、この施政にもヤンバルトサカヤスデ対策も一応載っております。それで、抜本的な取り組みということに対策はとらないのか。

何でかという、枕崎も水産業界がほとんど財政に占める割合も多いと思うんですけど、食品関係です。食品関係に対しての虫の混入、異物の混入というのが、今からどんどんどんどん問題になっていくと思うんですよ。それに対して、私はもう市全体、市民も行政も事業者も、みんなで取り組むべきじゃないかと私は考えるんですけど、本市の今後の対策についてそういう考えはないのかということをお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 最初の質問の労働組合の件でございますけども、労働組合は、あくまでもその職場での職員の権利でございますので、市のほうからどうというふうなことは言えないところでございます。

今回、整備しようとしている部分につきましては、市内の企業の皆さんにヒアリングをした中で、こういうことが求められていると、現場の実態を把握した上で、今回こういう制度をお願いしているところでございます。

2番目の食品工場あたりの今後の衛生管理でございますけれども、今、あるところでは、そういった衛生管理の講習会も募集をして説明会も幾度となくしております。水産加工業に限らず、いろいろあちこちから、市外市内問わず市外からも受講者も来て聞いておりますので、今後そういうふうなかたちで啓蒙・啓発はですね、今後も関係団体とともに進めていきたいというふうなかたちで考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデの抜本的な取り組みということでございますけれども、これにつきましては、県内ほとんど、大体二十数市町村で発生しております、枕崎市単独でもいろいろ対策は講じておりますけれども、全県的な取り組みが必要ではないかというふうには思っておりますけれども、それとあとヤンバルトサカヤスデにつきましては、腐葉土とかそういったような山林付近に生息しております、市街地、住民が住んでいるところにはです

ね、えさがありませんので市街地には発生いたしませんけれども、近隣市、南薩でもほとんど発生しておりますので、県等とも各構成市ともですね、話をして全県的な取り組みをしていかなければ、なかなか抜本的な解決はできないのではないかと考えております。

○9番沖園強議員 1点のみ、議案18号についてお伺いしておきます。

今回、附則による制定ということなのですが、国の消費税絡みで1年延期ということなのですが、第6期の介護保険事業計画におきましては、1段階、2段階、3段階、2条の部分で特例的な部分を設けてあるわけですね。介護保険事業計画では、平成29年度4月から第1段階、第2段階、第3段階を引き下げる計画であったと。

そうすると、国の政策そのもので、今回また第1段階の部分を28年度から29年度に延期すると、延ばすということなんですけど、今後、その第2段階、第3段階における部分についての事業計画そのものはどうなっていくんですか。

○山口英雄福祉課長 議案第18号の介護保険条例の一部改正に関しての御質問でございますが、現在の第6期介護保険事業計画の中では、保険料の軽減対策として盛り込んでいるところでございます。

今回、この介護保険条例の改正につきましては、今、質問者が言われたとおり、当初、平成27年の制度改正の際には、平成29年4月から消費税が10%に引き上げられると、こういった見込みでございまして、その時点では、あくまで予定ではございますけれども、平成29年から消費税を10%に引き上げる、その増税分の一部を財源として、さらなる保険料軽減を図るということを国が示していたところでございます。

今回、消費税の増税が10%引き上げ時期が平成31年の10月というふうに延期されたことに伴いまして、国からは第1段階に係ります現行の軽減のみをそのまま継続するというふうに、平成29年度も現在の第1号被保険者に係る軽減状況をそのまま継続するという方針が示されたことに伴いまして、今回条例を改正するものでございますが、国のほうが、あくまでもこの保険料軽減対策につきましては公費を投入してということでございますので、現段階では平成31年の消費税増税時期、それに合わせてまた公費を投入して、さらなる保険料軽減の対策が図られるものというふうに思っているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○12番豊留榮子議員 市長の報告がありました施政方針の中で、7ページなんですけれども、児童福祉においてなんですね。

これは、新年度からの子ども・子育て支援新制度に基づいて、幼保連携型の認定こども園に移行する2つの園について円滑な運営が図られるように必要な支援を実施していくというふうにあるんですけれども、これ具体的には2つの園というのはどこなんですか。

○山口英雄福祉課長 平成29年度から認定こども園に新たに移行する2つの園につきましては、立神保育園と別府保育園の2園でございます。この2園につきましては、子ども・子育て支援制度に基づきます幼保連携型認定こども園というふうに今年4月から移行することになります。

○12番豊留榮子議員 これ、幼保連携型の保育園となっているんですが、今言われたのは、立神保育園、別府保育園、両方とも保育園ですよね。幼稚園のほうはどういうふうになるんですか。

○山口英雄福祉課長 立神保育園、別府保育園とも、現在は保育園でございまして、児童福祉法に基づきまして、監護者の監護に欠ける、保育ができない、共働きとかで子供の面倒を見ることができない方々が子供たちを預ける施設として今やっているところでございます。

今回、幼保連携型認定こども園に移行することに伴いまして、現在の幼稚園で預かっていらっしゃるような3歳以上の、現在、幼稚園部門に通う対象者といえますか、そういった子供たちもこの幼保連携型認定こども園で預かることができると。ですから、この幼保連携型認定こども園というのは、従来の保育園と幼稚園の機能をあわせ持った施設ということになります。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第28号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第24号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、古市勝志氏は、平成29年6月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第28号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第24号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成29年3月6日)

平成29年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成29年3月6日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 件 | 名 |
|----------|------|------------------------|
| 1 | 一般質問 | 永野 慶一郎 議員（26ページ～35ページ） |
| | | 清水 和 弘 議員（35ページ～44ページ） |
| | | 立石 幸 徳 議員（44ページ～53ページ） |
| | | 豊留 榮 子 議員（53ページ～61ページ） |
| | | 禰占 通 男 議員（61ページ～70ページ） |

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 菌 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番永野慶一郎議員、2番清水和弘議員、3番立石幸徳議員、4番豊留榮子議員、5番禰占通男議員、6番城森史明議員の順に行います。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、おはようございます。

昨年4月から本格スタートいたしましたふるさと納税の返礼品事業でございますが、1年目を終えようとしている今、昨年の寄附額約270万円を大幅に超える約1億2,000万円の寄附額を見込んでいますと、先にお聞きいたしました。対前年比にいたしますと、4,400%超という数字をたたき出した本年度でございますが、スタート時は商品数も少なく、私も返礼品の数や種類、または出店業者もふやしてくださいと訴えてまいりましたが、職員の皆様が返礼品の種類や商品数をふやしたり、さまざまな取り組みを行い、努力した結果ではないのでしょうか。一番寄附金が多く寄せられる12月には返礼品も100品目を超え、115品目もの商品を準備し、多くの寄附金をいただいたのは、そういった早目早目の対応が功を奏したのではないかと考えます。

さて、平成29年度は返礼品事業も2年目に入るということで、真価を問われる年になると思いますが、平成28年度の実績を見て市長が思っていたとおりの結果だったのかどうか、また、今年度の結果を受けて、改めてふるさと納税を見直すきっかけとなったのかどうか、市長の考えをお聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ふるさと応援寄附金の総額は、2月21日現在で1億1,496万円余りとなりました。

昨年12月議会には、寄附金総額を8,590万円と見込んだ補正予算をお願いしたところですが、その後、年末にかけて多数の御寄附、12月17日から31日までの15日間で約5,400万円、最高額、12月31日、1,157万円をいただき、12月一月で8,369万円余りの寄附が寄せられました。

このため、1月13日にふるさと応援寄附金総額を1億2,030万円と見込んだ平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）を専決処分させていただいております。

私は、枕崎市の特産品を十分にPRできれば、相当多くの寄附が期待できると考えていましたが、12月一月で8,300万円を超える寄附が寄せられたことや総額が1億2,000万円に迫る勢いであるなど、ここまで反響があったことは予想外であり大変ありがたいことであると考えています。

なお、3月議会には、枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部改正議案をお願いしていますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○2番永野慶一郎議員 ただいま市長の答弁の中にもございましたが、特産品を大いにアピールできる制度であると、そういったのを期待しておったということでもございましたが、平成29年度の施政方針にも示されております、さらなる地場産品の掘り起こしによる返礼品の一層の充実を図るとございますが、昨年12月には115品目だった返礼品も、現在197品目あると先にお聞きいたしました。

この返礼品の数でございますが、今後もふやしていく予定なのか、それとも現在ある商品を精査し、発注の多い商品だけを残していくのか、どういったふうに考えているのかをお聞かせください。

○神園信二企画調整課長 返礼品の数のことでもございますが、最多の時点で、議員が御指摘いただきましたとおり197品目ございました。ただ、品数限定というかたちで取り扱ったかんきつ類、これらが今現在、取り扱い停止となっております。これは、もう既に品数限定の分の申し込みを

超えたというかたちでございまして、現在は189品というふうなかたちになっております。

昨年9月に市の広報紙で行いました返礼品協力事業者の募集に応募していただきました事業者の皆さんが、うちのこの商品を提供したいという申し出のありました商品につきまして、品質管理の簡易検査を経た後、出品を希望しました品がそのまま出品されているものでございまして、私どものほうで出品をお断りしたり調整したりした例はございません。

本市の返礼品を見ますと、農産物及びかんきつ類を中心とする果物の出品が少ないなというふうに考えておりますし、そのほかにもまだまだ埋もれている地場の産品があると考えておりますので、今後、これらの掘り起こしを進めたいというふうに考えております。

なお、出品はしたものの、寄附者から選択されない返礼品というものもございまして、いずれかの時点でその事業者と相談をしながら、商品の内容改善または出品物の整理について検討しなければならない時期も来るのかなというふうには考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 売れ筋の商品とか、出品はされているんですけどもなかなか需要のない商品っていうのは、単品の商品なのかどうなのかっていうことなんですけども、売れ筋の商品は単品が出ているのか、セット、何か組み合わせの商品が出ているのか、どちらがどういうふうなかたちになっているかっていうのは把握されておりますか。

○神園信二企画調整課長 一番申し込みの多かった品物、寄附件数ですね、商品を指定しての寄附の申し込みをいただきますので、これが一番多かったのは、さつまあげの詰め合わせというところが一番多くなっております。あと、選択されない品物というところは、詰め合わせとか単品とか、いろいろかたちは多様になっておりますので、選択されない単品もございまして、選択されない詰め合わせもある。希望をいただく単品もございまして、詰め合わせもあるというかたちになっております。ただ、本市の特産品といいますか、海産物の状況で、どうしても単価的にですね、一つの品で返礼品としての単価を満たしていくといいますか、そういう品物は少のうございまして、取りそろえをしている品目としましては、特産品の詰め合わせというものが多くなっているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 ちょっとインターネットで、お隣の南さつま市のふるさと納税の様子を、ちょっと商品等見させていただいたんですけども、本市と比べると、農産物が結構多いですね。枕崎のほうが、私調べたんですけど、8品ございまして、そのうち、先ほど期間限定っておっしゃられたんですけども、5品が売り切れとなっていて、8品中5品が売り切れということで、これ農産物ってなかなか選べないよなって感じなんですよね。画面を見ても、逆に、できないんだったらあまり載せないほうがいいかなって、私、消費者の立場で見たときに、そういった感じがいたしました。載せないといけないんでしょうけども、何かですね、ミカンとか季節季節の農産物があるので、通年その商品があるというわけではないと思うんですけども、できたらですね、1年間通してできる農産物、例えばお茶とか、お茶もですね、見たら、1種類しかないんです。紅茶も1種類。南さつま市は、お茶もいろんな業者さんから出てて、枕崎よりは数が、種類が多かったというような感を受けました。

通年取り扱える商品、農産物ですね、そういったものの掘り起こし、あとは季節季節の農産物があると思うんですね、その時期時期の。そういったのもうまく取り入れていってもらえれば農産品のPRになるだろうし、何ですか、そういった商品が売れば、農家の方たちもまた喜んでいただけるのではないのかなと思ったところでございます。そういったところで、農家さんとかへの交渉とかお願いなどというのは、今どういったふうに行われているんですか。

○神園信二企画調整課長 御指摘をいただきましたとおり、農産物、お野菜の詰め合わせといいますか、定期的に、よその事例でありますけれども、地の菓物の野菜を一月に1回ずつ送ったりとかいうふうな取り組みをされているところもございまして。

本市の場合、まだJAさんとの協議しかできておりませんで、かんきつ類も、ゆらミカン、キ

ンカン、タンカン、デコボン、ポンカン、ビワと、こういう品ぞろえをしたんですけれども、こういうフルーツ類はですね、非常に人気が高く、品数限定で出しますとすぐにもう品物ははけてしまいますが、JAさんのお話を聞きますと、数がなかなか準備できないというか、見込み数を出しにくいという性質があるようでございます。

今、議員が言われましたとおり、その地元の農家さんと直接ですね、葉物の野菜、グリーンピースにつきましては既に並べてはありますけれども、これも収穫量の予想ができない、しにくいというふうな弱点等がありますけれども、何とか地元の農家の方々と協力をしてですね、今、議員が言われた取り組みというのは進めていきたいということで、今後、そういう埋もれた特産品と申しますか、品ぞろえの中にそろえられていないものも、ぜひ取り入れていきたいなというふうに考えて、新年度からはその方面に力を入れていきたいというふうに考えているところです。

○2番永野慶一郎議員 南さつま市のふるさと納税のサイトで見かけたのが、農産品が多いなというのが今、私、お伝えしたようなのを受けたのと、あとは常潤高校がございまして、常潤高校生のつくった加工品の詰め合わせというのもございまして、枕崎にも水産高校があるのにと、水産高校もいろんな加工品をつくっております。そういったものもですね、大いにPRする場になるのになって感じたところでございまして、水産高校のほうへその加工品を返礼品として出していただけないかというようなお願い、依頼はしていないのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 水産高校の生徒さんがつくられる缶詰等もですね、体育祭のときですかね、地元の方々が学校を訪れて、一番先になくなるというふうなお話を聞いているところでございまして。そういうところも踏まえてですね、水産高校の缶詰のほうも品ぞろえのほうに今後準備をしていきたいということで、なかなか、その数の関係もございまして、先ほど議員も言われたとおり、安定的な供給体制がとれるのかということも検討をしていただきながら、そういう水産高校の缶詰なども取りそろえができればなというふうには考えているところです。

○2番永野慶一郎議員 商品は、当初からすると本当にかんりの数ふえてきていると思います、種類等ですね、数はだいぶ充実されていると。私は、他市ですね、サイトを見ても、枕崎は引けをとらない商品数になっていると思います。最初のころは、商品数も18品目ぐらいしかなくて、ふるさとチョイスというサイトに出店しておりますが、チョイスっていう言葉がありますが、18品じゃ何も選べないじゃないかというのを課長にも1回言ったことがあるんですけども、今ですね、かなり充実している商品数だと思います。

今後はぜひ、今、私お願いしたような商品の内容の充実ですね、中身のバージョンアップを図っていただきたいと思います。28年度に大きな成果が出てくるわけですから、やっぱりいろんな取り組みをしていただきたいと思います、またそれを楽しみに、私はサイトをですね、枕崎の、見るのを楽しみにしておきますので、また、これ私からお願いをしておきます。

続きまして、私、一般質問でふるさと納税の質問をするときには必ず返礼率の件を、課長、お願いしてまいりましたが、かれこれ1年ちょっとになりますでしょうか。3割から5割へというのをずっとお願いをしてまいりました。

垂水市が平成26年度は2,800万の寄附額だったのに対して、平成27年度は4億6,370万までふえております。これは、27年12月に、先ほど市長の答弁にもありましたように、12月に寄附が集中したということでございまして、この12月に合わせて、返礼率を20%から50%に変更したということでございまして。その後、短期間の間に急激に寄附がふえて、平成27年度は4億6,370万、前年度が2,800万だったのに対して、かなり急激に寄附の額がふえているということがあったそうです。平成28年度、今年度も6億1,000万の寄附金を垂水のほうは見込んでいたこととございまして。

そこででございます。ほぼ8割9割の自治体が5割の返礼率、50%の返礼率をとっているところでございまして、本市枕崎では、現行の3割から5割へ変更することは、新年度からですね、

4月からは考えていないのでしょうか、課長、お願いいたします。

○**神園信二企画調整課長** 県内の各自治体の返礼割合を調査したところでございます。その結果によりますと、返礼率20%台というところは1町、1つの町ですね、30%台というところが8市町村、40%台が4市町、50%台が22市町、それから60%台が8市町村という状況でございます。

本市におきましても、従来から返礼率の再検討を進めていたところではございます。

本市の現状を申し上げますと、返礼品の購入費と配送費を合計いたしますと、実質的な返礼率は39%程度となりますけれども、新年度からの取り扱いといたしまして、返礼品の購入費、それから配送費を合計した返礼率を50%と定めて返礼事業を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○**2番永野慶一郎議員** ようやく50%に変えていただけたのかなというような私のただいまの心境でございます。

先日、総務大臣が、ふるさと納税のあり方について考える時期に来ているというような発言をされましたが、枕崎は改める必要はないんですよ。今から先に向かってやっていかないといけないので、私は、枕崎はまだまだ、総務大臣のですね、何と言うんですか、言うようなそういった市町村には入ってないと思ってます。まだまだやりなさいという部類だと思います。

ようやく、言葉は悪いんですけど、重たい腰を上げていただいたのかなというような感じでございますが、50%、5割に変えたときに、垂水のほうは20%から50%に変えて大幅に寄附金もふえてますので、20倍ぐらいになってるんですね。本市では、来年はどれぐらいの寄附額を見込んでいるのかなって思うんですけども、期待値も込めて、課長、今試算ができていますのであればちょっと教えていただきたいと思えます。

○**神園信二企画調整課長** 皆様のお手元に29年度の当初予算というのをお届けしてございますが、こちらのほうで見込みましたところの数字で申しますと、1億4,000万というところを見込んで予算計上はさせていただいているところでございます。

○**2番永野慶一郎議員** まだまだいけると思えます。今年度に比べて2,000万増のはずがないと思うんですね。垂水市が27年度と28年度と比べると、大体1.5倍ぐらいになっているのかなって感じなんですけども、本市も私は倍はいくのかなと思って見ております。

12月定例会ですと、質問したときにも、だいたい職員の方も、ふえたことによって、大変難儀をされているという話も聞いたんですけども、そのときに私も質問で何か困ったことはないんですかと、ふえることによって大変なことはいないんですかとお聞きいたしました。課長がですね、職員が勤務時間中のほとんどをふるさと納税の対応にとられておると、納税の件数や金額がふえていくことで大変な状況になっていると答弁されておりますが、29年度ですね、来年度、寄附額が大幅に増となった場合、現在いる職員の皆様の人数等含めて十分に対応ができるのか、課長、そういった、どういった対応をしていかれるつもりなのかをお聞かせください。

○**神園信二企画調整課長** 昨年の月別の寄附状況、それから全国の傾向も見ますと、寄附の確定申告を行いますので、その確定申告に備えまして、11月、12月に集中して寄附が寄せられる状況でございます。

本市の状況もそうなんですけれども、この期間は寄附者から問い合わせの電話等がひっきりなしにかかってきて、前もお話をしました、ほとんどの時間をふるさと納税の問い合わせにかかってしまうという状況でございました。また、年明け1月、2月には、今度は実際に確定申告に使用します寄附金控除証明書等の事務手続書類の発行のために事務量が增大するという状況が発生しております。この12月から2月につきましては、臨時職員1名を雇用して事務の補助に当たってもらいましたが、次の11月から2月につきましても、臨時職員のお手伝いをいただくことを予定しているところでございます。

さらに、新年度に採用いたします地域おこし協力隊、1名増員で予算等もお願いをさせていただきますけれども、返礼品となる地場産品の掘り起こし、先ほど議員からも御指摘のあったいろんな掘り起こしという作業に当たっていただきますけれども、今お話をしました11月、12月から年明けの2月ごろまでの繁忙期には、その寄附の受付事務とか、年明けの書類発行事務等にも加勢をしていただきたいなというふうに予定をしているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 寄附が集中いたします11月、12月以前の対応は、先ほどからずっと言っております、しつこいようですけれども、商品の充実、中身の充実というのを図っていただきたい。また、11月からはですね、そういった職員さんを1人雇って対応するというところでございます。

そして、何といいましても、地域おこし協力隊の方にもそういったふるさと納税のお手伝いをしてもらうということでございます。やはりですね、そういった斬新な目で、よそから来てですね、新たな目を見た枕崎の特産物、私たちがここに住んでいたら、なかなか気づきにくい点もあると思います。そういったですね、新しい目が入ってくると、本当にまた、ますます充実した内容になっていくのではないのかなと私は期待をしております。

職員の皆様にも大変な労働がかかってくると思いますが、寄附額がふえるというのは、本市にとっては大変喜ばしいことだと思いますので、課長、またですね、そのほうは上手に取り計らっていただきまして、増員1名、足りない場合には2名、3名と期限を区切ってですね、対応していただければと私は思います。

そして、このふるさと納税ですね、大事なところでございますが、この納税で得た財源を今後どのように活用していくのか。またですね、あとどれぐらい、積み立てもしていけないといけないと思うんですが、こういった割合とかでやっていくのかっていうのをお聞かせください。

○神園信二企画調整課長 新年度の当初予算には、ふるさと応援基金からの繰入金で財源の一部として実施する事業として、20程度の事業を予定しております。これは、現在の枕崎市ふるさと応援寄附条例第2条に定められた各事業分野に沿って、寄附者がその用途、使い道を指定したものを集計しまして、当初予算の要求時点で各課から要求された事業について、それぞれの事業分野に分けて充当をされているところです。ただ、現在の条例第2条のままでは、老人福祉、それと健康増進、産業振興などの事業分野に充当しにくいところがございましたので、この3月議会に条例改正案の審議をお願いしているところでございます。

この改正案は、第6次枕崎市総合振興計画の6本の柱に沿って、寄附金を原資として実施する事業を規定しているものでございまして、今後は、先ほど申し上げた老人福祉をはじめとする分野への充当も条例改正案を可決いただいた場合にはできるのではないかとというふうに考えているところでございます。

今後の具体的な充当事業につきましては、各課が行います予算要求の時点で、市長を初め財政当局と十分に協議を行った上で、充当事業の選定を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 この3月定例会でですね、条文改正の議案が出ておりますが、この条例が改正されれば、ふるさと応援基金のですね、使い道も広がるのかなというようなことじゃないかなと思うんですけども、ちょっと先日、とある中学校に行く用事があったんですけども、なかなかですね、学校のほうの校舎とかの保守ですね、雨漏りがするとか、あとはもうこの学校でも見られていると思うんですけども、全国なんですけども、トイレを和式から洋式にかえる取り組み、本市でもやっていると思うんですけども、一気に進まないような状況だとお聞きしています。そういった子供たちのために使えるお金、教育費のほうにもですね、やっぱりそういった財源をどんどん充てていただければと。そのためには、納税でですね、お金を稼いでということになってくるとは思いますけども、条例を整備しますと使い道は広がりますよね。使い道も広がるので、

それ以上の寄附額がまた集まるようにですね、私もまた一緒になって何かほかの自治体でのいい取り組み、私も聞いた話とかあれば、また課長、相談に行きますので、本市の予算にもかかわることでございます。この制度がある限りですね、私毎回言いますが、何とか上手にこの制度を利用して、ちょっとでも枕崎がですね、いいふうに潤っていくようなかたちをとっていきたくないと私も考えておりますので、また今後ともよろしく申し上げます。

続きましての質問でございます。

第6次枕崎市総合振興計画の中に、「人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進」という項目があり、その中に、「教職員の資質向上のための研修事業を支援し、教育内容の充実を図ります。」とあるが、現在、どのような取り組みをしているのかお聞かせください。

○木之下浩一学校教育課長 地方公務員法第39条で、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とうたわれております。さらに、教育公務員特例法第21条で、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」と記載されており、教員は、他の公務員以上に積極的な研修が求められています。

そこで、本市では、夏季休業中に、市内の小・中学校全教員を対象に、授業力ブラッシュアップ研修会を実施しています。内容は、教科ごとの分科会で学力向上のための効果的な指導方法についての研究協議、活用力を図る問題づくり、県外の先進地視察を行った教員の報告、大学教授等の講演会など、終日かけて資質向上、指導力向上に特化した研修会を実施しております。

そのほか、管理職研修会を毎月実施し、各学校での研修充実のための指導や助言、次期学習指導要領の教育情報の提供など、管理職への指導にも努めております。

また、今年度から、管理職自身も自主研修会を土曜日に年4回開催し、各界で活躍しておられる方々を講師として招聘し、リーダーのあり方について学んでおります。

さらに、県教育センター主催の研修会への積極的な参加を促したり、希望する市内の教員が勤務時間外に集まって教科等の勉強をする自主学習会を支援したりしています。

それぞれの学校におきましても、月3回程度の校内研修をしております。これは、学校ごとに研究テーマを決め、そのテーマに沿った研究授業や授業研究をはじめ、教職員としての識見を高める内容を計画的に研修するものです。この研修会に教育委員会から指導主事等を派遣し、資質向上、指導力向上に取り組んでいます。

加えて、この3年間で、市、地区、県による研究指定を8校すべてが受け、地区や県からも指導助言をしてもらう機会を得ながら、教科等の研究を深め、資質向上や指導力向上に取り組んでいます。

○2番永野慶一郎議員 教職員の皆さんもですね、休みを利用して研修だとか、あとそういった指導要領とかいろんなものが変わっていく中で、いろんな研修とか受けていって、新たなものにまた対応していく力をつけていけないといけないということだと思うんですけども、学校の先生といえば、朝早く行って授業の準備をしたり、また通知表の時期になりますと、一人一人の通知表をつけないといけなくて、なかなか定時では家に帰れないというようなお話も聞くんですね。資質向上を図ってはいると思います。それはもう確かにすばらしいことだと思います。逆に、そういった勉強会とかですね、研修が多くなってきて、先生たちにかかる負担ですね、そういったものもふえてきているのではないかと感じておりますが、どうなんですかね、先生たちはそこまで負担と思っていないのか、そういったところの対応はどういったふうにされているのか、ちょっとお聞かせください。

○木之下浩一学校教育課長 平成25年に行われましたOECDの国際教員指導環境調査によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は53.9時間で、参加国中最長であるということです。中でも、部活動等の指導時間が参加国平均2.1時間に対し7.7時間と、3倍以上となっています。

本市の教員の中からも、生徒指導や部活動指導、各種調査物等により多忙であるという声が聞かれます。

本市では、学校職員の安全衛生の確保及び健康の保持増進に必要な項目を定めた学校職員安全衛生管理規程を平成13年に定めています。また、平成20年からは、長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領についても定めており、長時間勤務者に対し、特段の配慮をしているところです。さらに、各学校職員の出勤時刻や退庁時刻を記録させ、一人一人の具体的な在校時間について管理職が責任を持って管理をしているところです。

今後も、個々の勤務時間の管理を十分に行い、部活動休養日の確実な設定や事務の効率化、組織的に取り組む協力体制の構築等、業務の適正化を積極的に進めるとともに、心身の健康の保持増進に取り組んでまいります。

○2番永野慶一郎議員 今のお話を聞きますと、一人一人の勤務時間もちゃんと把握されてて、それに見合った指導をなされているということでございますので、少しは安心したところがございますけども、体力面もですけど、やっぱり一番、精神面というんですかね、メンタルのところもやっぱり、時代とともに大変になってきているんじゃないかなと感じております。そういったものにいち早く気づいてですね、ケアをしていただけるような体制づくりをしていただきたいと思います。せっかく夢と希望を持って、子供たちと一緒に仕事がしたいということで教職員になれるわけですので、そういった方たちの夢とか希望を壊さないようにですね、努めていただきたいと思います。

続きましての質問です。

同じように枕崎市総合振興計画の中からもなんですけれども、市内の高等学校の魅力を市民に伝えるため、学校と一体となった広報活動を進めるとありますが、今年度の取り組み状況及び今後の取り組み予定はどうなっているのでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 市内の高等学校の魅力を市民に伝えるため、学校と連携した取り組みについて2つの側面からお答えします。

1つ目は、生徒や保護者への啓発活動についてです。

まず、中学生の市弁論大会において、市内の高校生に発表を依頼しています。広い視野を持った高校生の弁論を聞くことは、高校生活への希望を持たせるよい機会ととらえています。

また、市内の高校の課題研究発表会に本市の中学生が参加しています。高校生の発表を聞くことで、高校の専門的な学習について理解を深め、専門学科の興味・関心を高めています。

このほかにも、特に枕崎高校については、中学校における高校説明会を多く設定することで総合学科への理解を深めたり、本市の中学3年生を対象にした勉強会「枕高塾」を開催し、数学や英語などの学習指導を行ったりしています。このことも枕崎の中学生や保護者への広報になっています。

次に、2つ目の側面は、教職員への啓発活動です。

中学校の進路指導主任等研修会において、枕崎高校と鹿児島水産高校の先生に隔年置きに講話をお願いし、中学校の進路指導関係者に地元の学校理解を深める機会にしております。本年度は、枕崎高校を会場にして、総合学科の特徴、進路状況の説明や授業参観を通じた研修を行いました。

以上、2つの側面から取り組み状況を述べましたが、今後も引き続き本市の高校の特徴やよさについて、中学生やその保護者、教職員に理解を深めるための対策を講じるとともに、本市にある2つの高校の設置者は県教育委員会であることから、高校にも自助努力をしていただきながら連携を深め、効果的な取り組みを実施してまいります。

○2番永野慶一郎議員 確かにおっしゃるとおり、高校の場合は県立高校ですので県の教育委員会の管轄になると思います。うちの市の教育委員会のほうであまりどうのこうのってというのはないのかな、できないのかなと、逆に思うところがございますが、市内の中学生に関しては、市の

教育委員会の管轄でございます。

やはり、本市にも2つの高校があるということで、枕崎高校のほうも、ことしは競争倍率が若干でございますが、昨年よりちょっとアップしておったということでしたので、そういった取り組みの成果も出てきているのかなと思うところでございます。

1つの学校に教育委員会のほうが特化して何かをやってというのはできないことだと思いますけれども、せっかく2つの高校があるわけですから、そういった市の指導のほうもですね、当たりさわりのないようにやっていただいて、何としてもこの2つの学校を枕崎からなくすことのないように守っていくんだという、そういった取り組みをまた今後も続けていっていただきたいとお願いしておきます。

続きまして、最後の質問でございます。

子ども会など青少年団体の活動の活性化や、研修会等の実施を通じて、リーダーの養成に努めるとあるが、現在どのような取り組みをしているのかお聞かせください。

○豊留信一生涯学習課長 異なる年齢層の子供たちが活動する子ども会を指導・支援するジュニア・リーダーについて説明をいたします。

本市では、市内の中学・高校生が一堂に集い、地域社会におけるリーダーの役割等を考えるとともに、単位子ども会の育成・充実を図り、地域社会でリーダーとして活躍する中学・高校生等を育成する目的で、平成26年に枕崎ジュニア・リーダークラブを発足させております。現在のクラブ員数は、発足当時の高校生男子3名、女子2名、中学生男子1名の合計6名となっております。

これまでの活動としましては、毎月第2土曜日の午後から定例会を開催し、各種研修会や子ども会大会の打ち合わせ、話し合い、準備等を行っております。

各種研修会等への参加状況としまして、今年度は、南薩地区及び県のジュニア・リーダー研修会、北薩・南薩地区ジュニア・リーダー及び高校生クラブ等交流大会への参加、そして九州地区ジュニア・リーダー沖縄大会へ県代表として参加しております。

また、枕崎市子ども会大会への協力としまして、子ども会大会の司会進行や触れ合い活動の補助、大会準備や後片づけなどを行っております。

今後の青少年団体の活性化につきましては、毎年実施される各種の研修会等へ積極的に参加させていきたいと考えております。また、子ども会大会への協力や市の行事等への運営協力、定期的で開催する定例会において、リーダーの養成を目的とした講師を招いての講義などを取り入れ、定例会の内容を充実させていきたいと考えております。

課題としまして、現在のクラブ員6名のうち5名がですね、もう高校3年生でございます。1名が中学3年生であり、新しいメンバーでのクラブづくりが急務であります。そして、メンバーの増員も図らなければならないということでございます。今後、市内における中学校生徒会からなる組織を立ち上げる計画であり、その組織にジュニア・リーダーとして活動していただくことも考えております。以上です。

○2番永野慶一郎議員 研修会等へ参加してですね、取り組んでいるということでございますが、座学も大変大事だと思います。座学も大事なんですけど、やはり子供たちって、いろんなことを体験して学ぶことが多いのではないかなと思いますけれども、体験の場というこういったのをふやしていくような考えとかはないんですか、今まで以上にですね。

○豊留信一生涯学習課長 これからのジュニア・リーダーの養成としましては、これまでの市外の同年代の生徒との交流、そういった交流とか活動ですね、そういう学習をすることで育っていく、これも必要だと考えております。また、本市の歴史、文化、産業などを体験・学習する機会も必要と考えております。枕崎市のために、いろんな分野で活躍している人の姿を間近で見ることや話を聞くことが真の学びになるのではないかと考えております。

来年度は、ジュニア・リーダーの養成として、こういった取り組みを計画していきたいと考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 私、議員になる前からずっと思っていたことがありまして、若い人たち、熱い思いを持ってこの枕崎を築いていこう、盛り上げようという思いのある若い人たちを育てたいというのが私の長年の夢といたしますか、思いでございました。

鹿児島には、昔から伝わります郷中教育というものがございます。年上の人たちが年下の人たちにいろんなことを、勉強とかそれ以外のことも、いろんなことを伝えていって、子供たちが学んでいって、それを代々受け継いでいくと、そういったような教育がありました。その郷中教育なんですけども、今薄れて、ほぼそういったものもなくなってきているのかなという感じがございます。

私、ちょっとまちを盛り上げようという取り組みを若い人たちと一緒に取り組んでおります。これ、なぜかといいますと、若い人たちと一緒にすることによって、若い人たちにこの枕崎を思う気持ちを強く持っていただきたいと思うからでございます。その先にはですね、まちを思う熱い気持ちを持った若い人たちが、またその下の人たちに伝えていく、そういったサイクルが回りだすのを私は構築したいと考えております。いわば、枕崎版郷中教育みたいな感じなのかなっていうことを私ちょっと常々思いながらやっているわけですけども、この教師なき郷中教育って言われているということなんですけども、そういった点でですね、私たちが今から何かこうお手伝いのできることでですね、こういった子供たちに、座学も本当に大切だと思うんですが、体験とかですね、そういったところで何か私たちもお役に立てるところがあるんじゃないかなと、今、話を聞いてて思ったんですけども、教育長、どう思われますか、そういった大人と触れ合ってますね、まちを盛り上げるとか、そういった大人に習って自然とリーダー意識が芽生えていくというようなことも出てくると思うんですよね。私はそう考えますが、教育長のお考えをちょっとお聞かせいただけないですか。

○丸山屋敏教育長 教育は、知的な部分と、それからその風土の文化を受け継いでいくという2つの側面があります。

枕崎市には、たくさんの教育の風土があります。美術の教育でもそうです。かつおぶしを通した教育もそうです。そのようにですね、枕崎市ならではの教育を私は今推進しているところです。

そういうことですので、今、議員が言われました先輩から後輩へという教育はですね、ぜひ来年度もですね、引き続いてやっていきたいということで考えております。

なお、来年度の教育課程を各学校で計画をつくっておりますけれども、その中にはですね、枕崎の教育の風土を生かした教育を学校で推進してくださいということをお願いしておりますので、来年度もそのような教育を推進していきたいというふうに思っております。

○2番永野慶一郎議員 このまちには、すごい枕崎を好きな熱い思いの若者たちもいっぱいあふれています。そういった人たちとですね、一緒になって子供たちも一緒に取り組むことによって、枕崎をですね、本当に愛する気持ち、そして自然と、道徳といたしますか、そういった勉強にも私はなると思います。

知的なところは、私はちょっと先生ではございませんので、教えてやることはできませんけれども、そういった人としてのところはできるのかな、人を使ってというか、若い人たちが一緒になりながら育てていくことができるのではないかなと考えております。ですので、こんなのってやっぱり、みんなで協働でですね、ともにやっていかないといけないことだと思います。遠慮なくお申しついただけしたら、私どもも枕崎の未来を背負う子供たちのためのことですので、そちらのほうはどんどんお手伝いをさせていただきたいと思います。

私たち、まちづくりをやってまして何を思うかといいますと、まちづくりは人づくりであるという言葉がございます。まちづくりをしていく間に人は育っていきます。いろんなことを学んで、

このまちが好きになったりだとか、社会でのいろんな経験も積んで、ものすごく勉強になっていてですね、人が育っていきます。そういったのを、上の者から下の人へと、そういったものを脈々と受け継いでいくような、そういった文化がこのまちにでき上がっていったら、大変いいまちになっていくのではないかと私は今考えておりますので、またいろいろと協力できることがあれば、私どもも本当に若い人たちにもお願いをして、精いっぱい子供たちのためにやらせていただきますので、また何か御要望があればお伝えください。よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時35分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員　登壇]

○7番清水和弘議員　皆さん、おはようございます。

私は今回、桜山東町の用水路用地買収に関する市の考え方について、現在なお、当事者と和解できていない理由について質問してまいります。

枕崎市桜山東町499の1の土地は、市が訴えた相手方が、前所有者の相続人の娘より平成11年10月に購入、11月には所有権の移転登記をしております。

市は、平成5年に買収したが、長期間にわたり放置、所有権の移転登記を怠ったままになっております。この件に対し、前農政課長は、事務的な手続の不備があった、わびたいと思うと、平成23年3月の予算特別委員会で述べております。この問題については、先輩議員が追及してきましたが、いまだに解決に至っておりません。

私は、平成23年に市議会議員となりましたが、最初の一番重たい問題だったと考え、前副市長に勉強会を開いていただきました。そこでわかったのは、市が所有権の移転登記をしていないということが理解できたのです。

市は、民法177条は、所有権の移転登記をしていないのに、なぜ市は裁判に訴えたのか、納得できません。

そこで、前農政課長は事務的手続に不備があったと述べていますが、所有権の移転登記をしていなかったということを指しての言葉だったのか、よろしく願いいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　この件について、市は平成23年10月25日に鹿児島地裁知覧支部に訴状を提出し、平成24年11月8日に第一審判決が出された後、原告及び被告とも控訴しましたが、平成25年4月17日に福岡高裁宮崎支部において、原告及び被告の控訴をいずれも棄却するという控訴審判決が出されました。この控訴審判決に対し、原告及び被告とも上告しなかったことにより、平成25年5月3日に第一審判決が確定いたしました。

この第一審判決は、一部の土地を除き、市が主張していた平成5年7月27日時効取得を原因とした所有権移転登記手続を相手方に求めるもので、また、訴訟費用の負担が、市が1、相手方が3という判決であったことから、大筋では市の主張が認められたものであります。

このように、この件は裁判が終了し、解決していると考えております。

○7番清水和弘議員　今、市長は、裁判は終了してると言いましたけど、その後にですね、相手方との何らかの話もしていないような気がいたします。

私はですね、この問題については、平成25年の4月7日、福岡高裁宮崎支部においてですね、棄却となつとるわけなんですよね。

その前にですね、私は先ほど質問しました、前農政課長が事務的な手続に不備があったと述べ

ていることに対して、この所有権移転の登記を指しているのかということに対しての答弁をお願いします。

○川崎満農政課長 前課長は、分筆及び所有権移転登記がなされていなかったことについて述べているものと考えます。

○7番清水和弘議員 それでですね、移転登記をしてなかったことをわびると前課長が言ってるということでもあります。

これから、また質問を追求していきます。

市はですね、相手方に起こした裁判の結果について、平成25年3月の第1回定例会で、先輩議員の質問に対し、神園市長自身がですね、判決文を読み、原告の主位的請求をいずれも棄却すると述べていますが、このことは何を意味しているのでしょうか、市長にお聞きいたします。

(「農政課長」と言う者あり)市長に聞いてます。

○神園征市長 訴状の請求の趣旨は、相手方に、主位的に真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求め、予備的に平成5年7月27日時効取得を原因とする所有権移転登記を求めたものであり、その主位的請求が認められなかったことを意味していると考えております。

○7番清水和弘議員 そこでですね、市は平成5年度に前所有者から購入したというようになってるんですけど、このとき、やはり所有権の移転登記をしてなかったと、それが私は一番の、最大の原因だと思うんですよ。

それですね、判例で棄却判決とあるんですけど、この棄却判決とは、権利及び義務の存否を確認し、不服の理由がないかを確認する判決で、また、民事訴訟法では形式的な要件を備えていないものを不適法として実質審議に至らないというふうなことを棄却というそうであります。

訴訟費用は4分割し、市が1、相手方が3とする判決が出ていますが、判決は原告の主位的請求について棄却ということは、私は実質、市の敗訴じゃないかと、市の負けじゃないかと思うんですけど、この辺はどうでしょうか。

○川崎満農政課長 訴訟費用の負担が、市が1、相手方が3という判決から、大筋では市の主張が認められたものであります。

○7番清水和弘議員 しかし、この25年の4月7日、福岡高裁宮崎支部においてはですよ、棄却なんですよ。この棄却という意味はどういうことなんですか。私が先ほど述べましたけど、これには該当しないんですか。どのように解釈しとるんですか、棄却ということ。

○川崎満農政課長 先ほどの質問の中で、主位的な請求と予備的な請求という話がございまして、この主位的な請求、これについて棄却されたということでございます。

○7番清水和弘議員 あのですね、民事訴訟法ではですね、不適法として実質審議に至らない、これを棄却と書いとるんですよ。だから、実質審議に至らないっていうことは、結局、この枕崎市が1、相手方が3ということは、相手にされなかったということじゃないんですか。違うんですか。

○川崎満農政課長 先ほども申し上げましたとおり、市は主位的に、優先順位1番目に、主位的な、真正な登記名義人の回復を原因とする所有権移転登記を求めたわけですが、予備的に、平成5年の7月27日時効取得を原因とする所有権を求めたわけですが、結果的に主位的な部分は棄却と。予備的な部分で所有権の手続をしたわけですので、その結果、訴訟費用の負担は市が1、相手が3ということでもありますので、この判決からはやはり、実質敗訴でなく、大筋で市の主張が認められたものというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 私は、棄却判決という点からは、もう結局、裁判で相手にしないということだと考えております。

次にですね、民法177条は、不動産に関する物件の変動の対抗要件であります。また、民事訴訟法228条は、文書の成立なんですよ。この第2項に、「文書は、その方式及び趣旨により公

務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」とあります。

市は、相手方を平成23年度に裁判に訴えましたが、民法177条及び民事訴訟法228条をどのように理解して勝訴すると考え提訴したのかお伺いいたします。

○川崎満農政課長 ただいま御質問のあった法律の規定に限らず、関連・関係する法律に照らし合わせ、法律に精通する顧問弁護士に相談しながら対応したものであります。

○7番清水和弘議員 私はですね、この民法177条、民事訴訟法、これを悪用した上での提訴であったんじゃないかと理解しております。この民事訴訟法の228条の第2項は、これを悪用するとなればですよ、いろんな住民の土地は、印鑑登録証明など虚偽の書類を作成することができるわけなんですよ。これが成立することになりますよ、これ。

私は、今回のこの枕崎市が訴えた裁判についてもいろんな人に聞きましたよ。印鑑登録証明書、これはおかしいと、何人かの司法書士も言ってるんですよ。なぜこのような印鑑登録証明が採用されたのかと。だから、私はここで棄却となったと、枕崎市が訴えた裁判は棄却になったんだということなんですよ。

次にですね、土地を分筆登記する場合、県の担当課では、立会人の立ち会いの上で測量しなければならないと言われました。市は、この問題となった土地を分筆登記したときの測量に立ち会った方々、だれがおるのかお伺いいたします。

○川崎満農政課長 今回のこの分筆登記ですが、通常、分筆登記をする場合は、隣接所有者等の境界立ち会いを行うようになっているわけですが、今回の場合は、判決確定に基づく分筆登記であったために、判決確定証明書などを登記嘱託書に添付し、登記を行っているものでございます。

○7番清水和弘議員 私はですね、県の職員、あるいは測量の会社の人にも聞きました。また、南薩振興局のほうにも聞きましたよ。この場合ですね、分筆登記のために測量する場合は、立ち会うべきは相手方なんですよ。そこに相手方は立ち会ってない。なぜ立ち合わせなかったのか、その点をお願いします。

○川崎満農政課長 今回の場合はですね、先ほど申し上げましたとおりに、繰り返しになりますけれども、隣接所有者等の立ち会いについてはですね、裁判を行ったわけですので、これに基づく分筆登記であったということから、判決証明書、こういうのをつけて登記を行ったということでもあります。

○7番清水和弘議員 納得できませんよ、それ。

この際ですね、市が測量をしているわけなんですけど、面積が、測量士が計測した、南薩振興局の立ち会いのもと、測量士また相手方が立ち会って計測したその面積と市が測量した面積とは一緒じゃないんじゃないですか。市は計測するたびに、なぜ面積が変わるんですか。その辺はどうなんですか。

○川崎満農政課長 ただいま申し上げられた県の測量については、足りないということについては把握しておりませんので、答弁できないところでございます。

○7番清水和弘議員 それからですね、今、質問にもう一つ答えてないんですよ。市が測量した場合、3回とも面積が異なってるんですよ。その理由は何なのかって聞いてるんですよ。

○川崎満農政課長 その理由については不明でございます。

○7番清水和弘議員 その点はちょっとおかしいんじゃないですか。市民の財産を預かってる行政として、そのような答弁はないと思いますよ。

私はですね、聞きました。まず、起点を1つにしていないということが最大の原因であるということをおっしゃいましたよ。農政課が計測をするときは、起点をそれぞれ3回とも変わらせたんじゃないかと。1カ所をもとにして3回はかれば合うはずだと。その辺に大きなミスがあったんじゃないですか。

次にですね、枕崎市の場合、この裁判ではですね、一審、二審とも棄却され、裁判も終了して
るわけなんですよね。この問題について、いろいろ先ほども言いましたけど、いろんな方が驚い
ているんですよ。こんな問題を、なぜ市が民間の方を相手取って訴えたのか。また、この問題が
いまだに解決されないのか、その理由はどこにあるんでしょうか。

○川崎満農政課長 この件につきましては、裁判が終了し、解決していると考えております。

○7番清水和弘議員 裁判が終了して解決していると。それに対してですよ、今まで相手方に対
してですね、いろんな風評被害、また、この水の問題などでですね、水利組合などからいろんな
悪評が出るとるわけですよ。そしてまた、相手方はこの裁判によってですね、仕事も激減、収入も
減ってきてるんですよ。ただ、裁判で判決が出ましたからと、その判決とはどういう判決なんで
すか。

○川崎満農政課長 判決の結果につきましては、先ほどの質問の中でありましたとおり、主位的
請求が棄却され、予備的請求は通ったと申しますか、予備的請求により決着したということでご
ざいます。

○7番清水和弘議員 だから私は、そこを棄却されとるわけでしょ、主位的請求。主位的請求、
結局、市のほうは棄却されたわけなんですよ。

それならですよ、市は、私はもう裁判が相手にしないということならですよ、本市のトップで
ある市長、この方と相手方がひざをつき合わせてですよ、相談すべきじゃないんですか。市長、
どうなんですか。

○神園征市長 棄却ということは、裁判が終わったことを意味しているわけでありまして。

○7番清水和弘議員 先ほど、私は棄却についても条文を読みましたよ。相手にされなかったと
いうことじゃないですか。終わったということじゃないですよ。市が裁判に訴えたけど、相手に
されなかったということ棄却じゃないですか。なぜそんな答弁になるんですか。もう一回お願
いします。

○久木田敏副市長 棄却というのは、二審が棄却されたんであって、その前に一審があるわけ
です。ですから、その一審のとおりということで、二審においては棄却ですから、一審が確定した
と。最初から答弁いたしているとおおり、双方棄却されたということですので、一審が確定したと
いうことです。

○7番清水和弘議員 今、副市長は、その一審、地方裁判所の判決のことを言ってるんでしょ
うけど、福岡高裁の宮崎支部では、主位的請求棄却となつとるじゃないですか。これは市長が答弁
しとるんですよ。なぜそのようなことを言うんですか。もう一回お尋ねしますよ。市長、相手方
と話し合う気持ちはないんですか。

○神園征市長 ありません。

○7番清水和弘議員 それならですね、これまで市は相手を訴え、裁判を起こしてきました。こ
の裁判を起こしたことによってですね、多くの市民の税金を必要としてるわけなんですよ。その
税金を使ったことに対して、市民に迷惑をかけたと思わないのか、裁判することによって多額の
税金を使ったと思いますよ。その辺はどうなんですか、市民に対する謝りはないんですか、税金
を使ったことに対してですよ。

○川崎満農政課長 これにつきましては、この用水路の受益者である農家の方々のためでもあり、
無駄な税金を使ったとは考えておりません。

○7番清水和弘議員 用水路の方に対してもですよ、おたくらが裁判を起こさんかったら、こん
なこと発生してないんですよ。最初、私が申しました所有権の移転登記をしとけば何も問題ない
んですよ、この問題は。そこが起点なんですよ、この問題の。

おたくらが時効取得とかいろんなことを言いますが、この最初の持ち主、名前はちょっと言
えませんが、その方からですよ、買ったと言われとるけど、その買ったときの売買を示すため

の領収証とかあるんですか。

○川崎満農政課長 この土地の購入代金は、口座振替により支出しております。口座振替により支出した場合は、本市会計規則第35条に、指定金融機関の小切手受領証をもって債権者の領収証にかえることができると定められておりますので、領収証は必要ありません。

○7番清水和弘議員 領収証が必要ないということであればですよ、金額は幾らだったんですか。それはわかっているでしょ。

○川崎満農政課長 どの部分の金額でしょうか。

○7番清水和弘議員 今、問題になってる部分ですよ。裁判に起こしたときの。（「しばらくお待ちください」と言う者あり）

○川崎満農政課長 金額については、8万8,500円でございます。

○7番清水和弘議員 今、購入代金が8万8,500円、これは坪単価幾らになったんですか。

○川崎満農政課長 今ちょっと坪単価については掌握してないところでございます。

○7番清水和弘議員 この8万8,500円、これ、平米数等、後で資料を出してくださいよ。平米数、坪単価、今、資料がないということですからね。

私は、この問題はですね、本当に市民の税金を使ってまでやるような裁判じゃなかったと思うんですよ。市がしっかりした、最初から、民法177条の所有権の移転登記、これを実施しておれば何も問題はなかった。そこが一番私は問題だと思うんですよ。

市は、市長は、この問題について相手方と話し合う気持ちはないと言うてますけどね、そういう問題じゃないですよ。なぜ枕崎市が存在するのか。これは、まさしくこの行政がですね、市民に対する安心安全な行政をやるからこそ成り立つとるんじゃないですか。そういうような立場のトップがですよ、市民を訴えてですね、また、訴えたことによって、相手方は収入減、仕事も少なくなった。そしてまた、水利組合などからもいろんな誹謗中傷を受けておるんですよ。そこを真剣に考えたらですよ、相手方はだれであれですよ、公平公正に立ち振る舞うべきじゃないんですか。市長、どうなんですか。

○神園征市長 公正公平に取り扱って、そして、万が一、法的に過ちがないようにということで顧問弁護士にも重々相談した上で行ったわけでありまして。

○7番清水和弘議員 顧問弁護士に伺って裁判を起こしたんでしょうけど、結局、顧問弁護士も間違いじゃないですか。棄却されたわけなんですから。裁判については棄却されとるじゃないですか。笑い事じゃないですよ。

市長は、それならですね、この顧問弁護士に支払った費用は幾らなんですか、全部で。

○川崎満農政課長 弁護士に支払った裁判にかかる委託料の額は、一審、二審合計で44万円でございます。

○7番清水和弘議員 それとですね、裁判したことによってですね、用水路をつくりかえましたよね。この費用に対して全部で幾らかかったんですか。

○川崎満農政課長 この工事の総額は349万6,500円で、受益者から分担金100万円をいただいて工事を施工したものであります。

○7番清水和弘議員 受益者負担で100万と、その差額は249万、それとですよ、この裁判を起こしたことに対して顧問弁護士に支払った費用は44万円と言いますけど、この顧問弁護士の場合ですよ、本当にこの金額なんですか。

○川崎満農政課長 そのとおりでございます。

○7番清水和弘議員 顧問弁護士に対するですよ、費用というのは、年間の顧問弁護士料、それプラスその裁判に対するその費用、これがあるんじゃないですか。両方で44万ということなんですか。

○川崎満農政課長 44万円の内訳は、第一審及び控訴審着手料がそれぞれ15万7,500円で、2回

で31万5,000円、そして訴訟終了に伴う謝金10万5,000円、あと控訴……、しばらくお待ちください。あと、これに控訴審弁護士旅費日当2万円で、44万円ということでございます。

○7番清水和弘議員 市民の税金をですよ、250万円ほど使ってるわけなんですけど、これも裁判をしなかったら必要なかったわけですよ。これに対しての市民に対する気持ちはどうなんです、市長。市長、お願いしますよ。

○神園征市長 繰り返すことになりましてけれども、この用水路の受益者である農家の方々のためのものでもあり、無駄な税金を使ったとは考えておりません。

○7番清水和弘議員 無駄なお金ですよ、これは。市が訴えなかったら、こんなことは発生してない、訴えなかったというのか、最初、市が適正にこの土地のことを処理しとけば、この金額は発生してないんですよ。市が最初のところを正規にしてないから発生した問題なんですよ、これは。なぜそこを認めないんですか。前農政課長も手続上不備があったと、わびたいと言うとるじゃないですか。市長もそれはちゃんと認めるべきですよ。市長、どうなんです、そこは。

○神園征市長 判決のとおりにおさまっていると思います。

[傍聴席で発言する者あり]

○7番清水和弘議員 私はそのことを聞いとるんじゃないんですよ。前課長は、不備があったと、わびたいと言うとるわけなんです。このことについて市長はどう思いますかと言うとるんですよ。

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

副市長。（「いや、市長に聞いていますよ」と言う者あり）（「いや、市長に聞いていますよ」と言う者あり）（「代理で答えているんです」と言う者あり）（「いや、代理って、私は市長に聞いてるんだから。責任ある市長が……、すいません、この市議会はですよ、市長が招集しとるわけなんです。招集した人の責任で持って答えてくださいよ」と言う者あり）（「代理で答えているんです」と言う者あり）（「いや、この議会はですよ、市長が招集して成立しとるんですよ。招集した者の責任として答えてくださいと言うとるんですよ」と言う者あり）（「議長が整理をなささいよ。代理でいいでしょ」と言う者あり）

[傍聴席で発言する者あり]

○久木田敏副市長 何事においても、過去のそういうような手続の不備とかいうようなことはあるわけです。それを解決するための手段というのはいろいろあるんでしょうけれども、今回のこの件につきましては、その裁判で解決していただくほかないというようなその当時の判断があったということでありまして、確かにおっしゃるとおり、その登記の手続については、市民の皆さんに何回もその手続の不備については申しわけないということは申し上げてきたところでございます。です、その体制についても、以前、御答弁申し上げたとおり、今後においては、その庁内の体制をしっかりとやっていくという反省のもとに今日まで来ているわけでございまして、その裁判におけるその手続については、先ほどから言いますようにそうせざるを得なかったというようなことでありますので、そのような現在までの結果に落ちついてきているということでございます。

○7番清水和弘議員 落ちついてきていると言うことはですよ、自分たちの思うことは勝手ですよ。私はですね、前課長はわびたいと、これは課長としてわびたい。市長としてはどうなのかって、この枕崎市の財政を預かるトップですよ。その人はどうなのかと私は聞いとるんですよ。

○久木田敏副市長 先ほど申し上げたとおり、その登記の手続の不備につきましては申しわけないことであつたということについては、これまでも幾度となく申し上げてきておるところでございます。

○7番清水和弘議員 この登記の不備においてですよ、この問題が発生したわけなんです。なぜそれを認めて、相手方と話し合いをしようと、そういう誠意を見せないんですか。誠意じゃな

いですよ。これは人間として当たり前行動ですよ。市長、もう一回、相手方と話し合う気はないのか、答弁をお願いします。

○**神園征市長** ありません。

○**7番清水和弘議員** それではですね、今現在ですね、枕崎市が抱えている所有権の移転登記してない土地で、本市のかかわっている物件はどれぐらいあるのか。また、そしてその現在の取り組み状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○**川崎満農政課長** 現在把握している所有権移転していない農政関係の件数は276件となっております。

用地取得を行う場合は、事業対象用地について事前に戸籍調査を行い、移転登記が可能かを確認するなどして、登記されない土地がないよう取り組んでいるところであります。

○**7番清水和弘議員** 繰り返しになりますけど、私はですね、この問題については、もう本当に相手方も疲弊してきてますよ。その原因をつくったのは枕崎市、行政ですよ。なぜ、自分たちが原因で起こしたこの裁判についてですよ、裁判でも敗訴ですよ、これ、棄却されとるわけだから、もう。そういうことを考えた場合ですよ、私は、市長はもっと真摯に枕崎市住民の安全安心な生活を営むために、本当に市民目線になってですね、私は、ひざを交えて話をしてもらいたい、これは要望しておきます。

次にですね、この内鍋清掃センターの今後の維持管理について質問していきます。

現在、内鍋清掃センターに個人のごみを持ち込んでいるのは、坊津町の一部、そして枕崎市民だと思います。そこで、内鍋清掃センターで焼却できなくなった、ごみの個人持ち込みについて、周辺地域住民は非常に困るという声が多数あります。そこで、内鍋清掃センターをごみの中継施設にしてもらえないのかと多くの住民の声が私のところには届いております。

これまで、南さつま市や南九州市は、ごみの中継施設を、個人のごみを持ち込み、中継施設から内鍋清掃センターまでに持ち込んでいる状況です。

本市住民も、個人のごみ持ち込み場所が遠くなることなど、不安を抱いている方が大多数であります。住民の不安を払拭するためにも、内鍋清掃センターを中継施設として利用することを早目に決定し、住民の不安を払拭すべきと考えますが、その辺はどうなんですか。

○**加藤省三市民生活課参事** 内鍋清掃センターにつきましては、南薩地区衛生管理組合及び当施設を建設し使用している構成市において管理運営を行っております。このため、施設の稼働終了後の利用方法につきましては、南薩地区衛生管理組合や構成市で協議をしていかなければならない問題でありますので、今後、組合及び構成市で協議をしていくこととなります。

住民の不安払拭については、今後の協議の中で住民が不便にならないような対策を協議して、早目早目に周知してまいりたいと考えております。

○**7番清水和弘議員** 今、参事の答弁に、不安にならないように早目早目の対応すると言いましたけど、具体的にはどのようなことですか。

○**加藤省三市民生活課参事** 先ほども申し上げましたとおり、今後、中継施設については協議をしていくことになるとお思いますので、その結果について早目早目に周知をしていくということでございます。

○**7番清水和弘議員** 本市の衛生環境を考えた場合ですね、本市から発信するように、中継施設となるように本市から発信するようにしていただきたい。これは要望しておきます。

それからですね、初日本会議においてですね、市長の施政方針にもありました。現在の状況は、ごみの分別方法やごみの省力化についてやらなければならないというようなことを述べております。そういうことですね、私は個人のごみを持ち込むようになった場合、私が調べたところ、他市ではわずかな金を徴収してるところがあるんですよ。そうすることによって、私はごみの省力化につながると考えます。本市でも、やがて平成36年以降は、本市でもごみの持ち込みの徴

収をすべきだと考えますが、その辺はどうなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 中継施設への個人のごみ持ち込みの費用負担につきましても、今後協議していくことになると考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、内鍋清掃センター海側擁壁崩壊の影響と改修について質問していきます。

内鍋清掃センターの燃えるごみ堆積場から予想される住民への環境による健康被害、これは枕崎市民の安心安全な環境をつくるための、将来、重大な問題だと考えております。海側擁壁崩壊により、汚水が住民の健康に影響を与えることは、いろんところで証明されております。

以前、私はその海側において、変形魚が釣れたと、魚釣りに行っってですよ、釣れたわけなんですよ。そのことを担当課に申したら、沿岸漁業関係者に影響するので発言しないでくれというような発言がありました。

それから、ことしの1月26日、再度、擁壁の状況と汚水の状況調査をしてきました。それを皆さんに紹介します。擁壁はこのように崩壊しとるんですよ。もうガタガタですよ、皆さん。それから、これが汚水の、これは黒っぽく見えとるのは汚水なんですよ。これを1月26日計測しました。この汚染の発生しとるところはですね、管理組合が計測しとるところとはちょっと異なるとるわけなんですよ。

私が栗野地区の人に聞いたところ、この部分で計測してくれと、検水を採集してくれと依頼しても、水量が少ないからとれないと言うとるわけなんですよ。

私は、それならこの部分の土壌を採集して検査・分析すべきじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 まず、変形魚のことをごさいまして、担当課が慌てたということはごさいませぬ。議員が全く根拠のない中ではですね、「それはないぞ」と言う者あり）汚染水の発生や変形魚が生息しているとの話をされましたので、漁業関係者などへの影響を考慮して対応したまでのことをごさいます。

議員の汚水が出ているとの発言や、人への健康被害についても何をもって言われているのか、また明確な証拠があるのかわかりませんが、南薩地区衛生管理組合でも本市においてもそのような報告はありませんし、確認もしておりませぬ。また、変形魚生息についても、漁協、沿岸漁民、一般の方々などからの報告もなく、確認もしておりませぬ。因果関係についても、いろいろな要因があると伺っておりますが、汚染水が流出しているという証拠もない中での変形魚や健康被害について対応はしておりませぬし、周辺の海域への影響はないものと考えております。

○7番清水和弘議員 今、担当課参事はですよ、漁業関係者とかそういう人からの被害は出てないとかそういう話でした。このですね、栗野地区の住民に話を聞きましたか。

○加藤省三市民生活課参事 あたかも変形魚が生息しているような質問ですので、報告もごさいませぬので、特段、栗野地区のほうには聞いておりませぬ。

○7番清水和弘議員 私はですよ、環境被害、健康への環境被害を、この汚水による環境被害ということを知るとるんですよ。ここに書いとるんですよ。

そしてですよ、参事は変形魚のことについてと言われましてけど、変形魚についてですよ、私の家において打ち合わせをするときに、担当課課長も来て言うたじゃないですか。なぜ根拠のない話だと決めつけるんですよ。私の家で言いましたよ。それを忘れたんですよ。

○加藤省三市民生活課参事 変形魚については、市の担当としても確認はしておりませぬと申し上げたと思います。

○7番清水和弘議員 何をもってそういうことを言うのか、本当に、隠したらですよ、このようなことを隠してだれが得するんですよ。枕崎市行政はですよ、悪いことは隠して隠して、最後に影響を受けるのは市民ですよ、住民。なぜこういうような状況が発生しているのにもかかわ

らず対応しようとしなないんですか。

○加藤省三市民生活課参事 南薩地区衛生管理組合でもですね、浸出水とか、海岸とか、海域の水質調査をしております、その数値はすべて基準値以内です。特段、数値が異常数値を示してありませんし、変形魚等についても、先ほどから答弁いたしますとおり、漁業関係者、一般の方々からのですね、通報とかそういったような報告がございませんので、変形魚が生息しているというふうには確認はしてありません。

○7番清水和弘議員 今、担当課参事は言いますけどね、計測しとると。計測してる場所は、私が確認しておるところは3カ所なんです。ところが、この私が写真撮ったところの汚水が発生しとるところは、水量が足りないということで計測してないんです。これを計測する気持ちはないんですか。

○加藤省三市民生活課参事 計測場所の選定につきましては、南薩地区衛生管理組合のほうで場所を選定しておりますので、市のほうがここをしろとかどこをしろというふうに申し上げるわけにはいかないと考えております。

○7番清水和弘議員 それが無責任なんです。枕崎市民の健康のことを考えれば、枕崎市から提案すべきじゃないですか。それはできないんですか。それがまさしくこの地域を担当している部署でしょ。なぜそれから逃げるんですか。

このですね、黒ずんでいる汚水が出とるところはですね、中央部から枕崎寄りなんです。2カ所ですよこれ、こういうのは。先ほども言いましたよ。栗野地区の住民は、このところで計測してくれと、採集してくれと言うとるけど、水が足りない。そしたらですね、私も行きましたよ。雨が長い間降らないときはありませんでした。雨が降った2日後に行ったらあるんですよ、これ。そういうときに行って確認しとく必要があるんじゃないですか、この地域を担当しとる行政としてですよ。

○加藤省三市民生活課参事 南薩地区衛生管理組合では、場所についてはあちらのほうで設定しておりますけれども、枕崎市側のほうは、特段問題はございません、きれいな水です。今、議員がおっしゃる（傍聴席で発言する者あり）場所につきましては、枕崎市側というよりも、どちらかというところ坊津といいますか、南さつまの赤水のほうに近い場所と考えています。

○7番清水和弘議員 そしたら、何カ所で計測しとるんですか。その場所を教えてください。

○加藤省三市民生活課参事 水質検査につきましては、南薩地区衛生管理組合が毎年実施しており、場所につきましては、海岸の東側と西側の浸出水と海岸付近及び海水の調査を実施しております。

○7番清水和弘議員 今、その2カ所はですね、雨が降らなくてもですよ、水がたまってるんですよ。雨が降らなくても水が流れてますよ。水が流れとるところはですよ、今、私が見るところ、本当、埋め立ての部分じゃないですよ。それは参事はわかるとるでしょ。私が言うところ、一番投棄されたいろんなものがあるんですよ、この上を調べに行ったら。だから、以前はですよ、昭和45年当時から枕崎は投棄しとるわけですね、いろんなものを。そういうとき、いろんな家畜などを投棄されとるわけなんです。その影響が出とると私は言うところですよ。そしたら、なぜこんな黒い汚水が出てくるんですか。黒い汚水が出てくる原因は何だと思んですか。

○久木田敏副市長 今、清水議員がおっしゃるそういうものも清水議員側としてはあるでしょう。

私どもとしては、その奇形魚とか、そういう汚水が流れてるとかいうようなものは、私も現場に行きました。それを確認しましたけれども、出ておりません、見たところでは。1カ所については水たまりがありまして、水がですね、4カ所見たんですけど、その中の1つにおいては、おたまじゃくしが泳いでました、たくさん。

だから、そういうような状況でですね、目に見えたところでは全く影響があるとは思いませんし、また衛生管理組合のほうも、ただいま申し上げたとおり定期的に検査をしております。そう

いう確証の中で問題はないというふうに今現在見ておりますので、今後、もし清水議員がおっしゃるようなそういうようなものがあれば、一緒になって取り組んでいかなければならないと思っていますので、今後、また衛生管理組合あるいは県と一緒にですね、取り組んでいきたいというふうに考えます。

○7番清水和弘議員 この件についてはですね、私は県庁のほうにも写真を見せましたよ。びっくりしとるんですよ。ただ、県としては、この擁壁をどうするかということですね、私はこの擁壁が、先ほど皆さんに見せましたけど、擁壁が崩壊しとることによって、これが直接海に流れてくると。そういうことだから、この擁壁をどうにかしてくれんかと、県あるいは振興局のほうにお願いしに行ったんですよ。そして、その振興局、南薩衛生管理組合、ここもその漏えい箇所、擁壁の状況を検査に行くとるんですよ。市はその後、一緒に行ったと話を聞きましたよ。市は1年に何回ぐらい擁壁などを確認しとるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 私は、ことは2回行きました。2月に2回行きました。そして、去年も1回行きました。自分が来てからは3回行っております。

○7番清水和弘議員 行ったんならわかるとると思いますけど、私は先ほど写真で見せました。この擁壁崩壊の状況等、どうなんですか。これを見てどう思いますか。

○久木田敏副市長 私も現場を見ました。以前、崩壊したところでありまして、むしろ栗野地区のほうの海岸線の破壊というのが、崩壊がひどかったというふうに思っています。こちらのごみを埋め立てている場所についてはですね、一部崩壊がひどいなというところがあったかとは思いますが、それが原因が何であるのかというのは、県のほうとも話をしてみても、それが原因はわかりません。といいますのは、軟弱な地質による地質的要因もあるでしょうし、それから海岸の波の影響もあるでしょうし、そこら辺につきましては、今現在安定しておりますので、そこら辺については今後、機会を通してですね、いろいろと注意深く見守っていかなければならないと思いますので、衛生管理組合のほう、あるいは県ともですね、そこら辺は話をしていきたいというふうに思います。

○川崎満農政課長 先ほど1番目の質問で、土地の8万8,500円の資料をとということですが、ここで内容を説明いたします。

8万8,500円のうち、一筆目499番の1が買収面積15平米に対して7万5,000円です。これは平米単価5,000円でございます。そしてもう一筆、498番のほうを買収面積4.5平米で1万3,500円でございます。こちらが平米単価が3,000円となっております。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告いたしました次第に基づき、一般質問をいたします。

ことはとり年でありますますが、鶏にちなんだ文豪の言葉を最初に御紹介させていただきます。

「未来は如何あるべきか。自ら得意になるなかれ。自ら棄るなかれ。黙々として牛の如くせよ。孜々として鶏の如くせよ。内をうつろにして大呼するなかれ。真面目に考えよ。誠実に語れ。」
1901年3月21日付、夏目漱石の日記から御紹介させていただきました。

この言葉を踏まえて、質問に入らせていただきます。

まず、本市が1年前、平成28年3月に作成いたしました平成28年度から32年度までの財政計画についての質問であります。

財政計画は、財政の現状を将来にわたって投影し、今後の財政運営を進めていく上での検討の

手がかりを示そうとするものでありますが、本市財政の歳入の中で最も大きな財源であります地方交付税の見通しについてお尋ねいたします。

本市の地方交付税は、平成22年、23年ごろは約41億7,000万円から8,000万円でありました。その後、人口減少等の要因により、平成24年が38億9,000万円、平成25年が38億7,000万円、平成26年が38億2,000万円、平成27年が37億7,000万円、そして平成28年は34億8,000万円になろうとしております。ここ5年間、ずっと減少をしてきているわけであります。

しかしながら、財政計画上は、今後、平成29年度から平成32年度まで地方交付税はふえていき、平成32年度の見込みを36億2,800万円と、28年度と比較して約1億5,000万円ほど増加の36億2,800万円と見通しております。

これまでずっと減少してきたものが、逆に今後は上がっていくという算出根拠はどこにあるのか、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 せっかく、文豪夏目漱石を御紹介いただいたんですが、聞いててさっぱりわかりませんでした。

お答えいたします。

中期にわたる財政運営を明らかにするため、第6次総合振興計画の基本計画の5年の期間に合わせ、平成27年度末に財政計画を策定しておりますが、算出の根拠等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司財政課長 財政計画における地方交付税の数値について説明いたしますと、平成28年度の普通交付税は、当初予算推計時の交付見込み数値であります29億7,000万円で計上いたしまして、次年度以降は、市税等の推計を加味した基準財政収入額を算出するとともに、交付税措置のある地方債償還の推計を加味した基準財政需要額を算出して、その差額となる交付額を推計しております。

現実的には、毎年度の地方交付税の総額は、毎年の地方財政計画が策定される中で策定をされて決定されていきますが、この推計では、策定時の現行制度を前提とした上で、市税や元利償還金の推移を加味しながら推計をしておりますので、増減理由についてはこれらの影響によるものでございます。

平成28年度と平成32年度の地方交付税の額を見ますと、約1億4,900万円増加しておりますが、市税が減少傾向で推移しておりますので、基準財政収入額は減少し、基準財政需要額は平成26年度から借り入れております過疎債の元金償還が平成30年度から始まっていきますので、そこからは増加傾向にあると見込んでいるところでございます。

○13番立石幸徳議員 今、財政課長の説明で、おおよその考え方はわかったんですが、もう少し詳細にですね、検討させていただきたいんで、まず初日本会議でもお尋ねをしましたこの平成29年度の28年度に対するこの流れといいましょうか、比較ですね。初日本会議では、全国的に個別の単位費用が0.5%増、しかし包括部分についてマイナス4.0の動きになっているんで、そういう結果になるということなんですが、しかし財政計画上、29年度がですね、対28年度に計画上ですね、上がってくるというのは、今後も、29年度の流れを見たときに、最終的にはこういう結果になるという理解でいいのかですね。それとも、ちょっと、28年度にやっぱり、あるいは29年度に計画を作成する上では違った要因が出てきたんだと、そこらについてはどういうふうに考えればいいんですかね。

○佐藤祐司財政課長 平成28年度の当初予算編成時にも申し上げました。28年度の普通交付税を推計する際に、人口減の影響が非常に大きなものであると。そのときに申し上げたのは、前年に比較して、人口減の影響で1億6,500万円の影響があるというふうに申し上げました。それで、28年度の当初予算における普通交付税の数値は、非常に小さい数値になっておったわけでござ

います。今回、最終補正で普通交付税については増額をいたしております。結果といたしまして、28年度の普通交付税の額は30億8,254万1,000円という数字になりました。

どこが違っていったのかと申しますと、先ほど申しましたように、国勢調査人口の減の影響で、前年より1億6,500万減少になると推計しておいたものが、人口減の影響を補正する人口急減補正という措置が拡大されて、結果的に人口減の影響は4,800万円ほどにとどまったというふうに見込んでおります。その結果、28年度の普通交付税の額は、当初予算時よりも1億4,254万程度増加したものでございます。

先ほど申し上げました29年度の財政計画の数値、これにつきましては、その28年度の当初推計を基本として推計しておりますので、先ほど申しましたように、毎年毎年の地方財政計画が策定される中で毎年の普通交付税の額が決定していくということで、最新の推計に基づきますと、今回、当初予算にお出しした金額を今のところ本年度の普通交付税の額として見込んでいるところでございます。

○13番立石幸徳議員 それから、32年度までの推計の中で大きな要因として、いわゆる公債費にかかわる部分の交付税措置、これが特に過疎債、そういうものが反映するということなんですけど、その面はですね、後もってちょっと掘り下げますけど、もう一点、この29年度の当初予算の説明資料、あらましの中でですね、第1ページに掲げている29年度の本市の予算編成方針、この中ほどにですね、実に耳新しい、耳慣れない、新しい交付税に関する記述があるわけなんです。それは、普通交付税についても、人口減の段階的な影響拡大や、歳出効率化に向けたトップランナー方式の拡充等により基準財政需要額が減少する見込みとなっていると、こういう記述がございまして。これ、平成28年度から導入されてきた、いわゆる基準財政需要額を算定するに当たってのですね、トップランナー方式ということが書かれているんですが、このトップランナー方式なるものがですね、一体どういうものなのか。そして、もう既に28年度から算定に当たってこの方式がなされているんですけども、本市に当たってはどの程度の影響が出たのかですね。それから、29年度以降、この点についての影響をどういうふうに見ているのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○佐藤祐司財政課長 トップランナー方式とは、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みでございまして。28年度から導入されておまして、推進する際には、財源保障機能を適切に働かせて、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むというふうにされております。

総務省からの平成29年1月25日付、平成29年度の地方財政の見直し・予算編成上の留意事項等についてという文書によりまして、トップランナー方式につきましては、29年度においては、28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施するとともに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務について新たにトップランナー方式を導入しようとしていること、また、引き続き地方公共団体への影響等を考慮して、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていることとされております。

28年度の本市の影響額ということなんですけど、本市では約900万円程度の影響があったと見ております。数年かけて段階的に反映するとされていることから、29年度も同程度の影響があるというふうにご覧いただいております。

○13番立石幸徳議員 今、日本中の自治体の財政当局で、トップランナー方式っていうのが相当注目されているというふうには私は感じているんですけども。というのが、今、財政課長から説明があったように、地方歳出の無駄をなくす、いわゆるインセンティブ改革、つまり、トップを走っているような自治体の歳出に、全国の自治体が歳出効率化に向けて突き進んでいくというよう

な格好になろうかと思うんですよね。

当然ながら、考えてみれば当たり前のこと、これまでも基準財政需要額の単位費用の中で地域振興費というものが設けられていて、そこには行革努力分の算定もございましたが、それとはまた別個に、全国の中で本当にモデルとなるような歳出効率化を上げている団体の基準にですね、歳出基準に合わせていくと。そうすると、おのずから全国の自治体がやっぱりどうしても効率化に向けて加速していくと、こういうふうと考えられると思うんですが、そういう理解でいいんですかね。

○佐藤祐司財政課長 そのようなことでよろしいかと思えます。

○13番立石幸徳議員 自治日報等の総務省の財政局長の談話等を拝見しましてもですね、このトップランナー方式っていうのは、今後、交付税算定に当たって、私はかなりいろんな大きな意味を持っていくんじゃないかと。28年度から始まったばかりですので、今後も注目しなければならぬというふうに考えます。

それから、ちょっと保留をしました、本市が平成26年度から過疎地域ということに指定されてまして過疎債を活用するようになった。この部分のですね、先ほど公債費全般というより、過疎債に限定した後年度の過疎債活用の成果といいたいまいしょうか、これについてはどういうふうに財政当局は試算をされているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 平成26年度の過疎債の借入額は3億9,520万円でございます。過疎債が活用できず、ハード事業については、公共事業等債や防災対策事業債などほかの地方債で実施した場合、そしてソフト事業につきましては、借り入れがなかったとして比較をして試算してみますと、2億0,600万円程度の効果があったということになります。同様に、平成27年度では、過疎債の借入額は7億6,310万円、効果額は3億4,100万円程度、平成28年度見込みでは、過疎債の借り入れ見込み額は4億4,350万円、効果額は2億5,500万円程度となっております。3年間で8億0,200万円程度の効果額となっているところでございます。

○13番立石幸徳議員 本市財政も、この過疎債の効果がですね、今後いろんなかたちで私は財政好転につながっていくということを非常に期待しているわけなんですけれども、既に本市の場合も、それこそ平成28年度から32年度までの過疎計画ですね、これも1年前の3月議会で議決されております。この財政計画に基づきますと、平成28年度の過疎債の残高がですね、16億1,000万円、29年度が21億7,000万円、30年度が26億9,000万円、31年度がですね、31億3,000万円、31年度までは大体、残高から前年度残額を引きますと、おおよそ約5億円ぐらいの過疎債発行というふうに理解できると思うんです。最終年度の平成32年度が34億2,000万円の過疎債残高ですので、最終年度は約2億9,000万円ぐらいの過疎債発行になるのかなと。もう既にこれは計画が立案、成立しておりますのでね。

こういったおおよそ5億円ぐらいの過疎債発行をやっていく中で、当然その交付税措置というのが後年度出てきますので、私はこういうことからすると、本市の財政上は極めて大きな効果が出てくるなというふうに考えるんです。そういうことも含めてですね、この過疎債もまた有効な活用をしていくようになると、財政面での効果と合わせてですね、私は非常にいいことになるんじゃないかと思えますので、また逐一どういう面に過疎債を充てているかということは予算委員会等でまた確認させていただきたいと思えます。

次の質問の主題に入らせていただきます。

地域包括ケアシステム強化の介護保険制度が改革されていくようになっております。先般の2月25日ですか、本市の地域包括ケアシステムに関するフォーラムも市民会館ホールで開催されました。私も参加させていただきまして、非常に本市の実情がよく理解できたと自分自身では考えておりますが、この介護保険制度が始まって17年、そして介護にかかる費用がですね、介護保険が導入された西暦2000年度は、全国で3兆6,000億円だったんですね。これが2015年度、

2.9倍の10兆1,000億円に全国的には上がってきたわけです。最新のデータでは、28年度の上期、もう28年度末にかかっていますけど、昨年9月末までの上期の集計では5兆1,004億円ということで、半期で5兆円をもう28年度も到達しておりますので、この半期で5兆円到達したのは初めてらしいですけれども、当然、通年で平成28年度も10兆円を超すだろうと。そして、団塊世代がいわゆる75歳以上になる2025年度にはですね、約21兆円になるというような見通しのもとにですね、この介護の大きな制度改革、とにかく給付費をこのまま野放しにはしてはいけないというような観点からですね、いろんな改革案が出されてきていると思います。

まず、1カ月ぐらい前の去る2月7日に閣議決定されました介護保険制度改革、この内容等もいっぱいあるんですけれども、総合的にこの改革は本市にとってどういった影響が出てくるというふうに担当課のほうでは考えているのかですね、その点からお答えいただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 現在開会中の第193回通常国会に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が提出されております。

今回の制度改革は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するということに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするということを主眼としております。

制度改革の主な内容といたしましては、まず1点目に、地域包括ケアシステムの深化・推進策といたしまして、介護保険事業計画の中に介護予防・重度化予防等の取り組み内容と目標を記載することが義務づけられたほか、市町村によります自立支援施策等の支援のための財政的インセンティブの付与などにより保険者機能の強化を図ること、また、介護保険制度の持続可能性の確保策といたしましては、介護サービスを利用した場合の利用者負担金につきまして、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げるとともに、2号被保険者が負担する介護納付金につきまして総報酬割を導入するということが盛り込まれているところでございます。

本市への影響ということでございますけれども、市民の負担への影響ということでお答え申し上げますと、まず、利用者負担の3割引き上げにつきましては、年金収入等が340万円以上の方につきまして、平成30年8月から利用者負担が2割から3割に変更されるというふうにされております。これを本年度の利用状況に当てはめてみますと、平成28年12月末現在のサービス受給者1,082名のうち10名の方が3割負担となりまして、影響を受ける方は0.9%かというふうに思っております。ただし、そのうち3名の方につきましては、既に月額4万4,400円の負担上限額を超えておりますので、3割負担への移行に伴う実質的な影響は7名で、計1万4,500円程度の負担増ということになるかと思っております。

また、2号被保険者に係る介護納付金の総報酬割につきましては、現在、各医療保険者が2号被保険者数に応じた加入者割合で負担している介護納付金について、平成29年8月分からですが、報酬に比例して負担する仕組みを段階的に導入し、最終的には平成32年度から総報酬割を完全実施しようとするものでございます。この総報酬割の実施に伴います負担の変化につきましては、一般的には2号被保険者の1人当たりの報酬額が比較的高い共済組合及び健康保険組合の被保険者は負担増となると。その一方で、協会けんぽ、それから国保の被保険者は負担減となるというふうに見込まれているところでございます。

○13番立石幸徳議員 それから、この改革の中でですね、創設というか初めてできる内容のものが出されておまして、要介護度の改善度合いなどに応じてですね、都道府県と市町村に対し財政支援をすると、その制度が導入されるわけなんですね。

現在、本市においてはですね、17年間、介護保険事業を展開してきた中でですね、これまで要介護度が、例えば一番重い5が4になったとか、あるいは4の介護度が3、2になったとかですね、そういった重度化予防、明らかに介護度が改善されたというような実態ということについ

ては、担当課のほうではどういうふう把握されているんですかね。

○山口英雄福祉課長 介護度の重度化予防や改善に関する取り組みの成果の評価ということでございますけれども、本市におきましては、特に評価事業といったもので評価をしているということとはございませんで、日常のケアマネジメント業務、あるいは要介護認定の更新申請時におきまして、各個人ごとに状態がどのように変化しているかということ把握しているのが現状でございます。

○13番立石幸徳議員 なかなかその辺がですね、あいまいといいたまいますか、私は今度のこの改革の中で、この介護度を改善した自治体にインセンティブを与える、私は非常にですね、これまでの介護保険事業の中で極めて大事なことでないのかと考えるんですね。と申しますのもですね、現在の介護保険制度においてはですね、介護度が軽くなっていくと介護報酬が下がっていくわけですね、報酬が安くなる。そうしますと、当然、事業者はですね、事業所、はっきり申し上げて、自分たちの報酬が下がっていくことには努力しないですよ。これはもう本音としてですね。重度でいてくれたほうが、事業所にとっては報酬は上がっていくわけですからね。ここに今回メスを入れてきた。したがって、これでないと、それこそ持続可能な介護保険制度というのには私はつながっていかない。

しかし、今回、国が制度改正あるいは法改正でそういうものを設けると言うんですけれども、実際上は、全国的には既にそういった取り組みをしている自治体があるわけなんです。例えば、私の調査では、政令指定都市の岡山市、それから神奈川県の川崎市、名古屋市、東京都の品川区、江戸川区、こういったところは既に介護度を改善した事業所には報奨制度を実施しているわけなんです。例えば、岡山の事例を申し上げますと、最初にですね、改善が見込める人だけを集めるとおかしくなるもんですから、俗に言ういいとこ取りをするということになるといけないので、5つの独自の指標を設けて、2014年度から150の事業所を対象に実施して、3つ以上の指標で平均を上回る施設をいわゆる指標達成事業所として報奨金を10万円、市の予算からですね、出すようにしております。こういったことが参考になって国も動き出したと、2018年度からこの介護度を改善した市町村にはインセンティブを与えると、こういうふうになっていると思うんですね。やっぱりそれが、報奨金をもらえるからということ以前に、当然、介護のあり方としては本来あるべき姿だと思うんですけれども、なかなかそういうふうで、いわゆる事業ということになっていくと、なっていない。そういう面も今後、本市としても十分留意しながら対応していただきたいと思います。

それからもう一点、総合事業の関係でですね、これも本市にとってはある意味で節目になる事業なんです、この件につきましては、広報まくらざきの2月号6ページから7ページに詳しく書かれております。答弁を簡潔にさせていただきたいんですが、介護予防・日常生活支援総合事業の関係なんです。これまでの議会でも少しは論議もなされてきたんですが、4月から、来月から実施するに当たってですね、もうちょっとこの点を整理しておきたいんですが、総合事業そのものは、本市の第6期介護保険事業計画で既に計画されているわけなんです。全国的には昨年、あるいは早いところは一昨年の6期の開始年度からやってきておまして、現時点では大体、全国の約4割程度の自治体が既に総合事業に取り組んでいるみたいです。本市の場合は、29年度、来年度からの移行となるんですけれども、まず、今まで国の基準でやっていた要支援事業と、それから本市が取り組む地域支援事業としての総合事業はですね、何が変わっていくのか、どのように変わるのか、この点を明確に説明いただきたいと思います。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 介護保険制度は、要介護1から要介護5の方に対する介護給付、要支援1及び要支援2の方に対する予防給付、それと地域のすべての高齢者に対する地域支援事業の3つの構成になっています。

現在、予防給付で実施しております訪問介護、ホームヘルプと言われるものですが、これと通

所介護、デイサービスですが、これにつきましては、平成29年4月から地域支援事業の中の、議員がおっしゃいました介護予防・日常生活支援総合事業に移行いたします。予防給付の訪問介護及び通所介護は、これまで全国一律の基準で実施していましたが、新たな介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、本市独自の基準でサービスを実施することになります。この新たな総合事業におきましても、現行の訪問介護及び通所介護相当のサービスは継続して提供いたします。また、多様なニーズに対応するため、利用時間を短縮した通所型のミニデイサービスも設け、従来よりも低価格な料金でサービスを提供いたします。

現在、訪問介護、通所介護のいずれかのサービスを受けている方は、総合事業に移行後も、現在の認定期間中はこれまでどおり現行相当のサービスを利用できます。現在の認定期間が終わる際に、引き続き介護職による専門的なサービスを必要とする方は、現在と同様のサービスを継続して利用することもできるとなっております。

○13番立石幸徳議員 今、包括ケアシステムの課長から説明があったようにですね、市の基準で取り組むわけなんですけど、ここで言われているのは、全国それぞれの自治体がそれぞれの基準でやるということで、当然そこには自治体間の格差が発生するわけですね。

本市の場合、今後これをやっていく中で、よそと比べてどうだこうだっていうのは今後いろいろ出てくると思うんですけども、広報紙の中でですね、紹介されている新しい事業として、ミニデイサービスの実施、これなんか私は非常にですね、いい取り組みじゃないかと思うんですよ。丸一日ですね、いろいろサービスを受けるっていうよりも、ミニデイサービスということで少しでも介護サービスに、そういったものにあずかると、こういったものを今後、新しい取り組みというのがどれぐらい予想されるのかですね。とにかく、市の基準でやるということですから、独自性を発揮して効果を上げていただきたいと思うんで、そういった面についてはどのような検討がなされているんですかね。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 ミニデイサービスについて少し申し上げますと、これまで終日といたしますか、9時から大体4時ぐらいまで昼食を挟んでデイサービスがあったわけですが、時間を短縮してということで、おおむね4時間以内、送迎を含めてですので、実際のサービスは3時間程度、送迎で1時間程度ということで、仮の例を言いますと、9時から12時ぐらいまで大体4時間ぐらいを、そういったデイサービスということで短い時間のサービスメニューを設けたところなんです。1日行かずとも半日ですね、そういった施設に行くことによって介護予防になり、また人とのつながりもできるということで、このようなサービスをつくったところがございます。

議員がおっしゃったとおり、県外での自治体では早く実施をしているところもありますが、県内では19市の中で5市ほどが先んじて27年度、また28年度から実施をしているようでございます。薩摩川内市、日置市、西之表市、いちき串木野市、志布志市、この5市が27年度、または28年の4月、10月ぐらいから実施をしているところです。鹿児島市以下ほかの市は29年4月から本市と同様の実施時期ということになっております。

今後のサービスにつきましては、ほかにも住民主体のサービスですとか、3カ月間ぐらいの短期集中型のサービスですとか、またほかの生活支援のサービスということで、今後、他市の状況も見ながら、また本市の提供できるいろいろな事業所及びNPOですとか、そういった主体とも協議をしながらですね、新たな総合事業のメニューを検討していきたいと考えているところです。

○13番立石幸徳議員 この総合事業の展開というのは非常にですね、幅広くて、特に日常生活支援ということになりますとですね、例えば全国的にも、本当にごみを出すのにも苦労しているお年寄りにですね、サポーターとして1回100円もらってごみ出しを手助けするとかですね、本当に例を挙げたらもう切りがないぐらいたくさんの事業があるんですね。そういう新しいものを取り組むのもいいんですけども、逆に、先ほども出た低い価格でサービスを提供するということになりますと、当然、担い手あるいはサポーターが必要になるんで、介護を支える人たちの面

についてはちょっと後もって触れますけど、両方相まって進まないことには事業展開もできないと、こういうことになろうかと思うんです。

次に、認知症の関係でですね、これも非常に時間に迫られた部分もありますので、どうしても触れておかなければなりません、この地域包括ケアシステムの中で、私は一番重要になっている分野がこの認知症対策だと思うんですね。地域包括というと非常に聞きなれない言葉で、何だと言うと、とにかく地域みんな介護が必要なことを支え合っていくということなんで、この認知症対策ほど包括ケアシステムの中では大事な分野はないんじゃないかと思うんですよ。特に最近はですね、寝たきりとか非常に虚弱な老人の認知症というに限らずですね、実は身体的には極めて元気なんだけれども、認知症になっていると。もうこういう事例が非常に多くなってきていると思うんですね。むしろ寝たきりで認知症というより元気な認知症の人というのは、非常にある意味では大変なんですよね。

そういう中でですね、本市の第6期の、認知症対策もいろいろ出されております。

しかし、私はやはり、隣の南九州市で実施してるんですが、認知症で非常にやっぱりこう御苦労されている家族、そして認知症の方を含めたお互い認知症を抱えている家族の集い、触れ合い、こういうものも非常に私は大事なことじゃないかと思うんですけどね。同じような境遇にある人が、そういう集いをもっていろいろ解決策をといいましょか、語り合っていくと。こういったものは、本市ではどういうふうになっているんですかね。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 認知症対策につきましては、高齢者のさまざまな相談が寄せられる中で、御家族、近所の方や民生委員などを通じまして、認知症の行動ではないかというような情報提供があり、地域包括支援センターで対応しています。御家族や関係者からお話を伺い、主治医に取り次いだり、認知症疾患医療センターなどを紹介したりして医療や介護サービスにつながるなど、関係機関と連携しながら認知症の方や御家族の支援を行っています。

また、今、議員がおっしゃいましたような家族会のそういった支援につきましては、昨年、平成28年7月に認知症の家族会の方等の集いがサザン・ヒルズのほうで開催されたり、またウエルフェア九州病院でも家族会の集いということで、それには私も参加をしまして、いろいろところでそういった家族、また本人の支援の取り組みを関係機関でやっております。

また、認知症につきましては正しい知識と理解が必要ですが、市内の関係機関の皆様と協働で認知症サポーター養成講座を実施しています。地区館等で開催される高齢者学級、公民館での集いの場や市内の企業、事業所など、さまざまな場所で認知症サポーター養成講座を実施をし、認知症の正しい理解と対応力向上に努めています。認知症サポーター養成講座を受けた方が認知症サポーターとなり、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者になっていただいているところです。

認知症対策につきましては、理解を深めるための普及・啓発に加えまして、早期の診断、早期の対応も必要です。

平成30年度から本格的な実施を予定しております認知症初期集中支援推進事業について説明を少しいたします。早期に診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる早期の対応体制の構築、認知症初期集中支援チームの設置について、現在、関係機関と調整を行っています。平成29年度は、専門的な知識や技術を習得するため、チーム員研修の受講を予定しているところです。専門医、専門職、これらの方々が家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立支援のサポートを行っていくものです。

○13番立石幸徳議員 それから認知症の関係でですね、もう一点、具体的にお尋ねをせざるを得ない部分があるんです。というのは、3月12日、あと1週間もないんですけどもね、12日施行の改正道路交通法、この中で、法律改正によりまして、認知症の人は免許取り消しというこ

とが施行されます。そこで、この認知症であるかないかの診断がですね、医療機関に求められるわけなんです。この関係で、非常に全国的にも診断をしてくれという方が病院待ちといひましようか、大変な状況になっているという報道もあるんですね。

本市の場合は、この改正道路交通法に向けての認知症診断、この点についてはどういう状況になっているんですか。

○鮫島寿文地域包括ケア推進課長 リスクの高い運転者への対策、高齢者運転対策の推進を目的として、改正道路交通法が、議員がおっしゃいました29年の3月12日に施行されます。この改正内容につきまして、警察のほうとも少し協議をしましたので、そこを説明したいと思います。

75歳以上の高齢者が運転免許を更新するときに、事前に認知機能検査が行われます。その際、認知症のおそれがあると判断された方は、違反の有無を問わず医師の診断を受けることとなります。医師の診断の結果、認知症と判断された場合は、運転免許の取り消し等の対象となります。また、高齢者講習についても合理化・高度化されます。認知機能検査の結果によりまして、受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判断された方に対しては、実車指導など計2時間に合理化されるということでありました。（「医療機関の対応を教えてください、医療機関の対応を。そこに絞ってお願いします」と言う者あり）

医療機関の対応につきましては、かかりつけ医と指定医のほうで認知症の判断を、公安委員会のほうからしてくれということですが、そういったことで、医師会も含めてそういった対応していかないといけないということで承知をしているところなんですということ、先日の講演会でもそのような話があったところです。

○13番立石幸徳議員 まだ詳しく聞きたいところですけど、時間の関係もありますので、この介護の担い手、これが非常に厳しい状況にあると。先般の2月18日付の南日本新聞報道によりますとですね、介護福祉士の養成校、全国では充足率が46%と。鹿児島県も定員割れが深刻だという報道になってるんですね。

つまり、介護の必要性っていうのはますます高まってくいだけども、支える人、担い手がなかなかいないという状況が明らかになっていると思うんですね。介護ロボットの導入も含めてですね、この辺については現在どういふことを考えているのかですね、手短に。それから、第7期の介護保険事業計画については、また後、29年度の予算委員会でお尋ねしますので、介護担い手の部分についてどういふことを考えているのかお答えいただきたいと思ひます。

○山口英雄福祉課長 介護担い手の確保ということにつきましては、本市におきましても非常に厳しい状況だというふうには伺っているところでございます。

国は、介護従事者不足に対応するために介護ロボットの導入事業、こういった支援を講じているところございまして、市としましても事業所にその介護ロボットの導入の勧奨もしているところございまして。

ただ、本市におきましても、複数の事業所で介護ロボットの導入を検討したことはあるようですけども、導入希望のロボットが支援事業の対象外であったりとか、それから装着型の介護ロボットの場合には、装着してから調整にかなり時間がかかって、かえって事業者が思ったよりも事業効率が上がらないと、こういったようなこと、それからもちろん費用負担の面等があつて、なかなか導入までには至っていないようございまして。

介護従事者の確保に向けては、事業者といたしましても、賃金面の処遇改善とか休暇取得の向上、資格取得支援などといった対策も独自に講じているというふうには聞いておりますので、市としましても、介護従事者の確保に向けた支援策について、今後、事業者の意向等も踏まえながら具体的に検討していきたいというふうには考えております。

○13番立石幸徳議員 残りの課題については委員会でお尋ねをさせていただきます、最後の

質問でございますが、非正規職員への手当支給、法律的にはこの非正規職員という用語はないということなのですが、いわゆる正規職員以外の職員ということで整理をいたしまして、今、国の働き方の改革ということで、長時間労働の抑制というものと同時にですね、同一労働同一賃金という方針が出されてまいりました。そこで、地方自治体においても、非正規職員の待遇改善に向けたですね、関連法改正の動きがあると。あした7日ですか、この法を閣議決定するという報道も出されております。その内容もですね、既に一部地方紙で報道しているんですけども、現在の常勤職員と勤務時間が同一の人には、報酬ではなくて給料、そして期末手当など扶養手当などを含んだ、そして旅費も支給されるようにすると。それから勤務年数に応じた昇給も行うと、こういう内容ですね。それから、常勤職員より勤務時間が短い職員には、期末手当のみを支給するというような内容の法案があした閣議決定されるようです。

総務省の研究会が、ずっとこれを研究してまいりまして、一般的な事務を担う非常勤職員の大半を新しい職員としての位置づけで会計年度任用職員と規定する。こういうことになると、財政難の自治体は短時間勤務、いわゆる常勤職員と一緒に時間働かせるんじゃないかと、こういうことになっていますが、担当課のほうではこの点の見通し、影響をどういうふうに考えているのかお答えいただきたいと思います。

○本田親行総務課長 今、議員のほうからありましたように、地方公務員の臨時・非常勤職員等の任用等のあり方を検討してきた総務省の有識者会議は、昨年12月、特別職非常勤職員及び臨時職員の任用要件を厳格化し、労働者性が高い職については一般職非常勤職員制度の新たな仕組みに移行させ、年々厳しさを増す地方財政の状況等についても勘案しつつ、民間の労働者や国家公務員との制度的な均衡を図る観点から、まずは常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象とするよう給与体系を見直すことについて立法的な対応を検討し、その上で、一般職非常勤職員の給与水準を継続的に改善していくことができるよう検討すべきであるといった報告書をまとめました。この報告を踏まえて、総務省は、今の通常国会に地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律案を提出いたします。

新たな制度での一般職非常勤職員については、期末手当の支給対象となっていくようでございますが、このことによる影響額につきましては、現段階で制度的改正の詳細な内容等が示されておりませんし、今後、期末手当等の支給基準や支給水準などを条例や規則で定めていくこととなります。今の時点で、その影響額については具体的に申し上げられないところですけども、本市におきましても相当数の特別職の非常勤職員がおりますので、勤務条件等の確保に伴って大きな財政負担が生じていくものと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時21分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

午後の大変きつい時間かと思いますが、私は住民の福祉と暮らしを守る立場から質問をさせていただきます。

さて、3.11東日本大震災、そして東京電力福島第一原発事故から6年がたとうとしております。今なお8万人もの福島県民がふるさどに戻れず、避難生活を余儀なくされておられます。

そうした中で、県外に避難をした子供たちがいじめに遭っている事件が相次いで報道されました。これから福島はどうなるのか、みんなが心配しているところです。

そこで、日本共産党の宮川えみ子福島県議が、月刊誌「女性のひろば」で語っている記事を少

し紹介いたします。

横浜市に避難をした児童が、賠償金をもらっているだろうと金銭を要求され、菌をつけた名前と呼ばれるなどのいじめを受け、不登校となった痛ましい事実が明らかになり、県民はもとより全国に大きな衝撃が走りました。日本共産党福島県議団は、昨年12月の県議会でこの問題を取り上げ、今回発覚した事例は氷山の一角にすぎない、実態を調査すべきと求めました。

さらに、さまざまな分断に苦しめられている福島の現状を語ります。

原発事故被災地は放射線量によって分断され、賠償で分断され、人間関係にさまざまな亀裂が持ち込まれています。全町避難をした浪江町民は、福島地裁で、避難の過程で息子夫妻が離婚、親代わりに育てた4人の孫が避難先で体操着を机やイスの雑巾がけに使われ、何々菌と呼ばれた、帰りたいけど帰れない、寄る辺なき精神の放浪が若い者たちから私たちまで苦しめていると訴えています。

このように、福島県がさまざまな差別と分断に苦しめられ続けている一方、安倍首相は原発の再稼働と海外輸出を進め、福島切り捨てを露骨に示した方針を加速させています。

一昨年、福島復興加速化指針の改訂を閣議決定しました。この改訂は、帰還困難区域を除いて、避難指示解除準備区域と居住制限区域は、ことし3月には避難指示を解除する、そして生活費等の精神的賠償は、来年の3月までとするとしました。これを受けて県は、自主避難者については、仮設・借上げ住宅の無償提供をことし3月で打ち切るというものです。ほとんどの福島県民が元被災者となろうとしています。

昨年の11月22日、福島県沖でマグニチュード7.4の大きな地震が起きました。原発は大丈夫かという不安が全国を駆けめぐりました。数日前にも5弱の地震が起き、昨夜はマグニチュード3の地震が起きています。

福島は不安な日々を過ごしていますが、宮川県議は言います。3.11以来、全国各地でどんなときも続いてきた再稼働反対の運動に励まされてきました。原発事故の最大の被害地である福島から原発をなくし、再生可能エネルギー先進県に転換することこそ、福島に心を寄せてくださっている多くの皆さんへの最良の恩返しだと思っています。引き続き全力を尽くしますと語ります。

また、福島で3.11に開催される原発廃炉に向けたシンポジウムでは、ドイツ語翻訳家の、この方は「世界がもし100人の村だったら」の本を書かれた池田香代子氏を囲んで地元の伊藤たつや元県議、そして新潟県柏崎市議、それからこの鹿児島からは、川内の日本共産党の議員であります井上勝博市議が参加するということです。

この鹿児島でも福島に連帯をして、ことしは中央駅の駅前広場で3.11集会在12日の日曜日に開かれます。

けさも熊本で地震が発生しました。川内原発が再稼働した今、福島の事故は人ごとではありません。地震の心配もせず、みんなで安心して暮らせるように原発は廃炉にし、再生可能エネルギーへの転換を求めずにはられません。

さて、長くなりましたが、子供の貧困についてお尋ねします。

日本は今、貧困と格差が広がっています。子供の6人に1人が貧困状態に置かれ、ひとり親家庭の貧困率は5割を超えていると言われます。全国で子供の貧困が取りざたされているところですが、本市として子供が置かれている状況をどのように把握されているのか、市長の見解をまずお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 子供の貧困問題については、昨今、新聞やテレビ等で盛んに報道されており、国民の関心も高まっているものと承知しております。

子供の置かれている状況をどのように把握しているかということですが、現在、鹿児島県が子供の生活実態を把握するための調査を実施しており、本年3月までにその調査結果を取りまとめ

るということでありますので、私としましては、その結果を待ちたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 3月まであれなんですけど、鹿児島市ですね、これは今、市民が協力をして数カ所に子ども食堂が今開設されておりますが、地域によっては子ども食堂への要望がいろいろ異なりまして、目的に沿った運営をするための手探りが続いているといいます。

これは南日本新聞にも載っていたんですが、食堂の設立を支援しようと2017年度の運営のアドバイザーを呼ぶ事業を新しく始めるといいます。そして事業費は約50万円、県外で運営し実績を上げている人を任命し、食堂設立を目指す個人や団体や、そして既に運営をしている人に助言や技術指導をしてもらうということなんです。

そして、鹿児島市は、また県と同様に子供の実態調査を実施するということでした。

これは、本市も子供の置かれている実態調査、県の結果を待つのではなくて、本当は一日も早く実施してほしいということなんですけど、今、市長が言われたのは、県は3月に報告が出るということなんですか。

○山口英雄福祉課長 市長が申されましたとおり、県は、昨年9月の補正予算に621万円を計上いたしまして、子供の生活状況等の実態を把握し、今後の施策に生かすことを目的といたしまして、かごしま子ども調査事業を現在実施しているところでございます。この調査は、県内の公立の小・中学校の児童生徒のいる約6,000世帯を無作為抽出いたしまして、勤労状況や家庭の経済状況をはじめ、子育てにおける負担等について調査を行うものであります。今年度中に取りまとめの上、結果を公表するというふうになっております。

また、議員がおっしゃいましたとおり、鹿児島市も平成29年度予算に子どもの未来応援事業といたしまして522万円を計上し、その中で実態調査その他の事業に取り組むこととしているようでもありますけれども、本市としては、先ほど申しましたとおり、県の調査の結果を待ちたいと思っているところでございます。

○12番豊留榮子議員 子供の实態がわかればですね、市としてもどんな援助ができるのかすぐにでも検討することができます。そして、寂しい思いをしている子供さんを明るくすることもできるのではないかなと思うんですね。

家庭や学校だけに任せておくのではなくて、これは自治体の責任として子供の置かれている状況はいち早く把握すべきだと思うんですが、県の報告を待ってどのようなことをされようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○山口英雄福祉課長 先ほど答弁いたしましたとおり、県の調査結果が今月末には出るというふうになっておりますので、その調査結果を踏まえた上で、今後、本市としても具体的な施策をどのように講じるべきかを検討していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 それでは、県が実際、調査したことに沿って市は何か対策を立てていくということなんですけど、市独自として、その県の報告を見て、まだ何か足りないとか、何かいろいろ出てくると思うんですが、市独自の対策というのは考えてらっしゃらないんですか。

○山口英雄福祉課長 ただいま実施中の調査結果によりまして、県のほうも県全体的に、県が主導して取り組むべき事業というのでも検討されることと思っておりますけれども、本市におきましては、また本市にほかに何かどういった事業が必要なのかといったこともあわせて検討をした上で、必要な具体策を講じていきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 そうなってくると、住民の皆さんにも声をかけるんですか。

こういう状況が明らかになったんだがということで、どんな取り組みをしていったらいいのかというようなこともあるかなと思うんですね。

日本共産党は、この第27回の大会がこの間開かれまして、その決議の中で、子供の貧困率は13.4%から今16.3%となって、貧困の連鎖が深刻であると告発をし、社会保障、教育、子育て支援など、格差と貧困の是正につながる予算をふやすように、そして税金の使い方の改革を今提

唱しているところです。

この枕崎でも、ぜひ10年、20年先を見据えてですね、子育てするなら枕崎へというような対策を、県のあれを待ってではなく、市としてはこういうことをしていこうということを考えるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○山口英雄福祉課長 再三の答弁になりますけれども、この3月で県の調査結果が判明することになります。市としましては、その調査結果を市として分析をいたしまして、他自治体の取り組み、そういったものも参考にしながら、今後、具体的な本市でとるべき具体策を検討していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 その県の調査というのは、各自治体の中から抜粋してアンケートをとるとか、そういうことをされるんですか、県は。どういう調査を県はされるんですか。

○山口英雄福祉課長 先ほども答弁いたしましたけれども、県の調査は、公立の小・中学生のいる世帯、6,000世帯を無作為抽出して、学校を経由して調査を行うというふうに行っているところでございます。

調査項目を見てみますと、先ほど言いました経済状況とかそういったものももちろんですが、項目といたしましては、大項目で32、中項目で48程度の調査項目になっているところがございます。

この調査結果につきましては、それぞれの項目の状況等について市町村のほうにも結果の公表があるものというふうに思っております。

○12番豊留榮子議員 とにかく、世間では本当に子供の貧困が、子供の貧困イコール親の貧困なんですけれどもね、働き方の問題とかあります。そういう中で、本当、子供たちがどのように困ってるんだってというのは全然見えません。教育委員会にお聞きしても、今は給食費などを集めても滞納するところは1件もありませんって答えられるし、だから、どこでだれがどんなふうにいるのかってのは全然わからないですね。服装も、別に昔のように汚れたような服を着ているとかそういうこともありませんし。だから、そういうところで貧困が今、日本国中で走り回っている、言葉が。それを私たちは黙って見てていいのかっていうのが、それちょっと何かどうしたらいいのかっていうのが先に立つんですね。

ぜひこれは、県の、もうすぐ出るということですから、その後、具体的に本当に実のある方策を立てていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、学校給食費の無償化についてお聞きいたします。

最近、公立の小学校や中学校の給食費の保護者負担を軽減する市町村がふえてきています。これは、日本の学校給食の始まりは欠食児童への救済から始まりました。戦後すべての子供の栄養の改善を目的とする普遍的制度になったことは大きな前進だと言われていています。しかし、一方では給食費の未納という問題も起きています。

また、お隣の韓国では、貧しい子供たちだけが無料給食を申し込むのは貧困の烙印を押されることになるとの考えから、2000年代以降は小・中学生全員の給食を無料にする自治体がふえ、小学校の94%、中学校の76%で学校給食が無料化されているといいます。

日本は、憲法で義務教育が無償であるとうたわれながら、子供が学校に通うためには多くのお金がかかります。給食費をはじめ、保護者負担の費用の無料化の実現が必要だと思うし、国の責任も強く感じるところです。

そこでお聞きいたしますが、学校給食費の保護者負担を全額助成して無償とし、または保護者負担への助成を行う自治体が今広がっているところですが、本市も無償化に向けた取り組みができないものか、まずお聞きいたします。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 学校給食につきましては、学校給食法第11条第1項に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費の

うち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。第11条第2項に、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担となっており、このように、学校給食費につきましては、受益者負担ということが明記されております。

また、生活が困窮している保護者に対しましては、生活保護法で学校給食が保障されており、このように、本市の学校給食につきましては円滑に実施しております。

このようなことから、給食費の無償化につきましては、教育委員会としては検討しておりません。

○12番豊留榮子議員 検討されていないということなんですけれども、今ですね、学校給食の無償化ですが、保護者への助成を行うという自治体が少なくとも全国の約55市町村と言われていましたが、どんどんこれが今は広がってきているというんですね。県内では昨年、南さつま市が無償化を検討すると言われていました。やはり状況が、今状況でありますし、県も貧困対策で調査をしているということです。本市もやはり、この無償化に向けた取り組みができないものか、もう一度お聞きします。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 先ほど申しましたけれども、生活が困窮している家庭につきましては、本市では要保護者、準要保護者というかたちで補助をしているところでございますので、そのことにつきましては、本市も助成をやっていないということではございませんので御理解いただければと思います。

○丸山屋敏教育長 先ほど、センター所長から申し上げましたとおり、学校給食法というのは義務教育の無償化とは連動しないものであると。最高裁でも、無償化というのは授業料の無償化ですよということで判例が出ているんですね。

そして、もしこれを無償化にした場合にはですね、本市の場合は7,000万円かかるという試算があると。単年度で7,000万円ではなくて、これをずっと続けていくとなると、限られた本市の教育予算の中では適当なのかと、継続してできるのかという課題があります。

そこで、私たちは、先ほどセンター所長が申し上げましたように、現在のところですね、検討はしていないということでございます。

○12番豊留榮子議員 今度、その実態調査が明らかになって、市がどのような取り組みをしていくのかというところが今一番待たれるところなんです、教育委員会のほうでもこの県の実態調査を踏まえ、そして市がどのような対策をするのかみんな協議するかとは思いますが、この学校給食の無償化についても7,000万というのはとても大きな金額でありますし、ですからこれを、学校給食無償化は、本当、子育て支援にはもちろんなんですけれども、若い人たちの定住促進にもつながっていくと思うんですね。それで本市の活性化にも期待が持てるものだと思うんです。

ですから、今後、学校給食の無償化の早期実現に向けて、これはぜひ教育委員会でも給食センターでも考えていただきまして、財政的に困難な場合はせめてですね、せめて中学校、中学校は3年間しかありません、中学校だけでも実施できるよう、3年の間に子供たちも親も無償化が実感できるような対策を立てていただきますよう、これは要望しておきます。

次に、就学援助費についてお聞きいたします。

就学援助制度の入学準備金についてですが、昨年5月の国会で、新日本婦人の会の調査をもとにした共産党の田村智子参議院議員の質問も大きな力になり、この間、各地で改善が広がっているところ、

政府は、17年度から国庫補助の対象である要保護世帯の支給基準を引き上げます。それによりますと、小学生は現在の2万0,470円から4万0,600円に、そして中学生は2万3,550円から4万7,400円に引き上げるということです。

このように、保護を必要とする世帯の就学援助費のうち、新入学児童生徒の入学準備費用の国の補助単価が2倍に引き上げられ、就学援助の改善が大きく広がりましたが、本市の対応はどのようになりますでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 新入学児童生徒学用品等の支給額について、国の要保護児童生徒援助費補助金の単価を増額する動きがあります。この動きを注視しながら、本市においても国に準じた支給額の引き上げを考えております。

○12番豊留榮子議員 準じてということですから、この金額も国が出している金額と同じに支給されるということでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 そのとおりでございます。

○12番豊留榮子議員 支給されるということですので、これ以前は、たぶん就学援助費として市に国から入ってきたのかと思うんですね。今は一括して交付金か何かで全部ひっくるめて入ってくるんだと思うんですね。ですから、しっかりと確保していただきまして実施できるように、これはいつから実施……、29年度からできるんですか。

○木之下浩一学校教育課長 県の教育委員会からは、2月1日でこのような動きがあるという通知が来たばかりでですね、実際いつからというはっきりとした通知は来ておりませんので、ここでは申し上げませんが、早ければ来年度ではないかと考えております。

○12番豊留榮子議員 そうしますと、準要保護世帯ですね、この方たちにも単価引き上げを適用すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 本市においては、就学援助費の額は、毎年度、予算の範囲内において市長が定めるとなっております。

本市の要保護、準要保護に係る就学援助費の額は、毎年度、国に準じて定めており、国の単価が引き上げとなれば国に準じて定めていくこととなります。

○12番豊留榮子議員 市長の判断にかかわるということですので、ひとつよろしく願いしておきます。

○神園征市長 子供の貧困という言葉から始まりました。ところが、今は子供の貧困と言うよりは、いわば親の貧困、そういうふうの問題がずれてきているような気がします。

私は、子供の貧困ということを考えるときにですね、テレビを見ても新聞を見ても一番の問題は、今は心の貧困、そのことが非常に大きいんじゃないかと思えます。

もちろん経済的な支援も大事なことですけれども、テレビでよく取り上げられていました夜回り先生ですね、繁華街でたむろしている子供たちのところを回って善導して、ちゃんと学校に復帰したり、何したりしてもらおうというあの姿とか、あるいは寅さん映画の山田洋次監督の描くところの学校シリーズ、学校シリーズには夜間中学生がいっぱい出てきます。あの人たちの貧困というのは、またいわゆる経済的な貧困とはちょっと意味合いが違っておまして、ああいうところからやっぱり子供の精神とか、そういったものを見直す必要があるんじゃないのかなと、これは昔に限らず今でもそうだと思います。

ですから、我が市においても、子供たちが健全に元気よく育ててもらうことは非常に大事なことでありますから、子供たちの成長については、より力を入れてまいりたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 ありがとうございます。

本当に貧困が、本当にひとり歩きしているようなかたちで、今、どこに行っても貧困の話になるんですけれども、実態が見えないというのが一番困っているところなんですね。今度、その実態がだんだん本市の場合も明らかになってくるかと思うんですが、ぜひ本市が発展していくようなですね、ここで子育てをしたいという方がたくさんふえてくるような市にしたいと思っておりますので、市長、どうかよろしく願いいたします。

それと、入学準備金の支給時期についてなんですけれども、これまでは入学後に支給されてい

ましたが、これをぜひ入学前に支給できるならどんなに助かることでしょう。それぞれの御家庭では、子供さんの入学に合わせて準備をされることと思いますが、なかなか思うように貯金ができないと嘆くお母さんもおられます。子供も親も安心して入学準備ができるように、入学準備金を実際の支出時期に合わせて入学前の支給に切りかえることはできないでしょうか、お尋ねします。

○木之下浩一学校教育課長 就学援助の申請・認定・支給については、入学してから在籍する学校を通して申請し、前年の所得状況等を調査した結果、7月に認定を行い、その後、1回目の支給を行っております。こういった状況の中、入学前に支給を行うことは非常に難しい現状ではありますが、今後も迅速に対応していくよう配慮していきたいと思っております。また、県内のほとんどの市町村においても、前年の所得状況調査の調査が終わる7月以降に支給している状況です。

○12番豊留榮子議員 就学援助の入学援助金の支給時期についてはですね、この朝日新聞なんですけど、2月4日付ですが、全国で約80市区町村が入学前に変更していたと報道しています。

そして、またこれは神奈川県の大和市、これは私のふるさとでもありますが、昨年12月21日付のしんぶん赤旗によりますと、この大和市では、住民と共産党議員団の要求を受け、中学生の入学準備金の支給時期を入学後の8月から入学前の12月に変更し、既に実施しているとのことなんです。12月の支給で年内に制服を注文できることは画期的なことと評価が広がっているといえます。

このように、中学校に入学する生徒は、実態が事前に把握できることから、入学準備金の支給を入学前に実施できるのではないのでしょうか、どうでしょう。

○木之下浩一学校教育課長 支給を受けた後に、例えば枕崎市外に転出をするなどして本市の小・中学校に入学しない場合でありますとか、それから本市での支給が終わった後に市外から転入してきまして、その場合の対応を検討する必要があるということ、そして前年度は認定となりましたが、新年度になってから非認定となった場合、一たん支給した後に返金を求めることについては困難が十分予想されるということなどのような課題が多々ありますので、これを整理する必要がありますので、まずは本県でいきますと鹿児島市が先行市になると思っておりますけれども、そのような先行市の事例の研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 南日本新聞、3月1日付なんですけど、これが大きく載ってました。ちょっと読ませさせていただきます。

低所得世帯の小中入学準備金で3月前倒し支給拡大。出水が実施、志布志、鹿児島が予定。

小・中学校に入学する子供がいる低所得世帯向けの入学準備金の支給時期を、入学後から3月に前倒しする動きが鹿児島県内で広がり始めている。出水市が2015年の中学入学生から実施、志布志市は今春の中学入学生、鹿児島市は小・中学校とも来年4月入学生から前倒しをする。ほかに、28市町村が検討中や今後検討する予定ということです。

この28市町村、検討姿勢をしているということで、28日の県議会の一般質問で古川教育長が答えた。ランドセルや制服などの購入に充てる入学準備金は、支給時期の前倒しを求める声が強いです。古川教育長は、適切な支給時期への配慮を各市町村に要請していきたいと答弁をいたしました。

入学準備金など市町村の就学援助制度は、審査に必要な前年度所得が確定する6月以降に支給するのが一般的で、出水市と志布志市は小学校6年時点で就学援助制度を受けている児童を対象に前倒し支給をすると、鹿児島市は前々年度の所得で対象者を審査するというので、このようにどこも検討していくということですので、ぜひ本市におきましても、先ほど答弁いただきましたように御検討よろしく願いしておきます。

次に、公共施設のトイレ改修についてお聞きいたします。

この市役所内のトイレの改修についてですが、多数の方からトイレが狭く、車いすやつえをつ

いての使用はどっかに突っかかってしまって、つまずきそうで危ないと言われていましたが、今回、庁舎の耐震補強工事が完了後、トイレの改修に取りかかるとのことで29年度予算に計上されてきました。これがどのようになるのか教えてください。

○本田親行総務課長 庁舎の整備につきましては、本年度、本館の耐震工事と外壁補修工事を終えたところでございますが、新年度におきましては、財源としてふるさと応援基金も活用し、本館1階トイレを建てかえることとしております。

トイレの建てかえに当たりましては、一般用トイレの洋式化を行うとともに、障害のある方や高齢者など、だれもが安全で快適に利用できるよう新たに多目的トイレを設置いたします。また、小さなお子様を連れの方が授乳やおむつがえなどができるスペースについても設置し、子育て支援を推進することとしています。

○12番豊留榮子議員 周りから見ると庁舎がすごくきれいになって、市はよかもんかというふうな感じで市民の方からときどきちらっと耳にするんですね、そう言われていることをですね。だから、市民の方も利用する庁舎ではあるんですから、みんなのためにトイレも改修するというので大いに宣伝していきますので。

庁舎の中を見てみますと、本当、暖房施設はもう大昔のぼろぼろのを使っていたりとか、本当、壁が、ここもそうですけれども、なかなかもう古くて、もう本当は改修してほしいぐらいなんです、外見だけは一応きれいになりました。ぜひトイレの改修も、皆さんに喜ばれるようなトイレとなりますように願っています。

また、車いすでも、赤ちゃんを連れていても気軽に市役所に来れるということでは本当にいいことなんです、その洋式トイレですね、これの便座に暖房装置をつけていただけないかという声もあるんですが、この点はどうでしょうか。

○本田親行総務課長 計画しております洋式便所に対しまして暖房便座の取り付けについてですけれども、洋式化したすべてのトイレに取り付けることについては難しいところでございますが、多目的トイレにつきましては、温水洗浄機能のついた暖房便座の取り付けを計画しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、もう1カ所、市民会館ホールの女子トイレですが、私、洋式が1カ所と書きましたが、失礼しました、4カ所だそうです。それでも、その4カ所あっても、いろんな行事があったりすると行列ができていますね。和式があいていますよと言っても、洋式でないのだめなんですと前も言われたことがあります。

例えば、和式も当然残さないといけません、洋式がもう少し必要ではないのかなという気がします。そしてまた、その便座には暖房の設置をしていただきたいということですね。それと、もう1カ所は市民会館の管理棟のほうですが、このトイレは洋式が今改修されて、また利用しやすくなっておりますが、ここもやはり便座に暖房装置をしてほしいという要望が出ております。いかがでしょうか。

○豊留信一生涯学習課長 市民会館ホールのトイレは、平成12年度に改修工事を行いまして、女子トイレは大便秘器が8基ございます。そのうち和式が4基、洋式は4基設置しており、洋式のうち2基は乳幼児と一緒に利用できるベビーチェア付きのトイレとなっています。そのほか、多目的トイレが1室設置してあります。男子トイレのほうは、小便器が10基、大便器が洋式2基で、大便器のほうはいずれもベビーチェアつきとなっております。

議員がおっしゃるように、大きなイベント等で入場者数が多いときには、やはり女子トイレのほうは混雑をしまして、大変不便をおかけしていることは承知しております。このようなときには、管理棟のほうのトイレの利用について御案内しているところでございます。

和式トイレの洋式化、今、和式が4基あるんですけれども、女子トイレのほうですね、すべて

洋式化ということにつきましてはいろいろ意見もごございますので、その辺のところはまたちょっと考えていきたいと思っておりますけれども、あと洋式大便器の暖房便座の取り付けにつきましては、市内のほかの公共施設のトイレの状況などを確認しながら検討をしていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ皆さんが、多くの方が、市外からも来たりすることもありますので、ぜひ皆さんが快適に気持ちよくイベントに参加できるような設備になっていけるといいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時13分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆様、改めてこんにちは。

本日最後の質問になりました。よろしく願いいたします。

あと市長の任期が1年を切りましたので、選挙公約についての進捗をお尋ねいたします。

まず初めに、小児医療体制の充実、病児・病後児保育などについてお尋ねしますが、この事業は平成26年12月1日からオープンしておりますので、現在の看護師、保育士の配置、それから、年間の利用児童数の現況について御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 私は、平成26年の市長選挙に際し、継続事業の成功に向けた取り組みとして8項目、市民の要望達成の取り組みとして6項目、クリーン市政と元気な枕崎の実現に向けた取り組みとして6項目の公約を掲げました。これらの各項目につきましては、既に達成できたもの、いまだ道半ばであるものなどさまざまありますが、全体として一定の成果が上げられているものと考えております。

私は、約束は守るほうでしてね、約束したことは大体実行に移しているつもりです。

なお、私の公約であります各項目の具体的な成果・状況等については、担当課長に答弁させます。

○山口英雄福祉課長 まず、病児・病後児保育事業につきまして答弁申し上げます。

病児・病後児保育事業につきましては、本市では、平成23年度から、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において保健的な対応を図る体調不良児対応型というのを市内1園で実施していましたが、平成26年12月からは、今、質問者が言われたとおり、新たに市立病院隣接地に設置したカンガルーのポッケにおきまして、病気の回復期に至らない児童で当面症状の急変が認められない児童を一時的に保育する病児対応型も実施しているところでございます。

まず、利用状況につきましては、平成27年度の実績で申しますと、体調不良児対応型が延べ608人程度、それから病児対応型、カンガルーのポッケでございまして、これにつきましては延べ275人となっているところでございます。

それから、職員の配置ということでございまして、これは実際の配置ではなくて、あくまでも基準ということで申し上げますと、看護師が利用児童おおむね10人につき1名以上、それから保育士が利用児童おおむね3人につき1名以上配置ということで、この基準に基づき運営しているところでございます。

○8番禰占通男議員 看護師、保育士の配置も適切に行っているということですので、次に、この病児・病後児保育の稼働率はどのようになっているのかをお尋ねしておきます。

○山口英雄福祉課長 病児・病後児保育事業の利用につきましては、まず利用希望者があらかじめ

め登録して、実際に利用したい日に利用申し込みをするといった手続になっております。

先ほど申しましたとおり、27年度の実績で延べ275人という利用でございましたので、稼働率でいきますと、開所日1人とかそういった状況になろうかというふうに思います。

○8番 禰占通男議員 利用する方が登録してから利用するということですが、日々の父兄の方の都合にもよるとは思いますけど、一番、日本全国的な問題を見ると、当日の利用キャンセルというのが大体2番目に問題として上がってるんですけど、本市の施設の当日のキャンセルというのは、何て言うかな、頻繁にあるのかどうかということはどうなんですか。

○山口英雄福祉課長 実際運営しております市立病院のほうにあらかじめ聞いたところによりますと、利用状況につきましては、もちろん利用児童数も日々、病気の児童が発生したかどうかによって異なりますので日々の変動も大きいと。それから、当日の利用キャンセルというのもやはり多いというふうには聞いております。

○8番 禰占通男議員 病児・病後児保育については、県内、私もちょっと調べたところ、私が調べた段階では19施設載っておりました。全国病児保育協議会の出してるサイトですけど、こういったところで調べて、枕崎市は残念ながらここにカンガルーのポッケということで載ってなかったんですけど、その協議会が出しているサイトによりますと、県内で早いところは平成13年度から取り組んでいるということ、また平成28年度にもまた新しく開所してるというのが出ていたんですが、本当にこの病児・病後児保育については保護者の方にはありがたいと思いますけど、本市がどのような経緯でこの保育施設の運営に取り組むようになったきっかけというのは何だったんでしょうかね。

○神園征市長 当時から、女性の社会進出ということがよく言われておまして、いわば働きながら、そして仕事も手がけるという。そういう仕事を持っていてもですね、急に病気になったりすると、やっぱり子供も病院に連れて行きたい、自分も病院にという両立しにくい状況も出てきています。そういった人たちが子供たちを、病院であれば特にもう預けて、自分は安心して仕事に行けるとか、そういったことがあって、まずこれを始めようということで始まった仕事であります。

○8番 禰占通男議員 市長の言うことももっともですけど、私がお伺いしたいのは、平成24年に子ども・子育て支援法、これが法律第65号ということで出ております。その中で、児童福祉法による病児保育事業に、次に掲げる事業を行うものとするということになっていて、ここに挙げられているんですけど、約2年後に本市が取り組めたことはよかったのかなと思って、ここを本当は伺いたかったんです。

この問題は置いておきまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の公約として、中学校卒業までの医療費無料化、これは中学3年生までということで、選挙の翌年度ですけど、結局これも実施されております。これについての現況、予算書にも出てるんですけど、それについてお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 中学校卒業までの医療費無料化につきましては、ただいま質問者が言われたとおり、本市では、平成26年7月診療分から助成対象を従来の小学校第3学年終了までから中学校卒業までに拡大し、保険診療分に係る自己負担額の全額を助成しているところでございます。

助成枠拡大後の子ども医療費の助成状況につきまして申しますと、平成26年度は全体で1万2,527件で5,366万1,768円でしたが、そのうち年齢拡大分が8カ月分でございますけれども2,911件で1,173万5,925円、平成27年度は全体が1万3,503件で5,794万4,336円、そのうち年齢拡大分が4,588件で1,745万8,771円、それから28年度は、今年1月の請求分まででございますけれども、全体で1万1,538件で4,898万4,965円、そのうち年齢拡大分が3,803件で1,575万1,740円というふうになっております。

○8番 禰占通男議員 今、課長がおっしゃって、2,000万円以下に拡大分がおさまっているということで、あと国のほうも2018年度からですかね、未就学分の医療費の対象も広げるということになっていきますけど、本市の今、拡大分の医療費をおっしゃいましたけど、今、政府が取り組もうとしている未就学分の医療費というのはわかってるんですか、入学前の。

○山口英雄福祉課長 未就学児に対する子ども医療費ということでございますけれども、平成27年度の実績で申しますと、件数が3,596件で助成額が1,485万6,008円というふうになっております。

○8番 禰占通男議員 それと、今、対象になっています中学校卒業から高校卒業までとなった場合、これの試算というのはいないんですか。中学校から高校卒業までの対象と、対象じゃないんですけど、対象にするといった場合の試算というのはいあるんですか。

○山口英雄福祉課長 医療費助成につきましては、現在中学卒業までやっておりますので、これを高校卒業までに拡大した場合の所要額というお尋ねだと思いますので、そういったことで答弁申し上げますと、医療費助成を高校卒業時までに拡大した場合の影響額につきましては、これはあくまでも27年度の実績をベースとした単純な試算ということで申し上げますけれども、27年度の本市の国保加入世帯における16歳から18歳までの医療費が約1,350万円程度でございますので、自己負担額はその3割の405万円程度となります。なお、本市における国保加入世帯の割合は、全世帯の4割弱というふうになっておりますので、仮に医療費助成の対象を高校卒業時までに拡大したとしますと、少なくとも今よりさらに1,000万円から1,500万円程度の財源が必要と見込まれるところでございます。

○8番 禰占通男議員 今、課長からの答弁でも1,000万から1,500万ということですけど、こうなった場合、本市は何ですかね、高校までの対象ということには、そういう考えとかそういうのは、庁内では議論とかそういうのはいないんですか。

○山口英雄福祉課長 医療費の高校卒業までの無償化の取り組みについては、県内でも、4カ所の自治体が行っているというふうには把握はしておりますけれども、ただいま申しましたとおり、現在よりもさらに1,000万円から1,500万円程度の一般財源が必要になると、こういったこともございますので、本市としましては、ほかにもいろいろ対策を講じなければならないさまざまなものがございまして、現時点ではなかなか高校卒業時までの無料化というのは困難であるというふうに考えているところでございます。

○8番 禰占通男議員 この問題については、あと2点お伺いしますけど、今、医療対象になっています医療費の中で、子供たちの高額な療養費額というのはわかってるんですか。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費のうち高額医療の部分につきましては、ただいま手元に持っておりますので、答弁はちょっとできないところでございます。

○8番 禰占通男議員 それでは、償還払いじゃなくて現物給付は可能なのかということをお伺いしておきます。

○山口英雄福祉課長 医療費の自己負担を病院の窓口で無料にするという、いわゆる現物給付方式ですけども、これにつきましては、各医療機関との契約とか電算システムの改修等の問題、あるいは国民健康保険の療養費等国庫負担金の減額調整がされるといったことから、本市単独での実施は困難であるということから、県の制度として実施できないか市長会等を通じて要望してきたということは、これまでも再三、議会の中で答弁してきたところでございます。

なお、現物給付化に関する動きといたしまして、国は現物給付方式による国保療養費等国庫負担金の減額調整措置につきまして、少子化対策の一環として、未就学児を対象に平成30年4月1日から減額調整措置を廃止する方針を示しておりますけれども、その詳細な内容につきましてはまだ示されていないところでございます。また、県におきましても、現在開会中の平成29年第1回定例県議会の代表質問の中で、三反園知事が、平成30年10月から所得の低い住民税非課

税世帯の未就学児を対象に、子ども医療費の窓口無料化を実施するというふうに答弁されております。こういったことから、子ども医療費助成制度に係る現物給付方式の導入については、平成30年度から何らかのかたちで実施される可能性が高いと思われる状況でございます。

○8番 禰占通男議員 3番目の質問にまいります。

老朽化した施設や設備を改修、社会基盤の安全性向上ということですので、その状況についてお伺いいたします。

○佐藤祐司 財政課長 全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。本市に限らず地方団体におきましては、今後、人口減少が進み、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されております。厳しい財政状況の中で、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新、統廃合、長寿命化など計画的に行っていくため、公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指しているところでございます。

総合管理計画策定以前から、道路などのインフラや公営住宅などの長寿命化について計画的に実施してきておりますが、本市においては、公共施設の更新等についてできる限り交付税措置の有利な過疎対策事業債を活用することで行うこととしておりまして、より有利に事業実施できるよう考えながら推進しております。

当初予算におきましては、道路、橋梁などのインフラ整備に加えまして、公園や妙見センター、図書館、南浜館などの公共建築物の老朽化対策につきましても過疎対策事業債を活用し計上をいたしております。また、勤労青少年ホームにつきましても、解体のための予算も計上しているところでございます。

○8番 禰占通男議員 今、課長から答弁もありましたように、この一般質問をするときに、いろいろ課長のところにもちょっと行きまして聞きたいことがあったんですけど、本市も公共施設等総合管理計画、これは一応、案をつくってパブリックコメントもなされたようです。それで、その案の中に、現在策定した分については上位の計画とするという、案の中にも記述されております。通告外ですが、公共施設等の管理計画についてのパブリックコメントについての意見とかそういうのはどのくらいあったんですかね、件数として。

○佐藤祐司 財政課長 2月23日までの期間、1カ月間、パブリックコメントを募集いたしました。その期間に1件も意見等はなかったところでございます。

○8番 禰占通男議員 私が一番、この3番目の質問でお伺いしたいのは、既に策定された本市の計画、それと公共施設等のこれにもないんですけど、災害で使用している避難所指定ということで各公民館についての対応はどうなるんだろうかと、そこが私の一番気にかかるところです。何でかという、自治会も相当、財政的に厳しい折ですので、こういった公民館等の対応はどうなるのかということについて、ひとつお伺いいたします。

○本田親行 総務課長 避難所につきましては、指定避難所と自主避難所があるわけでございます。

自主避難所と申しますのは、市が避難勧告等と呼びかけて避難する施設ではなく、公民館、自主防災組織等が、また各公民館の方もそうですけれども、みずからの判断で避難する施設でございます。それらの施設につきましては、公民館等を中心に、おっしゃるような45ぐらい自分たちで定めておられます。市の施設ではなくて公民館等が自主避難所でございますので、改修を行う際には教育委員会のほうにも補助制度がございます。そういうのを活用して、それぞれの地域において判断して改修していくことになろうかと思っております。

○8番 禰占通男議員 次の4番目の質問にまいります。

自然災害に備えた機動力のある防災・減災システムの構築ということですので、おとし、昨年と台風による浸水、高潮被害などがありました。そういった検証で、公約ということと絡めて、今後どのような対策になるのかをお伺いいたします。

○**本田親行総務課長** 質問の趣旨としまして、市長が公約に掲げた災害対策についての進捗状況ということでしたので、今後というよりも、これまでの取り組みについて答弁いたしたいと思っております。

本市におきましては、過去に甚大な被害を及ぼした災害体験等を教訓に、主要施策として災害に強いまちづくりを掲げ、河川の改修やポンプ場の整備、水路整備など、継続的に対応を講じてきております。

市長の任期3期目となる平成26年度以降の災害に強いまちづくりに係る主な取り組みについて申しますと、まずは平成23年3月11日に発生しました東日本大震災であったように、庁舎が倒壊して防災拠点としての機能を失いますと、被災者の支援やその後の復興にも深刻な影響が出ることを目の当たりにいたしました。このことから、平成26年度に耐震診断を行い事業着手しました市役所本庁舎の耐震補強と長寿命化工事が挙げられます。

また、庁舎が被災した場合の住民情報を消失するリスクや業務継続性の観点も含めまして、平成27年度には防災情報システムのクラウド化を行いました。

なお、防災の拠点となる庁舎の整備につきましては、非常用発電設備の整備を新年度に予算をお願いしております。

また、災害情報等の伝達手段として重要な防災行政無線設備の更新とデジタル化につきましても平成28年度から着手しているところでございます。

災害情報等の提供につきましては、地方創生加速化交付金を活用して3月末にリニューアルをいたしますホームページにおいても、県の災害情報共有システムと連携し、充実を図っていくこととしております。

また、新年度予算におきましては、大規模災害発生時における、これまでも議員の皆さんからも要望もございましたけれども、携帯トイレや敷きマット、備蓄食糧などについても充実を図ることをお願いしております。

また、災害時におきましては、みずからの安全はみずから守る自助と、地域の安全は地域住民がお互いに助け合って確保する共助が重要であり、その中で自主防災組織が地域において果たす役割は非常に大きいところでございます。自主防災組織が結成されていない地域については、組織の結成に向けた啓発に努めてきており、徐々にではございますが、組織率も高まってきているところであります。

今後とも、防災・減災に係るインフラの整備とともに、地域や消防、警察など関係機関と連携し、実践的な防災訓練を継続していくと同時に、自主防災組織の維持・結成についても、さらに努めていきたいと考えております。

○**8番禰占通男議員** 今、課長が言われたように、6次振興計画でも課長が言われたことがほとんど記載されております。

それで、総務省も述べられているんですけど、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化ということも述べております。これは、本市は女子分団も結成されて、その一つは実施されておると思うんですが、若者の団員、また雇用者の理解等というそこら辺の問題を挙げておりますが、本市はこの雇用者と、うちの分団もちょっと高齢化が進んでおります。そういった対策での防災対策というのは、今後どのように変わっていくのでしょうか。

○**森園智之消防総務課長** 平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められました。

消防団は地域に密着しており、災害時には迅速な対応ができることや多くの団員を動員できるというすぐれた特徴があり、本市における地域防災力の中核として欠くことのできない存在であると認識しております。また、消防団にかわるものはないとして、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずることが法律により定められておりますので、引き続き消防団員の確保に努めると

ともに、機材、装備の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 次の5番目に行きます。

地元企業への雇用創出に対する助成については、どのようになっているのかお伺いいたします。

○下山 忠志水産商工課長 地元雇用創出施策といたしましては、これまで平成5年に要綱を整備し、継続して実施をしてきております枕崎市産業後継者育成奨励金交付制度があります。

この制度は、本市の基幹産業の後継者の育成と確保を図り、産業の振興を促すため、本市内において漁業及び水産加工業に新たに従事する者に対し奨励金を交付するものであります。

対象者は、本市の漁港を基地とする漁船漁業に従事する者と節類製造職を専業として年間を通じて従事する者となっております。

交付要件は、漁業及び水産加工業に新たに従事し、1年を通して従事した漁業及び水産加工業従事者で、就業時年齢満35歳未満の者となっております。

奨励金の支給実績につきましては、平成11年度から取りまとめておりますが、平成11年度から平成28年度まで、漁業従事者35名、水産加工業従事者78名の合計113名に支給しております。

また、初日本会議でも説明申し上げましたけれども、平成29年度の新規事業として、枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助制度を整備し、今議会に予算をお願いしております。

事業の概要といたしましては、若者の定着につながる就労環境や女性就労者の就労環境改善に資するため、積極的に就労環境改善に取り組む市内事業者に対し補助金を交付するものであります。

補助対象事業者は、本市内に本社及び事業所を有し、労働保険及び社会保険加入事業者で、補助金交付要綱施行日以後に、就業時点で満35歳未満の者を1名以上正規雇用した者であって、現況の就労環境を改善しようとする者としております。

補助対象の事業といたしましては、ハード事業として男女別に区分した従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室や休憩所等の福利厚生施設整備事業、就業管理システムまたはタイムレコーダー等の労働時間短縮のための設備導入事業、喫煙室または分煙室もしくは排煙設備等の職場環境改善のための設備導入事業、ソフト事業といたしましては、制服及び作業着の支給または貸与等の就労環境向上事業としております。

○8番 禰占通男議員 今、初日の質疑でもお尋ねしましたが、労働条件ということで、就労環境改善、ありがたいことだと思っております。

それとあと、いろいろ漁業・水産についての結果、人員も伺いましたけど、ほかにも厚生労働省、農林水産省と、いろんな地方に対しての各事業がありますので、こういった事業も取り入れて、抱き合わせて活用していただければと思います。要望しておきます。

あと6番目で、悪臭河川浄化など生活環境改善の取り組み継続、強化ということについて、取り組みとその継続の内容についてお伺いいたします。

○加藤 省三市民生活課参事 生活環境改善の取り組みについては、浄化槽の設置並びに下水道への接続推進を行うなど、河川浄化の取り組みを行っております。

行政だけの取り組みだけではなく、現在、尻無川流域においては尻無川の環境を守る会、馬追川流域では清流を取り戻す会などが河川の環境浄化に取り組んでおります。

今年度からは、田布川（水・土・里）環境保全会が金山川流域でホタルやメダカなど生物の生息地としてのビオトープ創生事業に取り組んでおります。また、枕崎港内や海岸の清掃を行う団体が活動を行っているなど、市民による環境浄化活動も取り組まれております。

今後もこのような活動について、行政と市民、事業者、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 本当に尻無川、馬追川、田布川、田布川は公害がないんですけど、それで、もう何年かな、もう4年、6年、下手すると8年ぐらいになるんですけど、尻無川、馬追川、あ

まり改善が見られないんですけど、枕崎の条例、枕崎市民の環境を守る条例、枕崎市河川をきれいにする条例、この中にも市の責務、事業者の責務、市民の責務と、こう掲げられておりますけど、こういった責任問題ですよ、こういうのを行政だけでどうのこうのということは無理だと思いますけど、こういったことを、その発生源に対してどのように今後取り組むのかということをお伺いしておきます。

○加藤省三市民生活課参事 事業活動に伴います排出水等を原因といたしました悪臭や水質汚濁の指導については、事業者の責任を明確にしていきながら発生防止に努め、事業者の責任のもとで適正な処置が行われるように指導または勧告をしてまいりたいと考えております。

○8番禰占通男議員 この問題については、一般質問の打ち合わせのときも、関係者の方から新しい浄化槽の設置に取り組んでいると。これは、たしか9月議会か6月議会で私も排出基準が変わるがどうなのかって言ったら、猶予期間ができてちょっと延ばされたという感じですので、それに対しての新しい産業廃棄物の浄化槽設置だと思っておりますので、早急に計画が実行に移されることを本当に望んでおります。

それで、7番目の質問ですけど、成果が出てきた財政再建、まだまだ続く健全化ということで、前の質問者の方からも財政についての質問でしたが、財政再建の結果というか、朝もちょっと課長からありましたけど、財政再建の結果、目標値ですよ、第3次集中改革プランにも載っていたんですけど、どのような目標値、目標値はあるんですけど、集中改革プランですよ。このプラン目標と現在の状況ですよ、それをお伺いいたします。

○佐藤祐司財政課長 平成26年度末に策定いたしました第3次集中改革プランの中で、5項目の主要財政指標の改善目標を設定いたしまして改善に努めてきております。

まず、1点目の市債残高の縮減では、平成15年度末残高が最も多い142億0,553万1,000円でしたが、平成26年度まで11年連続で減少させるなど縮減に努め、平成27年度末では前年度より増加したものの107億1,940万6,000円となっております。ピーク時より約35億円減少しているところでございます。また、可能な限り過疎対策事業債などの交付税措置率の高い有利な地方債を活用することによりまして、交付税算入額等を差し引いた実質的な負担額、これについては減少し続けているところでございます。平成29年度末までに103億円程度にまで削減するとの目標につきましては、平成28年度に庁舎の耐震補強工事を有利な地方債を活用しながら単独事業で行ったことなどにより、厳しい状況ではございますが、実質的な負担額は減少することから将来負担比率は改善していく見込みとなっております。今後とも実質的な負担額の減少に取り組んでいきます。

2点目の財政調整基金及び減債基金の確保のところでは、両基金の合計額は、平成18年度末が平成以降で最も少ない7,645万円でしたが、平成27年度末では13億4,255万円となっており、最も少ないときから約13億円増加いたしております。両基金の合計額で10億円以上を維持していくという目標につきましては達成可能であると考えておりますし、さらに標準財政規模の20%程度である12億円程度を維持できればというふうに考えているところでございます。

3点目の経常収支比率の改善のところでは、最も高かったのが平成19年度の100.1%でございました。平成27年度は91.8%となっております。経常収支比率は、毎年の経常一般財源収入の状況で比率は上下いたしますので、経常一般財源収入が減少傾向にある中、今後さらに80%台まで改善するとは申し上げにくい状況ではございますが、毎年の経常的経費の見直しを行っていく中で経常経費充当一般財源を縮減して、今後も96%以下にするとの目標値のクリアはもちろん、できる限り目標値より減少させ、95%以下を維持するよう努めていきたいというふうに思っております。

4点目の実質公債費比率の改善では、単年度数値で最も高かったのが平成19年度の18.8%でしたが、平成27年度は11.3%となっております。3カ年平均では12.0%です。29年度までに

12%以下にするとの目標につきましては達成可能であると考えておりますし、今後、早期に10%以下にしていきたいというふうに考えております。

将来負担比率の改善では、最も高かったのが平成19年度の215.5%でしたが、平成27年度は119.0%となっております。平成29年度までに120.0%程度にするとの目標については達成可能であると考えておりますし、今後、早期に100%以下にしていきたいというふうに考えております。

なお、平成27年度においては、すべての財政指標で改善目標値を達成し、改善もしてきております。さらに、国保会計の累積赤字の縮減や土地開発公社の保有土地の縮減などにも努めてまいりました。

現状においても解消までには至っておりませんので、今後も引き続き持続可能な財政構造を維持していくため、財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

○平塚孝三企画調整課参事 次に、第3次枕崎市行財政集中改革プランの実施項目の進捗状況について申し上げます。

平成26年度から平成29年度までの計画目標として、実施項目57項目、約3億3,000万円の財政効果額を掲げておりました。平成28年度末までに52項目が実施済み予定で、実施率91.2%、その効果額につきましては、概算ではありますが、2億9,000万円程度の財政効果が見込まれているところです。その効果額につきましては、定員管理の適正化と職員給与等の適正化で全体額の約4割を占めておまして、職員数の削減によるもの、給与の独自カットによるものが大きいところでございます。

依然として厳しい財政状況には変わりはないと考えており、予測される厳しい環境の中で、今後も持続可能な財政構造を維持しながら、社会経済情勢に対応した簡素にして効率的な行政運営を推進していく必要があると考えているところでございます。

本市が持続可能で健全な行政運営を維持していくためには、この第3次集中改革プランを基本に、今後も行財政改革を継続・発展させながら、行革項目を着実に実施することが重要であると考えております。

○8番禰占通男議員 さっき、昼一番にもありましたけど、この財政再建、当初予算のトップランナー方式のところでも出てきたんですけど、歳出の効率化ということで、これ時間をかけてじっくり取り組むしか対策はないということですか。

○佐藤祐司財政課長 これまで市債残高が多いというものにつきましては、これまでも事業を選択したりする中で、借入額を抑制することで減少に取り組んでまいりました。しかしながら、公債費というのは、後年度、20年、30年にわたって出てくるものでございますので、すぐに成果は出てこないものでございます。ただ、これまでの長い取り組みによりまして、公債費については年々縮減をされておりますし、26年度から過疎対策事業債を活用できることになって、これまで交付税措置のない地方債で事業を進めてきたところが、有利な交付税措置の70%ある地方債を活用しながら進めていけるようになったということも非常に大きく、財政改善には貢献しているものと思います。しかしながら、一朝一夕にすべてが効果が出るものではございませんので、引き続き健全化に努めていかなければならないものであるというふうには思っております。

○8番禰占通男議員 8番目の市民と行政の協働、活性化を目指す市民活動への積極的助成、この内容についてお伺いします。

○平塚孝三企画調整課参事 市民と行政との協働、活性化を目指す市民活動への積極的助成ということですが、これは振興計画に掲げているものの進捗状況ということでお答えいたします。

市民と市政を語る会につきましては、総合振興計画や総合戦略を策定するに当たり、広く市民の皆様の御意見や御要望を聞くために、平成27年7月に市内の5地区公民館で開催しまして、

市民の皆様に参加をいただいております。今後の開催につきましては、計画の見直し等の機会に広く市民の皆様のご意見を聞くため計画したいと考えております。

次に、ボランティア登録制度の充実につきましては、ボランティア登録制度について、地域やだれかのために役立ちたい、退職等で余暇の時間を有意義に過ごしたい方を対象に、年間を通じまして、交通安全、災害、外国語、環境、産業観光、高齢者等の訪問活動、ふるさと案内、図書館、スポーツ、学校応援団、趣味・特技指導の11の分野における登録募集を市のホームページや広報紙等を通じて行っているところです。観光ボランティアや図書館における読み聞かせなど、さまざまな分野において活動がなされているところです。

それと、民間非営利団体等の活動につきましては、自然の豊かな環境の中で、親子での自然体験、農業体験、製作体験を提供し、よりよい家族関係を築き、子育てが社会の中で安心して行えるためのサポートや、学童相談事業などを行う子育て支援グループとのイベントの共催や、市立図書館の行政事務委託などの行政と民間非営利団体等による協働によるまちづくりを推進しております。また、新年度から市内の特定非営利活動法人の設立認証や届出処理等に関する権限の移譲を県から受けまして、本市の窓口で事務を取り扱うことにより、特定非営利活動法人の利便性の向上とさらなる連携強化を図りたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 早目に何とか答弁願えましたが、この市長と語る会、いろいろ取り残した点、自分の考えというのは、これはもう我々がどうのこうのって、議会の内容を市報なりユーチューブなりで見てくださいと言っても、ほとんどが、何%っていかパーセント的には決まってると思うんですね。やはり自分の声で市民と語ってほしいというのが私の考えです。我々も聞かれたら、市民の方には知っている限りのことは、議会中のことは終わってからしか話せないんですけど、やっぱりそれなりに議員の皆さんも取り組んでいると思うんですね。だから、あと約1年、市長の時間の範囲内で、あと市政を後にやっていく方に対しての考えとか、そういうのも必要だと思うんです。その中で、時間のある限り取り組んでほしいと思います。

あまり時間もないので、9番目にまいります。

9番目の店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成についての内容、要綱についてお伺いいたします。

○下山 忠志 水産商工課長 店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成ということで、枕崎市商工振興資金利子補給制度を枕崎市総合戦略のもと平成28年度に新規創設をし、平成31年度までを事業計画年度として実施してきております。

この制度は、制度資金の借入者に対し、利子の補給補助金を交付し、市内商工業者の経営安定並びに商工業の育成及び振興を図ることを目的としております。

補助対象者は、市内に住所または事業所を有し、中小企業基本法に基づく中小企業者で、枕崎商工会議所に加入している者、対象制度資金は、枕崎商工会議所を通じて利用した制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金としております。

対象資金の種類は、鹿児島県中小企業制度資金、日本政策金融公庫制度資金、枕崎市中小企業振興資金、商工貯蓄共済融資制度資金としております。

補助金は単年度補助で、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付することとしております。

補助率は、融資を受けた金額の1.5%以内で、借入率が補助率を下回る場合はその率とし、1事業者への補助額は30万円以内としております。

今年度から創設をしております、今年度の利用につきましては、申請件数19件、借入総額1億6,750万円、補助金申請額は234万5,000円であります。

今後、商工会議所から一括申請され、市税納付状況等の確認を行った後、補助金を交付することとしております。

○8 番禰占通男議員 時間がないので10番目に行きます。

この枕崎市の農産物の消費拡大に向けた運動推進についてお伺いいたします。

○川崎満農政課長 枕崎市の農業生産拡大に向けた推進状況ということで、まずお茶につきまして、お茶の消費拡大に向けた取り組みは関係機関・団体と連携しながら、緑茶図画コンクールやお茶の入れ方教室、百円茶屋等の活動などを実施しております。

また、ブランド品目であるタンカン、キンカン（春姫）は、県を代表する品目として消費拡大に努めているところでありますし、枕崎の代表的な商材である実エンドウ、ソラマメ、ニンジン は、春を告げる商材としての評価が高く、市場との連携を図りながら、関係機関一体となり生産・販売に努めているところであります。

さらに、輸出につきましては、県や関係機関と連携しながら、輸出茶に取り組む農家に対し、残留農薬に対する指導及び研修会を実施しております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時14分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成29年3月7日)

平成29年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成29年3月7日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 件 名 |
|----------|---------------------------|
| 1 | 一般質問 城森史明 議員（73ページ～82ページ） |

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆様、おはようございます。

本議会の最後の一般質問者となりました。よろしく願いいたします。

では、通告に従い一般質問を行います。

現在の消防署の立地場所については、多くの市民から津波や台風災害における安全性を危惧する声を聞きます。数年前の南薩消防広域合併の場合においても、他自治体の議員から、枕崎消防本部の立地場所に同様の不安の声を聞きました。

2011年3月に発生した東日本大震災は、人間の知識や想定をはるかに超える震災だったのでないでしょうか。設置した防潮堤をはるかに超えて津波が襲来し、浸水域も想定外の地域まで達して甚大な被害をもたらしました。

確かに、今までの歴史の中で枕崎では大きな津波は発生していませんが、近い将来、南海トラフ地震は高い確率で発生し、本市へ津波が襲うことが予測されております。

そのような災害において、市民の安全を守るために中枢を担うのは消防署です。その消防署自体の安全性においていささかの不安があるとしたら、市民の安全は守れるのでしょうか。

消防署は、絶対的に安全な場所が必要不可欠と思いますが、どのように考えておられるのか、まず質問をしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 消防庁舎につきましては、平成25年度に耐震設計を行い、平成26年度には耐震補強工事を実施いたしまして、安全性に万全を図ってきたところであり、現在の立地場所でも想定される災害の対応に支障はないものと考えております。

詳細につきましては、消防長のほうから答弁いたします。

○中原浩二消防長 まず、津波につきましては、平成26年2月に鹿児島県が発行いたしました鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書によりますと、県内で被害が想定される11の想定地震について被害状況を想定しております。

これによりますと、本市が最も影響を受けます津波は、南海トラフ地震における最大津波高3.79メートルとなっておりますが、消防署は標高約5メートルに位置しておりますので、安全性は確保できているものと考えているところでございます。

また、台風災害につきましては、消防署は昭和55年建設以来、幾多の大型台風が襲来いたしました。業務に支障を及ぼすような被害を受けたことはございませんので、台風災害につきましても安全性は保たれており、現在の場所でも十分に対応ができるものと考えているところでございます。

○4番城森史明議員 今、津波の高さは3.79メートルということでお答えがありましたが、熊本地震でもですね、想定外の地震の連鎖が起きました。そして、それに基づいて南海トラフ地震においてもですね、同様な連鎖の地震が起こってですね、その津波の高さは想定外になるのではないかとということで、今、新しい観点から研究がなされているという報道がありました。

しかしながらですね、私の調査においてはですね、内閣府が平成24年8月に発表した中ではですね、枕崎の最大津波はですよ、5メートルなんですよ。そういうことが記載されております。そして、朝日新聞がデジタルの新聞で、その表示にもですね、最大津波高は、満潮時を含むですよ、5メートルなんですよ。そして、同時に発表された平均津波、これは確かに4メートルです、

最大津波はですね。これから察してですね、本当に安全ですか。消防署は3.79メートルということで安全だということがありました。このデータからして安全ですか。

○**中原浩二消防長** 先ほど答弁いたしました本市を襲う最大の津波につきましては、南海トラフ地震における最大津波高で3.79メートルとなっておりますが、この数値は、東海、東南海、南海、日向灘の4連動地震を想定したものであり、地震の連鎖も考慮した数値であると考えておりますので、被害を受けることはないものと分析しているところでございます。

○**4番城森史明議員** それでしたら、このデータについてはどういう分析をされますか。内閣府が出してるんですよ。これは、最大津波が平均津波と分けてあって、平均津波は確かに4メートルですよ。最大津波は5メートルなんです。この件については、どう分析されてるんですか。

○**中原浩二消防長** 先ほど内閣府が出されました想定につきましては、24年8月と伺っておりますけど、その後、26年の2月に鹿児島県が発行いたしました調査報告書の中では3.79メートルということで、これにつきましては、南海トラフ地震の国の想定を引用しているものと考えておりますので、3.79ではないかということで考えております。

○**4番城森史明議員** そして、もう一つですね、この消防署の位置を皆さんごらんください。花渡川ですね、入り口の左側なんです。これはどういうことを意味するかということ、そこで津波が高くなるんですね。東日本大震災でもですね、リアス式海岸のところ、そこは津波がより高くなるんですよ。そして、波の方向もですね、たぶん南海トラフが来ると、西から東に来ると思うんですね。消防署は真正面なんです。防波堤もありますよ、確かに。だからその間をくぐってくるんじゃないですか。そして、花渡川の狭いところに来たときに、津波高さはより高くなるんじゃないですか。その3.79メートルを、それでいいとしましょう。しかしながら、条件によって津波は高くなりますよね、当然。その件についてはどう考えますか。

○**中原浩二消防長** 消防署の位置及びそれについての御質問ですけど、花渡川の遡上可能性につきましては、これにつきましても鹿児島県津波浸水想定というのが発表されておまして、これは平均潮位などの条件下で想定したものでございますが、現在の消防署については浸水予定地域には入っておりませんので、被害を受けることはないものと分析しております。

○**4番城森史明議員** 鹿児島県のそれだけで判断しておりますが、ほかの見地からは分析されていないんですか。あまりにも楽観的に、遡上したら津波は高くなるんですよ。その辺のところは、あまりにも、分析されてないんですか、副市長、どうなんです。

○**久木田敏副市長** ただいま消防長からあったように、26年2月の県の浸水地域についてのデータでございますが、今後そういう、また専門家によるデータ等々があればですね、またそれについて検討はいたしますが、現在のところ、今それしか出ておりませんので、我々が独自にそれを、専門家でもないわけですし、県のそれに従うということで現在は努めているところでございます。

○**4番城森史明議員** そうしたら、あまりにも甘くないですかね。それにしても、5メートルと3.79やったら1.1メートルですよ。それで、東日本大震災でも想定外に防潮堤を超えてきたじゃないですか。そういう状況があるのに、1.1メートルの差しかないのに、それでよしとするというのが私はわかりませんよ。客観的に見ても、やはり1.1というのは危ないですよ、幾ら考えても。そして、地域的にもこういう遡上が一番、例えば枕崎の港はいいですよ、防波堤がありますからね。港はてげ安心だと思いますよ。けども、この消防署は防波堤がありますが、無防備ですよ、津波に対して。で、花渡川で狭くなってるんですよ。なのに、なぜそこで1.1メートルしかないのに、そして他のデータでは5メートルという想定をしているところもありますよ。私はその精度を言ってるんじゃないんですよ。精度がどうのこうの言ってるんじゃないんです。3.8メートルから5メートルですよ、標高まで。私は正直に危ないと思いますよ。それで、対策を打たなきゃいけないんですよ。それをたった県の26年のデータ一つですよ、消防署は安全だと

いうことはあり得ますか。

○久木田敏副市長 現在のところは、これで安全だというふうに考えております。

もし万が一ですね、そういう大きな津波が、超えるような津波が来た場合にどう対応していくかと、その後の対策が必要でありますので、そこら辺については十分、消防を含めて対応は、どのように対応をしていったらいいのか、そういうようなところに力を入れていきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 私は、そういうことでは絶対だめだと思います。なぜかという、そういう不安があって、対策に、例えば、津波が来るまで70分ですよ、ここに。その間に、例えば消防署の対策はできないでしょ、市の安全を……。要は災害対策に集中しなきゃいけない、いくのが消防署ですよ。いけないのに、自分のところをどうしようか、司令塔を移そうかどうしようか、そんなことに神経を使ってたら市民の安全を守れますか。その辺はどうなんですか。

○久木田敏副市長 先ほど申しあげましたように、そのような津波が想定される場合は、今、議員もおっしゃったようにタイムラグがあるわけですので、そこら辺でのその時間を想定する中でどのように対処していったらいいのかというのは、常日ごろ対策をとっていかなければならない。万が一、浸水というような状況になる予想がついた場合は、なってからでは遅いわけで、なる予想がつくような段階で、（傍聴席で発言する者あり）消防のほうの移動とかそういうようなものについては、消防車の移動とかそういうようなものについては、当然対策はとっていかなければならないというふうに考えています。

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○4番城森史明議員 ですから、そのときが来てから消防車を移動しようとか、そういうことに要はとらわれていたら、市民の安全対策がおろそかになってしまうということを私は言いたいわけですね。

それで、消防署は広域合併のときでも、主要な防災センターは2階に配置するということでした。それは、一応そういうことで安全性は増しているかと思いますが、そういう意味で、2階までの標高と各階の標高と、各階ごとの設備等の内容と金額はどうなってるんですか。

○中原浩二消防長 まず、標高につきましては、先ほどから申し上げておりますように、1階で約5メートル、2階で約10メートルとなっております。

また、各階ごとの設備ですが、主な設備で申し上げますと、2階部分に消防デジタル無線の基地局が整備されており、導入時の価格で申しますと約8,700万円でございます。また、1階部分には高機能簡易型指令台を配備しておりまして、導入時の価格で申し上げますと4,200万円でございます。

次に、車庫に格納しております各車両につきましては、主なものといしまして、導入時の価格で申し上げますと、はしご車が約7,700万、救助工作車が約7,500万、消防車が最新のもので約2,500万となっておりますのでございます。

○4番城森史明議員 1階の簡易指令台でしたですか、これについては、もし万が一、津波が来たときにはどうされるんですか。2階へ移動するんですか、それとも、どうするんですか。

○中原浩二消防長 簡易型指令台につきましては、備えつけでございますので、移動等はできないものと考えております。

○4番城森史明議員 これは、1階にある必然性というのは何なんでしょう。

○中原浩二消防長 高機能簡易型指令台につきましては、当消防本部の場合では受付と、それと通信勤務を兼ねて勤務しておりますので、来客者が来る場合、業者が来る場合ということで受付を兼ねておりますので、1階のほうに配置しているところでございます。

○4番城森史明議員 そういう津波の万が一のときもありますので、もしあれでしたらこの辺も検討してもらってですね、2階に移す必要があるのか、受付は別にしてですね、そういうことも

検討をお願いしたいと思います。

消防署の移転について具体的に検討したことがあるのか。新設する場合、建設費の概算額は幾らなのか。市の遊休地の施設は活用できないのか。この辺についてお願いしたいと思います。

○中原浩二消防長 まず、消防署の移転につきましては、現在まで具体的な検討を行ったことはございません。

また、建設費につきましても具体的な検討を行っておりませんので、積算根拠を有していないことから、具体的な金額はお示しできないところでございます。

市の遊休施設の活用につきましては、消防署は消防力の整備指針により、基本的に枕崎校区及び立神校区の市街地の部分に設置しなければならないことから、現庁舎の建築面積及び敷地等を勘案しますと、市の遊休施設の活用は難しいのではないかと考えているところでございます。

○4番城森史明議員 以前、広域合併のときに空港に移転するという話があったんですけど、それはどういうことだったんですか。

○中原浩二消防長 広域合併を行う際、指宿市、それと南さつま市、現在でいうと消防本部の間で検討がなされましたが、空港に移動するということにつきましては、消防本部を移動するということで事務方の移動、事務所の移動を考えておりましたので、その際も消防署につきましては現在の場所に残すということで検討されたところでございます。

○4番城森史明議員 その本部だけ移動を、空港に移転するっていうのは、どういう意味合いでそういう検討がなされたんですか。

○中原浩二消防長 そのときにつきましては、指宿市、それと南さつま市、それと枕崎市、これが本部位置を立候補しましたというか、本部位置を提案した中で空港のほうが指宿にも近いと、それと、川辺、知覧にも近いということで、立地的に消防本部を置くには合理性があるのではないかと、我々は空港を一応、候補地として選定したところでございます。

○4番城森史明議員 そしたら、さっき言われました市街地に近いところじゃないといけないと、そういうのが消防条例であるということでしたが、それに対しては矛盾するんじゃないんでしょうか。

○中原浩二消防長 先ほど申しましたのは消防署の設置の件につきましてです。消防署につきましては基本的に市街地に設置するよということになっておりますけど、消防本部については、消防署とセットになるのが一番合理性があるのではないかと思いますけど、別段、事務方については市街地ということは想定されていないということで考えております。

○4番城森史明議員 それと、今現在の消防署、これについては建設費は幾らだったんですか。

○中原浩二消防長 申しわけありません。正確な数字を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えできかねるということでございます。

○4番城森史明議員 概略でいいですよ。そして、近隣に最近の消防署の参考建設費があれば、それもお答えください。

○中原浩二消防長 参考までですけど、県内の消防本部において、近年、消防署を建設いたしました例で申し上げますと、建設費用はおおむね5億から約7億円程度と伺っております。しかし、この建設費用は、訓練塔やヘリポートを併設したものなど、さまざまなオプションによって金額が変動いたしますので、正確な積算につきましては、設計の段階にならなければ積算できないものと考えております。

○4番城森史明議員 今まで質問した中で、やはりどうも今の話からいけばですね、いろんなデータを分析することをすればですね、やはり本当に今の位置が絶対的に安全なのかと。要は、災害時に市民の安全に対して100%集中するような体制が組めるのかと考えたときには、非常に甚だ私は疑問だと思います。それで、やはり将来的には、高台移転というものが必要じゃないかと思えますよ、やっぱり。今話を聞けばですね。

だから、それはそういう意味で市の遊休施設を、例えば学校とかそういうものを使ってですね、そうすれば安くもできますし、新設すれば5億ぐらい、以上かかるということでしたが、やはりそれも今後ですね、検討していただいて、本当に津波災害に対して安心安全な消防署をつくってほしいと、市民もそう思っていますよ。最後にその辺をもう一回お聞かせください、副市長。

○久木田敏副市長 現時点での我々の考え方としましては、先ほどから申し上げているとおりでございます。

今後、今、議員のおっしゃるように今後、将来的にですね、いろいろと日々刻々と情勢は変わると思います。また、変わっていく場合にはですね、それを十分検討しながら、将来的にいつかの時点で建てかえなければならないとかいうような、そういうタイミングを見計らった中で検討はしていくべきだろうというふうには考えています。

○4番城森史明議員 その辺の地震の、天災の、特に地震ですね、熊本地震やら東日本大震災を参考にすればですね、標高差1.2メートルじゃあですね、とても私は安心できる状態じゃないと思いますので、大至急これも専門家等に相談していただいてですね、対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。地方創生総合戦略について質問いたします。

今、4つの政策分野における政策パッケージにおいて、5カ年におけるプランの概略は策定されているのでしょうか。例えば、項目は今、四十……出されておりますが、例えばこれに対してですね、例えば項目だけですよね、これを見ますと、政策パッケージはですね。

ですから、これを例えばいつまでにどうするんだとか、その内容をまずどうするんだとか、私が言うプランの概略というのはですね、その内容、時間的なもの、1年度目には何をするのか、2年度目には何をするのか、その話し合いはどこで決めているのか、そういうことをちょっと、その辺がどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○平塚孝三企画調整課参事 本市の総合戦略の政策パッケージの4分野につきましては、「枕崎で安定した雇用を創出する」の分野では7事業25メニュー、「枕崎への新しい人の流れをつくる」の分野では3事業19メニュー、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の分野では3事業14メニュー、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の分野では2事業5メニューを掲げまして、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間におきまして、財源等を考慮しながら実施または実施に向けた検討を行うこととしております。それ以後の計画期間以後においても、その事業効果に基づき、継続すべき事業を引き続き実施し、実施中のものでも事業効果を検証し、廃止、変更、追加等していくものとしております。

○4番城森史明議員 もう、このあれが発表……1年目がたとうとしているわけですよね。その中で、さっき言った私が言ったような時系列的なものとか、そういう内容とか、この内容をですね、例えばこのパッケージの中で農林業の成長産業化事業というのがありますよね。新規作物へのチャレンジ支援というのがありますが、例えばこれを1つを挙げたときに、そしたら新規作物というのはどういうものがあるのか。そして、これをいつまでに、この辺の候補者を、何を決めるのか。そして、その後に、時系列的に、そしたらこれをいつ着手して、どうするのか。そういう内容が話し合われているのかということは今聞いているわけです。

○平塚孝三企画調整課参事 総合戦略に掲げました事業の実施の優先順位につきましては、全体計画4分野15事業63メニューにつきましては、関係事業課等において実施または実施に向けた検討を行いまして、その財源調整を行いながら、実施すべき事業から順次着手しているところでございます。

新年度の当初予算については、継続事業を含めまして、総合戦略事業として17事業をお願いしているところでございます。

○4番城森史明議員 そしたら、今のお話しでは、優先する事業は17事業ということですね。まあ、優先順位はわかりましたが、私がさっき言ったその辺のところの話し合いはされているのですかということです。していなかったらもう、そういうことで答えてください。

○平塚孝三企画調整課参事 総合戦略に係る事業の担当で組織する総合戦略施策担当者検討会を設置しております。それぞれの事業において実施または実施に向けた検討を行い、その事業実施については、事業終了後においてその事業効果を検証することとしております。

○4番城森史明議員 すいません、今ちょっと聞き取れなかったんですが、その会名と、その会はどういうメンバーで構成されているのかをお願いしたいと思います。

○平塚孝三企画調整課参事 組織名は、総合戦略に係る事業、今、総合戦略事業に掲げた事業に関係する担当で組織する総合戦略施策担当者検討会でございます。

○4番城森史明議員 どういうメンバーで構成されているんですか。

○平塚孝三企画調整課参事 先ほど申しましたように、総合戦略に係る事業の担当者ということで、各々の事業に関係する各課等の担当係長で組織している会でございます。

○4番城森史明議員 それとですね、P D C A体制ということで、P L A N、D O、C H E C K、A C T I O Nですかね、これでP D C A体制の中で進めていくということですが、具体的にこのP D C A体制というのはどのような人員体制で実施するのか。特にC H E C Kですね、検証は具体的にどのような内容と人員でやるのでしょうか。

○平塚孝三企画調整課参事 P D C A体制につきましては、先ほど申し上げました担当者会、それぞれの事業において、事業終了後においてその事業効果を検証することとしております。

特にC H E C Kにつきましては、産業界、行政、学校、金融機関、労働界の市民や外部有識者で構成する総合戦略策定時に設置いたしました枕崎市地方創生総合戦略審議会を存置して、その審議会において、それぞれの事業の成果及び検証結果を示しまして事業の評価を行い、総合戦略事業が適切に実行されるよう進行管理を行いまして、同時にその意見を反映させながら柔軟に事業の廃止、変更、追加等を実施していくこととしております。

○4番城森史明議員 今、地方創生総合戦略審議会というものを設置しているということですが、この会長さんと副会長さんはどなたですか。

○平塚孝三企画調整課参事 会長につきましては、枕崎高等学校の校長先生をお願いしているところです。

○神園信二企画調整課長 会長につきましては、ただいま参事が申し上げましたとおり枕崎高校の校長先生ということでお願いしてございます。

副会長につきましては、自治公民館連合会の会長さんをお願いをしているところでございます。

○4番城森史明議員 ちょっと私が考えていたような会長さん……、失礼ですが、というのは枕崎高校の校長先生というのは転勤がありますよね。そういう意味で、本当にその会長さんが枕崎のことをですね……、今ここにですね、北之園千春さんと載っていますが、枕崎高校の校長ですね、もうこの校長先生は転勤されたんですよ。ですからそういう意味で、責任としてその会長さんが枕崎高校というのはふさわしくないと私は思うんですが、そういう意味でですね、その辺はどうしてこのような枕高の、会長さんをですよ、枕高を会長とされたんですか。

○神園信二企画調整課長 最初、プランをつくり出すときに、この審議会を組織していただきましたけれども、このとき各委員の互選ということで枕崎高校の校長先生、当時は、先ほど議員がお名前を申し上げられました先生でございました。1年経過した後、異動の関係で新任の校長先生をお迎えになっておりますけれども、新任の校長先生が着任される時点で、前の校長先生にも、この審議会はこの戦略プランの間、存置するものでございますので、どのような審議・経過があってこういう運びになっておりますということの引き継ぎをお願いしたいということを事務方からもお願いして、校長先生同士でやっております。また、年度が明けまして新しい校長

先生が着任されてから、私どももまた改めてお伺いしまして、このような経過でこういう議論が行われておりますということで議事録等もお持ちをしまして説明に伺いましたところ、前任の校長から聞いておりますと、議事録につきましてもまた精査をさせていただいて、わかりにくいところはお尋ねさせていただきますということで、2度ほど私ども事務方と打ち合わせをさせていただいた上で、年度初めにはこの審議会のP D C Aサイクルのための会議に臨んでいただいたところでございます。

○4番城森史明議員 本当に一番、この地方創生は、この枕崎市にとって本当に一番大事な私は今の問題点だと思いますので、その辺も加味してですね、この審議会を、総合戦略審議会というのが一番重いわけですから、そういう意味では、その辺のことも改善をお願いしたいと思います。

そして、P D C Aサイクルでやるということですが、この規約を見ますとですね、審議会の会議は、必要に応じ会長が招集するとなっておりますよね。しかしながら、やっぱりP D C Aサイクルでするんだっただけですよ、ふつうは年度末にチェックをやってですよ、年度末か総会前にチェックをして、それから次のAですか、改善、A C T I O Nを4月にして、それから年度が始まるということになると思うんですが、そういうチェックの期限というかですね、期日はいつにやるとか、その辺も定めたほうがいいんじゃないですか。

○平塚孝三企画調整課参事 その審議会の開催につきましては、総合戦略事業を終了してから決算が出まして、6月か7月ごろにC H E C K、検証をお願いしたいと考えております。そして、その事業の評価の中で実施すべきもの、継続してすべきもの、また変更すべきもの、また追加しなければならないものという意見がありましたら、その総合戦略そのものを改訂していかねばなりませんので、そのときにはまた開催するということになります。

○4番城森史明議員 このP D C A体制というのは、今までの事業の中ではですね、なかったやり方だと思いますよね、P D C Aというのは、それを明確にうたって地方創生を推進しようということで行っているわけですので、参事が言われたように、そういうチェックとか改善というのはそういう意味合いがあると思うんですよね。それをスピーディーに行っていくという意味合いがあると思うので、非常に大事なことじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、長島町、南大隅町、南さつま市、垂水市等、地方創生に対する取り組みは積極的ですばらしい。その中でも、長島町の取り組みは特筆すべきものがあり、それは総務省に人材派遣を要請し、その副町長の働きによる効果が大きいことは明白であります。長島町以外の上記自治体も、国の制度を積極的に活用したり、大学等と連携をしています。残念ながら、本市はどのような動きがほとんど見られておりません。

国の派遣制度、事業の活用、大学等との連携を行い、客観的な意見や幅広い視野に基づく意見、専門的な意見をお願いし、それと地元現場の意見を融合することによって、新しいすばらしいまちづくりができるのじゃないかと思っておりますが、この辺の外部の意見を求めるという動きがほとんど見られませんが、これについてはどう考えているのでしょうか。

○平塚孝三企画調整課参事 地方創生事業は、それぞれの地域において、それぞれの地域の特性・課題に応じ実施されているところです。

本市におきましては、中高生アンケート、業界ヒアリング等の実施、市政を語る会、産官学金労の市民及び外部有識者で構成する枕崎市総合開発協議会、まちづくり委員会等の開催など、さまざまなかたちで市民の皆様から意見を賜りながら、その意見を反映し、総合戦略を策定いたしました。

本市の総合戦略に掲げた事業につきましては、関係機関・団体等の意見もいただきながら実施、実施に向けた検討を行い、今後の財政状況、市内情勢、国・県の動向を踏まえながら展開していきたいと考えております。

○4番城森史明議員 やはり、その連携というのが地方創生においては非常に大事かと思いますが、これにうたわれているのは、地元高校生と地元企業との交流、地元高等学校との連携というのは確かにうたわれております。確かにアンケートも、市内でアンケートをとって進めているのはわかっておりますが、やはりそれだけでは本当に大丈夫なのかと。やはり外部の、さっき言った幅広い意見や専門的な意見を枕崎市の現場の意見と融合させてですね、進めるべきじゃないかと思えますよ、やっぱり。それについては、副市長はどう考えられますか。

○久木田敏副市長 今、議員がおっしゃるとおりだというふうには考えます。

ただですね、地方創生そのものの事業というものが、本来どういうものであるかということにつきましては、石破前地方創生大臣がおっしゃっていたのが、衰退する地方を活性化する振興策と、まずこれが頭の中に全体として出てくるのは、これは間違いであると。何かというと、地方に雇用を生み、東京一極集中、これを是正するんだと。いわゆる地方のほうに移住・定住する、それを促進するんだというようなことを申されているようでございます。

あながち、人の庭は青く見えるというようなこともありますけれども、我々としましては、先ほどから答えておりますように、一挙に移住・定住というのができるというふうには考えておりませんので、これもじっくり腰を据えながら、ただいま議員がおっしゃったように、いろんな意見を取り入れながら、それを進めていくべきだという基本的な考え方は持っています。

そこで、これまでお話申し上げたとおり、地域おこし協力隊、これも来年度1人雇用いたします。

このように、外から入ってくる意見というのは大事でございますので、そこら辺を十分活用しながら、何はともあれ、やはり行政が与えるというものだけではだめだと。まず、あくまでも主役というのは地域住民であるというようなことを基本に置きながら、我々も情報を住民に流しながら一緒になって取り組んでいくということが地方創生だと、地域の活性化につながるというふうに考えております。

○4番城森史明議員 まさに今、副市長を言われたとおりだと私も思いますよ。やはり、地元がそういう気持ちにならなければですね、そして自分たちでみずから創出していくことが、まずそこが基本であって、しかしそれだけで、自分たち……、それはありますけども、いろんな意見をですね、取り入れたときに、やはりそういう気持ちを地元はつくりながらですね、外部の意見も取り入れることが必要じゃないのかということ。そして、外部と話をすることによって、また違った広い視野もできるわけですから。そういう意味では、そのためには絶対、外部との交流というのは必要だし、無駄じゃないと思います。そして、お金もあまりかからないことなわけですよ。そういう意味でとらえてもらいたいんですけど、その辺はどうなんですか。

○久木田敏副市長 総務省のコンシェルジュの話に限定して申し上げますと、県内でも四、五カ所、そういう方を国のほうから派遣してもらってやっているということではありますが、長島町のコンシェルジュにつきましては、これは特別だというふうに私は思っています。毎日のように新聞、テレビ報道で取り上げられてすばらしい活躍をされているのは、これはもう確かです。ですが、この方は突出しているというふうに考えておまして、ほかのところはどうかと申しますと、やはり全国的に見ますとミスマッチ、これがあるというふうにも聞いております。こちらが希望した人をこういう分野に置いていただきたいという希望はあったとしても、それがミスマッチで、なかなか希望に合わないというような点がこのコンシェルジュには見られるようでございます。

ですので、我々としましては、先ほど申し上げましたように腰をしっかりと据える中で外部からの意見を取り入れる、それはもう大事なことでございますので、地域おこし協力隊、こういう方々等を活用しながらですね、もっともっと幅広く意見を取り入れながら対策をとっていくことは必要かというふうには考えています。

○4番城森史明議員 今、副市長は、長島町は特別だと、そのほかの面は非常に否定的な話をさ

れましたが、それでは私はもうだめだと思いますね。なぜかという、だめでもともとなんですから、得られてプラスになるほうが、そうしなければ現実的に前に進まないわけですよ、はっきり言って。

後でもちょっとあれしますが、そういうことで、そういう外部のどういう例があるかという、さっき長島町は、慶応大学、長岡技術科学大学、鹿児島高専、辻調理師専門学校と連携して地域の課題に取り組んでいると。南大隅町は、東京農業大学、鹿児島国際大学、錦江町はソフトバンクの子会社、肝付町は鹿児島大学の大学院、姶良市は鹿児島国際大学、垂水市も鹿児島国際大学ですよ。そういうことで、特に錦江町、一番鹿児島県で過疎化が進んでいると言われている錦江町、肝付町、南大隅町が非常に積極的に取り組んでいるわけですね。

そういう意味で、これらは単に地方創生を達成するというだけじゃなくてですね、やはり若い人に来てもらうことによって、例えば枕崎に来てもらって、枕崎のファンづくりというのもあるわけですよ。将来、その中で1人が農業に従事してもらうかもわかりませんよ。常にやっぱり若い人に来てもらえれば、煩惱があるというか、煩惱があつてですね、やはり枕崎の味方をしてファンづくりになってくれるということなんで、そういう効果もあると思うんですよ。

そういう意味で、やっぱり特に大学が地域のために何ができるかということで、そういう方向に変わってきてますよね。そういう意味で、この辺のところも積極的にお願いしたいんですが、その辺についてどう考えますか。

○神園信二企画調整課長 よく地域づくりのこの地方創生の議論が出てから、ずっと私お話しをするんですけども、いろんなところをお願い事をして、大学にしろ民間のコンサルタントにしろ、いろんな地域づくりにお手伝いをしますという企業等もふえております。そこらとタッグを組んでやっていこうという動きは、言われるとおりのいろんなところに出てきておりますけれども、そこに至るまでに、まずはその地域のテーマというものをしっかり据えておかないと空振りに終わるといいますか、うまく歯車がかみ合わないというんですかね、その連携先とのですね。そういう現象があるのかなというふうに思っております。そのテーマをしっかりと拾い上げた上で、一番よいパートナーを探すという努力が必要であるというところだと思います。

今、議員のほうから、ファンがふえれば農業後継者として残ってくれる人がいるかもしれないじゃないかと、いろんな可能性はあるわけですけども、5カ年という短い期間の中で地方創生をスタートして終了するんだという考え方であれば、それは急がないといけないというところもあるかもしれませんが、地方創生自体は、当初、特別委員会等でも申しあげましたとおり、5カ年に限らずずっと続いていく事業でありますので、この5カ年の中で腰を据えてじっと地域を見つめるということもしながら、その地域の課題を拾い上げて、一番いいパートナーがどういふところなのか、連携をしていくというふうなことの判断をするときにはそのような判断も必要ではないかなというふうには考えております。

全くいろんなところとの連携を考慮しないというところではございませんで、そういうところを考慮するときには、しっかりとしたテーマを設定してパートナーの選択というのも必要であろうと、そのための期間というのも必要であろうというふうな考え方をしているところでございます。

○4番城森史明議員 その辺の地元のあれを固めるというのが、それは私もしっかりと固めていくっていうのは賛成です。同感です。

それと、そういう意味で、枕崎は水産業が一番メインのまちですから、そして水産高校もチョウザメ養殖をやってますよね。そして、南さつま市のNPO法人でですね、この前はアワビの養殖を始めたと、そういう話がありました。そういう意味で、養殖っていうのは、やはり枕崎にとって非常に今後進めていく価値があるんじゃないかと思っておりますので、そういう意味では水産高校並びに鹿大の水産学部ですかね、やっぱり連携して、近畿大もマグロとかありますので、その辺

と連携して進めていただけたらと思います。

次にですね、やはりその4つの、地方創生にはありますが、今、本市の市民の声の中で最も聞く声はですね、若者が少ないと。若者が学校を卒業し、都会に出て、その後枕崎へ帰ってきたくても仕事がない。若者が働ける仕事をつくってほしいということが一番大きな声だと思います。

4つの地方創生総合戦略の中で、枕崎で安定した雇用を創出するというのは最も重要視すべきことじゃないかと思います。しかし、このことはだれもが思っていることで、それを実施するということは非常に困難なところがあります。

そういう意味で、さっき言っただいぶんかたちでですね、安定した雇用を創出する、7項目25事業を掲げてあります。これを達成すればですね、目標を達成できると思います。その辺のところはどのようにやっていくのか質問したいと思います。

○神園信二企画調整課長 この地方創生の総合戦略をつくり出すときに、内閣府の担当参事官が鹿児島までお見えになりまして、市町村の担当者、それから首長を集めてお話をされました。その中でも、一番まず言われたのは、地方に雇用を創出してください。これができれば、まず地方創生というのは半分以上でき上がったことになるんですと。地方で雇用を確保するということについての要請、考え方というのは、これは国も地方も一緒なんだというふうに考えたところでございます。

安定した雇用を創出するために、それでは枕崎で何ができるのかという考え方をしまして、戦略プランも練っていただいたわけですが、一番やはりその審議会の委員の中でも出てきましたのは、企業誘致というのは一気に雇用という数はふえるけれども、それではだめだと、企業誘致のみに頼ってはだめなんだと。やはり、地元の地場産業にしっかりした力をつけていただいて、地元の雇用を維持・確保をしていくための地場産業の人たちの基礎体力をつけていただくのが一番なんだというところの議論に終結、集約されたかというふうには記憶をしております。

そういう意味で、地元の事業者の皆さんの仕事がどんどんどんどん高度化していくように、例えば産地産業のグローバル化展開支援事業とか、それから漁港の輸出入機能の強化、それから食のブランドづくりというところで農林業の成長産業化もそうですし、地元の皆さんに力をつけていただけるような事業を展開していくべきであるというふうな御意見に基づいて、このプランを組み立てていったということが主体でございます。

○4番城森史明議員 その辺は非常に大事なことだと思いますので、またちょっときょうは時間がなかったんですが、地方創生の目標が2025年、あと8年後ですかね、2万人目標であります。社人研の目標は1万8,943人、1,000人プラスということなので、その辺をぜひ一緒に実現してほしいと思います。

それと、きょうの私の一番訴えたかった点がですね、やはり連携ということだったんで、さっき出ました長島町副町長の井上貴至さんがどう述べられたかと、一こまを披露したいと思います。

これまで各自治体は人口減対策をしてきたが、特効薬はなかった。問題点はどこにあったのかという質問に対して、地域のことを地域のおじさんたちだけで話をしてきた。商店街の活性化を振興組合の理事だけで話をしていて成功したところは絶対はない。いかにほかの人を巻き込んでいくかである。広い視野と選択肢を持たないと成功はしない。以上です。

以上で終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成29年3月22日)

平成29年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成29年3月22日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件 名 | 付託 委員会 |
|----------|----------|---|-----------|
| 1 | 12 | 枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総文 |
| 2 | 13 | 枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 3 | 14 | 枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 4 | 15 | 枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 5 | 16 | 枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 6 | 17 | 枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 7 | 19 | 枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 〃 |
| 8 | 18 | 枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | 産厚 |
| 9 | 20 | 枕崎市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について | 〃 |
| 10 | 21 | 公の施設の指定管理者の指定について | 〃 |
| 11 | 22 | 公の施設の指定管理者の指定について | 〃 |
| 12 | 23 | 市道の廃止について | 〃 |
| 13 | 25 | 専決処分の承認を求めることについて | 予特 |
| 14 | 1 | 平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号） | 〃 |
| 15 | 2 | 平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号） | 〃 |

| | | | |
|----|---|-------------------------------|-----|
| 16 | 3 | 平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 予 特 |
| 17 | 4 | 平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号） | 〃 |
| 18 | | 選挙管理委員及び同補充員の選挙について | |

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、本市の厳しい財政状況を考慮し、職務の級が6級以上である職員の特例減額措置について、期間を1年延長し、平成29年度の給料月額減額割合を引き続き2%とするものです。

委員から、対象者人数と影響額は幾らかということに対し、平成29年1月1日現在、一般、下水道、病院、水道の4会計において31人となっており、影響額については約284万円と見込んでいたとのことでした。

また、一般職の給料月額減額措置に係る県内他市の状況はどうなっているのかということに対し、本市を含めて3市が行う見込みで、他の2市の阿久根市と出水市は、職務の級に応じて全職員に対しての減額措置を予定しているとのことでした。

また、提案理由の中に、厳しい財政状況とあるが、具体的にどういうことなのかということに対し、平成29年度の予算編成において、財政課の査定を行ってもなお多額の一般財源が不足している状況にあり、財政調整基金等の繰り入れを行って予算を編成している。その辺の状況を踏まえると、厳しい財政状況等と考えざるを得ないとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等にかんがみ、国家公務員に準じて育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護休暇の分割取得を可能とすること及び介護時間制度の新設等の措置を講ずるため、関係条例の整備をしようとするものです。

委員から、介護時間が新設されるとあるが、具体的にどうなるのかということに対し、職員が要介護者の介護をするため、介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する3年の期間において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを介護時間として取得できるようになり、介護時間については無給とする内容であるとのことでした。

また、育児休業あるいは介護休暇の取得状況はどのようになっているのかということに対し、平成28年度においては、育児休業を取得している職員が3人、介護休暇をとっている職員はいないとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、企業職員の扶養手当の支給対象を改めるため、所要の改正をしようとするものです。

今回の改正については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則の改正により、医療

職給料表(1)の適用を受ける4級以上の職員は、平成32年度以降、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とする行政職給料表の9級以上に相当する職員とされたことから、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の改正に伴って影響が出てくる職員は現在いるのかということに対し、市立病院の副院長に今後影響が出てくるとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、第6次総合振興計画の内容に即したものとするため、所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

改正後は、第6次総合振興計画の6本の柱に沿って、産業振興、老人福祉、健康増進などすべての主要政策分野への基金の充当が可能になるとのことです。また、今後、寄附金がふえた場合、返礼品の購入及び送料の経費は、一般財源での対応が困難になると予想され、基金に積み立てられる額の規定を一般会計歳出予算に定める額と改めることで、返礼品の購入及び送料に関しては、寄附金を直接充当できるようにするとのことでした。

委員から、先日の議会で返礼率を30%から50%に引き上げるとの報告を受けているが、全国的には返礼率はどうなっているのかということに対し、全国的な返礼率の平均値の発表はないが、現在、50%が主流なのではないかと感じているとのことでした。

また、返礼率を高めれば納税額は多くなるものなのかということに対し、県内では、今年度、一番寄附を集めた志布志市の返礼率は50%で、それ以上の返礼率60%の曾於市は、志布志市より少ない状況であるとのことでした。

また、現在、返礼品の取り扱いをしている運送業者はクロネコヤマトのみであるが、今後、クール便以外の返礼品を他の運送業者を利用して送る予定はないのかということに対し、本市の返礼品はクール便で扱う特産品が多いのではないかと判断もありクロネコヤマトと契約したが、今後はほかの運送業者を利用できるよう、契約等の見直しを進めていきたいとのことでした。

また、本市から他の市町村へ寄附した件数及び寄附額は幾らかということに対し、現在、確定申告の期間中であり、6月の課税時期にはっきりすることになるが、2月14日現在、件数52件、人数24名、寄附額98万4,000円となっているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号を枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正により、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長並びに消費税率引き上げの実施時期の変更に伴う法人住民税の法人税割の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、消費税率引き上げの時期が延長になったことに伴い、法人住民税の法人税割の税率の引き下げで具体的にどうなるのかということに対し、改正前の税率12.1%から8.4%に引き下げの施行に関しては平成29年4月1日以降の事業年度分であったのが、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分から適用となることから、平成32年度の後半から税率の引き下げの影響が出てくることになるとのことでした。

また、軽自動車におけるグリーン化特例の軽課部分はどうなっているのかということに対し、車種ごとには把握していないが、平成32年度燃費基準達成や平成27年度燃費基準達成のように燃費基準ごとに定められているとのことでした。なお、平成29年度の税制改正では、軽課を受ける燃費達成基準がより厳しくなっている部分があるとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、戸籍事項の証明について、法律の規定に基づき条例で定めるところにより無料とする場合の法律名を条例の別表で記載してあるが、法律改正の都度、条例も改正しなければならない状態であるため、別表の記載を削除し、包括的に定めようとするものです。

委員から、住民にとっては、戸籍事項の証明について無料となる法律が明示されるほうがわかりやすいのではということに対し、法律が改正されるたびに別表について改正をしないとけないことから、法律に規定しているものについて無料で証明することにしたいということでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じ、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

今回の改正による立候補者1人当たりの影響額は、選挙運動期間が7日間あることから、自動車借り入れで3,500円、燃料代で1,470円、ポスター作成で3,600円、合計で8,570円の増になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告がありました議案第12号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第19号枕崎市議会議員又は枕崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

この市職員の給与に関する条例の制定については、これは長年にわたり人事院勧告に従って職員給与の減額がされ、これは1年ごとに条例の改正が繰り返されてきたところです。このことは、職員の暮らしから働く意欲にまで大きな影響を与えてきたことと思います。さらには、個人消費も控え目となり、地域経済への影響も大なるものでしょう。平成30年度は改善が見られるといいますが、どうなることかわかりません。このままでは、本市の地域経済をますます冷え込ませることになります。

職員の暮らしを守り、働きがいのある職場をつくるためにも、そして地域経済の活性化を図るためにも、この条例改正に反対します。

また、議案第19号は、公職選挙法施行令の一部改正に従い、これに準じて選挙運動用の自動車、またポスターの作成に係る経費を増額するというものですが、最低限度必要な経費が公費で賄えるということは、若い方たちがこれから立候補を決意する上でも重要なことです。

しかし、今の時点で増額はあり得ません。

安倍政権は、今年度も暮らしに冷たい予算を組んでいます。高齢者の医療費や介護利用料の自己負担限度額の引き上げなど、高齢者向け予算がねらい撃ちにされています。さらに、子供の貧困は、イコール家庭の貧困です。

このようなときに、選挙運動用の公費増額はなじまないし、すべきではないと考え、反対いた

します。以上です。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第2号から第6号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号から第17号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第12号までの5件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

沖園強議員。

[沖園強産業厚生委員長 登壇]

○沖園強産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第8号から日程第12号までの5件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第8号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、平成29年度における保険料率の特例を定めようとするものです。

介護保険料は、平成27年度の制度改正において、所得水準に応じた、きめ細かな保険料設定を行うため、介護保険料の所得段階区分が従来の6段階から9段階へ変更されるとともに、変更後の新しい第1段階の被保険者の保険料について、保険料基準額の0.5を0.45に軽減する措置がとられているところであります。

しかしながら、消費税の10%引き上げの時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴い、平成29年度から予定されていた消費税増税分を財源とする、さらなる軽減措置が見送られるとともに、現行の軽減措置が継続されることとなったことから、今回の改正に至ったとのことであり、

なお、消費税10%引き上げ時における介護保険料は、第1段階は基準額の0.45が0.3に、第2段階は基準額の0.75が0.5に、第3段階は基準額の0.75が0.7にそれぞれ軽減されることが見込まれており、第7期介護保険事業計画において、その見込みが示されることになるとのことであり、

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴って、農業委員の選出方法が選挙による公選制と市町村長の選任制の併用から市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に変更され、農地利用最適化

推進委員が新設されたため、枕崎市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定し、附則において、枕崎市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。

この条例の制定により、現行の公選10名、選任による委員4名、計14名の農業委員から、市長の任命による農業委員10名と農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員4名の計14名の定数になるとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員の設置については、遊休農地が1%以下、担い手の農地集積率70%以上の市町村は、推進委員を委嘱しなくてもよいという規定があり、本市は遊休農地率6.5%、担い手の農地集積率が26.91%であるために、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱するとのことであり、推進委員には農業委員会における議決権はないとのことであります。

なお、附則において改正する枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、今回の改正により交付される農地利用最適化交付金の趣旨が改正前の各市町村の農業委員報酬総額を減額することなく上乗せ分を支給することとなっていることから、現行の農業委員の月額を据え置き、最適化推進委員の月額を4万円、市長が定める上乗せ分を年額24万円以内としたとのことであります。なお、交付金は、国の100%負担となっているとのことです。

農地利用最適化推進委員は、推薦と応募により農業に精通している方を選出するということであり、人・農地プランなどの集落における話し合いの場づくりや農地中間管理機構を通して、担い手への農地利用の集積・集約、担当地区の農地の利用状況調査に基づく耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入者への支援などを担っていくことになるとのことであります。

農業委員の定数は、農業者数が1,100名以下または農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会は上限が14名、農業者数が6,000名を超え、かつ農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会は上限が24名であるとのことで、本市は平成27年農林業センサスによると、農業者数856名、農地面積1,403ヘクタールであり、定数は上限が14名になるとのことであります。

以上であります。本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号及び日程第11号の公の施設の指定管理者の指定についての2件について申し上げます。

この2件については、それぞれ関連があり、一括して審査をいたしました。

まず、日程第10号は、枕崎福祉作業所の指定管理者を現在の指定管理者である特定非営利活動法人枕崎手をつなぐ育成会に平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、次の日程第11号は、片平山児童センターの指定管理者を現在の指定管理者である社会福祉法人富士福祉会に平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、それぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

今回の指定に当たっては、施設の目的や法人の運営状況等を踏まえ指定期間を定めて、枕崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づき公募によらずに候補者を選定したとのことであります。

なお、福祉作業所の利用は、平成27年度実績では8人が通所により利用しており、3名の指導員が運営に当たっているとのことです。

また、片平山児童センターの平成27年度の利用者数は4,482人で、開館時間は午前8時30分から午後6時30分まで、常時2名での勤務体制となっているとのことです。

以上であります。この2件については反対があり、それぞれ採決の結果、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号市道の廃止について申し上げます。

今回の市道廃止は、昨年度に引き続き、過去に農政事業の県営特殊農地保全整備事業（山口地

区)で耕地整理された地区内の市道認定をしている路線の中で、再び農政事業の県営農地整備事業で舗装等の道路整備計画の1路線、延長836メートルについて市道の廃止をしようとするものです。

県営農地整備事業(通作・畑網)で舗装等の道路整備を実施する場合は、市道を廃止するようにとの県の指導に基づき廃止しているということです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、議案第20号、農業委員会の関係で2点ほどですね、質疑をいたしたいと思います。

先ほどの委員長報告で、法改正に伴う定数部分については詳細な説明がございましたので理解できたんですが、報酬条例との関係ですね、まだ判然としない部分がありますので、第1点は、新しく設けられる農地利用最適化推進委員の報酬、これが、月額が4万円と年額24万円以内で市長が別に定める額ということになりますが、この新しい農地利用最適化推進委員の報酬の県内の状況はどのようになっているのかですね、この点について委員会ではどのような審査がなされたのかお尋ねをします。

もう1点は、報酬条例の関係で、本市の条例では、いわゆる日額、それと月額は既にいろいろな報酬・費用等で定められているわけですけど、今回、新しく年額という報酬の採用になってくるわけですね。どのような理由でこの年額というものが採用されてきたのかですね。

それと、この1年に24万円以内という、この24万円以内という根拠、これはどういうふうに審査されたのか。そして、市民にとってですね、一番関心のあるのは、24万円以内ということではありますが、実際は幾らほどになるのかですね、市民に明らかにしないといけないと思いますので、この点について委員会ではどのような審査をいたしたのかお尋ねをいたします。

○沖園強産業厚生委員長 ただいまのお尋ねの2点についてなんですが、県下の状況、27年度に法改正がなされまして、28年度から見直しがされているわけですが、県下の状況というものは詳しくは提示されなかったところがございます。

それと、上乘せ分、推進委員の24万円の根拠なんですけど、全額を国が100%負担ということは先ほど報告申し上げました。

24万円の根拠としては、月額2万円の、推進委員に限ってなんですけど(このページに訂正発言あり)、この部分、2万円の月額の平均となります。その2万円のうち6,000円を活動実績として、新体制に移行した農業委員は、ほぼ満額が交付されるということで、6,000円は1人頭月額支給すると。そして、あと1万4,000円につきましては、実績割で上乘せをしていくと。活動報告に基づいて、その実績割でそれぞれ評価をして、推進委員に支給するという制度になっているという説明がございました。以上でございます。

○13番立石幸徳議員 そうしますと、ただいまの説明からいくと、今回出された議案第20号の新旧対照表では、新しい農地利用最適化推進委員に限らずですよ、限らず、農業委員会の会長あるいは会長代理、農業委員もすべて年額24万円以内というかたちで規定されているわけですよ。ですから、推進委員に限って6,000円とか云々ということにはならないんじゃないんですか。

それと、今の説明からいくと、24万円満額支給するというかたちになっていくんですか。説明をいただきたいと思います。

○沖園強産業厚生委員長 先ほどの説明で、推進委員に限ってと申し上げました。訂正いたしたいと思います。

農業委員、推進委員とも年額24万円が限度として支給要件にはなっておりますが、先ほど申しましたように、6,000円はそれぞれ月額支給されると。そして、あとの1万4,000円分は実績

割ということになっているかと思えます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私も、議案第20号の農業委員会の、条例の制定について、ちょっと委員長報告にはっきりしなかったところがありましたのでお尋ねをいたします。

今までと、選任は、選挙から市長の任命制へと移行ということですが、この農業委員会の業務の内容について、どのような変更がなされているのかをお尋ねいたします。

○沖園強産業厚生委員長 農業委員の職務という観点から申しますと、まず、担い手への農地利用の集積また集約化、耕作放棄地の発生防止または解消の推進、新規参入者の促進に関するものというふうになっておりまして、農業委員と推進委員が共通した職務で互いに協力して活動しなければならないというようなことです。

ただ一つの違いは、推進委員は、先ほどの委員長報告でも申し上げましたが、議決権はないと。農業委員会において、いろんな意見等は申し述べることはできますが、議決権はないという違いがあるということです。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました公の施設の指定管理者の指定について、議案第21号の枕崎福祉作業所、そして議案第22号は片平山児童センターについて、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

枕崎福祉作業所は5年間、そして片平山児童センターは3年間、今後、指定管理者制度を引き継ぐというものですが、この指定管理者制度が地方交付税制度へ影響を及ぼすことになると言われていています。

地方交付税制度をゆがめているトップランナー方式というそうですが、本来、交付税制度は交付税を算定する際、標準的な経費水準をもとに算定すべきですが、トップランナー方式では、少ない経費で同程度の事業を行っている自治体イコールトップランナーの経費水準で算定するもので、行革の推進と、それにより地方交付税総額の削減をねらうものだと言われていています。

これでは、自治体が努力をしても、人口をふやすなど数字の成果が出なければ、交付税が削減され、小さな自治体は切り捨てられることになります。

本来、地方交付税は、税収入の少ない地方自治体に必要な財源を国が配分し、地域間の不均衡を調整する役割を持っていました。

地方交付税は、地方の大事な財源であります。トップランナー方式で本市の重要な施策の財源を失ってはならないということから、指定管理者制度そのものに反対をして討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第8号及び第9号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び第20号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号及び第11号は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、可決されました。

次に、日程第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第12号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、可決されました。

次に、日程第13号から第17号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第13号から日程第17号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に永野慶一郎、副委員長に吉嶺周作委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしてありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第13号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本件は、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成28年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めらるるものであります。

補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴う、ふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業であります。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、減債基金費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などであります。

委員から、被災農業者向け経営体育成支援事業の予算計上に係る積算等についてただしたところ、12月議会における当該事業の予算は、国への申請などの関係で短期間で予算を確保しなければならなかったため、事業の説明会後に28戸の農家から出された要望額に基づき積算したものであるとのこと。その後、被災農家から市に提出された申請書を採択基準等に基づき審査した結果、基準に満たなかった農家や申請を辞退した農家があり、最終的に採択されたものは、花きハウスなど計18件になったということです。

また、今回の事業は、施設を有して営農を行っている者が対象となっており、採択基準に満たなかったものは、対象物が賃貸物件であり自己所有でなかったもの、補修等に新規の材料を用いていなかったもの、申請のあった物件の被害状況が今回の台風によるものと確認できなかったものなどであるとの説明がありました。

委員からは、台風等で被災した農家の救済を行政が直接的に対応することにより、要望後に採択基準を満たさなかったといったことは防げると思う。今後も台風等で起こり得ると思うので、行政が責任を持って対応してほしいとの意見がありました。

次に、教育費の奨学資金の貸付金が減額になっていることへの質疑に対し、減額の理由は、奨学金の実際の決定者数が当初の見込みより15名減になったものであるとの説明がありました。

委員からは、現在の1人当たりの奨学金を見ると、大学に行けるような額ではない、ぜひ予算を獲得して、子供たちに有利な方向になるように努力してほしいとの意見がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,610万円を減額し、予算総額を45億1,716万4,000円にしようとするもので、補正の主な内容は、平成28年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であります。

委員から、共同事業交付金の制度改正後の見通しについて質疑があり、平成30年度の制度改革では、医療費の管理が県単位化となることから、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業制度は、基本的に廃止になるとのことですが、共同事業に対する国・県からの負担金は残ると考えているということです。

今年度の国保財政が厳しい状況になっている理由については、平成26年度の前期高齢者の医療費実績が少なかったため、概算に対する精算で多額の返納金が生じたことなどから、前期高齢者交付金の額が少なかったことが一番大きな要因であるということです。

また、補正後の財源不足の見通しについては、全体で約3億5,000万円と見込んでおり、そのうち単年度分の2億6,000万円を法定外繰り入れと広域化等支援基金貸付金の借り入れで措置をするということです。残りの8,665万円については歳入欠陥補填収入としているということですが、歳入では交付の内示がなく計上できないものや、歳出では医療費等の執行残があると考えており、決算時にはゼロに近い金額になるものと考えているとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算総額を7億7,999万6,000円にしようとするもので、補正予算の主なものは、処理施設管理費の電気料の減及び汚泥処理業務委託料の増、下水道整備費の報償費の増で、処理施設管理費が50万円の減、下水道整備費が30万円の増であります。

汚泥処理業務委託料が増額となった理由は、当初、汚泥処理量を前年度実績の2%から3%の増と見込んでいたが、加工場等の工業汚水等による水質汚濁、水質のBOD等が大きかったことに伴い、見込んでいた処理量よりも多く汚泥が発生したことによるものであるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入において、入院収益等の減に伴い、医業収益を6,062万8,000円の減、負担金の増に伴い、医業外収益を8,055万3,000円追加するほか、補助金の増に伴い、附帯事業収益を17万4,000円追加しようとするものです。

また、収益的支出において、経費及び減価償却費の減に伴い、医業費用を2,931万5,000円の減、支払利息及び手数料の減に伴い、医業外費用を182万9,000円減額しようとするものです。

委員から、患者数が減少しているこの状況から脱皮するために何か方策を考えているのかとの質疑に対し、患者数の減の対応について、病院としては、平成27年度から実施している市立病院健康フェスティバルや各公民館等での健康講座、ホームページ等により市立病院の情報発信を

していきたいとの説明がありました。

また、2025年に病床数を全国的に削減するというようになっており、全国では本県が一番病床数を削減していくようだが、そうなった場合の市立病院の経営状況や病床数はどのようになるのかとの質疑に対し、県が示した地域医療構想において、病床数の削減は強制するものではないと言われており、今のところは現状維持の方向で考えているとのことです。また、医療提供体制は、PDC Aサイクルを実施していく中で見直していきたいと考えているとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13号から第17号までの5件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は承認、議案第1号から第4号までの4件は、原案可決と決定いたしました。

次に、日程第18号選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定を適用し、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

まず、選挙管理委員に酒瀬川晃二さん、田野尻厚子さん、西之原修さん、園田敏雄さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員に沖園清任さん、茅野幸治さん、園田弘美さん、福元美智子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と決定し、補充員の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時24分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成29年3月28日)

平成29年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成29年3月28日 午前9時30分開議

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件 名 | 付託 委員会 |
|----------|----------|----------------------------|-----------|
| 1 | 5 | 平成29年度枕崎市一般会計予算 | 予 特 |
| 2 | 6 | 平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計予算 | 〃 |
| 3 | 7 | 平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算 | 〃 |
| 4 | 8 | 平成29年度枕崎市介護保険特別会計予算 | 〃 |
| 5 | 9 | 平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算 | 〃 |
| 6 | 10 | 平成29年度枕崎市立病院事業会計予算 | 〃 |
| 7 | 11 | 平成29年度枕崎市水道事業会計予算 | 〃 |
| 8 | 26 | 副市長の選任について | |
| 9 | | 国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の設置について | |

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。（「動議を（聴取不能）求めたいんですけど、動議の」と言う者あり）動議ですか。

○新屋敷幸隆議長 ただいま清水議員から動議が出されましたが、所定の賛成者がありませんので、動議は成立いたしませんでした。

○13番立石幸徳議員 何の動議ですか。動議っていっても、中身がわからんのに所定の賛同も何もないですよ。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、何の動議ですか。

○7番清水和弘議員 議案27号……これいいですかね、議案第27号枕崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、この議案は予定されていましたが、議案を取り下げた説明を求める動議を求めます。

○新屋敷幸隆議長 ただいま清水議員から動議が出されましたが、所定の賛成者がありませんので、動議は成立いたしませんでした。

○13番立石幸徳議員 動議も何も、議案27号というのはあるんですか、ないんですか。

所定の賛同も何もないですよ。その辺をきっちり明確にしてくださいよ。

○新屋敷幸隆議長 休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時36分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

○7番清水和弘議員 再度、求めます。

議案第27号枕崎市議会議員の議員報酬の特例……。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、議案はないわけだから、撤回されて。

○7番清水和弘議員 だから、予定されていたですよ。議案27号は予定されていたわけじゃないですか。この予定されていた議案の取り下げをしたその理由の説明を求める動議を出すということです。

○新屋敷幸隆議長 ただいま清水議員から動議が出されましたが、所定の賛成者がありませんので、動議は成立いたしませんでした。

○13番立石幸徳議員 所定の賛成者って、諮らんでおって議長はわかるんですか、賛成者がいるもないも。

○新屋敷幸隆議長 いや、諮らないんじゃないんですか。（「諮るでしょ」と言う者あり）

（「なぜ諮らないのですか」と言う者あり）（「ちょっと休憩してくださいよ」と言う者あり）

暫時休憩します。

午前9時37分 休憩

午前9時42分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

ただいま清水議員から動議が出されましたが、所定の賛成者がありませんので、動議は成立いたしませんでした。

よって、議事を続行いたします。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。また、各会計の詳細にわたる予算の概要につきましても、その中に記載してありますので、委員長報告では、特に質疑・意見等のあったものについて簡潔に報告いたします。

まず、日程第1号平成29年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

平成29年度一般会計予算の規模は104億0,500万円で、普通建設事業費や公債費などの減により、前年度と比較して2億4,200万円の減、率にして2.3%の減となっています。

総務費中、本庁舎のトイレ改修については、完成までは現在のトイレを使用しながら、男子トイレと女子トイレの間に新たに設置する計画であり、新設するトイレについては、和式から洋式へ切りかえるとともに、多目的トイレも設置する予定であるということです。

委員からは、市の施設のトイレに暖房便座を設置してほしいとの要望がありました。

民生費中、幼保連携型認定こども園の保育内容や子供たちが置かれている状況はどのようになっているのかとの質疑があり、幼保連携型認定こども園は、教育・保育を利用する子供について3つの認定区分が設けられており、1号認定の子供は従来の幼稚園と同じ機能の利用を、2号・3号認定の子供は従来の保育所と同じ機能を利用することになるということです。なお、認定される区分によって教育・保育の内容が違ってくるといっていますが、認定区分の選択は、子供を預ける保護者の意向によるものと考えているとのこと。

衛生費中、産科医療体制確保支援事業補助の助産師対策分の内容をただしたところ、市民が安心して子供を産み育てる環境を維持するためには、市内に1カ所しかない産科医療機関を存続することが重要であると考えており、今回、産科医療機関で常勤の助産師確保が困難な状況になったため、その対策として、鹿児島市内の公立病院に対し助産師派遣について要請を行ってきた結果、派遣のめどが立ったとのことですが、派遣元が公立病院であること等から、派遣によって生じる産科医療機関の負担が増加する部分について、市が助成を行う事業であるとのこと。

この件に関し、委員からは、高齢対策のほか、この少子化対策というのも全国的には効果を上げていない状況がある。その一因として産科体制に大きな問題があると思うので、この産科医師、助産師の対策について注目しておきたいとの意見がありました。

生ごみの処理に関し、生ごみ処理機による生ごみの減量化については、枕崎市衛生自治団体連合会の総会等で周知を図るとともに市民への広報も行っているということであり、今後、悪臭対策等も含め、さらに減量化に向けて研究していきたいと考えているとのこと。

労働費中、新規雇用創出就労環境改善事業は、枕崎市版の地方創生総合戦略に盛り込むに当たり、若い労働者がどのような施設環境の労働を望んでいるのか、あるいは枕崎に残りたいという若者をどう定着させるかといったことを市内の事業者等に聞き取りを行った中で、出てきた声を反映し事業化するものであるということです。

この事業のハード事業としては、事業費が50万円以上のもので、男女別に区分した従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室及び休憩室等の福利厚生施設整備事業、就業管理システムまたはタイムレコーダー等の労働時間短縮のための設備導入事業、喫煙室または分煙もしくは排煙施設等の職場環境改善のための設備導入事業を対象とし、補助金は事業費の2分の1以内の額で50万円を限度とするとのこと。

また、ソフト事業としては、制服及び作業着の支給または貸与等の就労環境向上事業を対象とし、補助金は事業費の2分の1以内の額で20万円を限度とする。ただし、従業員1人当たりの限度額は1万円以内とするとのこと。

農林水産業費中、妙見センター整備事業の内容については、屋外トイレの新設工事及び旧トイレの解体費のほか、妙見センター2階研修室のクーラーの更新であるということです。

委員から、農産加工室の利用実態や加工室の備品や設備の改修は考えていないのかとの質疑があり、妙見センター農産加工室の利用実態については、現在は、めんつゆやみそづくりを中心に利用されており、さきの所管事務調査で指摘を受けた備品・設備の改善について、その後、利用者への意向調査を行ったが、現状のままでも支障がないとの声が多かったため、当面は今の利用形態を維持しつつ、いかに有効に長寿命化させていくかという方針で考えているが、将来的には財政状況等も見ながら検討したいとの答弁がありました。

遠洋かつお一本釣漁船低温活餌槽等導入事業補助は、現在、本市漁港を基地とする3隻の遠洋かつお一本釣船のうち、老朽化が激しいため償却する第8旭丸にかわる新船、第11号旭丸に導入する設備に対する補助金であるとのこと。また、内容としては、生きえのカタクチイワシを生かしておくため、海水を入れかえながら水温を15度に保っておく冷蔵システムの低温活餌槽と高規格冷凍設備で、この導入費用は2億0,160万円であるとのこと。

商工費中、委員から企業誘致をする場合の本市の適性をどのようにとらえているのかとの質疑があり、本市の場合、市の面積が小さいことから土地価格は高止まりの感があり、水資源についてもお勧めする別府の臨空工業団地などは地形的に水量の確保が非常に難しいため、企業誘致の立地要件からすれば厳しい面はあるが、全庁的に連携を図りながら企業の要望にこたえられるような方策を検討していくとのこと。

がんばる商店街支援事業補助は、平成24年度から商工業者等を構成員として設立された法人または団体が実施する事業に対して補助を行う目的で創設したものであり、これまでの実績としては平成24年度1件、平成25年度1件、平成26年度3件で、平成27年度、平成28年度の実績はなかったということですが、平成29年度も前年度同額を予算措置したとのこと。

また、この事業の対象は、ソフト事業については、新商品開発事業、地域資源活用事業、伝統文化復活事業、後継者育成事業、IT情報化推進事業、地域通貨商品券等発行事業、イベント事業で事業費30万円以上のものを対象とし、ハード事業については、街路施設整備事業、駐車場等施設整備事業、交流施設等整備事業、イベント広場等整備事業で事業費300万円以上のものを対象としているとの説明がありました。

土木費中、水尻グラウンド交流促進整備事業については、既設トイレの解体費、グラウンド北側の老朽化したフェンスの改修のほか、グラウンドの西側、東側合わせて百四、五十台の駐車場整備を予定しているということ。

この件に関し、委員から、水尻グラウンドは、市内各所の公園の中でも芝生が整い利用者に好評で、グラウンド・ゴルフ以外でも利用を希望する声もあり、今後ますます利用者がふえてくることが予想されるので、今後とも本市の誇れる公園となるよう取り組んでいただきたいとの要望がありました。

消防費中、平田湧排水機場オートゲート設置工事の内容は、台風の接近等の際に、夜中でも職員の手で行っていた危険なゲートの開閉業務を、豪雨、台風、高潮等の災害に備えて、従来の手動による開閉方式から自動式に更新しようとするものであるとのこと。

教育費中、本市の奨学金制度に関し、奨学金の返還は、就職1年後からその全額を10年以内に返還しなければならないとなっており、障害者等を対象とした免除制度はないということ。なお、奨学金の滞納状況については、平成29年2月末現在の滞納者数は23名であるということですが、滞納者に対する臨戸訪問等を行う中で、決算ベースで平成25年度は45名、平成26年度は34名、平成27年度は27名と年々減ってきているとのこと。

スクールソーシャルワーカーの活動状況に関し、長期不登校の児童生徒については、学力の遅れが問題になることから、学校職員が家庭訪問をしたり、学校に出てこれる状況であれば別室で補充指導を行ったりして対応しているということ。また、不登校など、さまざまな事例の問題解決に向けては、専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

の力も借りながら、学校の先生、保護者、地域の民生委員等が連携を密にして、少しでもよい方向に導けるよう取り組んでいきたいとのことです。

歳入中、個人市民税は、内閣府の月例経済報告では、このところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとの報告が続いているが、本市の経済や雇用状況を見ると厳しい状況にあり、平成28年度の課税実績等を見ても税収の好転は期待できない状況等を踏まえ、所得については平成28年度課税実績の98.5%を見込んだことにより所得割の部分が減となり、また、納税義務者の減少による均等割等への影響などを含めて、前年度予算と比較して、約950万円の減を見込んでいるとのことです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第3号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

国民健康保険特別会計の予算総額は44億1,625万6,000円で、保険給付費は、予算総額の63.3%となる27億9,610万4,000円を計上しています。このうち療養給付費は、平成25年度から平成28年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定したということであり、療養費、高額療養費についても、療養給付費と同様に算定したということです。

委員から、後発医薬品の取り組み状況について質疑があり、医療費適正化については、後発医薬品の推進を取り組んできており、平成29年1月末の利用率は数量シェアで78.1%となっているとのことです。国からは、平成29年度までに70%、平成30年度から平成32年までの間に80%を達成するようという指導がなされている中、平成29年度の目標については既に達成している状況であるとのことです。また、効果額については、取り組みが始まった平成23年度と比較すると、一月当たり430万円程度の効果額があり、年間で約5,000万円になるとの説明がありました。

特定健診の受診率向上対策については、今後はさらに地域の方々への取り組み、職域ではパートの方への健診の取り組み、医療機関からの情報提供や個別健診の受診率を向上させる取り組みを強化していかなければ、これ以上の受診率の向上は難しいと考えているということです。

また、40代、50代の受診率が非常に低く、健康づくり全般に対する意識、関心が低いと思われることから、若い世代への対策を強化していきたいと考えており、現在、未受診者対策において、未受診者のうち若い世代の方を中心として勧奨を行っているとのことです。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成29年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

地域支援事業の内容について委員から質疑があり、これまで介護予防給付として給付されていた介護予防訪問介護・通所介護が、平成29年度までに総合事業に移行することとされていることに伴い、これまで全国一律の基準で実施されていた介護予防訪問介護・通所介護の部分が、それぞれの市町村が基準を定めて総合事業として実施されることになっているものであるとのことです。

事業のメニューは、これまで介護予防で実施していた国基準と同様の基準型の訪問介護、基準型の通所介護、若干基準を緩和したミニデイサービス等を準備しており、緩和型としては、現在の9時から4時ぐらいまでの通所介護を、サービスが3時間程度、送迎が1時間程度の大体4時間以内とし、料金も安くした新たなサービスを始める準備をしているとのことです。

委員から、ほかの自治体で取り組んでいる事例など、さまざまな介護予防対策を事業メニューとして組み入れることは考えていないのかとの質疑に対し、今後、要介護、要支援の抑止策となるような先進的な自治体の取り組みを参考にして、本市でも事業化できないかということを考えていきたいと思っているとのことでした。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

委員から、公営企業会計に移行したときの消費税について、どのようなメリットが出てくるのかという質疑に対し、節減効果として、一般会計繰入金を減価償却費に充当し消費税計算の対象外になるメリットがあると認識しているが、現在、特別会計で減価償却費等は算出していないことから、今後、資産評価等の業務委託で現有施設の減価償却費等を算出していく中で、消費税を含む効果が反映されるものと考えているとのことです。

また、歳入の事業収入が前年度当初予算と比較して550万円の増額となっているが、どういったところを見込んでいるのかとの質疑に対し、平成27年度、28年度と比較すると加工場関係の有収水量の増加に伴い使用料が増額となり、平成29年度も同様の増が見込まれることによるものであるとのことでした。

委員からは、終末処理場の臭気対策は、今後の長寿命化計画の中でも十分な対応をしてほしいという要望のほか、下水道事業の整備計画に関し、事業の必要な箇所には投資も必要であるが、投資は人口と比例しているところがあると思うので、人口の推計等を踏まえて事業を進めてほしいといった意見などが出されました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成29年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

委員から、平成27年ぐらいから患者数が減ってきている原因をどのようにとらえているのかとの質疑に対し、患者数の減の要因については、人口の減の影響が出ているのではないかと考えており、厚生労働省が3年に1回実施している受療行動調査において、平成26年度の調査結果では、全国的に病院関係の入院・外来患者数の減少傾向があらわれているとのことです。

また、平成28年度については、市立病院では一般病床を20床確保しているが、その平均在院日数が前年度に比べて短くなっており、重症患者が少なかったという要因もあるのではないかと考えているとのことです。

患者数や収益をふやすためにどのような対策をとっているのかとの質疑に対しては、利益を上げるための対策として、病院の健康フェスティバル、各公民館での健康講座の開催、また、4月から市のホームページがリニューアルされる予定であり、そこから病院のホームページにリンクできるように設定し住民への周知を図っていききたいということでした。

また、病院の健康フェスティバルは、平成27年度は113名、28年度は118名の参加があり、今年度は行政サイドの病院として市民の健康を図る健康講座等を、下園、瀬戸口、東白沢等で開催し、患者増につながればということでも今後も引き続き開催していききたいと考えているとのことでした。

委員からは、市立病院の正規職員化を図ることについては、雇用の受け皿としての効果も出ているが、その分の人件費の対応等も考えて経営をしてほしいという意見や、カンガルーのポッケは、市立病院ならではの対応力でできたことであり、若い方たちが安心して仕事ができるような体制をとってほしい。また、本当に重要な施設だと思うので、今後もこの取り組みを伸ばしてほしいとの要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

委員から、水道事業収支計画では平成34年度から赤字を見込んでいるようだが、この収支をよくしていくためには、どういった対策が考えられるのかとの質疑に対し、経営安定化を図っていくには、企業誘致による水道料金の増や給水人口の増が極めて難しい中、行財政改革によって懸命に努力していくほかないと考えており、平成29年度は、金山浄水場関係の事業が終わったことから、その分を1名減らし将来的な経費削減を図りたいとのことでした。

また、水道事業において、いかに漏水をなくし有収率を上げるかが課題であり、3年ほど前に

88%まで落ち込んでいた有収率を、ここ2年で91%にまで回復させたということですが、今後も漏水対策をより強化していきたいと考えているとのことでした。

別府地区の水不足が懸念されることについては、現在、花渡川及び深浦水源地からの水が、遠見番地区の岩戸配水池を経由して水産高校付近までは送られていることから、その送水管の管径を大きくし、白沢の配水池まで管を延伸して別府地区の水を賄う計画もあり、この計画についても平成29年度予算に計上している水道ビジョン策定の中で検討していきたいとのことでした。

委員からは、水道事業については、平成29年度は行財政改革の一環として1名の人員減を予定しているようだが、民間企業と比較した場合、事業収益の規模からみても一般的に妥当な職員数とは言い難い状況にある。今日、水道事業そのものを民間委託しているところもあり、そういう点でも人員等を民間企業と比較するなどして、経営安定化に向けての具体的な対策を検討しておいていただきたいとの意見も出されました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告がありました、議案第5号平成29年度枕崎市一般会計予算から11号の枕崎市水道事業会計予算まで、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

29年度の枕崎市一般会計予算におきましては、昨年に引き続き、少子化対策につながる不妊治療費の助成や、産科医療体制においては産科医師を確保するための支援事業が引き継がれ、本年度新たに助産師を確保するための支援事業が盛り込まれました。

また、市営住宅の長寿命化事業により市営住宅がきれいになると、枕崎を訪れる人は、市民に優しいまちですね、と言われます。町並みが明るくなり、より一層活気に満ちたまちづくりが続けられているところです。また、老朽化に伴い、取り壊すしかないと言われていた潟山団地の建てかえ事業も始まります。このことは、同じようにあきらめかけていた別府の市営住宅が新たに建設されたことによって、若い方たちの入居に伴い、子供の数もふえ、今までに増して活気にあふれているところです。そして、潟山団地の建設に伴い、人口の流出を防ぎ、定住促進の大きな役割を果たしていくことと思えます。このような点は評価すべきことだと考えます。

しかし、市民にとって何のいいところもないこのマイナンバー制度、個人番号ですが、このシステムの改修が引き続き行われているところです。

個人番号は、すべての情報を1つの番号で国が管理をしようとするものです。私たちは、既に個別の目的ごとに番号をつけられています。例えば、基礎年金番号ですとか保険者番号、運転免許証、口座番号などがあります。

国は、このマイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基礎だと説明しています。しかし、番号は最終的には国が把握しますが、社会保障や税の分野では、個人番号を集めるのは主に民間だと言われています。漏えいなどに対する重い罰則があり、取り扱いに苦勞することになります。既に番号が漏れたときの損害保険も用意されているようです。

この個人番号は、初期投資だけで3,000億円、セキュリティー対策などで1兆円市場だとか。大もうけするのは、一握りの大手IT企業だけだということ。国民にとって何の価値もない、国が私たち個人の全情報を1つの番号で収集・管理し、特定の個人を識別するために番号を使用するためのものではないかと感じます。

市としても、国の進めることだからと従うだけではなく、こんな莫大な経費をかけてやるべき事業ではないと抗議すべきです。市民にとって何が大事か。若い方たちが安心して子育てができ、若者たちがお金の心配をせずに学べるような制度をつくること、そして年金暮らしの高齢者が日々穏やかに暮らせるように市として取り組むべき課題は山ほどあります。

また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、国は2018年度からこの広域化、都道府県と市町村の共同運用を実施しようとしています。本市は、一般会計からの繰り入れをしながら何とか国保会計を維持してきましたが、広域化になると標準保険税率は県が設定することになって、市町村の保険税賦課そして徴収などにさまざまなかたちで介入してくることが予想されます。多くの国保加入者は、今でさえ高い国保税が今後どうなるのか不安を抱えているところですが、何らかの事情で滞納されている納税者は心配が大きくなるばかりです。

国保は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者層が多く加入しているということからも、高過ぎる保険税や財政の悪化にもつながっていきます。今後も一般会計からの法定外繰り入れを国に認めさせ、国庫負担を大幅にふやし、国保税の引き下げにも力を注いでいくことが必要ではないでしょうか。

また、75歳以上の後期高齢者医療では、制度の創設時から低所得者層への保険税の軽減措置がとられてきました。これが、29年度から軽減措置は廃止すると言われていています。また、窓口負担も1割から2割に引き上げることを検討しているといえます。高齢者をねらい撃ちするような負担増が今押し寄せています。75歳という年齢で市民を分けるのではなく、このような制度は即廃止すべきではないでしょうか。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、介護保険は2000年の制度発足以来、利用料は1割負担を持続してきましたが、昨年8月から一定所得以上の人については2割負担が実施されました。さらに2割負担の対象を今広げようとしています。また、2018年の介護保険制度改正に向けて、厚労省は要介護1・2の生活援助や福祉用具の貸与などを保険給付から除外するサービス利用の制限を示すなど、実に冷たいものです。

年金は引き下げられ、介護保険料は払い続けているのに、いざサービスを受けようとする、必要なサービスを受けることができない状況にあります。高齢者が安心して介護が受けられるよう、そして支える家族も安心して暮らせるような介護保険制度であるべきです。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、水産加工業の公共下水道への接続がまだできていない工場があるようですが、水産加工業者の要望に耳を傾け、接続できるような配慮が必要ではないでしょうか。

また、カツオで名を売る枕崎です。カツオをさばくにおいやカツオをいぶすにおいは枕崎の名産にしても、川や海を守るために汚水対策は万全でなければならないはずですが。終末処理場付近に発生する悪臭についても、完全に排除することはできていません。地域住民はもとより、観光で足を延ばしてくれる観光客に不愉快な思いをさせてはならないと思うところです。

次に、枕崎市立病院事業会計予算につきましては、病児保育の一時預かり、カンガルーのポッケは、保育士3名の対応で9人まで子供を受け入れることができるということで、子育て中の親御さんの大きな支えとなっているようです。

しかし、病院の運営においては、外来・入院患者数が27年度から2年続けて減少している。これは人口の減少によるものだと言われますが、果たしてそれだけなのか。ほかに要因はないのか検討し、市民が誇れるような市立病院の存続のためにも努力を重ねていってほしいと思うところです。

最後に、水道事業会計予算ですが、人間にとって飲み水ほど大事なものはありません。この先も安心して飲み続けられるようにするにはどうしたらよいか。毎年のように給水戸数が減り、このままでは市民への水道料の大幅値上げにつながり、そればかりか水道事業会計そのものが成

り立たなくなってしまう。これは毎年言い続けておりますが、そうなる前に一般会計からの繰り入れで水道会計を立て直すべきです。

以上の点を指摘しまして、日本共産党の反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時28分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第26号副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

副市長、久木田敏は、平成29年3月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を

副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第8号副市長の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成10票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第26号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第9号国保運営健全化・健康増進対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

健康づくりに関する対策及び先進事例等を調査し、本市の国保運営の健全化と市民の健康増進に資することを目的として、議長を除く全議員で構成する国保運営健全化・健康増進対策特別委員会を設置することとし、調査等に要する経費は総額で5万円以内、その設置の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、なお、設置期間において、閉会中の継続調査ができるものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成29年第1回定例会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|--------|---------------------------|---|------------|
| ③立石 幸徳 | 内鍋清掃センターの今後の維持管理について | 1 内鍋清掃センター焼却稼働終了後の利用方法について 2 内鍋清掃センター海側擁壁崩壊の影響と改修について | 市 長 課 長 |
| | 南溟館について | 1 南溟館の雨漏りの状況とこれまでの被害状況について 2 南溟館の床板の現況について 3 国際芸術賞展の今後のあり方について | 市 長 課 長 |
| | 平成32年度までの本市財政計画について | 1 地方交付税の見通しについて（平成28年度から平成32年度までの5年間で、約1億5,000万円増額する算定根拠など） 2 過疎債の活用について 過疎債発行による財政効果は、幾らになると試算しているのか | 市 長 課 長 |
| | 地域包括ケアシステム強化の介護保険制度改革について | 1 2月7日、閣議決定された介護保険制度改革は、本市にどのような影響が出てくると予想しているのか 2 自立支援や重度化予防の取り組みに対し、財政的なインセンティブを与えることになるが、本市の重度化予防や要介護度改善の実態はどのようになっているのか 3 平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まるが、これまでとどのように変わるのか | 市 長 課 長 |

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|--------|-----------------|---|--------------------------|
| ④豊留 榮子 | 非正規職員への手当支給について | <p>4 認知症対策の推進について</p> <p>5 介護の担い手確保、介護ロボット導入促進について</p> <p>6 第7期介護保険事業計画策定の取り組みについて</p> <p>1 本市の非正規職員の状況と手当支給による影響について</p> | 市 長 課 長 |
| | 子供の貧困について | <p>1 全国で子供の貧困が取りざたされているところだが、本市として、子供が置かれている状況をどのように把握されているのか、市長の見解</p> <p>(1) 鹿児島市では、市民が協力して数カ所の「子ども食堂」が開設されているところだが、自治体として、子供が置かれている実態調査を実施することである。本市も一日も早い実態調査をすべきではないか</p> <p>(2) 子供の実態がわかれば、市としてどのような援助ができるのか検討することができる。そして寂しい思いをしている子供を明るくすることもできるのではないか。家庭や学校だけに任せておくのではなく、自治体の責任として子供の置かれている状況を把握すべきではないか</p> <p>(3) 10年、20年先を見据えて、子育てするなら枕崎市へとなるような対策を考えるべきではないか</p> | 市 長 副市長 課 長 |
| | 学校給食費の無償化について | <p>1 学校給食費の保護者負担を全額助成して無償とし、また、保護者負担への一部助成を行う自治体が広がっている。本市も無償化に向けた取り組みができないか</p> <p>(1) 学校給食の無償化、保護者への助成を行う自治体は、少なくとも全国の55市町村に広がって</p> | 市 長 副市長 教育長 課 長 |

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|--------|-------------------------|--|--------------------------|
| | 就学援助費について | <p>る。県内では昨年、南さつま市が無償化を表明したところだが、本市の無償化または保護者への助成について検討しているのか</p> <p>1 就学援助費のうち、新入学児童生徒の入学準備費用の国の補助単価が2倍に引き上げられ就学援助が拡充されるが、本市の対応は</p> <p>(1) 国の補助単価に合わせて引き上げるべきではないか</p> <p>(2) 準要保護世帯にも単価引き上げを適用すべきではないか</p> <p>(3) 入学準備費の支給時期について、入学前に支給できるよう手配すべきではないか</p> | 市 長 副市長 教育長 課 長 |
| | 公共施設のトイレ改修について | <p>1 市役所のトイレの改修について、車いすの方や子供連れの方を考慮して、洋式トイレを増設できないか。また、便座に暖房装置をつけられないか</p> <p>2 市民会館ホールの女子トイレは、洋式が1カ所しかなく行列ができる。洋式トイレの増設はできないか。また、便座に暖房装置をつけられないか また、市民会館管理棟のトイレは洋式に改修され利用しやすくなったが、便座に暖房装置をつけられないか</p> | 市 長 副市長 教育長 課 長 |
| ⑤禰占 通男 | 市長公約の進捗について (継続事業以外) | <p>1 小児医療体制の拡充（病児・病後児保育など）</p> <p>2 中学卒業までの医療費無料化</p> <p>3 老朽化した施設や設備を改修、社会基盤の安全向上</p> | 市 長 副市長 課 長 |

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|--------|-------------------|---|-----------------|
| | | <p>4 自然災害に備えた機動力のある防災減災システム構築</p> <p>5 地元企業への雇用創出に対する助成</p> <p>6 悪臭河川浄化など生活環境改善の取り組み継続、強化</p> <p>7 成果が出てきた財政再建、まだまだ続く健全化</p> <p>8 市民と行政の協働、活性化を目指す市民活動への積極的助成</p> <p>9 店舗の改装、改修時の金融機関融資利子への助成</p> <p>10 枕崎の農産物の消費拡大に向けた運動推進（県茶業振興大会の成功など）</p> <p>11 先進的農業の取り組みと安全を推進（高品質の農畜産物、優良品種の茶園、園芸）</p> <p>12 農道基盤の整備</p> | |
| ⑥城森 史明 | 消防署の災害に対する安全性について | <p>1 現在の消防署の立地場所については、多くの市民から津波や台風災害における安全性を危惧する声を聞く。数年前の南薩地区消防広域合併の場合でも、他自治体から枕崎市消防本部の立地場所に同様な不安の声があった。災害時において中枢を担う消防署は、絶対的に安全な場所が必要不可欠だと思うが、どのように考えるか</p> <p>2 消防署の標高は海拔5メートルと聞く。枕崎を襲う最大の津波は南海トラフ地震と予想されるとのことであるが、その高さは幾らか 熊本地震でも想定外の地震の連鎖が起こり、それ</p> | 市長 副市長 課長 |

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|-------|--------------|---|-----------------|
| | 地方創生総合戦略について | <p>が被害の拡大につながった。南海トラフ地震も同様なことが起こり得るのではないか。消防署の標高と南海トラフ地震の最大津波高さの予想値をどのように分析しているか</p> <p>3 消防署の重要設備は2階以上に設置しているとのことだが、各階の標高と、各階ごとの設備等の内容と金額はどうなっているのか</p> <p>4 消防署の移転について、具体的に検討したことがあるのか。新設する場合、建設費の概算額は幾らなのか。市の遊休施設の活用はできないのか</p> <p>5 災害時において、消防署の職員が災害の対応に集中できることが最も重要であり、その環境づくりをしなければならないと考えるが、今の立地場所でそれができるのか。津波や高潮時の災害に対し絶対的に安全で、かつ、市の中心部に位置する箇所が適切ではないのか</p> <p>1 4つの政策分野における政策パッケージにおいて、5カ年におけるプランの概略は策定されているのか。それぞれの政策パッケージの中で、優先順位はどうなっているのか</p> <p>2 P D C A体制は、どのような人員体制で実施するのか。特にC H E C K（検証）は、具体的にどのような内容と人員でやるのか</p> <p>3 長島町、南大隅町、南さつま市、垂水市等、地方創生に対する取り組みは積極的では素晴らしい。その中でも長島町の取り組みは特筆すべきものがあり、それは総務省に人材派遣を要請し、その副町長の働きによる効果が大きいことは明白である。長島町以外の上記自治体も国の制度を積極的に活用したり、大学等と連携している。本市はそのような動きがほとんど見られない。国の派遣制度、事業の活用や大学等との連携を行い、客観的な意見や幅広い視野に基づく意見、専門的な意見、地元現場の意見などを</p> | 市長 副市長 課長 |

| 質 問 者 | 質問の主題 | 質 問 の 要 旨 | 答弁者 |
|-------|-------|--|-----|
| | | <p>踏まえて、どのような本市のまちづくりを行っていくかを定めるべきではないかと考えるが、どうか 現在、まちづくりの意思決定をどのようなかたちで進めているのか</p> | |

平成29年第1回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第25号専決処分の承認を求めることについて

○当局説明

- ・ ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成28年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めるものである。
- ・ 専決処分した歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ4,640万円を追加し、予算総額を114億4,790万円にしようとするもので、当初予算額より7.5%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴う、ふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業である。
- ・ 補正財源は、寄附金3,440万円、繰越金1,200万円の増で措置した。

◎議案第1号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,190万円を追加し、予算総額を115億0,980万円にしようとするもので、当初予算額より8.1%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、社会保障・税番号制度関係費ほか11事業の追加と、経済対策臨時福祉給付金給付事業などの変更によるものである。
- ・ 地方債の補正は、小災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか12事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、減債基金費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などである。
- ・ 補正財源は、地方交付税1億4,254万1,000円、市税4,452万円、繰越金3,446万4,000円、市債3,340万円、諸収入1,516万9,000円、財産収入638万8,000円、寄附金360万4,000円の増、国庫支出金9,621万9,000円、県支出金5,511万6,000円、地方消費税交付金3,600万円、繰入金2,100万円、株式等譲渡所得割交付金370万円、配当割交付金ほか615万1,000円の減で措置した。
- ・ 地方バス路線関係補助は、既存予算である地域間幹線系統の5バス路線に対する補助に加えて、地方バス市内路線維持費補助として金山道野の循環バスの路線維持に係る補助及び地方公共交通特別対策事業補助として空港バス路線の維持に対する補助である。
金山道野の循環バスは、乗客も安定し順調に運営されており、予算も前年度と比較して減額となっている。空港バス路線は、乗客が減少してきていること、また、燃料費や車両の維持管理費などの経常経費が上がったことから増額となっている。
- ・ 民生費中、施設型給付費の補正の内容は、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に準じた保育所の処遇改善等に係る給付費の引き上げが4月に遡及して適用されることとなり、増加したものである。
- ・ 延長保育促進事業の減額補正の理由は、当初、1園の保育所の延長保育を平均利用人数6人以上として1時間延長保育で見込んでいたが、利用者の変動により平均利用人数が6人を下回り、補助基準上30分延長の扱いとなったことから補助基準額が下がり減額するものである。なお、各園の延長保育の利用者が減っているということではない。
- ・ 介護給付・訓練等給付費が伸びている主な理由は、就労継続支援B型（非雇用型）の利用者

が6名増加し、約1,150万円の支出増が見込まれること、宿泊型自立訓練の1人当たりの給付費が伸び、約516万9,000円の増が見込まれること、共同生活援助（グループホーム）の1人当たりの給付費が伸び、約420万円の増が見込まれることによるものである。

- ・ 経済対策臨時福祉給付金の補正の経緯については、平成28年12月の補正予算時に支給対象者が同一である他の給付金事務を実施中であったことから、混乱を避けるために経済対策臨時福祉給付金の給付事務は平成29年4月以降に行うこととし、繰越明許費として所要額を計上していた。ところが、先行して行われた国の簡素な給付金事業等の交付金が全国的に過剰交付となった結果、国の財源確保の面から、国からの交付決定通知が年度内に確実に来るとは見込まれない状況となったことから、今回の補正予算で繰越明許費の変更と所要額の減額を行い、平成29年度当初予算に組み直したものである。
- ・ 保健衛生総務費の負担金は、公営企業への繰り出し基準に基づき市立病院へ繰り出すものであり、平成28年度は補正分も合わせて9,946万5,000円を市立病院会計へ繰り出すこととしている。
- ・ 保健衛生総務費の補正財源のうち、地方債の200万円については、過疎債のソフト分の追加交付が認められたことによるものであり、妊婦健診事業に充当している。
- ・ 海岸漂着物地域対策推進事業は、平成29年度の実施予定分が国の第2次補正予算により対応できることとなったことから補正を行うものであり、事業は平成29年度中に繰り越して実施することとしている。なお、本年度の事業は入札によりシルバー人材センターに委託し、4名で作業を行った。
- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業の12月議会における予算は、国への申請などの関係で短期間で予算を確保しなければならなかったため、事業の説明会后に28戸の農家から出された要望額に基づき積算したものである。その後、被災農家から市に提出された申請書を採択基準等に基づき審査した結果、基準に満たなかった農家や申請を辞退した農家があり、最終的に採択されたものは、花きハウスの関係が10件、堆肥舎が1件、牛舎が1件、防霜ファンが1件、機械格納庫が5件の計18件になったところである。

今回の事業は、施設を有して営農を行っている者が対象となっている。なお、採択基準に満たなかったものは、対象物が賃貸物件であり自己所有でなかったもの、補修等に新規の材料を用いていなかったもの、申請のあった物件の被害状況が今回の台風によるものと確認できなかったものなどである。
- ・ ビニールハウスの損壊などに関する保険に加入している方が、被災して保険金を受け取った場合でも、今回の事業の補助金を減額することはない。
- ・ 市営住宅建設事業の設計委託料は、国への交付金の要望が追加で認められ、今回の補正に計上したものである。内容は、木造住宅2階建ての3DKを4戸と2DKを6戸の建物の設計をする業務委託であり、予算総額は1,568万円である。この設計委託業務は4月に発注して7月末までに終え、建物の建設本体工事を9月から施工し、新規入居は平成30年4月を予定している。
- ・ 砂防費の補正は、県単急傾斜地事業で計画していた宇都地区の事業が内示により減額となったもの及び県の砂防事業負担金の減額によるものである。
- ・ 急傾斜地事業は、急傾斜地の高さや受益戸数などの採択基準を満たす場合は、調査を行って県へ要望を行っていく。なお、建築基準法では、住宅等を建てる場合は、急傾斜地の高さの2倍以上は離さなければならないという基準がある。
- ・ 枕崎国際芸術賞展図録売払の減額の理由は、前回の風の芸術展などで100冊を上回る売り上げがあったことから、今回の国際芸術賞展図録の売払は250部を見込んでいたが、これまでの売払数とその半分程度になったことによるものである。

- ・ 枕崎国際芸術賞展出展料の減額の理由は、1点当たり7,000円で出展数500点を見込んで350万円の予算を計上していたが、1次審査の通過点数が416点（出展者数302名）となったこと、1人で2点以上出展する場合は2点目から3,000円としたこと、本人が審査に送ってこなかったものが25点あったことにより、出展料が239万1,000円となったことによるものである。
- ・ 外国作品返還搬出料の減額の理由は、1次審査を通過した外国人の作品54点の返還手数料として63万3,000円の予算を計上していたが、送られてきた作品が43点であり、そのうち、送料着払いで送ることができたものが21点、寄贈され返却の必要がなかったものが13点、買い上げたものが2点あったことなどから、実際の返還搬出料が4人分の5点で2万8,200円となったことによるものである。
- ・ 奨学資金の貸付金の減額の理由は、当初予算の奨学金の見込みを87名としていたが、実際は決定者数は72名となり、当初の見込みより15名減となったことによるものである。なお、奨学金の出願者数は、平成26年度が91名、平成27年度が80名、平成28年度が74名であり、ここ3年間は減少してきている。
- ・ 奨学金の1人当たりの月額は、高校が9,000円、高等専門学校が1万6,000円、専修学校が1万6,000円、短大が2万5,000円、大学が3万7,000円となっている。
給付型の奨学金については、現在、研究中である。

○委員からの意見・要望

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業に関し、台風等で被災した農家の救済を行政が直接的に対応することにより、要望後に採択基準を満たさなかったといったことは防げると思う。今後も台風等で起こり得ると思うので、行政が責任を持って対応してほしい。
- ・ 奨学資金の貸付金に関し、現在の1人当たりの奨学金を見ると、大学に行けるような額ではない。ぜひ予算を獲得して、子供たちに有利な方向になるように努力してほしい。

◎議案第2号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,610万円を減額し、予算総額を45億1,716万4,000円にしようとするもので、当初予算より0.3%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成28年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 総務管理費については、平成30年度からの制度改革に関するシステム改修経費の確定に伴い21万6,000円減額するものである。
- ・ 徴税费については、県特別調整交付金のうち、適正賦課・徴収率向上対策分の対象経費に計上した時間外手当相当分44万2,000円を一般会計へ繰り出すものである。
- ・ 療養諸費並びに高額療養費については、平成28年度の一般・退職分それぞれの実績見込額に基づき、療養諸費合計で8,140万円の減、高額療養費合計で40万円の増となっている。
- ・ 共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成28年度決定通知に基づき、高額医療費拠出金を547万円増額し、保険財政共同安定化事業拠出金を5,262万5,000円減額した。
- ・ 保健事業費については、特定健診未受診者勧奨事業のうち国県支出金の対象となった時間外手当相当分9万9,000円を一般会計へ繰り出すものである。
- ・ 一般公債費については、平成28年度一時借入金利子の実績見込額に基づき23万8,000円減額するものである。
- ・ 償還金及び還付加算金は、平成27年度療養給付費等負担金の精算返納金4,999万8,000円と国及び県の平成27年度特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金197万を増額した。

- 以上の財源として、療養給付費等交付金1,243万5,000円、共同事業交付金4,874万円、繰入金1億8,183万7,000円、広域化等支援基金貸付金8,000万円の増と国民健康保険税1,695万円、国庫支出金6,746万4,000円、県支出金517万2,000円、諸収入3億0,952万6,000円の減で措置した。
- 平成28年度当初予算において、共同事業拠出金については、国保連合会が、県全体の拠出見込み額、各市町村の2年前から3年間の平均額、前々年度の被保険者数をもとに、按分により、各市町村の医療費割及び被保険者割を算出した数値で計上した。
共同事業交付金については、国保連合会が、各市町村の前年度の金額をもとに、県全体の拠出金の伸び率を乗じて算出した数値を計上した。
- 保険財政共同安定化事業に係る拠出金及び交付金の今年度当初予算との差異については、拠出金では県全体の実績額が減少していること、交付金では今年度の前期高齢者交付金が少なかったことから、算定のもとになる金額が増加したことによるものであり、国保連合会では、当初予算資料作成に当たり、個々の市町村の状況を考慮し算出をしていないことが、差異が生じる理由ではないかと考えている。
- 本市の共同事業交付金は対前年比9.5%の増、県内全体の交付金額は0.7%の減となっている。
- 保険財政共同安定化事業において、交付金の対象件数は、平成27年度13万4,609件、平成28年度13万2,132件となっている。
- 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業制度は、平成30年度から医療費の管理が県単位化となることから基本的に廃止となる。ただし、共同事業に対する国・県からの負担金は残ると考えている。
- 保険給付費は、平成27年度決算と今回の最終補正後と比較し、保険給付費全体で約1,100万円の減と見込んでいる。
- 1人当たり医療費については、平成27年度と比較するとほぼ横ばい状態である。
- 今年度の国保財政が厳しい状況になっている理由については、平成26年度の前期高齢者の医療費実績が少なかったため、概算に対する精算で多額の返納金が生じたことなどから、前期高齢者交付金の額が少なかったことが一番大きな要因であると考えている。
- 平成28年度の当初において、前期高齢者交付金が概算と確定後で前年度と比較し約3億1,000万円少なかったことについては、平成26年度の前期高齢者の給付費等の実績に基づく数字であり、読み違えたものではないと考えている。ただし、財政健全化行動計画との比較では、見込みより9,000万程度少なかった。
- 広域化等支援基金貸付金の償還財源と考えている前期高齢者交付金の精算追加交付見込みの約1億2,900万円の算出根拠については、給付費額は残り2カ月の医療費、加入者数及び前期高齢者数は残り1カ月分の実績を考慮するのみであり、想定している数字に近い値になると思われる。また、国が概算額積算時に全保険者平均前期高齢者加入率を0.15050451と推計しているが、本市の前期高齢者加入率の実績見込みでは0.44513583と概算より約0.3ポイント高くなっている。国の前期高齢者加入率実績が概算と同じ場合は、約1億2,900万円の追加交付となる見込みであるが、数字が上がった場合には、その分減少することになる。
このことから、本市の前期高齢者給付費、加入者数、前期高齢者数及び全保険者平均前期高齢者加入率が、前期高齢者交付金の金額に大きく影響することとなる。
- 平成28年度前期高齢者交付金の概算額の算定における本市の加入者数等については、社会保険診療報酬支払基金が見込んだ数であり、本市の平成26年度実績に国が定めた一定の伸び率を乗じて算定するものである。
- 前期高齢者交付金の今後の精算については、平成28年度分は平成30年度に、平成29年度分

は平成31年度に各市町村に精算される見込みとなっている。

なお、今年度の概算に対する精算追加交付金については、本市の事業費納付金から差し引かれる見込みであると県から伺っている。

- ・ 広域化等支援基金貸付金の借入れについては、国保事業運営上、財源に不足を生じると見込まれる市町村に対して、知事の定める基準に従って算定した額を限度として貸し付けを行うという事業となっており、これを借りたから税率を上げなければならないという規定にはなっていない。
- ・ 広域化等支援基金貸付金は、第一義的には広域化を支援するための基金であるが、国保事業運営の財源に不足を生じると見込まれる市町村に対する貸付事業も事業項目に入っている。
なお、平成30年度からは本事業は廃止になる見込みである。
- ・ 平成20年度に借入れた広域化等支援基金貸付金2億5,000万円の償還財源については、平成27年度までの法定外繰り入れの実績額である5億2,800万円に含まれている。
- ・ 広域化等支援基金貸付金を借入れた理由については、財政健全化行動計画に単年度収支の均衡を図るということを方針として掲げてあり、それを着実に実行するためということである。
- ・ 広域化等支援基金貸付金の借入れ金額については、一般会計からの国保会計への赤字補てん額について協議を行う中で、一般会計では当初から2億7,000万円の財政調整基金を繰り入れている状況、最終補正の段階においてもそこから2,100万円程度しか減額できなかった状況をかんがみ、一般会計からの赤字補てんは1億8,000万円程度とし、精算がされる範囲内なるべく小さい額を借り入れるということで8,000万円となったものである。
- ・ 貸付金の償還方法については、平成30年度から1,600万ずつ5年間で償還する予定となっている。
- ・ 貸付金の償還財源については、前期高齢者交付金の精算の追加交付金を充てたいと考えており、現在のところ、法定外繰り入れ等の財源は必要ないのではないかと考えている。
- ・ 補正後の財源不足の見通しについては、全体で約3億5,000万円と見込んでおり、そのうち単年度分の2億6,000万円を法定外繰り入れと広域化等支援基金貸付金の借り入れで措置をする。残りの8,665万円については歳入欠陥補填収入としているが、歳入では交付の内示がなく計上できないものや、歳出では医療費等の執行残があると考えており、決算時にはゼロに近い金額になるものと考えている。
- ・ 累積赤字の解消については、平成28年度の歳入欠陥補填収入が決算時点にはゼロに近いものとなり、平成29年度の当初予算では1億5,300万円程度と見込んでいるが、平成29年度にはすべての財源不足を解消する方向で取り組みたいと考えている。

◎議案第3号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、予算総額を7億7,999万6,000円にしようとするもので、当初予算額に対し11.1%の減となる。
- ・ 繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成29年度に4,800万円繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の主なものは、処理施設管理費の電気料の減及び汚泥処理業務委託料の増、下水道整備費の報償費の増で、処理施設管理費が50万円の減、下水道整備費が30万円の増である。
- ・ 以上の財源として、公共下水道事業受益者負担金180万円の増、繰越金2,038万1,000円の増、一般会計繰入金2,048万1,000円の減、事業債190万円の減で措置した。
- ・ 汚泥処理業務委託料の増については、当初、汚泥処理量を前年度実績の2%から3%の増と

見込んでいたが、加工場等の工業汚水等による水質汚濁、水質のBOD等が大きかったことに伴い、見込んでいた数量よりも多く汚泥が発生したことによるものである。

- ・ 下水道整備の報償費については、受益者負担金の賦課を行う際、5年間分けて納付するようにしているが、これを一括して初年度に納めた場合、受益者に対し支払うものである。
- ・ 報償費の周知については、当該年度対象となる受益者に対し、4月中旬から下旬にかけて受益者負担金の賦課説明会の案内を行い、猶予等についてもあわせて説明を行う計画である。

◎議案第4号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入において、入院収益等の減に伴い、医業収益を6,062万8,000円の減、負担金の増に伴い、医業外収益を8,055万3,000円追加するほか、補助金の増に伴い、附帯事業収益を17万4,000円追加しようとするものである。また、収益的支出において、経費及び減価償却費の減に伴い、医業費用を2,931万5,000円の減、支払利息及び手数料の減に伴い、医業外費用を182万9,000円減額しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億4,543万5,000円に対し、総費用6億9,171万7,000円となり、4,628万2,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入及び支出においては、負担金の増に伴い、収入を426万6,000円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を1,224万1,000円減額しようとするもので、補正後の収支は収入426万6,000円に対し、支出が3,256万7,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額2,830万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。
- ・ 業務予定量の年間患者数は、平成28年12月末までの実績において、入院は1日当たり平均45人、外来は59人となったことから、これに基づき、入院は年間の診療日数365日を乗じて1万6,425人、外来は診療日数258日を乗じて1万5,222人とした。
- ・ 市立病院事業の損失は、市立病院が公立病院として市内の民間病院が担えない不採算な部分の医療を扱っているという要因もある。その対策として、これまで療養病棟の入院管理料2で算定していた施設基準を、平成29年2月からは入院管理料1で算定できるようになったことから、これにより単価が上がることや、またPR活動を通じて患者数をふやしていくことなどにより収益の増を図っていきたいと考えている。
- ・ 患者数の減の対する取り組みとして、平成27年度から実施している市立病院健康フェスティバルや各公民館等での健康講座のほか、ホームページ等による市立病院の情報発信などを行っているところであり、健康フェスティバルは、平成27年度が113名、平成28年度が118名の参加があった。また、健康講座は、下園公民館、瀬戸口公民館、シルバー人材センター、東白沢公民館で開催をし、20名から30名程度の参加があった。取り組みによる患者数への影響は現時点では見られないが、今後もこういった活動を継続し、外来患者数の増に努めていきたいと考えている。
- ・ 県内の各公立病院の会議等で話をする中では、各病院とも赤字であると伺っており、本市の市立病院の病床利用率は、他の公立病院と比較して高いほうであると認識している。また、市内の民間病院との経費の比較等は行っていないが、市立病院の経営評価委員会に市内の民間病院の医師が委員として入っており、その中で市立病院の経営等に関することについて評価を受けている。
- ・ 少子高齢化に向けた方向性としては、今後は南薩医療圏の中で不足していると言われている回復期の病床を目指していきたいと考えている。
- ・ 県が示した地域医療構想において、病床数の削減は強制するものではないと言われており、

市立病院の病床数は今のところ現状維持の方向で考えている。また、医療提供体制は、P D C Aサイクルを実施していく中で見直していきたいと考えている。

- 平成26年度の税務調査に係る問題に関し、仮払い金は平成28年度当初予算では約1,600万円で、今回の補正予算では約200万円となっていることについては、平成27年度中に約1,400万円が徴収されたことにより平成27年度決算整理の段階で仮払い金へ振りかえたものである。
残っている未収分については、これまで催告書を3カ月に1回程度送付しているが、今年度は臨戸訪問を実施した。今後もこのような取り組みを行い、債務の承認をもらい、時効中断の措置をとりたいと考えている。なお、医師等で所在が不明なものについては、市の債権管理条例に基づき手続を進めていきたいと考えている。
- 非常勤医師の人数は8人であり、勤務体制は、午前、午後、当直のそれぞれの単位について、週に1回3単位程度の勤務となっている。
報償費の減額の理由は、非常勤医師1名が病気療養のため勤務することができなくなったことにより減額するものである。なお、欠員が生じた部分は、常勤医師2名で対応している。
- 非常勤医師の人数は、今回の補正予算及び平成29年度当初予算においても8人を予定している。非常勤の医師数等については、今後も市立病院の医療提供体制や収支等の状況を見ながら検討していきたいと考えている。
- 医業費用の委託料の減額は、看護助手の採用を予定していたが応募がなかったことによるものと、入院患者の減により給食業務の委託料が減額になったことによるものである。
- 医業費用のリース資産減価償却費の減額は、本年度中に導入を予定していたリース資産の導入がおくれたことによるものである。

◎議案第5号平成29年度枕崎市一般会計予算

○予算の概要

- 平成29年度一般会計予算の規模は104億0,500万円で、普通建設事業費や公債費などの減により、前年度と比較して2億4,200万円の減、率にして2.3%の減少となっている。
- 義務的経費は60億1,855万5,000円で、扶助費が障害者自立支援給付費や施設型給付費の増などで増となったものの、人件費が一般職人件費の減などで減、また、公債費も減となったことから、前年度と比較して1億2,711万1,000円の減、率にして2.1%の減となっている。予算総額に占める義務的経費の割合は57.9%で、前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。
- 投資的経費は11億9,033万9,000円で、普通建設事業費において、補助事業費が市営住宅潟山団地の建替事業の影響で増となったものの、単独事業費が市役所本館の耐震補強工事と外壁改修工事や土地開発公社の平成24年度から5カ年での健全化計画に基づく臨空工業団地の取得が完了したことにより減、県営事業負担金についても広域漁港整備事業負担金の減などで減となっており、災害復旧事業費は、28年度に台風災害により早急に倒木処理や設計委託等に取りかからなければならなかった状況を踏まえ、枠として委託料等を増額し増となっているものの、前年度と比較して1億7,916万1,000円の減、率にして13.1%の減となっている。予算総額に占める投資的経費の割合は11.4%で、前年度に比べ1.5ポイント低くなっている。
- その他の経費は31億9,610万6,000円で、ふるさと応援寄附金が増額となった影響で、積立金や補助費等が増、繰出金も介護保険事業や国民健康保険事業の影響で増となったことにより、前年度と比較して6,427万2,000円、率にして2.1%の増となっている。予算総額に占めるその他の経費の割合は30.7%で、前年度に比べ1.3ポイント高くなっている。
- 市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、21億7,170万7,000円を計上しており、前年度と比較して2,949万5,000円の増、率にして1.4%の増となっている。
- 地方消費税交付金は、地方財政計画における地方消費税の伸び率などを踏まえ、3億9,140

万円を計上しており、前年度と比較して3,470万円の減、率にして8.1%の減となっている。

- ・ 地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、32億7,000万円を計上しており、前年度と比較して7,000万円の減、率にして2.1%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は16億2,249万9,000円を計上しており、臨時福祉給付金給付事業で減の影響があったものの、公共事業の潟山団地建替事業、社会保障関係で障害者自立支援給付費や施設型給付費の増などにより、前年度と比較して421万9,000円の増、率にして0.3%の増となっている。
- ・ 県支出金は7億2,576万1,000円を計上しており、社会保障関係で障害者自立支援給付費や施設型給付費の増はあったものの、種子島周辺漁業対策事業の減などにより、前年度と比較して1,938万7,000円の減、率にして2.6%の減となっている。
- ・ 財産収入は1,718万7,000円を計上しており、臨空工業団地売り払いの減などにより、前年度と比較して1億0,654万5,000円の減、率にして86.1%の減となっている。
- ・ 寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により1億9,085万3,000円を計上しており、前年度と比較して1億3,788万5,000円の増、率にして260.3%の増となっている。
- ・ 繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、ふるさと応援基金などからの繰り入れで、3億2,145万4,000円を計上しており、前年度と比較して1,864万7,000円の減、率にして5.5%の減となっている。
- ・ 市債は10億3,629万9,000円を計上しており、市役所本館の耐震補強工事の終了の影響などで減となり、前年度と比較して5,130万1,000円の減、率にして4.7%の減となっている。
- ・ 自主財源は32億0,682万8,000円で、寄附金や市税は増加しているものの、財産収入や諸収入、繰入金などの減により、前年度と比較して4,976万円の減、率にして1.5%の減となっている。自主財源の歳入全体に占める割合は30.8%で、前年度に比べ0.2ポイント高くなっている。
- ・ 依存財源は71億9,817万2,000円で、地方交付税をはじめ、市債、地方消費税交付金、県支出金などの減により、前年度と比較して1億9,224万円の減、率にして2.6%の減となっている。依存財源の歳入全体に占める割合は69.2%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。
- ・ 一般財源は65億9,320万3,000円で、市税は増となったものの、臨空工業団地の売却収入の減の影響で財産収入が減少したことに加え、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税や地方消費税交付金、財政調整基金繰入金などが減になったことにより、前年度と比較して2億4,943万9,000円の減、率にして3.6%の減となっている。一般財源の歳入全体に占める割合は63.4%で、前年度に比べ0.9ポイント低くなっている。
- ・ 特定財源は38億1,179万7,000円で、市債や諸収入、分担金及び負担金などが減少しているものの、ふるさと応援寄附金が大幅に増加していることにより、前年度と比較して743万9,000円の増、率にして0.2%の増となっている。特定財源の歳入全体に占める割合は36.6%で、前年度に比べ0.9ポイント高くなっている。
- ・ 平成29年度の特徴的な事業としては、防災減災対策として庁舎非常用発電設備工事、市民会館耐震診断業務委託、民間木造住宅耐震化促進事業、防災行政無線整備事業、公共施設の老朽化対策として妙見グラウンドのトイレ改修を含めた妙見センター整備事業、図書館施設整備事業、南浜館大規模改造事業設計業務委託、旧勤労青少年ホーム解体事業など、また、来年度に友好都市盟約5周年を迎える稚内市との交流記念事業の開催経費、地域おこし協力隊の1名増員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実などを予定している。また、そのほかの新規事業として、助産師確保対策としての産科医療体制確保支援事業補助や未就学児へのインフルエンザ予防接種助成事業、新規雇用創出就労環境改善事業補助、移住・交流推進支援事業などにも取り組む予定としている。

- ・ 地方消費税交付金の社会保障財源化分の収入は1億6,050万円を見込んでおり、社会保障施策に要する経費は35億7,772万8,000円となっており、前年度より1億1,391万4,000円の増となっている。なお、一般財源では7,458万4,000円の増となっている。

○当局説明

- ・ 総務費中、職員研修の目的については、職員の能力の向上、維持のため実施している。
主な経費としては、県の自治研修センターに委託して実施する研修である。新任の課長、係長、職員研修や女性を対象としたキャリアの関係の研修、簿記の研修など、それぞれ職員に求められる資質を向上するための研修を実施している。
- ・ 職員研修の効果については、県への研修において、税の場合、県税とあわせて一緒に能力向上を行い、税務課でも発揮されたと考えている。市町村課への研修の場合、各種事業の事務処理能力の向上のほか、県との関係も構築するなど、業務に生かされていると思っている。
- ・ 民間企業への研修については、これまで民間企業へ派遣を行っていたが、行政の研修のほうが重要との意見もあり、県のほうに研修を切りかえてきている。新採については市内の地場産業を知る目的で、水産加工場への研修を行ったりしている。それぞれの課題に応じた研修は必要であると考えており、今後、検討していきたい。
- ・ 研修の取り組み状況については、過去に民間への派遣、民間の研修に参加していた時期はあるが、民間の情報収集について、現在においてはインターネットを活用して十分カバーできると思っている。
まず、公務員としての研修、実務研修をしっかりと行うことが優先である。今後、研修について全体的に検討する時期が来ると思っており、民間への研修についても念頭に置きながら考えていきたいと思っている。
- ・ 先進地への長期的な研修については、人員や経費の関係等もあり難しいが、それぞれの課の課題に応じて視察は行っている。
- ・ 平成28年度の研修を受けた人員については、全体で延べ153人である。
- ・ 議員の政務調査への職員の随同行については、過去には調査事項に係る担当課の職員が随行していたが、財政状況、経費等の削減の見直し等があり、近年実施してない状況である。今後検討していくべきことであると考えている。
- ・ 平成27年4月1日現在の市職員の年代別の人数は、18歳から29歳が38人、30歳から39歳が50人、40歳から49歳が98人、50歳から59歳が132人となっている。
- ・ 職員に対しては、採用時においても市内居住を求めている。採用後に、婚姻や一方の親の介護などの理由により市外に居住しなければならないときは、申請をしてもらい、やむを得ないものと認めて、実際に市外から通勤している職員もいるが、他の自治体の行政サービスや利便性を求めて他の市町村に住居を構えているということではない。
- ・ 防犯灯については、防犯対策等で地域が設置しており、新たに新設等の要望に対して公民館に補助を行っている。公民館においては、新設の際、LED等の機器の設置等を行っている。公民館の世帯数が減少する中、電気代の節約について検討しているところもあるが、一気にLED等にかえていくのは難しいのではないかと考えている。
- ・ 周囲に影響を及ぼすような空き家については、平成24年度に公民館等を通じて調査を行い、平成24年度は26棟、平成29年1月1日現在では30棟である。これまでも補助金等を活用する中で、二十数棟解体が行われてきたが、総数については変わっていないというのが現状である。
- ・ 危険空き家の件数については、平成29年1月31日現在、金山校区7棟、桜山校区6棟、立神校区2棟、枕崎校区10棟、別府校区5棟である。
- ・ 顧問弁護士の委託については、毎年度、単年度で委託契約をしている。委託料の積算に当たっては、前年度も含めたこれまでの委託料を踏まえて相談を行い、また、他市における顧問弁

護士の委託料等も勘案しながら予算を計上している。

- ・ 本庁舎のトイレの改修については、完成までは現在のトイレを使用しながら、男子トイレと女子トイレの間に新たに設置する計画である。新設するトイレについては、和式から洋式へ切りかえるとともに、多目的トイレも設置する予定である。
- ・ 暖房便座の設置については、清掃の際に水を使用することから管理的に難しい面もあり、多目的トイレのみの暖房便座の設置を考えている。最近設置した塩浜グラウンド、水尻公園の多目的トイレには暖房便座が設置されている。
- ・ 移住・交流推進事業は、大きく2つの事業内容に分かれており、移住・交流フェアへの参加については、ふるさと回帰支援センターの会員である県が、東京都のセンターで6月24日から2月8日までの間で5回開催するセミナーがあり、県を經由して参加すれば特別な費用は必要ないことから、県からの参加募集に応募し、いずれか1回に参加予定である。セミナー中、センターには本市の相談ブースが設置されることから、来場する田舎への移住希望を持つ方々と個別相談を行い、本市の生活環境、仕事の状況、住居等の紹介等を行うことで、本市への移住につなげられるよう情報提供を行うものである。

お試し住宅の確保については、移住交流フェアでの相談の中で本市への移住に興味を持っていただいた方に、お試しで実際に本市で居住体験の機会を設けたいと考えており、本年度実施した空き家調査によりリストアップされた利活用可能な空き家を借り上げ、宿泊できるように準備を行いたいと考えている。宿泊については、1回最長2週間を限度と設定しており、相談者の希望に応じて、その範囲内で体験してもらいたいと考えている。

- ・ 関西圏で開催される同センターのセミナーへの参加についても要望を踏まえて検討したい。また、参加後の反応等を考慮して、仕事の体験などのテーマを絞ったセミナーへの参加も検討したい。
- ・ 枕崎市・稚内市友好都市盟約締結5周年記念事業は、大きく4つの事業で構成しており、枕崎市民の稚内訪問団派遣については、6月15日から17日までの間、稚内市の白夜祭歓迎セレモニーに参加し、稚内市民と交流し、本市の物産を販売する予定である。また、その後の歓迎レセプションにも訪問団の参加を考えている。訪問団については、6月14日から17日までの日程で、約20名を市民に公募したいと考えている。

高校生交流については、鹿児島水産高校の実習船薩摩青雲丸が6月30日から7月2日まで稚内港に入港し、高校生が稚内市長を表敬訪問した後、青雲丸を稚内市民へ一般公開する。また、コンカツグルメ振る舞いとして、コンカツラーメン及び高校生によるカツオの解体を披露後に刺身を稚内市民へ振る舞う予定である。なお、稚内高校商業科の生徒が、青雲丸が入港してから出港まで一緒に活動していただける予定となっており、両校の生徒同士の意見交換会や交流会も予定している。

小・中・高校生の交流に向けた関係者の協議については、6年目以降の継続的な小・中・高校生の交流に向けたプログラムを関係者で協議するものである。

稚内市民の枕崎訪問団派遣については、稚内市から本市に来訪していただけることが決まっております。日程については、10月21日から24日の間で、本市で開催のまくらぎき秋の市に合わせる予定となっている。

- ・ 枕崎市民の稚内訪問団の20名の旅費については、1人当たり約13万5,000円と見積もっており、そのうち3万5,000円を市から助成し、残りは市民の自己負担と考えている。
- ・ 地域おこし協力隊推進事業については、現在1人の地域おこし協力隊を入れているが、4月からもう1人採用し、本市で活動していただこうと思っている。この財源については、国の特別交付税で措置され、その範囲内の予算措置で考えている。
- ・ 稚内交流事業の小・中・高校生の交流に向けた関係者の協議については、本市児童・生徒が

他市または県外での交流の機会が他市と比べて少ない状況を踏まえて、今回の記念事業を契機に青少年の交流事業が永続的に展開できるように進めていきたいと考えている。また、体験・学習交流の具体的なプログラム等は、新年度に稚内市の教育委員会と協議していきたいと考えている。

- ・ 若者定住育成協議会の負担金に関し、枕崎市若者定住育成協議会は平成5年に設立され、平成21年度以後は本市内の新卒者の地元企業への就職を促進するため、企業訪問を行ってきたところである。

平成29年度の事業計画は、市内の約500企業に対して新卒者の就職状況を調査し、新卒者の地元企業への就職状況を把握することとしており、その新卒者を対象にしたビジネスマナーの研修会やアンケート調査を踏まえてスポーツ大会などの交流事業を実施していきたいと考えている。また、これまで、高校生による企業訪問を実施しており、平成28年度も、枕崎高校、水産高校、顛娃高校、薩南高校を対象に訪問を希望する企業について調査を行った上で、7コースで実施しているところである。さらに、平成29年度は、地元企業と学校の交流についても計画に組み込んでおり、地元企業にアンケート調査をして、学校での説明会などの合同説明会の実施について検討していきたいと考えている。

- ・ 南九州市の空き家バンク制度について、南九州市議会での一般質問に対する当局説明では、2009年から2016年で約200世帯が移住し、2010年から2016年に取引が成立した85件のうち約4割が移住者であったとの報道があり、その85件については、南九州市の宅建業界のそれぞれの宅建業で管理しているアパートまたは空き家をほぼすべて空き家バンクに登録をしているようであり、南九州市において空き家の貸家、購入については、ほとんど空き家バンクの成績として上がっている状況である。
- ・ 南九州市の2009年から2016年で移住した約200世帯については、南九州市では、市内の公民館から公民館への転居に対しても補助を出している時期等があり、その数も含めていると推察している。
- ・ 南九州市と同様な空き家バンク制度の設立については、本市の宅建業者において、空き家バンクに対するまともがなかなかとれていない状況であり、以前、空き家バンクの登録を働きかけたこともあったが、なかなか協力がいただけなかったという状況である。
- ・ 本市への移住促進の対策については、平成29年度の予算では、首都圏からの移住者の誘引事業もあり、この反応を見ながら充実するべきところは充実し、移住を希望する方がどのような行政の手助けを要望するのかという情報収集を行いながら、本市の財政状況もかんがみ、政策を立てていくことになると思っている。
- ・ 空き家の利用促進の状況について、宅建業界においては、以前、空き家バンクの設立に向けて動き回った経験では、宅建業者と相談の際、空き家バンクへの情報提供を依頼したが、協力するところはなく、情報を開示したがないということであった。その要因として、本市の宅建業の商習慣として管理料はとっておらず、賃貸契約が成立した際の敷金・礼金で行っており、宅建業者の収入としては礼金の分しかないようなことが支障になっているのではないかと感じている。なお、本市に宅建業組合のような組織があれば再度相談する機会があるのだが、そのような組織がないことから、一堂に集めて説明したい旨の相談をしたが集まらないような反応であったため、困った状況であると感じている。

また、今年度実施した空き家調査の中間報告の状況では、把握できた空き家1,087件のうち939件分の持ち主に対し利活用についてアンケートを行い575件の回答があった。その575件中、51件は利活用できると見込んでいたが、持ち主からの賃貸及び売却の意向は9件しかなく、利活用に対する反応が鈍いと思っている。

- ・ 空き家を利活用する場合のリフォームへの助成については、今年度実施したアンケートには、

借家または売家として活用するときどのような希望があるかというような自由記述の欄を設けており、最終的な報告が3月末日に提出されることから、所有者の意向を分析しようとしている。なお、空き家を貸家にするについては、所有者の家族内において、管理費だけでも取りたい、先祖が住んでいた家に他人を入れるのは抵抗があるなど、意見が合致しないという事例もあるようである。

- ・ 本市の宅建業者が管理費をとるような商習慣にすることを働きかけることについては、本市において、他市のように定期的に安定した収入となる管理費をとると、所有者が宅建業者をすぐにかえるという弱みもあるようであるが、自発的に管理費をとるという商習慣が根づくような状況、また、一つの業界団体としてまとめられるかという状況を見てみたいと思っている。
- ・ 空き家調査については、ゼンリンに委託し住宅地図に基づいて空き家を特定していただいた。なお、調査においては、基礎的なデータの中に税務課からのデータを取り入れたものを持ちながら実施しており、各部署との連携も図っている。
- ・ お試し住宅をDVDで紹介することについては、そもそもお試し住宅を決めておらず、本市へ移住を希望する方が今年度実施した空き家調査で利用可能な空き家の中から希望し、それに応じて借り上げて設定するような体制を考えている。
- ・ 現在の個人番号カードの交付状況については、本市に届いた件数が1,930枚、そのうち本人に交付した件数が1,756枚で7.95%である。
- ・ 個人番号カードの交付事業に関する事業については、通知カード及びマイナンバーカード関連事務並びに認証業務に関する事務を地方公共団体情報システム機構に委任している。個人番号カードの交付事務に関する事業は、本市に届いた個人番号カードの交付及び申請者に対し申請の支援を行う事務である。
- ・ マイナンバーカードに係る被害の報告については、現在、本市においてそのような情報は入っていない。
- ・ マイナンバーカードの全国的な交付率については8.26%である。鹿児島県は交付率が7.69%となっており、交付率が伸びていないのが現状である。国が国民健康保険の保険証と連携するという構想を平成29年度中に実施したいとの情報がきていること、また、平成29年7月から本人が自分の個人番号がどのように使われているかを閲覧できるマイナポータルが始まることからマイナンバーカードの利用及び必要性がふえると思っている。
- ・ 行政事務におけるマイナンバーカードの必要性については、税・社会保障制度等に使用することで今年度から税の申告等で使用されており、今後、事務の効率化及び社会保障の名寄せ機能の利便性について検証されていくものであると思っている。
- ・ 安全性については、個人番号が入っているところでは、クラウドシステムの導入等、セキュリティ強化を行っている。セキュリティ強化として、システムの利用開始時に職員の生体認証を行うようにしており、また、どの職員がだれの個人番号にアクセスをし、どのような作業を行ったかをすべてチェックして記録する機能もつけている。クラウドシステムの一番の利点は、データセンターを外に置くことで、本市に大きな地震が発生してもすべての記録が保存されることであると考えている。
- ・ データセンターのハッキング対策については、専門の方が24時間常駐して、データセンターの保守を行っており、センター自体もファイアウォール等、さまざまなハッキング対策をしていることから、データセンターの信頼性は高いと思っている。
- ・ セキュリティ対策として住民情報をUSBフラッシュメモリーに保存することについては、USBフラッシュメモリーのパソコン等への接続時にウイルスが侵入したり、中のデータを改ざんされたりする恐れが一番大きいことなどから、かなり危険性を伴っていると思っている。また、耐用年数があり、将来的にデータが消えて使用できなくなる状態も発生し、別のメモリ

への保存を繰り返していくという作業が必要になると思っている。本市のクラウドシステムでは、本市と某所のデータセンターを二重の専用回線をつないでおり、これに対する侵入関係の対応については、ファイアウォールを使用し、専門の方が24時間常駐し管理を行っており、データセンターの管理体制についても、電源管理、地震対応等が確実に実施されていることから、住民情報のデータ保存等については、データセンターを利用するほうが一番よいのではないかと考えている。

- ・ 個人番号のデータをUSBメモリに保存することについては、個人番号の番号法により厳しく禁じられており、持ち運び等をしてはならないとなっている。
- ・ 個人情報の人的ミスによる流出に対する対応としては、他市において個人情報流出の報道があるたびに、職員に対し不審なメールや添付ファイルを開かないように啓発している。
- ・ 個人番号の流出に係る対応については、個人番号等を扱うシステムのネットワークは、不審メールが届く可能性のあるネットワークとは物理的に分離しており、個人番号を管理しているシステムの中に不審メールが入ってくることは想定されない。また、USBメモリを介して流出する可能性については、個人番号をUSBメモリ等に落とし込んで移動することは法で禁じられており、職員がそのようなことをする可能性はないととらえている。
- ・ 無線LAN設備撤去作業の委託は、各学校及び教育委員会等の出先機関について、無線LANでネットワークに接続していたが、専用回線での接続となったことから、老朽化した無線LAN設備の撤去を行うものである。
- ・ 市長選挙費は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担の額を改定するために、今回条例を改正するものであり、改正後は、選挙運動期間中の1日当たりの自動車の借り入れ契約の限度額が1万5,800円、1日当たりの燃料代金が7,560円、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価が525円06銭、加算額が8万6,400円となる。また、立候補者1人当たりの影響額は、選挙運動期間が7日間あるので、自動車借り入れで3,500円、燃料代で1,470円、ポスター作成で3,600円、合計で8,570円の増となる。なお、県下19市の中で選挙公営を持っていない3市を除く16市では、ポスターの掲示箇所が多い鹿児島市を除いて同様の改定額となっている。
- ・ 民生費中、施設型給付費に関し、平成29年4月から市内7保育所のうち2保育所は、幼保連携型認定こども園に移行する。市内の幼稚園、保育園で、今回の2保育所以外に移行を計画しているところはないようであるが、希望については、会議等の中でその都度把握したいと考えている。
- ・ 保育所が認定こども園に移行したときは、従来の保育を提供する機能にあわせて幼稚園の機能も備えることになり、逆に幼稚園が移行した場合は、保育部分の機能も備えることになる。
- ・ 認定こども園に関し、市内の幼稚園へは会議等を通じて制度の周知を図っている。幼稚園の経営者から意見等を伺っている中では、幼稚園から認定こども園への移行に当たって、保育士の確保・配置が必要であること、施設・設備面においては、利用定員に応じた施設の広さや昼寝をさせる浴室が必要であることや、基本的には給食を調理するための調理室が必要であることなどから投資が必要となるということ、また、認定こども園に移行したときの運営への影響を現段階で具体的に把握しておらず、移行を迷っているという意見であった。
- ・ 保育所・こども園施設整備事業は、平成29年4月から認定こども園に移行する現在の立神保育園の施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修をしようとするものである。この事業は、保育所等整備交付金事業と認定こども園施設整備交付金事業の2つ国庫補助事業で実施されることになり、補助に係る事業費の割合は、保育園機能分と幼稚園機能分のそれぞれの利用定員の比率によって算出される。
- ・ 幼保連携型認定こども園は、教育・保育を利用する子供について3つの認定区分が設けられ

ており、1号認定の子供は従来の幼稚園と同じ機能の利用を、2・3号認定の子供は従来の保育所と同じ機能を利用をすることになる。認定される区分によって教育・保育の内容が違ってくるが、認定区分の選択は、子供を預ける保護者の意向によるものと考えている。

- ・ 日中一時支援事業の内容は、障害者の日常における活動の場を確保するとともに、家族の就労の機会及び障害者を介護している家族の休息の機会を確保するために、日中においてサービスを提供する事業所等において一時的に預かって見守り等の支援を行うものであり、平成27年度の利用者数は21人である。なお、事業にかかる利用者の負担はない。

- ・ 老人クラブ運営補助は、高齢者が培ってきた知識や経験を生かした生きがいがづくりなどのための活動に対し、高齢者の社会参加促進を図ることなどを目的に補助しているものである。

- ・ おむつ給付事業は、在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者におむつを給付し、在宅寝たきり老人等の福祉の増進を図るものである。おむつの給付方法は、本人から給付の申請があったとき給付券を発行し、販売店等で給付券と引きかえに受け取ることになっている。なお、給付限度は、1人当たり600枚としている。

- ・ ひとり親家庭医療費助成事業が平成28年度当初予算と比較して減額となっている理由は、過去数年の支給実績に応じて減額をしたものである。

ひとり親医療費助成の平成27年度の実績は、父子世帯が78人、延べ464件で約304万3,000円、母子世帯が556人、延べ3,308件で約1,541万円となっている。なお、この医療費助成事業では、父子家庭と母子家庭に対する助成は同一となっている。

- ・ 介護保険事業計画の次期計画策定については、国等から示された実施方法に従い、平成28年度は高齢者の実態調査等を行っている。

次期計画策定における新しい総合事業のサービス内容等については、今回の実態調査の中で、どのようなサービスを希望するかなどの質問項目が設けられていることから、その結果を踏まえて分析を行っていく。

- ・ 第6期介護保険事業計画では、小規模多機能型の居宅介護施設を市内各中学校区に1カ所ずつ整備することとし、既存の施設がなかった2中学校区にそれぞれ1カ所ずつ整備する事業計画を立てていた。この事業計画に基づき整備するため2回の公募を行ったところ、1中学校区のみ事業希望があり、現在、指定予定事業所として指定された事業者が、事業実施に向けて準備を進めている。残りの1中学校区は応募がなかったが、既存の小規模多機能型居宅介護事業所が比較的近い場所にあり、その中学校区の居住者の方についても、利用については大きな支障はないものと考えている。

- ・ 第7期介護保険事業計画は、これまでの経緯や、高齢者実態調査等におけるニーズ、事業者の意向などを踏まえて、地域包括ケアの推進に向けた必要な事業計画を策定していきたいと考えている。

- ・ 通所介護サービスについて、行政側が利用者の住所等を考慮して近くのサービス事業者を指定するなどの調整ができないかということについては、あくまで利用者側の意向に沿って希望する事業所を利用しているものであり、調整を行うことは難しいと考える。

- ・ 介護サービスを行う各事業所では、利用者を確保し事業の運営をしていく上で必要な人員確保のために、従業員の資格取得等に係る講習への助成や処遇改善を図るなどの工夫をされているようである。事業者からは、介護従事者の専門職の確保は非常に難しいと伺っており、その対策を検討していかなければならないと考えている。

- ・ 成年後見人制度利用支援事業の利用者数は、申立人がなく市が申し立てをした人数が3人と、申し立てに対して費用負担が困難な方に経費を支援した人数が1人となっている。

- ・ 成年後見人制度は、対象者が物事を理解する能力がないために、その対象者の財産に損失を与えるような財産行為などが見込まれるとき、それを保護して対象者の財産の確保を図るもの

である。制度の市民への周知は広報紙等で行っているが、対象者本人等による申し立てが難しいときは、市長申し立てによる方法などがあるので、詳細は窓口で相談してもらいたいと考えている。

- ・ はり・きゅう等施術料助成事業の助成額の実績は、平成25年度が763万2,400円、平成26年度が726万4,800円、平成27年度が714万0,400円となっている。平成29年度予算は、過去3年間の月平均の助成実績と冬期の月平均実績の減少率を考慮して663万円を計上している。
- ・ はり・きゅう等施術料の事業者からの請求については、市に登録した市内の事業者から施術実績の一覧表と回収した受給券を添付して申請されており、請求額の精査は確実になされている。
- ・ 衛生費中、循環型社会形成推進交付金事業補助に関し、生ごみの資源化等については、処理業者がなければ難しいと考えている。また、生ごみ処理業者等の調査を行い、生ごみの減量に努めていきたいと考えている。
- ・ 内鍋清掃センターに持ち込まれたごみの量は、平成27年度では、燃えるごみが6,173トン、燃えないごみが1,874トン、資源ごみが645トン、直接搬入された草木等が741トン、合計9,433トンである。なお、生ごみは燃えるごみとして区分され持ち込まれることから、生ごみだけの数量は把握できていない。
- ・ 生ごみの処理に関しては、肥料などへの資源化を行っている近隣市の事例は伺っているが、新広域ごみ処理施設の建設計画にあわせて、構成4市で生ごみを含めた一般廃棄物の処理計画や運営方法等を検討・協議していく必要があると考えている。
- ・ 生ごみ処理機による生ごみの減量化については、枕崎市衛生自治団体連合会の総会等で周知を図るとともに市民への広報も行っているところである。今後、悪臭対策等も含め、さらに減量化に向けて研究していきたいと考えている。
- ・ 騒音等検査事業の自動車騒音面的評価業務は、騒音規制法第18条の規定に基づき、5年に1回の自動車騒音の常時監視を行うものであり、平成29年度に自動車騒音の測定を委託して実施するものである。測定箇所は、国道225号線と226号線で市街地の2カ所を予定している。騒音レベルの基準は、昼間が70デシベル、夜間が65デシベルとなっており、前回の数値はすべて基準値内であった。
- ・ インフルエンザ予防接種助成事業の対象者は、生後6カ月から未就学児までとし、851人を見込んでいる。なお、対象者を中学生まで拡大した場合は、対象者が2,353人で、費用額は約378万円になると推計している。
- ・ 産科医療体制確保支援事業の助産師対策分については、市民が安心して子供を産み育てる環境を維持するためには、市内に1カ所しかない産科医療機関を存続することが重要であると考えている。今回、産科医療機関で常勤の助産師確保が困難な状況になり、その対策として、鹿児島市内の公立病院に対し助産師派遣について要請を行ってきた結果、派遣のめどが立ったところである。派遣元が公立病院であること等から、派遣によって生じる産科医療機関の負担が増加する部分について、市が助成を行う事業である。
- ・ 助産師の確保については、お産に対応するため助産師が24時間体制で待機しなければならない状況がある。仮に、助産師の確保ができなくなると不足する部分を産科医が対応することになり、産科医の疲弊を招く。産科医をサポートする助産師を確保しなければ産科医療体制を維持することができないということである。
- ・ 健康増進事業に関し、人間ドック助成事業は国民健康保険の被保険者に対しては実施されているが、後期高齢者に対しては実施されていなかったところである。後期高齢者の人間ドックに対する助成事業は、後期高齢者の方々からの要望を踏まえ、本市の健診の受診率が低いために、受診率を上げる目的で、平成29年度から新たに実施するものである。

- 産後ケア事業は、産後において育児不安などによるさまざまなストレスを抱えてうつ病を発症するケースが多く、母体の健康管理を行う上で適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の産婦を対象として、宿泊型または日帰りにより産科医療機関で産後の安心安全なお産体制の確保を図るものである。この事業は平成27年度から実施しており、平成27年度利用実績としては、ショートステイが8名の延べ21日で利用者が少ない状況であり、平成29年度の利用見込みは平成28年度見込みの半数程度とした。
- 不妊治療費助成事業の申請件数は、現在まで1件である。申請件数が少ないことに関し、申請漏れや制度の周知が図られていないことが心配されたため、市報にも幾度となく掲載し、また、加世田保健所とも連携を強化して情報提供を依頼したところである。また、平成28年度から、県の助成額が初回に限って15万から30万に引き上げられたところであるが、本市の事業は、その上乗せ補助になることから対象者が減っていることも考えられる。最終的な件数は、現在、加世田保健所への申請2件も含めて、3月もしくは4月の申請状況を見ないと把握できない。
- 衛生費における備品購入費の公用車購入は、健康センターの公用車が老朽化したことにより、公用車1台を買いかえるものである。
- 各種がん検診を受診された方のうち、精密検査の対象となった方の平成27年度における精密検査受診率は、胃がん検診が88.2%、腹部超音波検診が94.2%、大腸がん検診が88.7%、肺がん検診が87.5%、子宮頸がん検診が40%、乳がん検診が65%となっている。
- 労働費中、新規雇用創出就労環境改善事業補助は、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の就労環境改善に資するため、積極的に就労改善に取り組む市内業者に対し補助金を交付するものである。
事業の内容は、本市内に本社及び事業所を有し労働保険及び社会保険加入事業者で、補助金交付要綱施行日以後に就業時年齢35歳未満の者を1名以上正規雇用した者であって、現況の就労環境を改善しようとする者を補助対象事業者としている。
- この事業のハード事業としては、事業費が50万円以上のもので、男女別に区分した従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室及び休憩室等の福利厚生施設整備事業、就業管理システムまたはタイムレコーダー等の労働時間短縮のための設備導入事業、喫煙室または分煙もしくは排煙施設等の職場環境改善のための設備導入事業を対象とし、補助金は事業費の2分の1以内の額で50万円を限度とする。
また、ソフト事業としては、制服及び作業着の支給または貸与等の就労環境向上事業を対象とし、補助金は事業費の2分の1以内の額で20万円を限度とする。ただし従業員1人当たりの限度額は1万円以内とする。
- 新規雇用創出就労環境改善事業については、枕崎市版の地方創生総合戦略に盛り込むに当たり、若い労働者がどのような施設環境の労働を望んでいるのか、あるいは枕崎に残りたいという若者をどう定着させるかといったことを、市内の事業者等に聞き取りを行った中で出てきた声を反映し事業化するものである。
- 農林水産業費中、妙見センター整備事業の内容については、屋外トイレの新設工事及び旧トイレの解体費のほか、妙見センター2階研修室のクーラーの更新である。
- 妙見センター農産加工室の利用実態については、現在はめんつゆやみそづくりを中心に利用されており、さきの所管事務調査で指摘を受けた備品・設備の改善について、その後、利用者への意向調査を行ったが、現状のままでも支障がないとの声が多かったため、当面は今の利用形態を維持しつつ、いかに有効に長寿命化させていくかという方針で考えているが、将来的には財政状況等も見ながら検討はしてまいりたい。
- 加世田常潤高等学校農業後継者育成対策協議会負担金は、農業高校と地域の関係機関が連携

をとり、農業後継者の育成を図ることを目的として、南さつま市、枕崎市、日置市、南九州市及び各農協に県、及び加世田常潤高等学校を含めた組織で設置されている同協議会に対する負担金である。

同協議会においては、農業の経験をさせるアグリスクールや農業体験学習等を通して小中学生に農業の良さを知ってもらい、多くの子供たちが地元の農業高校に興味を持ってくれるように啓発活動などを行っている。

- ・ 鳥獣被害対策事業のワナ免許取得初心者講習会補助は、ワナ免許取得に際しては初心者講習を受ける必要があり、その受講料1万円の半額は県が補助しているが、今回、市においても協議会を通じて残りの5,000円を助成しようとするものである。

- ・ 鳥獣被害対策の一つである電気さく設置については、県の事業で115万円ほど予算計上されているが、申請からの一連の手続きに時間を要することから、これに補完的に対応するため平成29年度の市の補助金は昨年より増額し30万円を計上している。なお、市の補助金は費用の3分の1を補助し、残りは個人負担である。

- ・ 県の電気さく設置に係る補助事業の拡充に関しては、鳥獣被害は全国的にふえているため予算的になかなか厳しい状況にあるが、今後、県、地区の農政担当者が集まる会議等で要望していくとともに、市補助金の拡充等についても、増額した平成29年度予算の執行経過を見ながら、今後検討してまいりたい。

- ・ 遠洋かつお一本釣漁船低温活餌槽等導入事業補助は、現在、本市漁港を基地とする3隻の遠洋かつお一本釣船のうち、老朽化が激しいため償却する第8旭丸にかわる新船、第11号旭丸に導入する設備に対する補助金である。

内容としては、活餌のカタクチイワシを活かしておくため、海水を入れかえながら水温を15度に保っておく冷蔵システムの低温活餌槽と高規格冷凍設備で、この導入費用は2億0,160万円である。

- ・ 県単漁港整備事業負担金の白沢津港護岸整備については、港への進入方向左側の整備されていない護岸部分について、延長15メートルの直立護岸で整備しようとするものである。

同港における新規の整備はほぼ終わりつつあるので、今後は、老朽化した西側、東側の岸壁の整備に向けた計画を県にお願いしていきたいと考えている。

- ・ 平成27年8月の台風15号によって被害を受けた新町、旭町地区の護岸整備に関する取り組みの経過は、同年9月に南薩地域振興局へ要望を、12月に県の漁港漁場課に陳情を行った。その後、県では、当時どういふ波が発生し、被害をもたらしたのかという波浪推算調査を経て、工法等を含めた今後の整備のあり方を検討・整理し、本年2月15日に水産センターにおいて当該地区の公民館長、被害に遭ったかつおぶし工場の関係者に集まっていただき説明会を行ったところである。

現在、鹿児島県で取り組んでいる海岸事業は交付金事業で整備しているのが現状で、また県に与えられた予算枠をどこに配分するかという課題もあることから、同事業での整備は難しいのではないかと考えている。

- ・ 同地区の護岸整備に対する県の考え方としては、直立護岸形式、離岸堤などさまざまな工法を検討する中で、事業費の規模、補助事業での実施の可能性等を探りながら進めていくということで聞いているが、工法によっては潮の流れの変化で沿岸漁業への影響も懸念されるので、今後、沿岸漁業者とも協議しながら県に要望していきたい。

- ・ 商工費中、旧勤労青少年ホーム解体事業に関し、当該敷地は塩浜公園の一部となっていることから、当面は国体に向けての駐車場として一時活用して、その後はまた公園として利用していくことになる。

- ・ がんばる商店街支援事業補助は、平成24年度から商工業者等を構成員として設立された法

人または団体が実施する事業に対して補助を行う目的で創設したものであり、これまでの実績としては平成24年度1件、平成25年度1件、平成26年度3件で、平成27年度、平成28年度の実績はなかったが、平成29年度も前年度同額を予算措置したものである。

ソフト事業については、新商品開発事業、地域資源活用事業、伝統文化復活事業、後継者育成事業、IT情報化推進事業、地域通貨商品券等発行事業、イベント事業で事業費30万円以上のものを対象とし、ハード事業については、街路施設整備事業、駐車場等施設整備事業、交流施設等整備事業、イベント広場等整備事業で事業費300万円以上のものを対象としている。

- ・ 企業誘致費については、毎年140万円程度を予算計上しているが、このうち100万円は既に立地した企業への補助金として分割で支出している分であり、残りが実質的な企業誘致の活動費で、企業の訪問や毎年大阪と東京で交互に行っている経営者との名刺交換会、懇談会の参加経費である。現在も面談中の企業はあるが、公表できる段階には至っていない状況である。
- ・ 本市の場合、市の面積が小さいことから土地価格は高止まりの感があり、水資源についてもお勧めする別府の臨空工業団地などは地形的に水量の確保が非常に難しいため、企業誘致の立地要件からすれば厳しい面はあるが、全庁的に連携を図りながら企業の要望にこたえられるような方策を検討してまいりたい。
- ・ 駅舎前広場トリックアートについては、県の魅力ある観光地づくり事業を活用して、駅を利用する歩行者用に整備したものであり、アスファルト舗装の基礎の上に厚さ1センチの樹脂舗装を施して仕上げていますが、広場の利用に当たって、昨年からは、さまざまなイベント等で利用される中で自然石の樹脂舗装の骨材がすり減ってきている状況にある。
こういった現状を踏まえ、利用の実態に十分耐え得るようになるため、専門業者とも検討を重ねトップコート工法という工法で今回、表面保護工事を行うものである。
- ・ 駅周辺のその他の整備としては、要望のあった案内標識を街路駅前通り線と県道枕崎停車場線の歩道部分に設置するほか、イベント等での使用にも対応できる60アンペアの電源設備を駅舎前広場に整備するものである。
- ・ 2018年放映のNHK大河ドラマ「西郷どん」に関し、本市の観光行政面での取り組みについては、西郷隆盛と本市のかかわりとして、当時、西郷隆盛が大島から帰るとき枕崎の港に入港し、宿泊したという形跡も残っており、その場所に看板も設置しているが、今後、県内各地にある西郷ゆかりの地を巡ってくる観光客がふえることも予想されるので、来年1月の大河ドラマ放映までの1年弱という期間でどういう事業に取り組めるのか、ハード、ソフト両面から研究しているところである。
- ・ 土木費中、水尻グラウンド交流促進整備事業については、既設トイレの解体費、グラウンド北側の老朽化したフェンスの改修のほか、グラウンドの西側、東側合わせて百四、五十台の駐車場整備を予定している。
- ・ 消防費中、消防団員経費の増の主な理由は、260人分の消防団員活動服の更新によるものである。なお、現在の消防団員の年齢構成は平均年齢42.4歳で、20歳以上30歳未満が27人、30歳以上40歳未満が89人、40歳以上50歳未満が84人、50歳以上60歳未満が46人、60歳以上が14人の合計260人で、条例定数260人の充足率100%を3年連続維持している。
- ・ 本市の消防団員に定年制はなく、70歳以上の高齢の方もいるが、そういう方々は若手の指導や地域との連携などその地域における適した任務があり、こうした点に重点を置いて任務に当たってもらっている。
- ・ 高規格救急車更新事業で配備する新規車両は、耐用年数は10年で、機能としては事故の画像等を収納するドライブレコーダーを装備する予定である。
- ・ 排水機場整備事業については、平田瀉下流排水機場の樋門のゲートを更新するほか、平田瀉上流・下流の排水機場及び田畑排水機場3カ所の排水ポンプ自動通報装置について、大雨や台

風時の落雷による故障を回避するための雷感知制御装置の設置、平田潟下流排水機場の老朽化により腐食したスライドゲートの扉体部分の取りかえを行うものである。

- ・ 平田潟排水機場オートゲート設置工事の内容は、台風の接近等の際に、夜中でも職員の手で行っていた危険なゲートの開閉業務を、豪雨、台風、高潮等の災害に備えて、従来の手動による開閉方式から自動式に更新しようとするものである。
- ・ 防災行政無線のデジタル化に関しては、平成28年度は整備の方向性を検討するため現地調査等を行ってきたところであるが、防災行政無線と接続している集落の無線放送設備も電波法の改正で使用期限があると聞いていることから、平成29年度の実施設計に当たっては、集落が再整備等する際に助成制度の創設等ができないかも含めて検討していきたい。
- ・ 教育費中、本市の奨学金制度に関し、奨学金の返還は、就職1年後からその全額を10年以内に返還しなければならないとなっており、障害者等を対象とした免除制度はない。

なお、奨学金の滞納状況については、平成29年2月末現在の滞納者数は23名であるが、滞納者に対する臨戸訪問等を行う中で、決算ベースで平成25年度は45名、平成26年度は34名、平成27年度は27名と年々減ってきている状況である。

- ・ 教職員住宅譲渡代金償還金の313万2,000円は、鹿児島県公立学校共済への償還金で、償還期限が平成31年度までの別府教員住宅と、償還期限が平成34年度までの桜山中学校校長住宅の計2棟の平成29年度償還分である。
- ・ スクールカウンセラーの配置に関し、本市では不登校やいじめに関する問題行動の中でも不登校による事案が複雑化してきており、それらに対応するためスクールカウンセラーによる教育相談等が行われている状況である。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、現在、2名配置されており、不登校、家庭の問題、親子関係等の課題に対応していただいているが、昨今、こうした事例が増加していることから、平成29年度に1名増員しようとするものである。

不登校の実態としては、平成28年度における年間30日以上の不登校者数は小学校で7名、同じく中学校で14名となっている。また、不登校の理由については、小学校の場合は家庭環境、家庭内の不和、無気力が、中学校の場合は友人関係が大きな要因となっている場合が多いようである。

いじめと友人関係の関連性については、子供同士の言葉のやりとりでの行き違いとか、部活の中の先輩後輩での言葉受けが原因で起こるといった事例はあるが、現在、それが根本的な原因となっていじめにつながっているという状況はなく、またいじめによる不登校の事案はない。

- ・ 長期不登校の児童生徒については、学力の遅れが問題になることから、学校職員が家庭訪問をしたり、学校に出てこれる状況であれば別室で補充指導を行ったりして対応している。

不登校など、さまざまな事例の問題解決に向けては、専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの力も得ながら、学校の先生、保護者、地域の民生委員等が連携を密にして、少しでもよい方向に導けるよう取り組んでいきたい。

- ・ 平成29年度の学校教育施設等整備事業は、小学校については枕崎小学校の図書室のエアコン改修及びグラウンド整備、別府小学校・立神小学校のトイレの洋式化工事、別府小学校のブロック塀の改修工事、立神小学校の校舎10号棟の屋根防水工事及び渡り廊下の改修工事のほか、4校分の校長室の空調設備工事を、中学校については立神中学校の読書ホールブラインド補修工事、別府中学校の教頭住宅の車庫設置工事のほか、4校分の校長室の空調設備工事である。
- ・ 各小中学校における空調設備の整備状況としては、現在、職員室、校長室等を除く160教室のうち、パソコン室、図書室、保健室及び特別支援教室合わせて26教室が整備済みで、全体の16.3%となっている。県全体の設置率は28.3%である。

- ・ 授業を行う教室等の空調設備については、近隣の指宿市、南さつま市、南九州市においても整備していない状況にあり、相当大きな予算が必要になることから、今のところ考えていない。
- ・ 本市の小中学校トイレの洋式化率は現在19.1%で、県平均の30.5%をかなり下回っており、とりわけ別府、立神両小学校の洋式化率が低い。今回別府小学校の男子トイレ1基、女子トイレ2基の計3基を60万円で、立神小学校の男子トイレ1基、女子トイレ1基の計2基を40万円で洋式化しようとするもので、県平均に近づけるよう年次的に整備していきたい。
- ・ 桜山小学校や枕崎小学校の正面入口がともに急な階段で、高齢者や障害者のためにも手すりを設置してほしいという要望については、教育委員会としても現状は認識しているので、今後どういったやり方がいいのか、関係課とも相談して対処したいと考えている。
- ・ 枕崎小学校沿いのゾーン30については、警察署から区域が指定され、面的に30キロ規制をかけることになったものだが、30キロ規制の区域を表示する標識の設置や路面標示に要する費用などは建設課の予算で負担している。
- ・ 金山小学校の跡地活用については、昨年まで企業誘致の方向で進めていた経緯もあったが、現在、市内のNPO法人との間で体育館を除く校舎、グラウンドの利用について話し合いを行っているところであり、その進展状況については、年間賃借料の問題や契約方法の課題等もあり双方の合意に至っていない状況である。
- ・ 旧金山小学校の体育館の床は、屋上雨どい部分の木の葉等の詰りによる雨漏りが原因で、ゆがみが出て非常に傷みが大きい状況にあるが、屋上に上がるはしごが老朽化で危険なため、専門業者による除去等をお願いしようと考えているところである。
- ・ サン・フレッシュ枕崎は、施設の設置目的や特性を踏まえて、民間のノウハウを活用しつつ、商業主義に偏ることなく適正な管理運営を行っていくことが求められており、運営に当たっては、本市の生涯学習に関する広域的な拠点として市民の福祉の増進を図るための取り組みを行っている。

施設の利用状況については、平成27年度は1,520件の1万9,620人に利用され、使用料収入は190万8,560円で、平成28年度は平成29年2月末現在、1,451件の1万9,697人に利用されており、使用料収入は180万7,610円となっている。

- ・ 市内5つの地区公民館は福祉センターが併設されており、平成28年度まで福祉センター主事4名を配置して輪番で回るといった体制をとってきたが、入浴施設としての利用を行わなくなった現在は施設の環境整備や地区館主事の補助が主な業務となっている。業務量的に3名の配置で十分可能であると判断し、今回、1名減にしようとするものである。
- ・ 家庭教育支援ノートは、地域のつながりの希薄化など社会が大きく変化している中で、地域の教育力、家庭の教育力が低下してきていることから、地域ぐるみの家庭教育支援のあり方について社会教育委員会議の提言を求め、その中で意見をもとに家庭教育支援の一助となるようなものを作成し、保護者や教職員等によりよく活用してもらうことを目的としている。
- ・ 具体的な活用方法としては、学校教育、PTA、講演会などさまざまな学ぶ機会の資料となればと考えている。なお、家庭と学校との連絡の取り合いは、小中学校いずれも生活ノートがその役割を担っているため、このノートでは考えていない。
- ・ 南浜館大規模改造事業設計業務委託は、これまで完治できなかった雨漏りの抜本的な改善策として行う屋根全体及び破風板の防水塗装工事のほか、第2展示室の半円形型屋根の構造の一部変更、収蔵庫の増築を行うため、今回、予算計上したものである。
- ・ 学校給食センターは運営方式が委託化されて5年になるが、運営に当たっては、安心・安全面では搬入食材の点検が何重にも徹底して行われているほか、アレルギー除去や食物アレルギーの子に対する代替食の対応がなされているところである。なお、食物アレルギーを持つ児童生徒数は、現在、全小中学校で12名である。

- ・ 同センターに関する業務は、市職員3名、学校栄養教諭2名、委託職員22名が従事している。
- ・ 歳入中、個人市民税は、内閣府の月例経済報告では、このところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとの報告が続いているが、本市の経済や雇用状況を見ると厳しい状況にあり、平成28年度の課税実績等を見ても税収の好転は期待できない状況等を踏まえ、所得については平成28年度課税実績の98.5%を見込んだことにより所得割の部分が減となり、また、納税義務者の減少による均等割等への影響などを含めて、前年度予算と比較して、約950万円の減を見込んでいる。
- ・ 法人市民税は、大企業等では業績等の回復の傾向が見られるということがあるが、本市で大半を占める中小企業については、その兆しが明確でなく、先の見通しが不透明な状況にあることと、また、本市の大口事業所の平成28年度の申告納税に係る事業年度の所得が減少している状況にあること等を踏まえ、減になるものと見込んでいる。
- ・ 固定資産税は、現年分について、土地は、前年度当初予算と比較して21万円の微減、家屋は、消費増税を見据えた駆け込み需要などが落ちつき新築等の伸びが鈍化しているということなどにより641万円と若干の増、償却資産は、太陽光発電施設の増加等により約5,100万円の増と見込んだところである。
- ・ 軽自動車税の現年課税分が増となった理由は、予算編成においては、平成29年1月1日現在の登録台数から身障者減免に係る予定数分を差し引き、新規登録・廃車等の予測を立て、さらに平成28年度に新規登録1年目として軽課税率適用による軽減が2年目以降になくすることや、登録後13年を超える重課税率適用分などを考慮して課税台数を算出し、その結果、平成28年度より増となったものである。
- ・ 市たばこ税の減の理由は、近年、禁煙化傾向にあり消費量は減少していくことが見込まれること、また、平成27年度税制改正の経過措置に係る旧3級品の部分の消費本数の対前年度伸びなど、一般分、旧3級品分でそれぞれ見込んだ結果によるものである。
- ・ 鉱産税は、月ごとの増減はあるが、平成28年度実績見込みの80%で計上している。
- ・ 地方交付税の算定に当たって、トップランナー方式による単位費用の引き下げに係る本市への影響額は、個別算定経費の中で道路橋りょう費が約460万円、小・中学校費が約120万円、徴税費の電算処理関係が約70万円、戸籍住民基本台帳費の戸籍事務の電算処理経費と電子計算機賃借料の中で約40万円、包括算定経費である庁舎管理委託等が約200万円などで、合計で約900万円と見込んでいる。

トップランナー方式に係る対応として、本市では従前から道路維持・清掃等はシルバー人材センター等に委託して実施してきており、また小・中学校費などについても従前から委託に切りかえてきているが、現状と比較しながらさらに民間委託の検討が必要と考えている。

- ・ 県内19市における顧問弁護士の委託契約の状況等は、昨年8月に他市が行った調査結果によると、弁護士との顧問契約を締結している団体は県内19中16市となっている。年間の契約額は、最も低い団体で36万円、最も高い団体で150万円で、団体の規模などで異なっているが、本市の契約額は、16市のうち高いほうから10番目となっている。

本市の顧問弁護士に相談した事項の件数は、平成25年度が3件、平成26年度が3件、平成27年度が9件、平成28年度が4件となっている。相談事項の件数は3件から9件であるが、事案によっては初回の相談で完結せず、その後も継続的に、複数回にわたり電話やメールなどでの相談を行っているのが現状である。

- ・ 顧問弁護士と相談する事案は、損害賠償に係る事案が多い状況である。また、訴訟関係についても顧問弁護士に相談し、対応の仕方についてアドバイスをいただいている。相談後は、庁内でもアドバイスを参考に対応等を検討し、最終的な決断を下しているところである。

- 学校給食に係る経費の負担に関し、生活保護が11人、準要保護が294人で合計305人に給食費の補助を行っている。

学校給食の負担に関し、国は生活保護で、市は準要保護として給食費を補助しているところであり、昭和29年9月28日の文部事務次官通達においては、学校給食法の規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、給食費の一部を補助することを禁止する意図ではなく、同法の規定は、学校の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食が円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の趣旨に基づいて解釈されるべきであると考えている。
- 学校給食費は、過去5年間、未納はない。

学校給食費の未納が続いた場合の罰則等に関する規定はない。
- カッター実技教室の人数は、平成25年が696名、平成26年が536名、平成27年が615名、平成28年は592名である。

海洋センターの艇庫には、大会に使用するカッターが3艇と救命着などのほか、水産高校のカッター等も保管している。
- 県防災ヘリの職員派遣については、県防災航空センターが本市に設置されて以降、本市から2名派遣している。派遣期間は3年間で、3年ごとに契約更新をして派遣しているところであり、本市に基地があることから、今後も継続して派遣していきたいと考えている。なお、現在の派遣職員は、本市から2名、南さつま市から2名、指宿南九州消防組合から2名、大隅曾於地区消防組合から1名の計7名となっている。
- 県防災ヘリの職員派遣に関し、枕崎市消防本部の条例定数は43人、職員数も43人で、うち2名を派遣している。消防職員の給与等の全体額は、職員派遣の有無にかかわらず変わらない。また、職員の派遣については、県全体の広域的な消防防災活動を県内の各団体がお互いにカバーし合うという根本の考え方のもとに派遣しているものである。
- コンテナヤードの建設に向けた取り組みについては、平成25年にコンテナ整備促進協議会を設立し、コンテナヤードの建設に向けた可能性について研究してきており、これまで、コンテナ船の入出港の検証や、検証結果を踏まえて、現在の整備計画の中で取り組めるように国・県へ要望を行ってきたところである。コンテナヤードは漁港漁場整備法に規定されていない施設であり、今回、枕崎漁港整備計画の変更時期に当たり、法に規定されている施設において、水産物のコンテナ貨物取り扱い施設整備として計画に盛り込んでいただくよう国・県へお願いするなどして検討を進めているところである。

コンテナ取り扱い施設整備後の管理運営については、具体的には定まっていないところであり、今後、関係者や協議会で協議していかなければならないと考えている。
- 道路整備事業に関し、側溝改修などの維持的な事業は単独事業で実施しており、過疎債を活用した道路整備と比較すると進捗は遅くなっているが、毎年、予算の範囲で改修を進めているところである。
- 新広域ごみ処理施設の建設候補地は組合協議会が決定し、平成29年2月13日に南薩地区衛生管理組合議会全員協議会において発表された。その後、各構成市の議会には全員協議会等で説明しているところである。この建設候補地の決定に係る市民への説明は、組合でも各構成市が統一した説明ができるように検討しており、広報紙等で広報することになると考えている。
- 民間木造耐震化促進事業は、昭和56年5月31日以前に建築または着工した住宅が対象となる。
- 新築住宅の建築に対する補助はできないかということについては、ある一定の期間のみ実施することになると市民に対する公平性が失われるため、制度を検討するときは、財政の健全化とあわせて恒久的な財源のめどを立てなければならぬと考えている。これに関し、現在、庁内では具体的な検討は行われていないところである。

なお、三世代同居・近居の促進については、総合戦略の中で取り組みが計画されていることから、本市の財政状況を考慮しながら制度の導入検討を行っていきたいと考えている。

- ・ 市道伐採事業の委託先は、公民館とシルバー人材センターである。委託に当たって、民間事業者へ委託した場合との費用の比較は行っていない。市道伐採にかかる単価は、伐採後の処分を含めたものが1平方メートル当たり45円、処分を含めないものが1平方メートル当たり30円である。
- ・ 市営住宅長寿命化事業は、岩戸団地と第2金山団地を実施する予定である。
- ・ ゼロ予算事業は、平成28年度は継続事業が114件、新規事業が8件で、平成29年度は継続事業が120件、新規事業が6件を計画している。
- ・ ゼロ予算事業は、平成27年度の新規事業で主な事業として、水産商工課が枕崎駅舎前の草払いを、消防が危機管理対策係と連携した自主防災組織の地域防災マップの作成と防災訓練の実施について実施している。

平成28年度の新規事業は、生涯学習課が生涯学習作品展を、消防が高齢者宅の防火指導を、警防課が指示医療機関等における症例検討会を実施している。

平成29年度の新規事業は、福祉課が地域見守り活動ネットワークの構築を、地域包括ケア推進課が出前講座、成年後見人制度の講座ほかを、市立病院が新規採用をした看護師の救急実習の実施を、学校教育課が新聞を積極的に活用した教育活動の推進を、消防本部の消防総務課が枕崎市の災害図上訓練を、警防課が無料講師を利用した各種訓練を計画している。

- ・ ゼロ予算事業は、各課の職員が予算を伴わずにできることを事業化して実施するものである。事業が発展し、ゼロ予算で実施できないときは予算措置をして実施することも考えられるが、ゼロ予算の状態でその事業を継続しようとするときは、そのままゼロ予算を継続することが基本的な考え方である。
- ・ 鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業は、平成28年度から、本市、指宿市、南さつま市、南九州市、南大隅町の4市1町で取り組んでおり、事業の項目は、香港における観光キャンペーン及び物流構築事業とタイ・シンガポールセールス事業となっている。

平成29年度の主な事業は、香港における観光キャンペーン及び物流構築事業では、香港の有力な雑誌社とパワーブロガーを招聘し、4市1町エリアの記事の掲載やSNSを使った発信を依頼することと、香港の高所得者層を対象に4市1町のエリアの食材、特産品を使用した料理教室を開催し、4市1町地域への興味喚起と旅行行動までの誘客につなげていくことなどを計画している。物流構築事業は、4市1町の中で出展希望事業者を募集し、香港最大の商談の場である香港フードエキスポに出展商談を行う香港商談会出展事業のほか、ジェトロ、県貿易協会を招聘した輸出に関する知識等を習得するセミナーと個別商談会を行う計画であり、総事業費は1,000万円で、4市1町それぞれ200万円の負担を予定している。

タイ・シンガポールセールス事業は、鹿児島県観光連盟が主催するタイ・シンガポール事業に参加して、4市1町エリアのプロモーション活動を実施する計画と、タイの旅行会社及びメディアを招聘して観光の資源を体験していただき、その後、旅行商品の造成につなげてもらう事業を計画している。

- ・ 再任用に当たっては、3月31日で定年を迎える職員等とそれぞれ面接し、その職員の意向とこれまでの勤務実績等を踏まえて任用しており、任用の決定は通知書により通知し、配置場所は、職員と同じ内示の中で決定している。
- ・ 再任用職員は、ふえている状況にあり、これまでの臨時職員や嘱託で対応している部分を振りかえて、全体的な人件費が上がらないような工夫をしている。また、再任用で採用される職員は、大卒新採と比較して若干低い経費で任用しているが、これまでの経験を生かして業務を行うこととなることから、財政的な効果ととらえられない効果もあると考えている。

- ・ 小中学校図書購入費は、一般財源のほか、ふるさと応援基金を活用しており、図書購入への寄附が平成28年度は220万円、平成29年度は110万円であったことから、前年度予算と比較して110万円の減額となっている。
- ・ 市立図書館は、NPO法人みしのたくかにとを指定管理者に指定しており、図書購入費は委託料の中に含まれている。なお、市立図書館が行う市が指定してある業務以外の部分は、それ以外の費用で運営している。
- ・ NHK大河ドラマ「西郷どん」に関し、観光関係の対応として、現在、ハード面・ソフト面で有利な事業を模索している状況である。ソフト面についてもボランティアガイドの関係などを含めて、今後、どういったおもてなしをしていくかということなどを検討し、対応していきたいと考えている。
- ・ 公共施設の総合管理計画に関し、この計画では、基本的に不要な施設は整理をするとして、数値削減目標を5%と設定しているところである。除却する施設については、本市の公共施設の1人当たりの延べ面積は県内19市中少ないほうから3番目で、他団体に比べて多くはないが老朽化が進んでいるという課題もあり、過疎債等を活用しながら老朽化施設の更新を図っていく必要もあることから、今後、それぞれの施設の個別計画を策定する中で、総合管理計画としては不要と認められたものは今後除却していくという方針を踏まえて、更新または除却を決定していくことになると考えている。
- ・ 国内外観光客誘客事業は、お魚センターに委託して平成27年度から実施しており、平成29年度は、香港、台湾をターゲットにして観光客の誘客を図るものである。
外国人観光客数は、南溟館、お魚センター、南薩地域地場産業振興センター、枕崎市かつお公社、薩摩酒造明治蔵の本市観光拠点5カ所で統計をとっており、平成28年4月から平成29年2月までの11カ月間で総数が延べ3,783人、そのうち香港人が延べ1,007人、その他が延べ2,776人となっている。
- ・ 平成29年度の予算編成においては、全国ベースで見て、歳入面では地方団体全体での地方財政計画ベースで前年度並みの一般財源を確保するとされていた状況であったが、本市の状況を推計すると、普通交付税については、事業費補正など公債費の交付税措置の減少が大きく影響し、前年度交付額よりも減少する見込みとなり、一般財源収入の確保は非常に厳しい状況にあったところである。
歳出では、義務的経費では人件費や公債費が減少する中で、扶助費は高齢化の進行などから社会保障経費が増加するとして、義務的経費が依然として非常に大きいことに加えて、総合振興計画や地方創生戦略などの取り組みのほか、防災無線の整備、公共施設の耐震化などの防災減災対策、公共施設等総合管理計画の策定による計画的な公共施設の改修などの各種重点施策を進めていかなければならないとして、予算編成作業の厳しい状況を予算編成方針説明会のときから各課には説明していたところである。
一方では、各種財政指標についても非常に厳しい状況があり、財政の健全化を進めて、今後、持続可能な財政構造を維持していくために、経常経費の見直しを行いながら、国県支出金等の積極的な活用、地方創生推進交付金の活用、ふるさと納税制度の活用等による財源の確保も進めるとしていた。そのほか地方債残高の縮減に努めながら交付税措置率の高い地方債を活用するとして基金の充実を図るほか、土地開発公社の土地取得も進めるとしていたところである。また、国県補助金を積極的に活用するとして、県の地域振興推進事業の活用についても模索した結果、当初から振興推進事業の補助金も計上し、地方創生推進交付金の活用についても事業課で検討がなされたところである。さらに、ふるさと納税の寄附金の活用についても7,200万円程度の繰り入れを計上するなどし、活用可能な財源を活用する中で当初予算を編成したところである。

- 平成29年度当初予算が前年度より2.3%減少していることについては、公債費が前年度より約1億3,000万円の減額となったこと、また、臨空工業団地の土地取得完了の影響で諸支出金が前年度より約1億円減少していることが理由である。
- 特殊勤務手当は、平成27年度決算における消防職を除く合計は183万2,000円となっている。平成29年度の内訳は、税務事務手当は対象者が24人で92万7,000円、防疫作業業務手当は4人で25万円、行旅病人等取扱業務手当と福祉手当を合わせて対象者が4人で36万円、特殊自動車運転業務手当と用地交渉業務手当を合わせて対象者が13人の41万7,000円、保健指導手当と有毒薬品取扱手当を合わせて対象者が11人で10万円となっている。消防職の特殊勤務手当は、救急業務手当、出動手当、潜水業務手当、夜間特殊業務手当があり、消防署の管理職を除いた39人が対象となっている。

○委員からの意見・要望

- 議員の政務調査に担当課職員が随行することについては、その職員の経費はかかるが、帰ってきて生かせれば安いものと考えており、今後随行できるように検討してほしい。
- 移住・交流推進支援事業は、本市の人口増にもつながることから、移住・交流セミナーへの参加については、1回だけではなく、2回、3回と継続したほうが効果があると思っており、そのようにしてほしい。
- 防犯灯設置補助及び維持費補助のコスト削減を考えると、防犯灯を設置している公民館に対し設備取りかえや蛍光灯にかえるなどの相談をしていくべきだと思っており、今後、LEDにかえていくように働きかけてほしい。
- 建築物は人が住まないと傷むものであるから、空き家の管理については、賃貸料をとらない、物件を好きにリフォームさせて利用させるなど、管理費用がかからないように管理してもらうことを考えてほしい。
- 枕崎に住んでもらうためには、雇用を創出すること、空き家の利活用の対策の両輪で実施しなければならないと思っており、まず、雇用がどうしたらふえていくのかを考えてほしい。
- 市の施設のトイレに暖房便座の設置をしてほしい。
- 今後も個人情報流出等のないよう引き続き努めてほしい。
- 稚内交流事業に関し、鹿児島水産高校と稚内高校の交流事業が企画されているが、枕崎高校の生徒も交流事業に参加できるような取り組みをしてほしい。
- 生ごみの処理に関し、他市の生ごみ処理施設までの運搬コスト等を考慮すると、本市なりの取り組みによる生ごみの減量化を図っていかなければならないと思うので、調査等を行って、よりよい対策を見出してほしい。
- 第7期介護保険事業計画の策定に当たっては、第6期の計画作成のあり方などを踏まえて、さまざまな計画がきちっと生かされるようにしてほしい。
- インフルエンザ予防接種助成事業に関し、対象者を生後6カ月から未就学児までとしているが、近隣市では子育て支援の充実や定住促進に力を入れており、本市から近隣市へ移住している状況も見られることから、本市においても、今後は対象者を中学生まで拡大してほしい。
- 環境保全促進事業に関し、水尻公園等でグラウンド・ゴルフをされている方々から畜産関係と思われる悪臭の話聞くので、注視しておいてほしい。
- 不妊治療費助成事業は、安心して子供を産み育てられるまちにするためにも必要な事業だと思うので、これからも継続して実施してほしい。
- はり・きゅう等施術料助成事業に関し、施術料の不正受給等が起きることがないようにチェック体制をしっかりとっておいてほしい。
- 遠洋かつお一本釣漁船低温活餌槽等導入事業補助について、今回新船に導入される低温活餌

槽等に対する補助金は1,000万円ということだが、2億円余りかかる事業費に比べて正直少ないと感じる。本市は、何といてもカツオのまちであり、カツオ漁船がないことには対外的にPRするにも力不足となるので、今後とも検討の上、配慮していただきたい。

- ・ 台風15号の被害を受けた新町、旭町地区の護岸整備については、県の取り組みとしては事業費的にも大きなものになると考えているようであるが、市当局においては厳しい財政状況等も考慮しながら、なるべく地元負担の少ない、より有利な事業を取り入れていただくよう県の方に働きかけてほしい。
- ・ NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映は、観光行政面で非常に大きな影響があると考えるので、西郷隆盛とかかわりの深い本市においても、関係団体等とも連携しながら早急な対応をお願いしたい。
- ・ 水尻グラウンドは、市内各所の公園の中でも芝生が整い利用者に好評で、グラウンド・ゴルフ以外でも利用を希望する声もあり、今後ますます利用者がふえてくることが予想されるので、今後とも本市の誇れる公園となるよう取り組んでいただきたい。
- ・ 鳥獣被害対策事業に関し、市内各地域でイノシシ被害が非常に発生しており、中には作物をつくれなくなったという話も聞く。このような耕作者の現状を踏まえ、市補助金の拡充や補助率の引き上げ等についてさらに検討してほしい。
また、県の補助事業については、補助率はよいが、手続上、認可までに時間を要するため実態として事業効果がない状況にあるので、その点についても改善が図られるよう県に対し要望してほしい。
- ・ イノシシ等の被害を防ぐ対策としては、やはり個体数を減らす捕獲が一番だと考えるが、今の有害鳥獣捕獲事業では市域を越えての捕獲ができず有効性がないと考えられるので、県全域で取り組んでいくよう県へ強力に働きかけてほしい。
あわせて、捕獲した鳥獣処理の問題については、処理施設づくりに広域で取り組んでほしいといった要望も再三出されているので、この点についても重ねて検討されたい。
- ・ 企業誘致に関しては、本市は労働力や輸送路などさまざまな適性を総合的に見ても厳しい状況にあるが、本市への進出企業が1社でも多く誘致できるようさらに努力されたい。
- ・ 旧金山小学校の体育館については、跡地利用の関係で今後どのような計画が出てくるのかわからないが、現状として、床部分の傷みが大きく利用希望があっても利用できない状況にあるので、現有施設の活用という観点から、維持管理には努力してほしい。
- ・ 家庭教育支援ノートについては、今日、不登校などゆゆしき社会問題として取り上げられているので、生涯学習の視点のみで取り扱ってそれっきりというのではなく、やはり学校との連携にも活用できるよう配慮していただきたい。
- ・ 通学路の安全安心の確保は、教育面での重要な課題として挙げられるが、その点ではゾーン30の区域指定は有効な取り組みであり、学校側からの要望が強ければ警察も区域指定に動くと思うので、全校的に取り組んでいくようお願いしたい。
- ・ 学校給食センターについては、新しいとはいえ既に5年も経過すれば、修理の必要な機械器具類も出てくると思うので、安全安心な給食を提供するという点からも迅速な対応をしていただきたい。
- ・ 顧問弁護士の委託に関し、顧問弁護士からアドバイスをいただいてとしきりに言われた事案があるが、中には疑うような案件もある。弁護士が言うとおりがすべてだということにはなり得ないので、顧問弁護士が言われたことを強調されることは考えてほしい。
- ・ 新広域ごみ処理施設の建設候補地が南さつま市高橋に決定したことについて、市民に公表するように法に基づき対応してほしい。
- ・ 本市の定住促進政策として、新築住宅の建築に対する補助制度がないところであるが、県内

のほとんどの市町村で取り組んでおり、財政出動が伴うが定住促進を図る上で補助制度を設ける必要があると考える。財政面を考慮して補助を限定することや、若い世代などを優遇する方策などを具体的に検討してほしい。

- ・ 市営住宅の長寿命化対策は、手を入れなければならないところがたくさんあると思うので、入居者が住みやすい住宅となるように続けて取り組んでほしい。

◎議案第6号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第7号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○予算の概要

- ・ 国民健康保険特別会計の予算総額は44億1,625万6,000円で、前年度当初予算に比較して8,786万8,000円、2.0%の減となっている。
- ・ 歳出の主なものは、総務費では、事務的経費である総務管理費を1,330万9,000円、徴税費629万2,000円、運営協議会費は14万8,000円を計上している。
- ・ 保険給付費は、予算総額の63.3%となる27億9,610万4,000円を計上している。このうち療養給付費の23億7,348万8,000円については、平成25年度から平成28年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。療養費2,808万6,000円、高額療養費3億7,533万円についても、療養給付費と同様に算定した。
- ・ 出産育児諸費は、実績を考慮して23件の966万円、葬祭諸費については、67件の134万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金は、概算1人当たり負担見込額5万8,234円に概算対象者6,703人を乗じた額から平成27年度の精算額を控除した額3億4,314万4,000円と事務費拠出金及び病床転換助成関係事務費拠出金の合計額3億4,317万7,000円、予算総額の7.8%を計上した。
- ・ 前期高齢者納付金は、126万4,000円を計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、5万円を計上した。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者数の見込み2,473人に1人当たり年間負担金見込額6万7,200円を乗じた額から平成27年度精算額を控除した額1億4,049万4,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金10億6,881万5,000円は、医療費に対する共同事業としての国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金1億2,599万7,000円と保険財政共同安定化事業拠出金9億4,281万8,000円である。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等事業費1,979万4,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業等に要する経費として保健事業費2,223万9,000円を計上した。
- ・ 公債費に90万円、諸支出金に267万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金は、療養給付費等負担金6億4,680万8,000円と高額医療費共同事業負担金3,149万9,000円、特定健康診査等負担金517万5,000円、普通調整交付金2億6,998万1,000円、特別調整交付金4,500万円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金430万円を計上した。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分として1億1,587万9,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億3,043万3,000円計上した。
- ・ 県支出金は、高額医療費共同事業の負担金3,149万9,000円、特定健康診査等負担金517万5,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億4,218万7,000円を計上した。
- ・ 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計11億5,037万9,000円を計上した。

- ・ 繰入金のうち保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分 1 億 0,537 万 5,000 円と保険者支援分 5,664 万 6,000 円、出産育児一時金等 644 万円、職員給与費等 1,357 万 8,000 円、財政安定化支援事業 6,567 万 4,000 円の合計 2 億 4,771 万 3,000 円を計上した。
- ・ 諸収入は、第三者納付金 350 万円、歳入欠陥補填収入 1 億 5,270 万 8,000 円及び滞納処分費等合計で 1 億 5,723 万 4,000 円を計上した。
- ・ 国民健康保険税は、総額 5 億 3,274 万 1,000 円を計上し、平成 28 年度の当初予算に対して 3,600 万 6,000 円、約 6.3% の減となった。
- ・ 調定額の算定に際しては、全国的な景気については、内閣府の月例経済報告においては緩やかな回復基調が続いているとしているが、本市の経済・雇用状況等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、平成 28 年度の本賦課時における本市国保被保険者 1 人当たりの所得を見ると、平成 27 年度に比べやや減少しているなど、本市及び県内の景気回復速度は、全国と比較してまだ鈍く、今後の著しい好転は期待できない状況がうかがえることから、平成 29 年度における国保被保険者 1 人当たりの所得については、平成 28 年度と変動しないものとして算出した。
- ・ 収納率については、所得状況の著しい好転は期待できず、依然として厳しい納税環境の中、健全化行動計画に基づく取り組みとしてこれまで取り組んできた納税環境の整備及び滞納処分の強化策をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分については、特別徴収分・普通徴収分合わせて、一般分を 95.8%、対前年度当初プラス 0.1 ポイント、また、退職分については、これまでの実績等をもとに 97.6%、対前年度当初マイナス 1.2 ポイントと見込み算定した。
その結果、国民健康保険税の現年課税分は、医療給付費分が 3 億 4,382 万 2,000 円、後期高齢者支援金分が 1 億 1,900 万 9,000 円、介護納付金分が 5,123 万 5,000 円の合計で 5 億 1,406 万 6,000 円を計上し、また、滞納繰越分は、総体で収納率を前年度当初予算と比較してマイナス 0.6 ポイントの 24.4% と見込み、医療給付費分が 1,206 万 2,000 円、後期高齢者支援金分が 400 万 2,000 円、介護納付金分が 261 万 1,000 円の合計で 1,867 万 5,000 円を計上した。
- ・ 後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は 3 億 3,194 万 1,000 円で、前年度当初予算に対して 622 万 6,000 円、1.9% の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務的経費である総務管理費を 129 万 7,000 円、徴収費を 156 万 5,000 円、合計で 286 万 2,000 円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を 2 億 1,800 万 9,000 円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定分担金 1 億 1,021 万 7,000 円及び延滞金 5 万円を計上した。
- ・ 諸支出金として保険料還付金 30 万円、還付加算金 3 万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金 292 万 5,000 円、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を分担金と同額の 1 億 1,021 万 7,000 円計上した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較して 559 万 8,000 円、約 2.6% の増となっている。
- ・ 保険料の内訳は、特別徴収保険料 1 億 5,481 万 8,000 円、普通徴収保険料 6,319 万 1,000 円の合計で 2 億 1,800 万 9,000 円を計上した。これは、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。

○当局説明

- ・ 総務費の増の主な理由については、本年度、平成 30 年度の制度改革に対応するためのシステム改修を行ったが、来年度も予定しており、その分の 430 万円を計上していることが一番大きな理由である。これは、国から全額補助の対象になると考えている。
- ・ 出生数については、国民健康保険に加入している方への出産育児一時金において 23 人と推

計しており、市全体の出生数は150人と見込んでいる。

- 過去の出生数については、平成25年度140人、平成26年度128人、平成27年度144人と変動があるが、減少傾向にあると考えている。
- 葬祭費については、国民健康保険に加入している方が亡くなった場合に2万円が支給され、67人と見込んでいる。
- 保険給付費の一般分の療養給付費については、平成25年度から平成27年度の実績と平成28年度の実績見込みをもとに、1人当たりの医療費の伸び率を2.8%と見込んでいる。
伸び率の算定に当たって、前期高齢者分と前期以外に分けて算出しており、前期高齢者以外は、平成25年度から平成26年度が8.27%の増、平成26年度から平成27年度が2.13%の減、平成27年度から平成28年度が2.21%の増と見込んでいる。前期高齢者分は、平成25年度から平成26年度が13.19%の減、平成26年度から平成27年度が10.77%の増、平成27年度から平成28年度が0.08%の増と見込んでおり、特に前期高齢者分の変動が大きくなっている。それらを相殺し、平成28年度と比較し2.8%の伸びと見込んでいる。
- 国保に対する国の財政支援策については、消費税の増税が延期され、市町村国保に対する公費拡充の財源、財政安定化基金へ積み立てるための財源措置が懸念された。厚生労働省からは、市町村国保への影響に配慮し、さまざまな手だてを行い、平成27年度から始まった公費の拡充については、これまでどおり継続するということと、平成30年度からの新たな1,700億円の公費拡充策についても実施する財源の確保ができたことから、市町村に対して直接的に迷惑をかけることにはならないと考えているという説明を受けている。
- 歳入に占める割合において、国庫支出金は、平成28年度24.2%、平成29年度22.7%となっており減少している。前期高齢者交付金は、平成28年度17.4%、平成29年度23.3%となっており増加している。
- 国庫支出金の歳入に占める割合が減少した理由については、国庫支出金は基本的に一般被保険者分の医療費等に対する補助金であり、医療費は伸びる見込みであるが、算定の過程で前期高齢者交付金を差し引くことになっていることから、前年度と比較して前期高齢者交付金が増額となっていること等によるものである。
- 国庫支出金の療養給付費等負担金の後期高齢者支援金分については、後期高齢者支援金の額の32%と退職者医療の調整額で算出したものである。
- 後期高齢者支援金と介護納付金については、1人当たりの単価に対し推計した対象者数を乗じて算出されるものがある。
- 平成28年度の後期高齢者支援金と介護納付金に係る歳入歳出の収支状況については、当初予算ベースで、後期高齢者支援金分は1,986万8,000円のプラス、介護分は70万円のマイナスとなっている。
- 平成30年度以降の後期高齢者支援金と介護納付金に係る市町村ごとの事業費納付金については、県が算定を行うものであり、医療費分と基本的には同じ考え方であるが、医療費に係る事業費納付金と異なる点は、医療費分は各市町村の年齢調整後の医療費指数を幾ら反映するかという部分があるが、それが介護納付金と後期高齢者支援金にはなくなることから、全県下の後期高齢者支援金または介護納付金を合計したものを市町村の所得、被保険者数、世帯数で按分して各市町村に割り振るという考え方である。
- 平成30年度の事業費納付金算定に係る流れについては、平成30年1月に、県から医療費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の事業費納付金額が示される予定である。
- 制度改革前の前期高齢者交付金、介護納付金、後期高齢者支援金に係る平成30年度以降の精算については、それぞれの精算される年度において、市町村ごとに計算した金額を事業費納付金で相殺すると考えている。前期高齢者交付金については、追加の支払いが生じた場合は、

その分を事業費納付金に加算することになると考えている。

- ・ 収納率向上への努力に対する特別調整交付金の見込みについては、平成27年度決算時において、現年・過年の合計で19市中、本市が一番高い収納率となっており、今年度の県調整交付金についても、対前年度比で収納率が伸びていることから、昨年の金額と同様であれば900万円程度交付されるのではないかと考えている。それ以外に、国保税の適正賦課と収納率向上特別対策事業の補助金が100万程度交付される見込みである。
- ・ 共同事業の超高額分については、420万円以上の大きな負担がある場合、県単位で国保連合会が調整を行う制度があるが、直接、市町村の予算に計上するものではない。
- ・ 80万円超の高額レセプトの件数については、平成28年度が10カ月で363件、月平均36件、平成27年度は430件、月平均36件と月平均の値は全く同じである。医療費が少なかった平成26年度は件数381件、月平均32件となっており、件数においても医療費の状況があらわれていると考えている。
- ・ 平成28年度の国保財政安定化支援事業に係る交付税措置額の内訳については、被保険者の応能割保険料税負担能力が特に不足していることでは2,817万6,000円、病床数が特に多いことでは1,775万3,000円、高齢者が特に多いことでは661万円となっている。
- ・ 前期高齢者交付金が増になった場合の影響については、国庫支出金は算定の過程で前期高齢者交付金が差し引かれるため、療養給付費等負担金の負担率は32%になっていることから、32%程度は影響が出るということであり、交付金の増が全額影響としてあらわれるということではない。
- ・ 療養給付費等交付金の減については、療養給付費等交付金は退職者に係る医療費に対して交付されるものあり、退職者の被保険者数の減少に伴って退職者の医療費が減少していることにより減少している。
- ・ 退職被保険者は、平成28年度の見込みが287人、平成29年度の見込みが150人で、137人の減と見込んでいる。
- ・ 療養給付費等交付金の減少率が大きい理由については、退職者医療制度は基本的に平成26年度に廃止となっているため、新たな加入者はなく、退職被保険者の年齢が65歳に達すると一般へ移行することになっており、平成29年度に65歳になる人が多く被保険者数が著しく減少すると見込まれることによるものである。
- ・ 療養給付費等交付金は、一般分とは異なり、社会保険診療報酬支払基金で計算され、退職分の医療費等に対して国保税等を差し引いた額が支払基金から交付される制度となっており、退職者医療制度そのものは、基本的に収支の均衡が図られるような制度となっている。
- ・ 平成28年度と平成29年度の前期高齢者交付金において2億4,500万円程度増加しているにもかかわらず、平成29年度当初で歳入欠陥補填収入として約1億5,300万円計上している理由については、前期高齢者交付金が増加すると他の国庫支出金、県支出金等が調整されて減額される部分があり、2億4,500万円が全額財政上好転するというわけではない。平成27年度以前についても、歳入欠陥補填収入を例年計上しており、平成29年度が例年のような状況に戻っているということである。
- ・ 平成29年度における財源不足見込額の見通しについては、平成28年度の最終補正における歳入欠陥補填収入は、歳入の増と歳出の執行残で解消できるのではないかと考えていることから、当初予算ベースの歳入欠陥補填収入のみとなり、約1億5,300万円の財源不足となると見込んでいる。
- ・ 国保会計の赤字の対応については、支出の中心である医療費、療養費を抑えることが一番大事であり、市民の健康づくりに力を入れていかなければならない中で、健康課を中心にさまざまな対策を組み、地域の中に入って、市民一人一人の医療、健康に対する啓発、医療費等を抑

える醸成を図っていくことを念頭において対応をしていくのが一番であるのではないかと考えている。また、どこに原因があるのか細かな数字の分析を行い、対策を図っていくことも大事なことだと思っている。

- 平成29年度の歳入欠陥補填収入約1億5,300万円については、収納率向上特別対策事業、医療費適正化、健康づくりなどをより積極的に進める中で減額を図り、最終的には財政健全化行動計画に沿って法定外繰り入れにより解消していきたいと考えている。
- 平成28年度に借入れを行った広域化等支援基金貸付金の償還については、平成30年度から34年度までの5カ年で8,000万円を1,600万円ずつ償還する。
- 県内市町村の平成27年度の財政状況については、6保険者が赤字となっている。
- 特定健診の受診率については、平成20年度から増加を続けて、ここ数年頭打ちの状態の中、今年度もさまざまな取り組みを実施したが、平成28年度の見込みで42.9%になっており、対前年度比で若干減少している。
- 特定健診受診による医療費への効果額について示されたものはないが、毎年受診している方と3年間受診してない方では、脳卒中の死亡率が2.4倍になるという保健所の説明を受けた。
- 特定健診の受診率向上対策については、平成27年度から優良公民館の表彰制度、平成28年度からは市内の民間金融機関の金利優遇制度、従来の未受診者対策等を実施しているが、ここ数年受診率が伸び悩んでいるのが実態である。

受診率を伸ばすためには、地域、職域、市内の医師会の医師の協力が必要不可欠であると考えて一緒に取り組んできたが、今後はさらに地域の方々への取り組み、職域ではパートの方の健診の取り組み、医療機関からの情報提供や個別健診の受診率を向上させる取り組みを強化していかなければ、これ以上の受診率の向上は難しいと考えている。

また、40代、50代の受診率が非常に低く、健康づくり全般に対する意識、関心が低いと考えており、若い世代への対策を強化していきたいと考えている。現在、未受診者対策において、未受診者のうち、若い世代の方を中心として勧奨を行っている。特に若い世代の男性の受診率向上に対する取り組みを強化しなければならないと考えている。

- 平成26年度の特定健診の受診率は、男性は、40代22.8%、50代28.2%、60代44.8%、70代47.2%で合計40.5%である。女性は、40代24.1%、50代40.2%、60代49.5%、70代53.2%で合計47.1%であり、女性のほうが高くなっている状況である。
- 市内の医療機関における特定健診については、制度開始当初は10カ所の医療機関で実施していたが、徐々に減って、現在5カ所になっている。

受診医療機関の拡大を図っているが、医療機関としては、特定健診の健診項目に空腹時血糖があり、朝早く実施するとなると、どこの医療機関も午前中は忙しく、他の患者の診療に影響が出る等が減少した原因としてあるのではないかと考えている。

- 健康センターが実施している事業について、市民健康教室については、著名な先生や市内の先生を講師に招き、健康に関する知識の普及を図ったり、救急医療の必要性の認識を深めたり、実践をしていただく目的で行っている。さわやかウォーキングについては、健康寿命を延ばすためには正しい食生活と適度な運動が必要であると考えており、適度な運動としてはウォーキングが最も手軽で取り組みやすいものであると考えていることから、ウォーキングの普及を図る目的で実施している。なお、市民健康教室には、四、五百名の、さわやかウォーキングには120名程度の参加者があり、参加者には周りの方々への周知をお願いし、市内全体への普及を図っていきたいと考えている。
- 糖尿病の重症化予防事業については、平成28年度途中から取り組んでいる事業である。糖尿病の重症化予防のノウハウを十分構築している県民総合保健センターに委託し、糖尿病に関する検査項目で一定数値を超え、糖尿病で現在通院中の方などを対象として市内医師会の医師

からの指示に基づき、本市の保健師、管理栄養士と一緒に保健指導を行う事業である。特定保健指導の内容をより一層強化し、糖尿病に限定して取り組むものである。

- ・ 医療費適正化については、後発医薬品の推進に取り組んできており、平成29年1月末の利用率は数量シェアで78.1%となっている。国からは、平成29年度までに70%、平成30年度から平成32年までの間に80%を達成するようという指導がなされている中、平成29年度の目標については既に達成している状況である。効果額については、取り組みが始まった平成23年度と比較すると、一月当たり430万円程度の効果額があり、年間で5,000万円程度となる。
また、健康づくりでは、糖尿病の重症化予防事業で委託する県民総合保健センターと連携しながら積極的に進めていきたいと考えている。
- ・ 医療費適正化におけるレセプト点検に取り組むことの直接的な効果としては、平成27年度の財政効果額は244万8,000円となっている。また、間接的な効果としては医療機関の不正・不当請求に対する抑止力にもなっていると考えている。
- ・ 介護給付費地域支援事業支援納付金が平成26年度から減少している理由については、納付金は、1人当たりの単価に被保険者見込み数を乗じて算出されるものであり、1人当たりの単価は増加傾向にあるが、本市の概算時における介護の第2号被保険者数が、平成27年度2,884人、平成28年度2,665人、平成29年度2,473人と約200人ずつ減り続けていることが要因であると考える。
- ・ 国民健康保険税の歳入の前年度当初との比較については、現年分は、前年度95.9%に対し、同程度の95%程度となっている。滞納繰越分は、前年度当初25%に対して24.4%で0.6ポイント減、合計では、前年度86.8%に対し0.1ポイント増の86.9%と見込んでいる。
- ・ 国民健康保険税の歳入については、被保険者数の減や、過去の課税実績等を踏まえた上で、健全化行動計画との整合性もある程度とりながら見込んでいる。
- ・ 国保税の収納率の健全化行動計画との比較については、現年課税分においては、当初は95.9%、計画値では96.2%、滞納繰越分においては、当初は24.4%、計画値は26%、総体では、当初は86.9%、計画値は87.2%としており、全体で0.3%程度健全化行動計画の目標値を下回って見込んでいる。
- ・ 国保税の最高限度額引き上げの見送りの理由については、厚労省は、当初、4年連続となる4万円引き上げを提案していたということであったが、全国市長会から、所得水準の低い市町村などでは、相対的に低い所得で限度額に達している実態があり、平成30年度に国保制度改革が控える中、平成29年度は一たん立ちどまり限度額のあり方を根本的に考えるべきだとし、引き上げに慎重な意見を踏まえてなされたということである。
- ・ 限度額超過世帯の平成27年度と平成28年度の比較については、平成28年度の本賦課時において、医療分は、52世帯で対前年度12世帯の減、限度超過額は1,800万円程度で対前年度300万円程度の減、後期高齢者支援金分は、54世帯で対前年度23世帯の減、限度超過額は660万円程度で対前年度200万円程度の減、介護納付金分は、32世帯で対前年度7世帯の減、限度額超過額は460万円程度で対前年度13万程度の増となっている。合計で限度超過額2,900万円程度、対前年度500万円程度の減となっている。
- ・ 保険税の滞納額の推移については、平成25年度が537人で1億0,100万円程度、平成26年度が498人で9,400万円程度、平成27年度が444人で8,200万円程度と、平成25年度以降、未納額は減少している状況にある。
- ・ 滞納者に対する短期保険証について、経済的な事情により保険税の納付能力のない方に対しても医療を受けられるように保険証は交付している。ただし、滞納の解消の取り組みとしては、税負担の公平という観点から、納税相談の機会を確保し、個々の状況について把握しながら対応を行っている。

- ・ 不納欠損処分状況については、平成25年度144件、840万2,700円、平成26年度151件、1,049万3,700円、平成27年度151件、1,003万4,388円となっている。
- ・ 不納欠損処分をしている案件については、それぞれ地方税法の規定に基づき処分しているものであり、これまでもいろいろ納税相談を実施してきている中、納付能力の状態を確認の上、判断しているものである。

○委員からの意見・要望

- ・ 国保法に対する国の支援が先送りになった部分については、市長会等を通じて、安心感を与えるようなことになっているが、まだ公費の拡充は実施されておらず、またその時期が来たら先送りということになると話にならないことから、徹底して注視してほしい。
- ・ 国保の場合は、被保険者がどんどん変わる中で、単年度の収支をきちんとしなければ、被保険者間での不公平が生じることとなり、健全化計画において単年度分だけはきちんとしようということはそのような意味が強く、一般会計からの法定外繰り入れや累積赤字分はいたし方ないと思っているが、単年度収支をきちんとするという考え方でいろいろ取り組んでほしい。
- ・ お薬手帳を忘れた場合、支払いに幾らか加算されるが、薬局によっては加算しないところもあり対応が違っていると聞いている。また、薬局からは、手帳は1冊にまとめたほうがよいと聞いているが、病院ごとにお薬手帳を持っている市民もいると聞いている。以前、お知らせ版等でお薬手帳について周知していたようであるが、別なよい方法で周知してほしい。なお、加算が保険に絡んでいるのであれば、微々たるものであるが、国保会計のため取り組むべきこととして検討してほしい。

◎議案第8号平成29年度枕崎市介護保険特別会計予算

○予算の概要

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は24億9,694万6,000円で、平成28年度当初予算額より約5.3%、1億2,497万7,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費5,672万3,000円、保険給付費23億5,794万4,000円、地域支援事業費8,187万4,000円、諸支出金40万4,000円などである。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億7,460万6,000円、国庫支出金6億4,225万6,000円、保険料4億1,115万3,000円、繰入金4億1,046万8,000円、県支出金3億5,820万6,000円、諸収入ほか25万7,000円で措置した。

○当局説明

- ・ 総務費の計画策定委員会費は、老人福祉計画及び第7次介護保険事業計画をつくる委員会に係る費用である。
- ・ 介護保険事業計画の見直し等については、枕崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画検討懇話会を設置して、意見を聞いた上で実施している。懇話会の委員は15名以内となっており、医師会の代表、歯科医師会の代表、社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員協議会の代表、介護保険施設の代表、自治公民館連絡協議会の代表、老人クラブ連合会の代表、住民代表などの方々に構成している。
- ・ 枕崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画検討懇話会の所掌事務については、計画の見直し等についての必要な事項の検討のほか、計画の進捗状況等をこの会議に示して御意見を賜るといったこともあり、毎年度設置されている。
- ・ 枕崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定に当たっては、まず、福祉課で高齢者のニーズ調査等を実施し、それをもとに作成した素案を枕崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画検討懇話会に提示し、その中で、それぞれの職種の専門家等から御意見等を賜って、必要な

修正を加えた後、策定するという手続になる。

- ・ 枕崎市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定時の介護の見込みと現在の実績との比較については、計画策定に当たっては、全国的な傾向として高齢者がふえている中、要介護者がふえていくことも踏まえ、総体的にはそれぞれの段階で大体ふえる見込みで立てていたと思っている。計画に基づきさまざまな事業を実施する中、介護予防事業等に取り組んでいる効果もあり、各段階では当初の見込みより減っている状況もあると考えている。
- ・ 高齢者の世帯の分類について、平成27年の国勢調査のデータでは、高齢者の単身世帯が2,086世帯、高齢者の夫婦のみの世帯が1,446世帯となっている。
- ・ 今後の介護保険事業の見通しについては、2025年問題等を踏まえた上で、お互いで支える介護保険制度を永続的なものにしていくということで、地域包括ケアの考え方でもあり、多様な主体が住み慣れた地域で支えあっていたらいいというような国の考え方であることから、制度改正など国の動向等は今後とも注視していきたいと考えている。
- ・ 介護保険制度の持続可能性の確保ということで、現在、国会に提出されている地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に総報酬割の導入と利用者負担の見直しが盛り込まれている。総報酬割については、各保険者が納付する介護納付金に対して総報酬割を導入するもので、平成29年7月1日から施行される予定となっていることから、法案が通れば、平成29年8月分から介護納付金の中に総報酬割が段階的に導入されていくことになる。

利用者負担の見直しについては、介護サービスを受けたときの利用者負担分について、現在の2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とするということが盛り込まれており、平成30年8月1日施行となっている。

影響額については、利用者負担の見直しでは、平成28年度の状況で見ると、平成28年12月末現在のサービス受給者の1,082名のうち10名が3割負担となる見込みであるが、介護保険の利用者負担には上限があり、3名は上限に達していることから、移行した場合の実質的な影響は7名で1万4,500円程度と見込んでいる。総報酬割では、一般的に所得が高いとされる共済組合、健康保険組合は上がり、所得が比較的低いとされる協会けんぽ、国保の方々は下がると見られている。

- ・ 介護の申請から認定までの期間については、スムーズにいくと一月から一月半程度で審査結果は出る。ただ、審査事務については南薩介護保険事務組合で行っているが、組合が直接調査を行う部分の件数がだんだんふえてきている状況にあることから、若干期間を要するケースも出てきている。
- ・ 要介護度の状況については、平成29年2月現在で、1号被保険者中、要支援1が161人、要支援2が178人、要介護1が324人、要介護2が248人、要介護3が171人、要介護4が181人、要介護5が130人で、要支援1・2で合わせて339人、要介護が1から5までの合計で1,054人となっている。
- ・ 介護認定者の居宅介護サービスの受給状況については、平成29年2月分では、要支援1が116人、要支援2が150人、要介護1が215人、要介護2が189人、要介護3人が75人、要介護4が53人、要介護5が13人で合計811人となっている。
- ・ 地域密着型サービスの利用状況については、平成29年2月分では、要支援は利用がなく、要介護1が50人、要介護2が47人、要介護3が40人、要介護4が16人、要介護5が11人で合計164人となっている。
- ・ 地域密着型サービスの受け入れ施設の状況については、グループホームでは若干待機者がいることから、現在、需要と供給がマッチしていないという部分はあるが、小規模多機能型では、さらに1カ所開設する予定で準備を進めていることもあり、他の地域密着型サービスの部分に

については、利用者から施設が不足しているという声は届いていないことから、施設が不足している状況ではないと思っている。

- ・ 地域密着型通所介護の利用料については、利用時間によって異なるが、利用時間が5時間以上7時間未満の場合、要介護1の場合が640円、要介護2が750円、要介護3が870円、要介護4が990円、要介護5が1,100円となっている。
- ・ 特別養護老人ホームの待機者については、特別養護老人ホームは要介護3以上が入所対象となっており、現在の待機者が合わせて97名いる。グループホームを加えると、延べ114名となる。
- ・ 認知症の方の介護施設の入所については、認知機能の状況等も含め判定をしており、要介護1・2の方でも認知症の症状等がある場合には、特別養護老人ホームの入所判定委員会において状況を判断し、例外入所となることがあるが、年2回開催する委員会においてそのような案件は上がっていない。
- ・ 介護事業所の不正に対する処分については、本市において処分された報告はない。
- ・ 地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業については、これまで介護予防給付として給付されていた介護予防訪問介護・通所介護が、平成29年度までに総合事業に移行することとされていることに伴い、これまで全国一律の基準で実施されていた介護予防訪問介護・通所介護の部分が、それぞれの市町村が基準を定めて総合事業として実施されることになっているものである。

事業のメニューは、これまで介護予防で実施していた国基準と同様の基準型の訪問介護、基準型の通所介護、若干基準を緩和したミニデイサービス等を準備している。

緩和型としては、現在の9時から4時ぐらいまでの通所介護をサービスが3時間程度、送迎が1時間程度で大体4時間以内とし、料金も安くした新たなサービスを始める準備をしている。

- ・ 地域支援事業費の一般介護予防事業については、これまで比較的元気な方を対象とした一次予防事業、要支援や要介護になるリスクのある方を対象とする二次予防事業として実施していたが、この区分けが制度改正によりなくなり、これまでの一次予防事業と二次予防事業を統一して、平成29年度から新たに一般介護予防事業として取り組むものである。
- ・ 地域包括支援センターの人員については、主任介護支援専門員1名、保健師2名、社会福祉士1名の専門職を配置している。
- ・ 地域支援事業におけるサービス利用に係る費用については、介護予防・生活支援サービス事業はこれまでの予防給付から地域支援事業に移行するが、そのサービス給付費については、基本的に1割は利用者が支払い、残りの部分は給付費として市のほうが払う財源構成となり、これまでの予防給付と一緒である。
- ・ サービスの利用対象者については、介護保険制度においては予防給付と介護給付があり、介護給付は要介護1から5までの方、予防給付は要支援1及び要支援2の方が対象となっている。また、地域支援事業は一般の方も利用でき、既にてげてげ広場事業を実施している。

なお、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1、要支援2及びチェックリストで生活機能の低下が見られると判定された方となる。

- ・ 住民主体の集いの場の取り組みについては、てんとうむし体操を動機づけとして、てげてげ広場事業や、健康課では筋トレ教室や筋トレサロンのような集いの場では65歳以上の方すべてを対象として実施できるのではないかとと思っている。また、健康センターでは男性料理教室等を実施し、外に出て社会性を持たせることにより自立支援と介護予防の基本理念である重度化の予防等につなげていき、年齢を重ねていく上で、体力が弱ってきたら、自分に合ったサービスを使っていくというのが流れになってきているのではないかとと思っている。

地域支援事業、予防給付、介護給付、施設入所も含めて、すべて介護保険制度の枠組みの中

で体系化されており、地域支援事業は市の基準で実施することから、今後は住民の意向、地域の年齢構成、趣味・趣向等を考慮し、事業を進めていかなければならないと思っている。

- ・ てげてげ広場事業の状況については、平成28年2月から金山公民館で実施し、平成28年度に入り、大堀公民館、千代田町公民館、田畑公民館、下山公民館で実施している。

各公民館で、実施している曜日や時間もさまざまであり、最初の5回は市で体操の仕方や段取り等の支援を行うが、6回目からはそれぞれ地域の方の自主運営で実施されており、1公民館当たり約20名程度が参加している。

- ・ てげてげ広場の実施回数については、運動効果を高めるため週2回程度が理想であるが、参加者の負担も考え、ただ集まるということと運動能力を高めていけない体をつくるという意味では、少なくとも1週間に1回は必要になってくるということをお願いしている。
- ・ 地域支援事業の事業メニューについては、今後、要介護、要支援の抑止策となるような先進的な自治体の取り組みを参考にして、本市でも事業化できないかというのを考えていきたいと思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 地域包括支援センターの名称については、関係者はわかるが、一般の人には何をするとところかわからない。市民も名称が思い浮かばず、庁舎内を探していたので案内した。自治体によっては親しみやすい、覚えやすい名称で設置しているところもあり、検討してほしい。

◎議案第9号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

○予算の概要

- ・ 平成29年度歳入歳出予算の総額は8億9,443万5,000円で、前年度当初予算より1,694万円の増で、率にして1.9%の増となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費が一般管理経費等で3,112万9,000円、公営企業会計適用費は公営企業会計適用業務委託料等で1,530万6,000円、処理施設管理費は終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億7,978万4,000円、排水施設管理費は汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,212万6,000円、下水道整備費は立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備、終末処理場及び松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく改築更新事業、終末処理場及び管渠・マンホール等の長寿命化計画策定等で3億0,915万8,000円、公債費は元金が昭和63年度から平成26年度までの借入に対する元金償還で2億6,305万6,000円、利子が昭和63年度から平成28年度までの借入に対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込額で6,377万6,000円となる。予備費は10万円である。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億6,780万円、分担金及び負担金940万円、国庫支出金1億4,390万円、繰入金2億6,105万8,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債2億1,020万円で措置した。

○当局説明

- ・ 下水道整備費の立神北町地区の面的整備は、平成28年度予算で立神北公園の周辺一帯の約8ヘクタールを整備しており、平成29年度計画は、広域農道の南側一帯の約3ヘクタールを整備する計画である。なお、残りが約1.2ヘクタールとなり、現在の進捗では、平成31年度でこの地区の管渠整備は終了する予定である。
- ・ 広域農道の北側については区域外となっているが、広域農道の南側と北側に本管を埋設して個人の引き込みのための取り付け管を取りつけることができるように計画しており、1戸1戸聞き取りをしながら取りつけていく計画である。
- ・ 公営企業会計適用業務委託は、終末処理場と管渠及び中継ポンプ場等の資産調査及び資産評

価業務の委託を予定しており、委託内容については、終末処理場の工事台帳並びに管路敷設工事等の工事台帳及び資産の工事台帳をもとにした資産別の累計減価償却費等の歳出等の調査と、資産評価に係る減価償却費計算及び法適用時の帳簿価額の算出等である。

この資産調査及び資産評価業務等は最低2年以上ないし3年程度の調査期間が必要ということであり、企業会計導入予定の平成32年4月からの適用に向けて、平成29年度から専門業者等に業務委託を行うものである。

また、公営企業会計への移行に当たって、移行事務支援事業と企業会計システム等移行業務を平成30年度から実施する予定である。

- ・ 公営企業会計に移行したときの消費税については、節減効果として、一般会計繰入金を減価償却費に充当し消費税計算の対象外になるメリットがあると認識しているが、現在、特別会計で減価償却等は算出していないことから、今後、資産評価等の業務委託で現有施設の減価償却費等を算出していく中で、消費税を含む効果が反映されるものと考えている。
- ・ 事業収入が増額となったことは、平成27年度、28年度を比較すると加工場関係の有収水量の増加に伴い使用料が増額となり、平成29年度も同様の増が見込まれることによるものである。
- ・ 終末処理場における臭気対策については、建設当時よりにおいが漏れないように水処理施設にふたを設置し、敷地外周には植栽等を三重に施して植え臭気が漏れないようにしているところである。また、最近では汚泥排出の際のドアのシャッター等の開け閉めの迅速化並びにシャワーリングをしながら臭気を吸収するようにしていることや、根本的な汚泥処理設備の改築更新等で、脱臭設備の改築更新をしていかなければならないということも説明しているところである。

さらに、今回予算に計上している長寿命化計画策定2期の計画では、臭気対策も踏まえた水処理設備の整備、汚泥処理設備の整備のほか、脱臭設備等の改修も含めた計画策定を予定しているところである。

- ・ 一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金は、平成27年度決算では2億6,406万5,000円であり、そのうち繰出基準に基づく繰出金は2億3,322万4,000円で、繰出基準外の繰出金は3,084万1,000円であり、そのうち下水道整備費の単独事業分が441万6,000円である。

基準外の繰出金は、決算において翌年度に精算されて大部分が一般会計へ返納されることになる。なお、公営企業会計へ移行後は、基準外の繰り出しはなくなるものと考えている。

- ・ 地方債の平成28年度末現在高見込額と平成29年度末現在高見込額の差額が、平成27年度末現在高と平成28年度末現在高見込額の差額と比較して減額の幅が小さい理由は、平成28年度の繰り越し事業等があることと、下水道整備費の工事等に対する地方債等が膨らんでいるためである。なお、下水道事業特別会計における地方債残高は、平成19年度、20年度で借換債等を活用し、また、施設の改築更新等を実施しながら毎年度約1億円を減らすように努めている。
- ・ 地方債に関し、借り入れ利率は高いもので4%台のものがあるが、この4%台のものは平成30年度から平成36年度にかけて償還が完了する予定である。
- ・ 下水道整備において、過疎債を充当しているものは、終末処理場の改築更新並びに工事請負費の管渠工事等である。
- ・ 下水道事業に係る地方債は、公営公共下水道事業債が50%、過疎債が50%となっている。
公営企業に過疎債を充当する場合は、基本的に使用料で賄うという方針があり、一般会計では充当率100%となっているが公営企業に要する経費は充当率50%となっている。なお、通常の公共下水道事業債よりも過疎債が交付税措置率が高いことから、限度いっぱい過疎債が充当できるように県等へ要望していきたいと考えている。
- ・ 公営企業会計への移行に係る下水道事業関係条例の見直し等については、平成30年度から

行う予定である。

- ・ 現在の供用開始区域の対象世帯数は6,537世帯で、そのうち5,715世帯が接続済みで、接続率は87.4%となっている。

平成26年度公共下水道事業計画の変更等での人口推計では、平成40年度の区域内人口は、変更前が15,500人で変更後が11,100人である。

- ・ 供用計画区域における対象人口については、下水道事業を当初導入する昭和50年度の人口とその当時の人口推計を踏まえて全体計画を定め、その後、平成26年度に新たな人口推計を踏まえて全体計画で見直したところである。
- ・ 下水道事業は、本市の環境改善などを目的に始まったものであり、全体計画の中で整備区域を定めて、現在、第4次計画区域まで国・県の認可を受けているところである。事業を実施していく上で、多額の借りに伴う返済や供用区域内の接続率を高める努力は当然やらなければならないことであり、今後も全体計画に沿って実施していきたいと考えている。
- ・ 下水道の供用区域は、都市計画区域内が対象となっており、都市計画区域外の住宅密集地などを供用区域に設定する場合は、全体の都市計画区域の変更認可が必要となる。
- ・ 今後の全体計画の見直しにおいて、現在の下水道区域に隣接する地区以外の住宅密集地などについて、仮に新たに供用区域に設定するとなると、処理場や管路・管渠などの整備を要することからコスト的に高くなることを見込まれる。また、終末処理場の長寿命化を控えている中で、さらに起債などより事業費が膨らむことから、当面の間は、現有施設の長寿命化対策を優先して行うこととしている。
- ・ 公共下水道使用料の一般管理費及び処理施設管理費と排水処理施設管理費を合せた維持管理費に対する回収率は、平成28年度の最終補正予算では107.6%である。また、平成29年度当初予算では110.2%である。なお、回収率が維持管理費に対して100%を超えた部分は、公債費の財源として充当している。

○委員からの意見・要望

- ・ 下水道事業の事業収入をどうやってふやしていくかは、料金を上げれば済むことであるが、料金値上げは簡単にいかないのが、事業収入の確保に向けて今後とも努力してほしい。
- ・ 終末処理場の臭気対策は、今後の長寿命化計画の中でも十分な対応をしてほしい。
- ・ 人口減少が進む中で、使用者が少なくなることが見込まれ、一方で多額の地方債の償還があることなどから、事業の継続に見合う使用者を確保するために下水道事業関連の条例等に市民や企業等の責務を盛り込む必要があると思う。
- ・ 下水道事業の整備計画に関し、事業の必要な箇所には投資も必要であるが、投資は人口と比例しているところがあると思うので、人口の推計等を踏まえて事業を進めてほしい。

◎議案第10号平成29年度枕崎市立病院事業会計予算

○予算の概要

- ・ 平成28年度の診療報酬改定は0.84%のマイナス改定で、マイナス改定は8年ぶりとなり、極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万6,790人、外来で1万5,240人、1日平均患者数を入院で46人、外来で60人と定めた。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億2,399万7,000円、医業外収益7,627万円、附帯事業収益958万2,000円の合計6億0,984万9,000円で、前年度より1,548万7,000円の減、収益的支出は医業費用7億0,472万2,000円、医業外費用1,136万1,000円、附帯事業費用999万9,000円の合計7億2,608万2,000円で前年度より548万円の減となり、収支差引1億1,623万3,000円の当年度

純損失となる見込みである。

- ・ 資本的支出は、建設改良費のうち有形固定資産購入費として老朽化した機器の更新等に891万3,000円、リース債務支払額1,367万5,000円、企業債償還金として1,858万6,000円の合計4,117万4,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。

○当局説明

- ・ 年間患者数については、入院患者数は、平成24年度1万9,263人、平成25年度1万9,438人、平成26年度1万9,502人、平成27年度1万8,863人となっており、外来患者数は、平成24年度1万7,180人、平成25年度1万7,366人、平成26年度1万6,962人、平成27年度1万6,083人となっている。
- ・ 1日の平均患者数については、入院患者数は、平成24年度52.8人、平成25年度53.3人、平成26年度53.4人、平成27年度51.5人となっており、外来患者数は、平成24年度67.6人、平成25年度68.6人、平成26年度67.0人、平成27年度63.6人となっている。
- ・ 患者数の減の要因については、人口の減の影響が出ているのではないかと考えており、厚生労働省が3年に1回実施している受療行動調査において、平成26年度の調査結果では、全国的に病院関係の入院・外来患者数の減少傾向があらわれている。また、厚生労働省の2015年の人口動態統計の資料において、鹿児島県では在宅死の割合が8.3%で前年度と同じ数値、病院、診療所で亡くなる方が81%で対前年度比1.4ポイント減、老健施設等、老人ホーム関係での施設での死亡が対前年度比1.4ポイント増となっており、施設への入所者がふえているという要因もあるのではないかと考えている。

また、平成28年度については、市立病院では一般病床を20床確保しているが、その平均在院日数が前年度に比べて短くなっており、重症患者が少なかったという要因もあるのではないかと考えている。

それと、診療報酬改定で0.84%のマイナス改定をうちの病院に置きかえて考えると、外来の診療報酬でマイナス0.07%、入院でマイナス0.45%の影響額が診療報酬改定に対して出ている状況も収益の減の一端になっているのではないかと推測している。

- ・ 在宅医療制度が進行していくに伴う収益に対する影響については、市立病院においても訪問診療、訪問看護を行っており、その辺の需要があれば収益はその部分ではふえていくと思っている。
- ・ 訪問診療については、院長が午前の診療後、午後から主に訪問診療を行っている。その分、午後の診察は手薄になることから、医師の確保は今後も必要なのではないかと考えている。
- ・ 外来患者の待ち時間については、外来の患者に対してアンケートもとっており、待ち時間が長いと指摘を受けていることから、時間を縮められないかと配慮はしている。曜日によって混み合う日もあり、患者にはその旨説明をしてお願いしている状況である。
- ・ 職員給与費については、平成24年度2億3,959万3,000円、平成25年度2億3,490万2,000円、平成26年度2億6,285万8,000円、平成27年度2億9,468万3,000円となっている。
- ・ 3年間で約1億円もの給与費が増額している理由については、以前は委託人の人数が多く、職員数が少ない状態で経営を行っており、現在、委託職員から職員化を図っているということで、その部分での給与費の増ということになっている状況である。
- ・ 職員の増に伴う人件費の増の対応としては、より高い施設基準を満たしていくことで診療報酬の増を見込んでいく。
- ・ 看護師の充足率については、現段階ではどうにか満たしているような状態である。ただし、若い看護師においては出産・育児等があり、産休、育休を取得する場合には不足が生じる場合も考えられることから、その分での補充については、今後も必要があるのではないかと考えている。

- ・ 産休等で人員減の事態が発生した場合については、人員に余裕があれば非常勤は採用しないが、看護基準を満たせない場合は非常勤の採用を考えなければならないと思っている。
- ・ 医師の充足率については、現在3.1程度の数字となっており、最低4名は必要ということになってくる。現在、常勤医2名おり、充足率を満たすために非常勤医もお願いし、対応をしている状況である。
- ・ 利益を上げるための対策については、病院の健康フェスティバル、各公民館での健康講座の開催、また、4月から市のホームページがリニューアルされる予定であり、そこに病院のホームページにリンクできるように設定し住民への周知を図っていきたいと考えている。
 なお、病院の健康フェスティバルは平成27年度は113名、28年度は118名の参加があり、今年度は行政サイドの病院として市民の健康を図る健康講座等を下園、瀬戸口、東白沢等で開催し、患者増につながればということでも今後も引き続き開催していきたいと考えている。
- ・ 患者に対する接遇については、入院の際に患者からアンケートをとっており、指摘があった場合には、接遇委員会等で検討し対応している。
- ・ 市立病院の入院患者、外来患者の構成については、入院患者は、70歳以上が90%以上を占めている状況である。外来患者は、60歳以上が70%以上を占めており、高齢者の多い病院となっている。
- ・ 若い世代への利用促進については、4月からホームページがリニューアルされることから、その部分で積極的にPRを図っていきたいと考えている。
- ・ 病児保育一時預かり事業の平成28年度1月末現在の利用者数は179人である。職員の配置基準は、病児3人につき1名の保育士を配置することとなっており、カンガルーのポッケは最大3室で3名ずつの9名を預かれるようになってきていることから保育士3名を確保している。また、看護師は病児10人につき1名を配置することになっており、1名を配置している。
- ・ 当初予算のキャッシュ・フローで期末残高が減少していることについては、例年、経費の面で不用額等出てくることから、現段階では、現金収支上は問題はないと考えている。
- ・ 患者数に対する市立病院の運営に必要な職員数については、病院会計の場合、2年に1回、診療報酬改定があり、今の基準で一般病棟は10対1、療養病棟は20対1で対応しているところである。今後もその人員配置を維持したいと考えているが、診療報酬の改正によっては、その基準が厳しくなることなどがあり、必要な職員の絶対数を数字で表すことは難しい。なお、現段階では基準に基づいて適正に動いていると考えている。
- ・ 看護師職員の給与は、人事院勧告に基づく医療職給料表により算定している。なお、民間の病院の給与は把握していない。

○委員からの意見・要望

- ・ 市立病院の正規職員化を図ることについては、雇用の受け皿としての効果も出ているが、その分の人件費の対応等も考えて経営をしてほしい。
- ・ 市立病院の患者の流出については、看護師や医師の接遇、他市の病院への転院が原因であり、患者を呼び戻すための努力を、病院の健康フェスティバル、各公民館での健康講座、ホームページでの周知だけでなく、もっと実施してほしい。
- ・ カンガルーのポッケは、市立病院ならではの対応力でできたことであり、若い方たちが安心して仕事ができるような体制をとってほしい。また、本当に重要な施設だと思うので、今後もこの取り組みを伸ばしてほしい。

◎議案第11号平成29年度枕崎市水道事業会計予算

○予算の概要

- ・ 業務の予定量は、給水戸数を1万0,600戸、年間総給水量を276万3,000立方メートル、1日平均給水量を7,570立方メートルと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で102戸の減、率にして1%の減、年間総給水量で12万3,000立方メートルの減、率にして4.3%の減、1日平均給水量では337立方メートルの減となっている。
- ・ 主要な建設改良事業は、老朽管更新事業5,076万円、施設更新事業1,304万3,000円を予定している。
- ・ 主な工事としては、台場通線、小江平通線、柳町通線、美初竹山線及び市街地の街路などの老朽管更新工事のほか、川路ポンプ場送水流量計取替工事などを実施する予定である。
また、委託費848万9,000円を計上し、その中で片平山配水池耐震診断調査及び水道ビジョン策定のための業務委託を予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億5,472万9,000円、水道事業費用を4億4,613万円とし、差し引き859万9,000円で、税抜き後で128万2,000円の当年度純利益を予定している。
これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億3,360万3,000円で889万9,000円の減、率にして2%の減、営業外収益が2,112万6,000円で3,422万4,000円の減、率にして61.8%の減となり、合計では4,312万3,000円の減、率にして8.7%の減となる。
水道事業費用では、営業費用が3億8,274万7,000円で606万8,000円の減、率にして1.6%の減、営業外費用が6,230万3,000円で1,928万6,000円の増、率にして44.8%の増となり、合計では1,321万8,000円の増、率にして3.1%の増となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3,197万5,000円、資本的支出を2億1,010万5,000円とし、差し引き1億7,813万円の不足額は、当年度分損益勘定留保資金1億6,158万1,000円、建設改良積立金1,036万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額618万円を補てんしようとするものである。
- ・ 収入の負担金197万5,000円は、市からの消火栓設置負担金4基分である。
- ・ 水道事業会計の職員数については、行財政改革の一環として、前年度の再任用1名を含む14名の職員数を1名減らして13名にしようとするものである。

○当局説明

- ・ 水道ビジョン策定は、給水人口の減少、料金収入の減少、水道施設の老朽化など事業環境の変化に対応できるように現状評価を行った上で、将来的な水需要予測をもとに現有施設更新時の規模をあらかじめ決めておくなど費用対効果を考慮した更新計画を作成することにより、水道料金の改定など企業会計運営の長期的計画の指針となるものである。
- ・ 将来的な水不足の懸念に関しては、花渡川からの取水と地下水の2本立てで対応しており、現在の水源地が使えなくなった場合の代案は考えていないが、本市の給水量が年々減少している中で、別府地区では工場進出の影響等から取水可能量にかなり近づきつつあるので、今後策定する水道ビジョンの中で、これらの水事情も含め総体的に検討していきたいと考えている。
- ・ 平成29年度の給水戸数については、昨年までの推計方法が非現実的で水道課が把握する数との誤差が大きかったことから、平成27年度と平成28年4月から12月の戸数の増減率をもとに予測する現実的な方法に改めたもので、12月の戸数を基準に1万0,600戸にしたものである。
- ・ 水道事業の経営安定化については、企業誘致による水道料金の増や給水人口の増が極めて難しい中、行財政改革によって懸命に努力していくほかないと考えており、平成29年度は、金山浄水場関係の事業が終わったことから、その分を1名減らし将来的な経費削減を図っていくとするものである。

また、水道事業においては、いかに漏水をなくし有収率を上げるかが課題であり、3年ほど前に88%まで落ち込んでいた有収率を、ここ2年で91%にまで回復させたところであるが、

今後も漏水対策をより強化していきたいと考えている。

- ・ 別府地区の水源地は、白沢水源地の湧水1カ所、白沢地区に白沢西水源地、白沢西第二水源地の深井戸2カ所、俵積田地区に東山水源地、中原西水源地の深井戸2カ所の計5カ所があるが、4カ所の深井戸については、実際の可能取水量は近年の渇水の問題等もあって、当初計画していたよりも大幅に減ってきている。
- ・ 別府地区の水不足が懸念されることについては、現在、花渡川及び深浦水源地からの水が一旦遠見番地区の岩戸配水池を経由して水産高校付近まで送られており、その送水管の管径を大きくし、白沢の配水池まで管を延伸して別府地区を賄う計画もあるが、この問題についても平成29年度予算に計上している水道ビジョン策定の中で検討していきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 水道事業については、平成29年度は行財政改革の一環として1名の人員減を予定しているようだが、民間企業と比較した場合、事業収益の規模からみても一般的に妥当な職員数とはいえない状況にある。今日、水道事業そのものを民間委託しているところもあり、そういう点でも人員等を民間企業と比較するなどして、経営安定化に向けての具体的な対策を検討していただきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 沖 園 強